

平成 2 2 年第 2 回 (6 月) 伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 1 1 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	5
伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告.....	6
報告第 2 号 ~ 報告第 5 号の上程、説明、質疑.....	1 5
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4
報告第 6 号 ~ 報告第 9 号の上程、説明、質疑.....	2 5
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 4 4 号の上程、説明.....	3 4
議案第 4 5 号の上程、説明.....	3 7
議案第 4 6 号の上程、説明.....	3 7
議案第 4 7 号 ~ 議案第 5 2 号の上程、説明.....	3 8
議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 5
議案第 5 5 号の上程、説明.....	4 6
議案第 5 6 号の上程、説明.....	4 7
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、動議、委員会付託.....	4 8
諮問第 2 号の上程、説明、質疑、採決.....	6 5
散会宣告.....	6 6

第 2 号 (6 月 1 4 日)

議事日程.....	6 9
本日の会議に付した事件.....	6 9

出席議員.....	6 9
欠席議員.....	6 9
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	6 9
職務のため出席した者の職氏名.....	6 9
開議宣言.....	7 0
議事日程説明.....	7 0
一般質問.....	7 0
室 野 英 子 君.....	7 0
鈴 木 初 司 君.....	7 7
梅 原 泰 嗣 君.....	8 7
森 島 吉 文 君.....	9 2
内 田 勝 行 君.....	1 0 0
飯 田 正 志 君.....	1 0 7
稲 葉 紀 男 君.....	1 1 3
森 良 雄 君.....	1 2 8
木 村 建 一 君.....	1 4 3
散会宣告.....	1 5 6

第 3 号 (6 月 1 5 日)

議事日程.....	1 5 7
本日の会議に付した事件.....	1 5 7
出席議員.....	1 5 7
欠席議員.....	1 5 7
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 7
職務のため出席した者の職氏名.....	1 5 7
開議宣告.....	1 5 8
一般質問.....	1 5 8
松 本 覺 君.....	1 5 8
関 邦 夫 君.....	1 6 8
杉 山 誠 君.....	1 8 0
西 島 信 也 君.....	1 8 9
大 川 孝 君.....	2 0 1
三 須 重 治 君.....	2 1 0
散会宣告.....	2 2 3

第 4 号 (6月16日)

議事日程.....	2 2 5
本日の会議に付した事件.....	2 2 5
出席議員.....	2 2 5
欠席議員.....	2 2 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 2 6
職務のため出席した者の職氏名.....	2 2 6
開議宣告.....	2 2 7
議事日程説明.....	2 2 7
議案第 4 4 号の質疑、委員会付託.....	2 2 7
議案第 4 5 号及び議案第 4 6 号の質疑、委員会付託.....	2 4 8
議案第 4 7 号～議案第 5 0 号及び議案第 5 2 号の質疑、委員会付託、議案第 5 1 号の質疑、討論、採決.....	2 5 0
議案第 5 5 号及び議案第 5 6 号の質疑、委員会付託.....	2 5 6
散会宣告.....	2 5 7

第 5 号 (6月25日)

議事日程.....	2 5 9
本日の会議に付した事件.....	2 5 9
出席議員.....	2 5 9
欠席議員.....	2 6 0
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 6 0
職務のため出席した者の職氏名.....	2 6 0
開議宣告.....	2 6 1
議事日程説明.....	2 6 1
議案第 3 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 6 1
議案第 4 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 7 6
議案第 4 5 号及び議案第 4 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 8 2
議案第 4 7 号～議案第 5 0 号及び議案第 5 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 8 7
議案第 5 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 9 1
議案第 5 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 9 2
議案第 5 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 9 6
議員派遣について.....	3 0 4
日程の追加.....	3 0 4
報告第 1 0 号の上程、説明、質疑.....	3 0 5

議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0 8
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 1
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 5
伊豆市議会改革検討委員会委員及び代表委員の選任について.....	3 1 6
閉会宣告.....	3 1 7
署名議員.....	3 1 9

開会 午前 9時33分

開会宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、20番、木村議員は、都合により多少おくれるということですので、御了承をお願いしたいと思います。

ただいまから平成22年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。

16番、飯田正志議員、17番、鍵山堅一議員を指名いたします。

会期の決定

議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から25日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月25日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（飯田宣夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第243条の3第2項に基づく、市の出資法人である財団法人伊豆市振興公社の経営状況の公表につきましては、書類をお手元に配付いたしましたので、ごらんい

ただきたいと思います。

次に、監査委員から法に基づく例月出納検査結果の報告並びにその他議長の会議・出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、静岡地方税滞納整理機構議会議員選挙の結果の報告についてですが、4月上旬、議員に選挙の告示についてのお知らせをしてあるところでありますが、3月末にて市議会議員からの選出議員2名が辞職されたことから、2名の欠員が生じたものであります。このたび、市議会議長会として冨澤保宏島田市議会議長と私、飯田宣夫が市議会議長会からの団体推薦を受けることになったものであります。5月20日に立候補の届け出が締め切られ、他に立候補の届け出がなかったことから当選が確定したものであります。

本日までに3件の要望書を受理いたしました。

夜間議会の開催についての要望書の件は、御承知のとおり、6月4日の議会全員協議会において、議会改革を検討する委員会を設置し、その委員会の中で検討していくものであるということになりました。「伊豆市立修善寺老人憩の家」の入浴料に関する要望書、「子宮頸がん予防ワクチン接種に公費助成を」の要望書は、議員の皆さんに要望内容を周知していただきたいとの趣旨でありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（飯田宣夫君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

本庁の議場での初めての本会議となりました。毎年6月は私の誕生日の直後でございます、また1つ年をとり、去年にも増して冷静な答弁に努めてまいりたいと思います。

6月議会冒頭に当たり、4点、行政報告を申し上げます。

1つ目は、市民の声を大切にしたいということでございます。

伊豆市の将来を描く第1次総合計画の後期基本計画を作成するため、既に市役所内部でのヒアリングを終了いたしました。また、市民の皆様の意見、要望を直接伺うために、市内24カ所でのタウンミーティングを開始し、既に土肥地区での4カ所を終了いたしました。これに並行して、タウンミーティングに参加しにくい若いお母様方のお考えを伺うため、各こども園、幼稚園に伺っての会合も行っております。いずれの会場でも予定時間の1時間を超える熱心な意見交換を行い、率直で具体的な御意見を拝聴しているところでございます。このようにさまざまなルートで市民の皆様の考えを吸収し、伊豆市らしい真に使いこなせる計画をつくり上げてまいりたいと考えております。また、8月には市民による事業評価会を開催

し、効率的で質の高い行政運営に努めてまいります。

2点目、修善寺駅周辺整備について。

21年度末に編成した利用者検討委員会を開催するに伴って、議論が非常に熱を帯びてまいりました。ぜひ可能な限り市民の皆様の声を反映させ、100年に一度の大事業を成功に導いてまいりたいと考えています。担当の土地対策課にとどめず、観光商工課や、あるいは市内外の専門家の皆さんの新たなメンバーを加えたプロジェクトチームを編成し、また、駅舎についてはデザインコンペを行うことも検討しております。事業費の大半に補助金を充てることから事業日程の変更はいたしません、時間と予算の許容する範囲で、市民の皆様が夢を持てるような事業にしてまいりたい所存でございます。

3点目、知事広聴について。

今月30日、川勝知事が伊豆市においでになり、知事広聴会「平太さんと語ろう」が予定されています。さまざまな分野で活躍されている市民6人の方、20歳代から60歳代まで男女それぞれの皆様に生の声を知事に届けていただきたいと思っております。

最後に、インバウンドについて。

外国人観光客の誘客を目指し、この5月にインバウンド推進協議会を発足いたしました。また8月には、上海万博における日本産業館を利用した県のプロモーション事業に、伊豆の国市と合同で参加をいたします。私自身も訪問させていただき、万博会場では15分の持ち時間のプレゼンテーションを2回行い、さらに上海の旅行エージェントや観光担当の行政機関を訪問し、伊豆市の周知、広報に努めてまいりたい所存であります。まだ詳細は未定でございますが、数日の間、副市長に市長事務を代行させることとなりますので、よろしく御理解を賜りたく存じます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 以上で行政報告は終わりました。

伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告

議長（飯田宣夫君） 日程第5、伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告を行います。

同委員会より、会議規則第39条第1項の規定により、最終報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長、大川孝議員。

〔伊豆市議会行財政改革特別委員長 大川 孝君登壇〕

伊豆市議会行財政改革特別委員長（大川 孝君） 11番、大川孝です。

昨年の3月に皆様方より御承認をいただきました伊豆市議会行財政改革特別委員会、1年2カ月余の時間ではありましたが、委員の皆さんとともに、結果を本日ここに御報告申し上げる次第でございます。

1ページのほうをごらんになっていただきたいと思っております。

設置の根拠、地方自治法110条及び委員会条例第5条によるものでございます。

目的、(1)市の行政改革の進捗状況に関する調査、研究、(2)行財政改革における特定重要項目に関する調査、研究、(3)市民の目線に立った議員からの提言を行うを目的といたしました。

委員は記載のとおりです。

調査期日におきましては、21年4月6日より22年5月24日までの17回を開催いたしました。その経緯と、また考え方につきまして申し上げさせていただきたいと思っております。

平成21年3月議会におきまして行財政改革特別委員会が設置されまして、平成21年4月6日に第1回の委員会が開催され、現地視察を含め延べ17回開催しました。限られた時間ではありましたが9項目を掲げ、精力的に調査・審議をしてきました。行財政運営の改善を進めることは、市民に対して最適な行政サービスの提供につながると考えたからです。行政側が進めてきました集中改革プランも、平成21年度で5年間の計画が終わり、その総合的な評価の発表が待たれますが、すばらしい構想や戦略があっても、それをプロセスに反映し行政活動に展開しなければ成果を実現することはできません。市民満足度の向上を深める取り組みを行うよう要望し、報告といたします。

それでは、2ページのほうでございます。

調査・検討項目といたしまして、1、人件費の適正化と効率化について、2、入札改革について、3、各種団体の補助金のあり方について、4、遊休市有地の活用と賃貸料基準価格の適正化について、5、審議会の情報公開について、6、指定管理者(民間委託)について、7、「議会報告会」の実施について、8、全員協議会・議運のあり方について、9、政務調査費等の検討についてなどを検討いたしました。その9項目について報告いたします。

1、人件費の適正化と効率化について。

改革案の背景。

1、伊豆市一般会計の特徴について。

平成22年度の一般会計予算の収入141億7,600万円における自主財源比率は40%の大台を切り、38%まで低下し続けている。これは、近隣の伊豆の国市の48%、函南町の58%、三島市の61%と比較して極端に低い。主な自主財源である市税の過去5年間の推移を見ると、平成19年度をピークとして毎年約1億円ずつ、今年度は45億円まで減少しました。このことは、伊豆市の経済が低迷し続けていることの反映であり、財政の自立化の点から危機的状況にあると言えると思っております。

2番、一般会計における人件費の比率と適正化について。

平成22年度予算での人件費比率22.2%(31億4,700万円)である。これを近隣の伊豆の国市の16.2%(27億9,900万円)、函南町18.2%(19億7,100万円)、三島市20.7%(71億2,700万円)と比較しても高い比率であります。したがって、人件費の適正化が伊豆市の財政改革、健全化に極めて重要なこととあります。

3、人員削減の実績と問題点について。

(1) 問題点1、平成16年度の合併時に517人であった市の全職員は、平成22年度で計画の460人を上回る428人まで削減された。人件費は、平成16年度の一般会計予算32億3,000万円に対して平成22年度予算では29億800万円と、89人も的人员削減の効果が総額に余り反映されていません。その主な原因としまして、職員共済組合負担金や退職手当組合負担金等の増にあります。平成22年度予算においても、前年比で一般会計職員9人の減により給与費8,120万円の削減に対し、職員共済組合負担金6,000万円の増額により人件費の削減は2,120万円でありました。

3ページです。

(2) 問題点2、伊豆市の人件費比率はなぜ高いのか。

4町が合併したことにより、現状では近隣市に比べ伊豆市の職員数が多いことに起因する。計数的には、伊豆市職員1人当たりの給与は555万円であり、伊豆の国市の559万円、函南町の547万円と同程度である。また、伊豆市のラスパイレス指数は93.4%であり、類似団体の98.1%と比較しても高くはない。財政比較分析(平成20年度版)の一般的な指標の一つである人口1,000人当たりの普通会計上の職員数で比較すると、伊豆市11.81人、伊豆の国市7.17人、函南町6.11人、三島市6.76人に比べて極端に多い。また、全国の類似団体7.46人や静岡県市町平均6.96人と比較しても多い。

人件費の適正化と職務合理化・効率化。

定員管理の適正化と諸手当の見直しについて。

(1) 定員管理の基本的な考え方。

合併協議では合併後10年間で110人の職員を削減することとなっている。また、伊豆市定員管理適正化計画によると、平成16年合併時520人の職員を平成22年度460人(実績428人)とする計画となっている。さらに、平成22年第1回伊豆市定例議会において、市長より、平成25年度には400人とする目標に向かって着実に職員数の削減を進めていることが示された。第2次集中改革プランに掲げられた新定員管理適正化計画の策定方針どおり実行されたい。

(2) 諸手当の見直しについて。

業務の垣根を越えた相互補完、職員能力の向上並びに事務の効率化による時間外勤務手当の削減。

外部委託業務の削減。専門職の育成を図り、みずからのシンクタンクとしての能力を高め、調査委託料の軽減を図る。臨時、非常勤職員の見直しを図る。

2、行政機構のさらなる見直しについて。

新たな政策課題や住民ニーズ、また重要課題等に対応できる効果、効率的・機動的・弾力的組織の構築を図る。

3、適材適所配置による事務の合理化・効率化について。

事務の合理化・効率化の推進を図るべきである。

4、職員能力アップ、多能化について。人事評価制度の推進（職員のやる気を引き出す制度として）。

（1）努力した人が公平に評価され、報われる制度を推進し、勤勉手当等への反映並びに昇給昇格への反映を図る。（2）評価の透明性と公平性の確保を図る。（3）能力開発と人材育成による効率化を図る。

以上、提言いたします。

2、入札改革について。

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義とし、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るとする観点から、一般競争入札の方式をもって、伊豆市が締結する契約方法の原則とすべきは当然のこととあります。そして、伊豆市がよりよい契約・入札方式を構築していくことは、伊豆市の発展のためにも重要な役割を担うものと思うものである。

そこで、下記の項目に沿って検討結果を示すものとします。

1、入札制度の適正化。

伊豆市の土木・建築関係の落札率は、ほとんどが95%以上の高値で推移している。これでは電子入札やその他の方法を採用しても、公正な競争が行われている保証はない。競争があるのなら、落札率にばらつきが出てくるのが当然である。そこで、本当の意味での競争を可能にするにはどうしたらよいか。一般競争入札の場合の「特別に定める参加資格」、すなわち市内に本店・支店等がある会社のみが入札に参加できるという規定を見直し、他地区、例えば静岡県東部地区からでも参入できるシステムにすれば、新しい業者の参入により競争原理が働くことになり、伊豆市にとって経済的な予算執行が期待できる。今後、さらなる入札制度の適正化に向けた調査、研究を実行に移すことを要望します。

2、随意契約の運用審査等のルール化。

随意契約とは、競争の方法によらないで普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。随意契約は、競争入札に比し、手続が簡略で、かつ経費の点でも一段と負担が少なく済む。しかも、相手方の信用、技術、経験等を熟知の上、選定することができるから、その運用さえよければ、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。しかし、一たんその運用を誤ると相手方が固定化し、また契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれもある。入札によらずして随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令167条の2の9つの要件に該当する場合に限ることとされている。競争入札によらず随意契約をもって事業を実施するにおいて、この施行令の9つの要件のどれに該当するか、その理由は妥当なものかどうかを、だれが審査し、また、だれが決裁するのかあいまいである。よって、随意契約事務規定の厳格な運用とダブルチェック体制を構築するよう要望する。

3、市内業者の保護対策。

伊豆市においては、土木・建築・電気・管工事の各業種ごとに入札参加者の格付がされており、ランクごとに入札参加の設計額の幅が決まっている。現状において、格付上位の業者は、設計額が数百万円でも数億円でも入札に参加できるが、格付最下位の業者は1,000万円未満あるいは500万円未満の仕事しか入札に参加できず、結局、格付上位の業者が大きいものから小さいものまですべて落札することができる。

5 ページをお願いします。

そこで、中小零細業者の保護育成が伊豆市経済の活性化にとっては必要であります。市内中小零細業者が小さい工事なら市から仕事をとれるといった状況をつくるには、設計金額と格付の関係の見直しは不可欠であります。よって、保護対策として、上位ランク業者が小さいものまですべて応札することのないよう、特に零細業者を守るような仕組みを検討すべく提言をします。ただし、災害にあっては市内業者すべてを挙げて対応するよう要望する。

大きな3項目めです。各種団体の補助金のあり方について。

年間約4億円の補助金が現在124の項目に分けられていますが、それは各種団体の成長とともに市全体の利益、また個々の市民にとっては生活の向上に結びつくものでなければなりません。

検討の基本姿勢。

1、補助金の必要性和金額については、市が作成した「補助金等に関する基本指針」（平成18年3月）に基づいて検討した。

2、個々の補助金の検討はしていくが、提言に当たっては全体に共通する内容とした。

審議しました経過と提言につきまして申し上げます。

15の補助金を抽出し、各種団体の「補助金交付申請書」及び「実績報告書」の資料により、担当部から説明を受けました。

1、入り口は補助金の基本指針にある補助金の必要性、効率性、有効性などの観点から事務事業評価をしているというが、出口では、予算の総額が減ればそれに対応して5%、10%カットが現状であります。ある団体の交付申請書には「 の育成と生活向上に寄与することを目的とする」とあり、実績報告書には「 の育成と生活向上に寄与」できた。「目的が、寄与」になっただけであります。したがって、新しい事業を起こすとか、将来自立と発展性があるというものに対し、有効性を見通し補助するという意味合いをしっかりと位置づけていくべきであります。

2、基本指針には、補助金の妥当性を検討する「審査委員会の設置」を掲げています。また、結果の評価システムなどを確立する必要があります。したがって、審査委員会を早急に設置するとともに、一般市民も参加する組織にすべきであります。

大きい項目の4番です。遊休市有地の活用と賃貸料基準価格の適正化について。

1、遊休市有地の活用。

管財課の説明によりますと、現在、普通財産処分検討用地は15カ所ほどありますが、現時点で売却や有効利用可能な土地は、土肥ふじみ荘跡地、原保森林管理事務所跡地、六仙山、下白岩警察官舎の4カ所であります。売却予定、保留、競売不調等で未処分になっています。経済不況の中、買い手がつかないのが現実である一方、底値の今、売り急ぐ必要もないという考えもできます。慎重な対応を望みます。

6ページです。

その他の土地は、境界未定や用途変更（建築確認）更地化等、現況を把握し、問題点を処理することのほうが急務であります。

2、賃借料基準価格の適正化。

賃借料については旧町から継続されているものが多く、契約の時期、地域の実情、契約時の条件、状況等さまざまな条件があり、現在に至っています。そのため、基準化が大変困難であることは明らかであります。しかし、それはそれとして、さまざまな条件を勘案しながら不動産鑑定士等の専門家を含む第三者機関にゆだね、基準価格を設定する必要があります。それをもって交渉に当たったり、契約更新時に交渉を行ったりすることも考えられます。賃借料については、市各部局別に交渉・処理がなされているので、市全体の把握がなされていません。賃貸借相互の整合性を図り、一括管理することを提言いたします。

項目5番、審議会の情報公開について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置されている伊豆市の審議会にあっては、公開が義務づけられていない状況にあります。よって、今後は審議の状況を明らかにし、もって市民の参加を促進するとともに、公正で開かれた市政を一層推進するために、原則として審議会を公開性にするるとともに、会議の結果についても審議経過が十分理解できるよう、速やかに公表する基準を制定するなど、早急に検討していただきたい。

項目6、指定管理者（民間委託）について。

指定管理者（民間委託）については、おのおの管理者が異なり、全体的統括がしにくい。よって、個別に提言をいたします。

14ある指定管理者のうちの11を一応調査をさせていただきました。

1、土肥総合会館（指定管理者、伊豆市観光協会）

この施設は、潮風による老朽化が著しく、雨漏りや空調設備が故障した状況になっている。また、使用料収入が市に直接入っている点や修繕も市で行うなど、運営実態が指定管理者制度の趣旨から外れているため早急に見直しを図られたい。

2、恋人岬関連施設（指定管理者、土肥温泉旅館協同組合）

職員にこの施設を守ろうとする意気込みが感じられ、多くの人に土肥に来てもらいたいとの思いから、魅力ある商品の開発に取り組まれています。平成20年11月に伊豆市指定管理者審査会から売却を検討すべきとの答申が出されていますが、駿河湾を眺望できる景観はすば

らしく、売却を考えずに継続経営されることを望みます。

7ページです。

3、天城ふるさと広場、指定管理者、株式会社来富。

天城ふるさと広場のうち、天城ドームは本来、市民の健康福祉増進のためにあるが、市民が利用しにくい状況にあります。よって、市で管理し使用料運用基準を見直すべきである。

4、修善寺総合会館（指定管理者、伊豆市観光協会）

伊豆市内の会館の中核をなす施設であり、今後も現在の指定管理料を堅持した運営に期待する。

5、修善寺温泉筥湯（指定管理者、伊豆市観光協会）

修善寺温泉の中心地に位置するなど、立地条件にも恵まれた場所にあり、独鈷の湯と同様に知名度のレベルアップを図るよう企画宣伝することにより、集客が期待できる施設であります。審査会は「売却も含めて検討すべき」との答申でありましたが、修善寺七湯の一つとして独鈷の湯とともに、源頼家ゆかりの湯ということなど歴史的価値のある施設であります。観光の重要施設でもあるので継続運営を期待します。

6、修善寺自然公園（指定管理者、財団法人伊豆市振興公社）

公園内にバリアフリー化を徐々に取り入れることにより、「人あったか」な施設のイメージアップを図られることに期待します。決算内容は良好であり、職員が一丸となって集客に取り組んでいる様子が見ええる。なお、施設は全体的に老朽化が認められる状況にあり、早急に維持修繕費の上限を協定に盛り込む方向で協議すると同時に、施設の更新計画作成についても協議されたい。

7、狩野川記念公園（指定管理者、株式会社サンアメニティ）

以前は施設の使用受け付けを生涯学習センターにて扱っており、利用者にとって不便でありましたが、指定管理者に移行以後は公園内の管理棟が充実したため、野球グラウンドやテニスコートの申し込みや精算がしやすくなり、利便性が発揮され、あわせて収入も増加しております。また、立地にも恵まれ、遊具を利用し親子が楽しめる公園であり、遊具をふやすことにより子供に評判がよい施設として維持することを望みます。

8、修善寺体育館グラウンド（指定管理者、伊豆市体育協会）

今後、市内の施設すべて、予約が一元化できるようなネットワークシステムを早急に構築し、施設の空き情報等も提供できるよう改善を図られたい。収支のバランスも必要であります。市民のための施設であり、健康増進に広く利用されることを望む。

9、中伊豆体験農園（指定管理者、中伊豆体験農園管理組合）

旧中伊豆町時代からグリーンツーリズム構想の中心にあった、唯一「都会と農村を結ぶ」施設であり、ラウベつき農園と区画農園の利用者も、オープン以来順調に運営されている。今後は後継者育成が急務となっており、官民一体となった取り組みを要望します。

8ページです。

10、中伊豆室内温水プール（指定管理者、有限会社伊豆スイムサポート）

利用者は当初3万人が4万6,000人になり、水泳教室が大きく寄与しているとのことであります。これは、健康が一番の財産であるとの認識が市民に広がってきたものと考えられます。経営は厳しく、市からの指定管理料2,358万円が入っても、受付1名、監視員3名など人件費にかかるウエートが大きい。そのようなことから、今後は日曜日のイベントの実施や健康増進課とのタイアップ並びに医療機関との連携もしていきたいとの指定管理者の意向でありました。よって、行政は指定管理者と積極的に提携を図り、支援するよう要望する。

11、天城温泉プール（指定管理者、有限会社伊豆スイムサポート）

平成20年度の利用者数は1万7,300人（前年比2,270人の減）で、自主事業を除き70万円の赤字であった。指定管理者は経営方針として、近隣の民宿とタイアップして魅力（三力）プロジェクトとの連携を深めるとともに、温泉志向を全面に出し、小プールを利用してベビースイミングを計画したいとの意向であった。当プールは温泉の効能のよさを主眼に置き、療養型プールなどPRの方法をさらに工夫し宣伝していくことが望まれる。なお、教育委員会は進んで両プールに関して管理者とタイアップし、よりよい施設の発展を目指すことを希望する。

12、天城温泉会館、ここは指定管理者にはまだなっておりませんが、調査したことを報告します。

この施設については幾度も議会において論議されてきました。そこで、市の直営施設ではありませんが、今後の事業経営の参考にすべく調査報告をいたします。

現在、指定管理者制度の導入についても検討されている。そのような中、今年度は駐車場の一部1,000平米（乗用車約55台分）を契約上、地主に返還しなければならないので、温泉や劇場ホールの運営にも支障が出てくるという実態を公表すべきであります。また、昨年4月には温泉営業を中止し、現在に至っております。次に、補助金関係であります。仮に施設を廃止、売却、取り壊しをした場合は、補助金の返還が必要となり、その額は1億8,583万2,000円になるとの担当者の話がありました。なお、目的外使用する場合は、県の承認があれば可能であり、借入金の返還は必要ないとのことであります。今後は目的外使用も視野に入れ、検討をしていただきたいと思います。

項目7、議会報告会の実施について。

議会報告会は、前回の行財政改革特別委員会の継続事項になっているが、行財政改革特別委員会とは別の組織として、議会基本条例などの研究も含め議会改革を検討する必要がある。首長も議会を構成する議員も、住民の直接選挙によって選ばれ、それぞれに民意を反映している。我々が議会改革を検討するに当たって、憲法が地方議会を単に「議決機関」とせず、議決に至るまでの審議を重視する「議事機関」として位置づけていることを大切にすべきである。

9ページです。

項目 8、全員協議会・議運のあり方につきまして申し上げます。

1、全員協議会。

全員協議会の法的位置づけや規約はない。したがって、決定事項の法的拘束力や強制力はありませんが、議員間の紳士協定として、以下の機能を有することを各議員が確認する必要があります。1、議会申し合わせ事項の承認。2、緊急事案等についての当局の説明、質疑応答の場としてスムーズな議会運営を期する。3、議会が重要問題、対外折衝関連事項等について、あらかじめ当局側の意見を聞き、議会活動の参考とする。4、議会には、議員相互の政策を討議する機会がない。また、各地域の持つ問題を初め、市民の声を紹介する時間を設ける必要があります。ただし、個人の発言を拘束、制限を加えない一方、各自の持論に執着してはならない。決着・採決の必要もなく、あくまでフリートークングとして、本会議の補助的会合とすべきあります。

2、議会運営委員会。

伊豆市議会運営委員会内規に定められました伊豆市議運委員会所管事項33項目に則せば不都合は見当たらないが、表現が大まかなので、運用については注意が必要である。例えば、「19.議案の取り扱い」は、本会議への取り上げ方について審議するのであって、議案内容の趣旨や内容に触れるべきではない。一般的には、会派代表とした委員構成であるが、伊豆市は常任委員会から選出されています。議員の政策・信条の代表者ではないことに十分留意すべきであり、決定事項及びそれに至る経緯を速やかに全議員に伝達することと、透明性を保つことが何より肝要であります。

項目 9、10ページです。政務調査費等の検討について。

政務調査費は、議員活動の充実及び議員の政策立案能力の向上を図るために必要不可欠と考えられます。そこで、下記の政務調査費の確保を提案いたします。

項目としまして、調査研究費。内容としましては、議員が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費（交通費、日当、宿泊費等）。

それから、項目 2、研修費。内容につきましては、団体等が開催する研修会、講演会への議員の参加に要する経費（会費、交通費、日当、宿泊費等）。

項目、会議費。内容は、議員が行う市政に関する住民の要望意見を聴取するための各種会議に要する経費（会議費、機材借り上げ費、交通費、資料印刷費等）。

項目、資料作成費。内容は、議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷、製本代、原稿料等）。

項目、資料購入費。内容は、議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）。

項目、広報費。内容、議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等）。

項目、事務費。内容、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品、通信

費、使用料、賃借料等)。

以上の政務調査費の必要性を提言するものでございます。

以上で報告を終わるに当たりまして、最後に、委員長の所見等を述べさせていただきたいと思っております。

行財政改革は、限られた税金をいかに効果があるように使うか、市民サービスを維持していくかにかかります。伊豆市の産業構造、人口推移、財政力などを考えたとき、行財政改革はスピードを上げて進め、全職員参画による日常的改革が大切です。また、市民の支持を得る中、行政も民間を超える経営の実践が求められています。今、国も真剣になって、予算のあり方、扱い方を改め、事業仕分けでふるいにかけて予算の有効活用を精査しています。経済状況に改善が見られず、国や地方自治体は税収が減少のため、財政は逼迫し危機的な状況になっています。このようなときに、交付金に頼らないビジョンをぜひ示していただきたいと思っております。

以上をもちまして、1年2カ月余の調査研究しました行財政改革特別委員会の報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長(飯田宣夫君) 行財政改革特別委員の皆さん、御苦労さまでございました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長(飯田宣夫君) 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告をもって、伊豆市議会行財政改革特別委員会の調査を終了いたします。

報告第2号～報告第5号の上程、説明、質疑

議長(飯田宣夫君) 次に、日程第6、報告第2号 専決処分の報告について(施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)から日程第9、報告第5号 専決処分の報告について(施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)までの4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長(菊地 豊君) 報告第2号から第5号までの専決処分の報告について、一括して提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定並びに交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては総務部長が説明させていただきます。

議長（飯田宣夫君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、報告第2号から報告第5号まで、順を追って補足説明をさせていただきます。

ページのほう、まず3ページをごらんいただきたいと思います。

報告第2号に対します補足説明でございます。

報告第2号につきましては、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についてというものでございます。

損害賠償額につきましては、1万9,089円でございます。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、沼津市戸田在住の男性の方でございます。

事故の発生場所並びに年月日につきましては、平成22年3月19日午後4時15分ごろとなっております。場所につきましては、市道温泉場大芝山線ということでございます。

4ページに地図がございます。ごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、伊豆国際カントリークラブ駐車場の、温泉場側から行きますと先になります。詳細につきましては、4ページの下にございますように、戸田側から修善寺側に下ってきた左側車線ということでございます。

市道を自動車で行く中、市道にあいていた穴に左前輪がはまり、タイヤを破損したというものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。

ページのほう、7ページをお願いいたします。

こちらのほうは、交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

損害賠償の額につきましては、18万4,181円でございます。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、市内在住の男性の方ということでございます。

事故の発生場所及び年月日につきましては、平成22年3月29日午前10時30分ごろ、場所につきましては、伊豆市の清掃センター敷地内ということでございます。

事故の概要につきましては、フォークリフトで粗大ごみのコンテナを移動中、右後方から進入してきた車両に気をとられ、左後方に駐車していたミニバンの後部ドアが開いていたのに気づくのがおくれ、フォークリフト左側後部でミニバンの右側後部ドアに損害を与えたというものでございます。

8ページの下の部分、事故の状況図でございます。こちらのほうの事故が発生したものでございます。

続きまして、報告第4号でございます。

ページのほうは11ページをごらんいただきたいと思います。

これも交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

賠償の額につきましては18万1,660円でございます。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、市内の男性でございます。

事故の発生日月日及び発生場所でございますけれども、平成22年4月4日午前8時30分ごろということで、こちらにつきましては、消防団の入退団式の当日でございます。場所につきましては狩野グラウンド前ということでございます。

状況につきましては、消防車両を後退させる際、後方にいた相手車両の左側後部と消防車両の右側後部が接触をしたというものでございます。

12ページに事故の発生場所、発生状況等の図をお示しをさせていただきました。

続きまして、報告第5号でございます。

ページのほうは15ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらのほう、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてというものでございます。

損害賠償の額につきましては9万3,450円、和解及び損害賠償の相手方につきましては市内の男性の方でございます。

事故の発生日月日及び発生場所につきましては、平成22年4月6日午前8時ごろということでございます。発生場所につきましては、土肥でございます市道北伝馬町南伝馬町線ということで、ページ、17ページのほうにその図面がございます。土肥山川の横を走るふれあい通りというものでございます。河口側から上流側に向かったの走行ということでございます。

事故の概要につきましては、市道を自動車で行中、インターロックで舗装された路上のブロックがはね上がり、車両右前後輪を破損させたというものでございます。

詳しい事故の状況につきましては、18ページでございます。駐車車両のわきを通り抜けるときに、歩道と車道を仕切るブロック、こちらのほうに接触したということで、段はございませんけれども、インターロックが車両のほうに破損を与えたという状況でございます。

以上4件、御報告をさせていただきました。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

19番、三須議員。

19番（三須重治君） 15ページの専決の7号ですけれども、事故の概要を額面どおりに理解しますと、前後輪のタイヤのみの2本のタイヤの破損で金額が9万3,000円って、随分金額が大きいと。事故概要がもう少し、これにプラスアルファされてしているのじゃないかと思いますが、その確認をします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） 事故の詳細につきましては、乗用車のタイヤだけということではございませんで、その工賃等もろもろかかっております。また、一部タイヤ以外の部分にも障害があったのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、この道路、インターロックというもので破損させたということで、今後も道路の管理等は進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） だれがタイヤ変えるだって、タイヤを変えるには、こういう工賃は入っての、ほかに、と思うぐらいじゃなくて、タイヤ交換と、あと車のこういうところもこういう損害を与えたというか、その辺、と思うじゃなくて、明確にもう少し答えて……、今答えなくてもいいけれども、これからの説明はそういうふうにもう少し詳細にはっきり明確にしてもらいたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） それでは、また後ほど詳細について御報告をさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） そのほか。

13番、古見議員。

13番（古見梅子君） 13番、古見です。

車と車の場合は保険がききますよね。保険で今までお支払いしてきたと思うんですけども、こういう今のようなインターロックというんですか、ブロックにぶつかったというのは、こういうのは保険できないんですよ。すると、今回のこの何点かあるうちの保険で使えるというのは、どれなんですか。市で払わなければならないのは、どれなんですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） 施設事故につきましては、市のほうで総合賠償保険というものに加入をしております。そちらのほうの保険で賠償額はお支払いをさせていただきました。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） 全部保険で払われたということですね。

それで、もう一点、消防自動車の事故があったんですけども、ふだん運転しなれない車を運転することでやむを得ないかなと思うんですけども、前回は何か青羽根でたしかありましたね、消防自動車。こういう道路に面して駐車場とめてあったところから出る場合は、特に1人でやると無理があると思うんです。ここ続けて消防自動車の事故があったなど記憶しているんですけども、その点あれですね、やはりこういうことは消防団員としてなるべくないほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。注意をするとか、そういう方向でい

かないと、なれないからというだけではなくて、例えばこの青羽根のところ出る場合、道路に出るのにバックして出るでしょうか。広いところで前から出れば事故がないような気が、そんな感じがしたんですけれども、もう少し事故のないようなことを考えてもらわないと、続くんじゃないでしょうか。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおり、去年から事故が続いておりまして、消防車が続けて、それから衛生センターでの特殊車両がやはり続いているんですね。したがって、そこに緊張感がないとは言わないけれども、やはり通常の乗用車運転とは違うというところを少し再確認するところなんだと思って、これ再三、市役所内でも注意はしているんですが、改めて御指摘の観点から管理を強化してまいりたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森です。

4件それぞれ内容が違いますが、毎回同じようなことを言わせてもらっているんですけれども、やはり緊張感が足りない。事故が何か徐々にふえているような気もする。まず、各それぞれ対策どのように立てたのか、もう一度お伺いしたい。

個々にいきますけれども、例えば第4号、これは穴の大きさはどのくらいだったのかどうか。これだけの事故だとすると、相当の穴の大きさがあったんじゃないかと思うんですけれども、それまで担当部局は放置していたのかどうなのか、そういうこともお聞きしたい。

それに、5番ですけれども、これ、運転者がちゃんと資格を持っていたのかどうなのか。これ、相手が車両だったからいいですけれども、人だったら、どうするんですか。

それから6番について、大体、消防自動車みたく後ろが見えないものをバックして運転するんですから、市当局としてはちゃんと、そういうバックする場合は誘導員をつけるとか、そういう指導をちゃんとやらなきゃ、連続して起きているわけですね、こういう事故が。市長、どうですか。お答え願いたいです。

7番について、このインターロックは車道に張ってあるんですか、歩道に張ってあったんですか。それから、インターロックのあるところ、これ、車が走れば、はね上がるのは当然です。事故対策はどのように考えているのかお伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、今回4件の中でいわゆるルーティーンの業務に伴うものはフォークリフトの件なんですけど、これは、先ほど申し上げましたように既に先回から事故が多発しておりますので、私も副市長も、折につけ職員に対する指導をしているところでございます。

今回、前回はあったんですけども、市の道路等管理不十分に伴う事故、これはすべてを予防するということは非常にコストがかかります。議員御承知のとおり、伊豆市は近隣の市町に比較して大変面積が広いものですから、市が管理する市道、林道、農道が非常に長い。私も市内を走っておりますと、非常に不安になるんですが、持越の林道なんかでも、もうほぼ全線に落石、これくらいの石が落ちています。じゃ、あれを全部市の職員が管理するかとなると、これは物すごく行政コストが増大してまいります。

可能であれば、小規模な改修も含めてやはり、地域、地域で何らかのお手伝いをいただけないだろうか、農道等では原材料支給でやっていただいているところ多々あるんですが、そのようなもの以外も少し管理の仕方について御相談をさせていただきたいと思っています。先日も中伊豆の交流センターの前で、これくらいの穴が2カ所あいていて、さすがに、おふろの直前ですから、すぐに担当には指示をしたんですが、そのようなところが多々ございますので、これは非常に広い面積を管理している伊豆市役所の宿命でもございます。ぜひ地元の自治会等ともこの対策については協議をさせていただき、最も効果的で、かつ効率的な管理というものについて再検討してまいりたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） それだけですか、答えは。僕は4件それぞれ指摘したんですけども。

大体、今の市長の考え、何ですか、それ、広いから、長いから。あなたは管理者なんです。管理責任あるんです。伊豆市の車、どこ行ったって走っているじゃないですか。要は、あなた方職員、市長以下、緊張感が足りないんだよ。もっと緊張感持って管理しなさいよ、道路一つ。

穴があいていたって、どのくらいの穴があいていたんですか。これからも事故が起きるんです。そこをあなた放置していたんです。どこに行ったって、伊豆市の車に会うもの。山の中でも。

私、長いから、広いからじゃ、ちょっと。これからまた、これ起きますよ。大体いろんな車走っているじゃないですか。ごみ捨て禁止の、ごみ拾いの、何ていうか、あれですけども、そういう軽トラだって走っているんです、伊豆市の看板背負った。みんなそれぞれ担当外だからやらないというふうな、そういう意識が大きいんじゃないんですか。

もう一度、市長、ちょっと教えてください。担当者だけやってりゃいいってものじゃないんだ。市の職員ないし、市から補助金等もらって市の看板背負った車を走らせている人たちはみんな、こういう道路の状況だの考える、見ながら走ればいい。どうですか、市長。お答え願いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私もふだん見ながら走っているつもりですが、とてもではありません

が、その都度、石を拾って歩いていくと、何キロも進めない。

先ほど行財政改革委員長からありましたとおり、私どもは大変厳しい財政の中で行政コストを削減しろという、先ほど報告を受けたばかりなんです。その中でどうやって行政サービスを維持するかということは、もうこれは、もちろん我々も死に物狂いで考えていますけれども、やはりこれは主権者の市民の皆さんと、一体どういうことが一番効果的で効率的であるのかということをお相談をさせていただきたいと申し上げているわけです。全部市役所でやれば、それは管理道路だから、そうでしょう。それだけの財源とりますか、議員。何ですか。税金ですか。公共料金でいただくんですか。財源はどうされるんですか。

私はそのような耳ざわりのいい、財源措置のとられていない行政サービスを提供するというようなことは、残念ながら申し上げられませんが、したがって、市民の皆さんと最も効果的で効率的な管理の仕方について相談をさせていただきたいということでございます。

フォークリフトの資格等、穴の大きさについては、確認ができていれば、総務部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） 穴の大きさにつきましては、4ページのところでございますように、30センチ程度の舗装がはがれていたという状況は報告を受けております。詳細につきましては、私どもよりも、道路を管理している建設部のほうでお聞きいただかないと、わからないと思います。

それから、同じくフォークリフトにつきましても、後ほど、資格等につきましては市民環境部長のほうから確認をした上で御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑。

森議員。

12番（森 良雄君） 今の市長の答えだったら、これからもこの種の事故は続くんです。

建設部長にも聞きたいけれども、パトロールしているんでしょう。毎日何キロ走っているんですか。そのほかの部局でも車は走らせているはずだ。農林関係でも走らせているでしょう。穴の大きさが30センチまで成長するまでには、一日、二日で起きるわけじゃないんだから。ちゃんと路線計画を立てて、パトロール計画立てているかどうかです。

市長はそういう認識が全くないから、今後もこういう事故が起きますから、あなたの管理しとる職員が400人以上いるんだ。それぞれの職員が通勤の途中、気がつく路面もあるだろうし、農林関係の職員が山の中に入ることだってあるんだ。工事現場、山の中、各箇所で行われているはずだ。そういうところの行き帰りにチェックだって当然できるはずだ。要は、やる気がないということだけ指摘しておく。

それと、1日どのくらい管理しているのか、走っているのか、お答え願いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 道路パトロールにつきましては、1日何キロという数字はちょっと把握しておりません。しかし、土地対策課と建設課の2課にわたりまして道路パトロールを実施しております。ただし、細いわき道に入りますと、なかなか管理できませんけれども、現在も地区の自治会等をお願いいたしまして、道路維持補修ということで、これは電話でも受け付けております。それから、道路パトロールで発見したものは、その場で直ちに補修いたします。そういうふうにしてやってございます。

ただし、この大芝山線ですか、このものにつきましてはカメの甲のように舗装が割れてくるんですけども、これが、大丈夫だなと思ったのが次の日には穴があいているというような、雨によってもこれは違いますので、ちょっと言いわけじみえますけれども、なかなか即、緊急的な対応ができないことはございます。

それから、議員御指摘のとおり、職員のほうには、そういうものを発見した場合には直ちに建設課、ないしは土地対策課のほうへ連絡を徹底するように指示いたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

9番、関議員。

9番（関 邦夫君） 15ページ、さっき三須議員が高いじゃないかと言われたやつですけども、損害賠償の相手方、勝呂さんという人の職業は何でしょうか。

いや、笑い事じゃなくて、似たような名前の方が修理工場を経営しているから聞いたわけです。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） 私どももまだ職業までは把握をしてございませんでした。こちらにつきましても、わかれば、また後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 今、その職業についてどうしろと断定できないですね。そういう質問しましたけれども。もし自分が事故を起こして、自分で査定して、自分でという格好だと、余りうまくないかなと思ったから、質問しました。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） こちらにつきましては、保険会社のほうで査定等を入れております。そちらのほうからの調整ということで、この金額になったと聞いております。また、三須議員からの御質問もございましたので、詳細につきましては後ほど御報告をさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありませんか。

20番、木村議員。

20番（木村建一君） 報告第5号、専決第7号についてお尋ねします。

ここの路線は、振り返ってみますと、平成20年の3月議会でも報告されました、専決処分ということで。そのときは、報告読みますと、振り返ってみますと、破損したブロックに乗り上げたというところで車が事故りましたということなんですね。今回は、今度は走っていたらブロックがはね上がったということなんです。いわゆる、はね上がること自体が常に何らかの形であり得るのか、外れちゃうというような、レンガみたいなことですよ、あそこ見ていくと、わかる。そうすると、管理をどうするのかということがすごく大事なのかなと思うんです。はね上がったから、また同じように事故っちゃうという可能性が、この1年中、2回起きているということは、事故の確率、僕はわかりませんが、非常に大きいのかなと思っているんです。

したがって、構造上の問題として改善すべきなのかどうかということまで、今回のこの専決処分に当たって、現場を見て検討されたのかどうかお尋ねします。

専門のほうがいいかと思うんですけれども、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 私のほうでちょっとその詳細について、現場を見ていなかったものですから、直ちに現場をもう一度見まして、どのような対処が一番適切か判断させていただきます。申しわけありません。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 苦情を言うわけじゃくて、たまたまインターロック云々って書いてあるから思い出して調べたら、繰り返しませんけれども、1年ちょっと前に起きている。そうすると、やっぱり担当としまして、部長がかわったりとかいろいろあるんだけれども、事故の起きた原因というのは積み重ねてちゃんと把握するということが、今後、事故が絶対起きないとは言えないですよ。だれしもあるんだけれども、その確率いかに少なくするかというところで、車対車じゃない、もともとの市道に問題点がなかったのかどうかということは、見ながらやっぱり、専決処分という方法もやっていただかないと、また同じことがあると、また議会で今度は3回目だと、本当しかられますよ。

その点で、今言われたように、ちゃんとその点は、どういう専決処分を提案したのかよく考えたところをお願いしたいと思うんですけれども、もう一度お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 先ほど申し上げましたとおり、私もその1年半前のやつをちょっと承知していなかったものですから、二度も同じような事故を起こしたものですから、もう

一度現場を見て、正しい判断をするというふうでやらせてください。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 以上で質疑を終結します。

以上で、本4件の報告は終わります。

ここで休憩いたします。再開を10時55分にいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時53分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第10、議案第43号 専決処分の報告及びその承認について（平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第9回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第43号にかかわる専決処分は、平成21年度一般会計補正予算（第9回）の繰越明許費の追加を行ったものでございます。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第43号につきまして補足説明をさせていただきます。

ページのほう、65ページのほうをごらんいただきたいと思います。議案のほうの65ページでございます。

今回の追加をさせていただいた補正の内容でございますけれども、8款土木費、7項住宅費の市営住宅管理事業でございますが、内容につきましては田沢団地の補修及び清水団地の部分的な解体というものでございますが、こちらのほう、きめ細かな臨時交付金事業ということで3月補正のほうで御説明をさせていただきましたけれども、財源となる交付金の予算年度が国の予算年度で21年度ということでございますので、どうしてもこれは繰越明許費として翌年度に繰越執行をさせていただきたいということで、専決処分をさせていただきます。

た。3月の補正予算で多くの繰越明許費を設定させていただきましたけれども、市営住宅管理事業につきましては繰越明許費の設定をしておりませんでしたので、ここで追加をさせていただきます。

繰越明許費の額につきましては2,690万円でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決しました。

報告第6号～報告第9号の上程、説明、質疑

議長（飯田宣夫君） 日程第11、報告第6号 平成21年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越しの報告についてから日程第14、報告第9号 平成21年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越しの報告についてまでの4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第6号から第9号まで一括して提案理由を申し上げます。

第6号につきましては、平成21年度伊豆市一般会計予算の継続費にかかわる逐次繰越額の決定に伴う報告です。また、第7号は、平成21年度伊豆市一般会計予算の繰越明許に関する繰越額の決定に伴う報告、第8号は、平成21年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許に関する繰越額の決定に伴う報告、そして第9号は、伊豆市上水道事業会計予算の繰越しに関する繰越額の決定に伴う報告です。

詳細につきましては、それぞれ担当する部長に説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

報告第6号、報告第7号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、まず報告第6号について補足説明をさせていただきます。

第6号につきましては、一般会計におきます21年度、22年度の継続事業におきます繰越計算書の御報告でございます。

事業の内容につきましては、10款教育費、2項小学校費、事業の名称につきましては、修善寺南小学校体育館建設事業でございます。継続費の総額3億2,493万5,000円でございます。内訳は、21年度が1億2,997万4,000円、22年度が1億9,496万1,000円という事業内訳でございました。21年度事業が終わりまして、予算に対します執行額が1億2,138万6,000円ということで、支出をさせていただきました。したがって、残額が858万8,000円発生をいたします。この858万8,000円の予算につきましては、22年度の予算とあわせて22年度で執行をするというものでございます。財源につきましては、繰越金858万8,000円を22年度で財源とするものでございます。

続きまして、報告第7号 伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告についてということで補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、予算で限度額だけを設定をさせていただいておりますので、4月1日以降、実際に繰越使用する額を財源を明らかにして繰り越した、その内訳を御報告させていただくという趣旨のものでございます。

ページのほう、25ページをごらんいただきたいと思います。

事業の内容につきましては、3月の補正、並びに先ほどの追加議案のほうで、議案43号のほうで御報告をさせていただきましたけれども、事業名につきましては生きいきプラザ管理事業、これ、総務費の総務管理費でございますが、限度額360万円に対して実際に360万円を繰り越したというものでございます。この財源といたしまして、きめ細かな臨時交付金、こちらのほう320万円、並びに一般財源で40万円を充当してございます。

次に、公有財産管理事業でございますが、3,020万円限度額を設定させていただいたものに対しまして、予算の繰越額、実際に3,020万円繰り越しをいたしました。財源につきましては、2,500万円のきめ細かな臨時交付金並びに一般財源520万円でございます。

3番目の本庁舎改修事業でございますが、4,400万円限度額を設定させていただきました。年度中に203万円執行がございましたので、実際の繰り越した額が4,197万円となったものでございます。財源につきましては、一般財源で4,197万円というものを充当いたします。

4番目に中伊豆交流センター管理事業でございます。予算額850万円に対しまして、実際の繰越額が同じく850万円。財源につきましては、500万円がきめ細かな臨時交付金、350万

円が一般財源ということになります。

次に、老人憩いの家管理事業でございます。410万円に対しまして同額の410万円を繰り越しをいたしました。財源につきましては、300万円がきめ細かな臨時交付金、110万円が一般財源となっております。

児童福祉事業でございますが、500万円設定をいたしまして、500万円を繰り越しをいたしました。財源としましては、これは500万円、子ども手当準備事業補助金というもので全額充当となっております。

それから、保育園一般事業500万円でございます。予算に対しまして、実際に500万円を繰り越しをさせていただいております。こちらにつきましては、320万円がきめ細かな臨時交付金、180万円が一般財源ということでございます。

次に、中伊豆保健福祉センター管理事業90万円でございます。こちらにつきましても、実際の繰越額90万円でございます。財源としましては、70万円がきめ細かな臨時交付金、20万円が一般財源でございます。

農業基盤施設維持管理事業1,000万円でございます。実際の繰越額も1,000万円でございます。財源としましては、790万円が経済対策臨時交付金を充当してございます。残り210万円は一般財源でございます。

修善寺総合会館管理事業200万円、これ、実際の繰越額は200万円でございます。財源といたしましては、170万円がきめ細かな臨時交付金、30万円が一般財源でございます。

修善寺自然公園管理事業でございます。1,750万円に対しまして、実際の繰越額が1,750万円ということでございます。1,500万円がきめ細かな臨時交付金でございます。250万円は一般財源でございます。

その他観光施設管理事業、こちらのほうにつきましては、2,624万円に対しまして実際に2,624万円繰り越したということで、2,200万円がきめ細かな臨時交付金、424万円が一般財源でございます。

市道維持補修事業2,000万円でございますが、こちらにつきましては、実際にほかの予算と組み合わせ等もございまして、38万3,000円だけ執行が終わっておりますので、残り1,961万7,000円を実際に繰り越したということでございます。こちらのほうにつきましては、1,602万3,000円が経済対策臨時交付金を充当してございます。一般財源のほうが359万4,000円でございます。

それから、市道整備事業3億4,564万円、これに対しまして実際の繰越額も3億4,564万円でございます。こちらのほう、事業の内訳が経済対策のほうで2億2,000万円、それから、きめ細かな臨時交付金事業分といたしまして1億1,900万円、市単事業分で664万円となっております。財源のほう2億8,132万3,000円でございますが、このうち1億6,800万円が経済対策の臨時交付金、1億1,332万3,000円がきめ細かな臨時交付金でございます。一般財源につきましても6,431万7,000円でございます。

次のページ、26ページのほうをお願いいたします。

国・県道関連事業でございます。限度額400万円に対しまして、翌年度繰越額が400万円でございます。こちらのほうは市単事業でございますので、財源としましては一般財源を充当するというものでございます。

次の河川維持改良事業でございます。1,700万円に対しまして、実際の繰越額1,696万3,000円、年度内の支払い済みが3万7,000円ということになっております。これも、ほかの事業との組み合わせで予算残が1,696万3,000円になったというものでございます。こちらのほう、きめ細かな臨時交付金対策事業、こちらのほうが1,100万円でございます。それから臨時経済対策の事業分が596万3,000円となっております。特定財源の1,430万円の内訳でございますが、緊急経済対策のほうが470万円、きめ細かな事業分が960万円となっております。一般財源のほうは266万3,000円でございます。

続きまして、港湾整備事業でございますが、予算のほうの設定1,500万円ございました。これは負担金でございますが、事業が終了したということで、全額1,500万円を支払いを終わったもので、繰越額はゼロとなったものでございます。

それから、修善寺駅周辺整備事業でございますが、598万5,000円に対しまして、実際の繰越額も598万5,000円ということで、こちらにつきましては全額一般財源ということになっております。

それから、市営住宅管理事業、先ほどの議案の中の説明でも申し上げましたけれども、設定額が2,690万円に対して、全額の2,690万円を繰り越しをさせていただきました。財源につきましては、2,300万円がきめ細かな臨時交付金事業、390万円部分を一般財源で充当するというものでございます。

次の無線通信施設管理事業でございます。460万円に対しまして、全額の460万円を繰り越しをさせていただいております。財源につきましては、460万円、国県支出金でございます。こちらのほうにつきましては、津波等の対策のJ - A L E R Tの一斉整備交付金というのが21年度にありましたけれども、この事業をそっくり、まだ国のほうの予定が立っていないということで、全額が繰り越しとなったものでございます。

小学校一般事務事業でございます。2,570万円に対しまして、実際の繰越額が2,570万円というものでございます。財源につきましては、2,200万円がきめ細かな臨時交付金事業の交付金となっております。残りの370万円が一般財源ということでございます。

学校再編事業につきましては、土肥小学校の分でございますけれども、4,167万5,000円に対しまして、実際の繰越額が3,997万1,000円ということになりました。支払済額が170万4,000円発生しているということでございます。財源につきましては3,000万円で、これにつきましては経済対策の臨時交付金を充ててございます。一般財源が997万1,000円でございます。

次に、中学校の一般事務事業650万円に対しまして、実際の繰越額は650万円でございます。

た。550万円につきましてはきめ細かな臨時交付金を充当してございまして、残り100万円につきまして一般財源となっております。

中学校の耐震補強事業でございます。9,270万円に対しまして、実際の繰越額も同額の9,270万円でございます。こちらのほうにつきましては5,272万2,000円、国庫支出金ということでございますけれども、こちらは安全・安心な学校づくり交付金ということで、5,272万2,000円を充当してございます。地方債につきましては3,420万円、こちらについては、同意を得た地方債ということで財源として見ておりまして、残りの577万8,000円が一般財源というものでございます。

幼稚園一般事務事業でございますが、270万円設定をさせていただきまして、実際の繰越額は同額の270万円でございます。こちらにつきましては、180万円がきめ細かな臨時交付金、残りの90万円が一般財源ということになっておりまして、合計をいたしますと、7億6,544万円に対しまして、実際の繰越額が7億4,628万6,000円となったもので、1,915万4,000円が年度内に執行を終わっているというものでございます。財源につきましては、国庫支出金、未収入の特定財源でございますけれども、そちらのほうは5億4,296万8,000円、それから地方債が3,420万円となっております。したがって、一般財源として1億6,911万8,000円、こちらのほうが繰越金を財源にするということになります。なお、こちらの1億6,911万8,000円につきましては、歳入歳出の決算をいたしますときの剰余金、こちらのほうから翌年度に繰り越す財源として控除されるものでございます。

以上、6号、7号について補足説明をさせていただきました。

議長（飯田宣夫君） 次に、報告第8号、第9号について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、私のほうから、報告8号、9号について御説明いたします。

29ページをお開き願いたいと思います。

これは、農業集落排水事業特別会計の、3月に御説明いたしました加殿浄化センターの防食工事でございます。2,500万円のうち、翌年度繰越額が2,470万円が確定いたしました。国庫支出金1,250万円、地方債1,130万円、一般財源90万円を充てるものでございます。3月にも申しあげましたとおり、仮設浄化槽の手配、それから用地の交渉に手間どってしまいましたので、繰り越しとさせていただきます。

それから、33ページをお開き願いたいと思います。

上水道事業会計予算繰越計算書でございます。

この繰越額でございますけれども、資本的支出、1款建設改良費、そのうちの事業名ですけれども、配水管布設工事でございます。支払義務発生額が2億2,916万6,000円、そのうち翌年度に1,313万4,000円繰り越すものでございます。この財源といたしましては、当年度の損益勘定留保資金を充てます。繰り越しの理由でございますけれども、この工事には2本ご

ざいまして、田沢橋の添架管の布設工事、それから田方南署の上水道管布設工事、これ、本設になります。この2本の工事でございます。それぞれ県施行工事の工期延長に伴いまして繰り越すものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森です。

報告第6号 平成21年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越しの報告について、質問させていただきます。

金額が少ないから、大しておくれているというわけじゃないと思いますけれども、工事の進捗状況はどうなんでしょうか。工期どおりちゃんとできているのかどうか、お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） それでは、森議員の御質問にお答えいたします。

工期がいかなる状況かということでございますけれども、現在の状況は、工期が8月いっぱいですが、7月の末には予定の工事を完了という進捗でございます。8月の中に消防法の検査、それから建築基準法の検査、それから市の竣工完了検査を、8月20日前後ぐらいまでにその検査を完了するという予定で、現在進めてございます。ですから、予定どおりという格好になってございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

以上で本4件の報告は終わります。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第15、議案第42号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

今回専決処分したものは、地方税法等の一部改正に伴い、伊豆市税条例の一部改正を行っ

たものでございます。

この改正条例は4月1日から施行させるもので、地方自治法の規定により専決処分をいたしました。

詳細につきましては、市民環境部長に説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

市民環境部長（山本 潔君） それでは、議案第42号につきまして補足説明をさせていただきます。

ページは議案書の37ページになりますけれども、説明のほうは、別に配付いたしました参考資料「議案第42号専決処分に係る参考資料」という1枚物の資料を配付させていただきましたので、そちらをごらんいただきたいと思います。

主な改正点といたしまして、 を3つつけてございます。

まず、第1点目につきましては、扶養控除の見直しに伴いまして、個人の市民税にかかわる給与所得者の扶養控除申告書及び個人の市民税にかかわる公的年金等の受給者の扶養控除申告書、これを市長に新たに提出するというふうな改正でございます。これにつきましては平成23年1月1日施行でございます。この理由ですけれども、住民税の扶養控除適用に必要な情報といいますのは、今まで所得税の扶養控除等申告書で確認をしまいましたが、平成22年度の税制改正等によりまして、子ども手当の支給に伴いまして年少扶養親族、16歳未満の、15歳までの扶養親族に対する控除というのがなくなりました。これが廃止されることによりまして、この住民税等に連動いたしております国保税ですとか保育料、その他福祉のものの負担が住民税に関連して計算されているというものがございまして、そちらに影響が生ずる、そのために負担基準の見直しですとか経過措置を導入するというものに当たりまして、扶養親族についての情報というものを収集することが必要になったということでございます。

それから、2点目でございますけれども、非課税口座内の少額上場株式の配当所得及び譲渡所得等への非課税措置の導入と、新しい制度の創設でございます。これは、平成24年から26年までの3年間に、年間1人1口座、投資額100万円を限度とした非課税口座を設けますと、開設から10年間は、これに対します配当、譲渡所得につきまして、所得税、住民税を非課税とするという新しい制度の創設でございます。これにつきましては、平成25年1月1日施行です。

それから3点目は、たばこ税の税率が上がるということです。現在、1,000本につき3,298円でございますけれども、これを4,618円へと1,320円増額するというものです。なお、旧3級品でありますゴールデンバットですとか、少し安いものにつきましては、現在1,564円の

ものを2,190円へ、626円の増額ということになります。国のたばこ税、それから都道府県たばこ税もありますので、これを合わせますと、たばこ1本当たり合計で3.5円の値上げになるということになります。この施行日につきましては、平成22年10月1日となっております。補足説明は以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森です。

ちょっと確認したいんですけども、参考資料の一番下のほうに「引き上げられると仮定したものです。」というふうに書いてあるもので確認したいんですが、これは承認されれば、10月1日から実施されるのかどうなのか、現在300円のものが400円になるのかどうなのか、その辺ちょっと確認させてください。

それから、もう一点、これは全国共通なのかどうなのかも確認したい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（山本 潔君） これにつきましては、あくまで、許可された場合に、こうなるであろうということでありまして、確定しているということではないかと思えます。

それから、全国共通かということにつきましては、これは共通であるということです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 確定じゃないということをやっともう少し、何というんだろうか、まだ法律が決まっていないのかどうなのか伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（山本 潔君） 質問の「確定」というのは3円50銭のことですか。

〔「今300円のたばこが上がる……」と言う人あり〕

市民環境部長（山本 潔君） ですから、その部分はまだ確定をしていないと思えます。

〔「法が始まっていないのか」と言う人あり〕

市民環境部長（山本 潔君） そうじゃなくて、ですから、法改正、税がなるだけですと、1本につき3.5円ですから、300円から400円にはならないわけです。これにその他の、要するに、あと1円50銭ぐらい上乗せがあるであろうということで、その部分についてはまだ決まっていないという意味でございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

20番、木村議員。

20番（木村建一君） 国がこういう子ども手当創設した、そのかわりに財源措置するんで

しょうか、年少扶養控除それから特定扶養控除を廃止するということが通ったもので、ここでも専決処分やりましたよということだと思っんですけれども、そうしますと、子ども手当ふえた分が、各家庭によって状況違ってくると思うんですけれども、扶養控除とか特定扶養控除が外れた、扶養控除が外されたもので、プラス・マイナス・ゼロとか、ふえる場合もあるわけですね。そうすると、伊豆市の子育てをやられている方々にとって、これは今部長がお話しなさったように、保育料とか等々に、この部分ははね返ってくるという理解でよろしいですね。一言で言っちゃうと、財政的に苦しくなるのかなと、今までよりも、という理解でよろしいですか。

それから2つ目　ちょっとわからなかった　株取引をやったときには、何ですか、株取引でもうけたお金は税金かけませんよという、そういうことなんですか。

お願いします。2つです。

議長（飯田宣夫君）　答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（山本　潔君）　最初の件につきましては、これは、もしこの形でそのまま今の算定の方法で扶養の計算をしますと扶養が減ってしまいますので、負担がふえてしまう可能性があるということで、それぞれ該当するところで所要の措置を講ずる必要があるということで、今後その具体的な措置がされるであろうというふうなことです。そのために、とにかく把握する必要があると。税条例の中では、扶養の申告書を市長のほうに出して把握ができるようにしなさいよということが、今回の改正内容になっております。

それから、この非課税の株取引なんですけれども、これは書いてありますように、本則では24年度から株の取引に対します税率が、今、暫定的に10%でやっておりますけれども、これが本則の20%に戻ります。戻るのに伴って、新たに新しい制度として小口の非課税口座という制度を設けようということです。ちょっと複雑なんですけれども、最大の場合、平成24年度に1つ、25年度に1つ、26年度に1つと、1人の方が3つ口座を持つことができますよと、これは特別な口座です、そして、取引額が最大で100万円まで、合計すると最高300万円ということになるんですけれども、そういう口座をつくって取引をすれば、開設から10年間だけは株譲渡に対する所得ですとかが、所得税それから住民税ともに非課税にするという、新しい別の枠の少額の非課税口座という制度を設けるということです。

議長（飯田宣夫君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君）　以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第44号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第16、議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第44号について提案理由を申し上げます。

当初の予算額に1億6,100万円を追加し、歳入歳出予算額を総額で143億3,700万円とする補正予算の提案でございます。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第44号 一般会計補正予算（第1回）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、各款項ごとの増額並びに第2条にございます地方債の補正でございます。

それでは、お手元に別に補正予算の概要資料というものをお配りをさせていただいておりますので、そちらのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

こちらのほうの第1ページ目をごらんいただきたいと思います。

補正予算の規模の次に内容と書いてございますが、一般会計、まず軽自動車税のシステム改修に係る分がございます。こちらのほうが250万円を追加をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、現在、軽自動車税の取扱業務というものを手処理でやっておりますけれども、こちらのほうの取り扱いが、地方税の滞納整理機構のほうから申告書等の電子化データで実施されるということに変わってまいりました。その改正に伴いますシステムの改修を行うものでございます。こちらにつきましては、県の静岡県市町振興協会のほう

から全額の補助金がございます。

次に、農業集落排水事業に対します一般会計からの繰出金800万円でございます。こちらのほうは、農業集落排水事業の予算の増額をするのに伴います一般会計からの補てんというものでございます。

次に、森林文化発信事業（育樹祭準備事業）といたしまして500万円を予定をしております。こちらにつきましては、平成24年度に伊豆市ほかで開催をされる第50回の育樹祭、こちらに対しまして、伊豆市のほうでも森林文化の発信事業というものを今年度から行っていきたいというものでございます。500万円でございます。

次に、商工振興事業、こちらのほうにつきましては、企業誘致等の推進並びに商工・観光・産業に対します指導助言ができる人材を確保していきたいということで、400万円を予定をしております。

学校再編事業 1億3,216万円、こちらにつきましては、23年度に中伊豆地区の小学校統合というものを予定しておるわけでございますけれども、これに向けて大見小学校の校舎の増築並びにトイレの改修を実施するものでございます。

最後になりますけれども、中学校耐震補強事業934万円の増額、こちらにつきましては天城中学の技術科棟、こちらのほうの耐震補強工事の工事費の増額によるものでございます。

それでは、議案のほうにちょっと戻っていただきたいと思えます。

まず、70ページでございます。

こちらのほうが地方債の補正でございます。

中学校施設整備事業ということで、補正前が2,320万円を予定しておりましたけれども、2,860万円に金額のほう増額をさせるものでございます。

次に、72ページ、73ページ、こちらのほう、ごらんいただきたいと思えます。

歳入の部分でございます。

まず、国庫補助金でございますけれども、天城中学の技術科棟の耐震補強、こちらのほう、実際の設計をして工事のほうの詳細を入れていきましたらば、耐震度が0.38から実際には0.3以下というようなことで下がってしまったということで、補助額のほうは逆に2分の1の補助から3分の2の補助のほうに引き上げられるということになりましたんで、国庫補助のほうは増額になったということでございます。

それから、県の補助金でございますけれども、大規模地震対策等総合支援事業、こちらのほうは、逆に国庫補助が引き上がったために、耐震補強をするための追加の補助ではございましたが、こちらのほうがなくなってしまったということで、こちらは900万円減額となるものでございます。

それから、19款の繰入金でございます。社会基盤整備基金繰入金といたしまして8,860万円、こちらにつきましては、大見小学校の増築部分の工事に対します充当ということで繰り入れをするものでございます。

繰越金につきましては5,598万3,000円を予定しております。もろもろの特定財源を充当した残額、不足する分を繰越金として財源充当をするものでございます。

雑入でございます。先ほど御説明しましたように、軽自動車税のシステム改修に至る経費250万円、これにつきましては、説明しましたとおり県の市町振興協会からの全額補助ということで歳入のほうは予定をしております。

74ページ、75ページのほうをごらんいただきたいと思います。

先ほどの地方債補正で御説明いたしましたように、危険度が引き下がるということで、これ増額になるわけですが、充当率が75%の充当から、財源対策債の15%部分というのが上乘せになりまして、90%の充当になるということで、地方債の額も540万円に引き上がったという充当でございます。

歳出につきましては、先ほど個々の事業について御説明をさせていただきましたけれども、詳細について一部補足をさせていただきたいと思っております。

まず、76ページ、77ページのところをごらんいただきたいと思います。

育樹祭の前事業ということで森林文化発信事業でございますけれども、こちらのほう500万円でございます。主なものといたしましては、修善寺自然公園の植栽事業、もみじ等の植栽をするものということで150万円を予定をしております。また、13 - 44ということで、森の恵み首都圏オープン講座等の委託料ということで、文化に食文化等をあわせて発信していきたいというもので、154万円を予定をしておるというものでございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

商工振興事業の産業経済アドバイザー報酬ということで320万円を一応予定をしております。こちらのほうにつきましては、非常勤の特別職というようなことで、専門的な知識経験等を有するというようなことで、1日当たり2万円を大体予定しているというものでございます。

それから、10款の教育費、小学校費でございますけれども、学校再編事業になりますが、こちらのほう、大見小学校の校舎の増築ということで、当初予算では簡単な本当にプレハブというようなことで予定をしておったものを、もうちょっと校舎に増築するような形というものを配慮をさせていただいて、8,860万円ということで予算を計上させていただいております。そのほかトイレ等の改修が入りますので、こちらのほうに4,004万円を追加をさせていただくというものでございます。

それから、中学校の管理事業につきましては、天城中学校の技術科棟の補強工事ということで先ほど御説明をさせていただいたとおりの内容となっております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月16日開会予定の本会議において行います。

議案第45号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第17、議案第45号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第45号の提案理由を申し上げます。

これは、当初の予算額に98万円を追加し、歳入歳出予算額を42億8,528万円とするものでございます。

詳細につきまして市民環境部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

市民環境部長（山本 潔君） それでは、議案書の86、87ページをお開きいただきたいと思います。

第5款の老人保健拠出金のうち、老人保健医療費拠出金におきまして、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づきまして算定いたしました概算の支払い金の確定額、これ、20年度分ですけれども、医療費分につきまして118万4,155円の不足が生じました。これを12回に分割して支払うわけですけれども、第1期と第2期合わせて20万4,155円につきましては、当初予算が1万円しか見込んでありませんでしたので、不足分を予備費を充用いたしまして既に納付をいたしました。そこで、3期分以降の98万円の増額補正をお願いをするものです。歳入につきましては同額の繰越金の増ということで対応させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月16日開会予定の本会議において行います。

議案第46号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第18、議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第46号の提案理由を申し上げます。

本件は、当初の予算額に1,470万円を追加し、歳入歳出予算額を1億3,710万円とするものでございます。

詳細につきまして建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、議案第46号の補足説明をいたします。

この事業は、平成21年度の農業集落排水事業加殿処理場防食工事でございます。先ほど繰越明許のところでも申し上げた工事でございます。

平成21年4月4日に土屋建設株式会社のほうに5,490万円で委託いたしました。処理槽の腐食が大変甚だしいものでございますから、当初は処理槽の上層部に限られているとの判断でございました。しかし、仕事を進めていきますと、深層部につきましても相当腐食が進んでいるということ、FRPで保護されているんですけども、その下のコンクリート部分も防食を行う必要が生じました。そのために工事面積を拡大することといたしました。

また、仮設浄化槽が必要でございまして、先ほど御説明いたしましたとおり、手配と用地の確保に手間どりまして工事着手が大幅におくれてしまいました。このことから、当初の工期の3月19日の完成が不可能となりましたので繰り越しをさせていただき、工期を6月30日に変更したところでございます。しかしながら、2月から4月までの天候不順によりまして工事の進捗がさらにおくれてしまいました。結局、工期を8月末に設定いたしました。このことによりまして、先ほど申し上げました防食工事費と仮設浄化槽のリース料が増額となってしまいましたので、ここに補正予算をお願いするものでございます。

財源といたしましては、一般会計の繰入金800万円、それから繰越金が670万円で、1,470万円をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月16日開催予定の本会議において行います。

議案第47号～議案第52号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第19、議案第47号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第24、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第47号から第52号まで一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、伊豆市の条例の一部を改正する条例6議案でございます。

詳細につきまして、それぞれ担当する部長から説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第47号、48号、49号の3議案について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから議案第47号から49号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第47号でございます。

ページのほうは97ページでございます。よろしくお願いたします。

この条例の一部改正につきましては、地方公務員法第25条の第2項、こちらのほうに規定をされておりますけれども、この条文の規定に基づき整理をするものということでございます。

この法律の規定によりますと、職員の給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないと、このような規定になっております。現在、職員の給与につきましては、多額の現金を持ち運ぶというのは防犯上の危険性、3億円事件等ございましたけれども、そういった給与の取り扱いに対する防犯上の問題、それから現金で支給をするということに対します効率、こういったものを考慮して、すべて申し出によりまして口座振込による方法というものをとらせていただいております。現状の支給がこの条文に反しているというようなこともございまして、条例のほうを改めてここで整理をさせていただくというものでございます。

まず、条文の第7条の2項でございますけれども、こちらのほうに、「給与は、職員の申し出により、口座振替の方法により支払うことができる。」と、このような条文を足させていただくというものが1点でございます。

それから、第34条、こちらのほうに、給与からの控除というものを規定をさせていただくというものでございます。現在、職員の給与からの引き去りにつきましては、職員組合の組合費並びに保険料等でございますけれども、こういったものを改めて規定をさせていただくというものでございます。第1号が、法第52条1項に規定する職員団体がその運営のために職員から徴収する経費、これが職員組合の組合費でございます。2号といたしまして、団体扱いに係る各種保険料ということで、現在、郵貯等の簡保ですか、そちらのほうとか、そのほ

か団体扱いで差し引きをされております保険料がございます。こういったものを規定すると、3号で、全国町村職員生活協同組合、こちらのほうの出資及び火災・自動車保険の掛金、こういったものを規定をしております。4号といたしましては、静岡県の市町村職員共済組合、こちらのほうを取り扱っております貯蓄金並びに立替金及び貸付金の償還というものでございます。第5号といたしましては、金融機関の貯蓄金ということで、一般的には財形貯金というようなことになろうかと思えます。それから、6号で労働金庫が取り扱う貸付金の償還金。第7号といたしまして公舎の使用料、これにつきましては、広域連合等派遣職員につきましては、市のほうで借り上げをしまして、職員から使用料を取って使用させているということで公舎の扱いになるというようなことでございますので、ここで規定をするというものでございます。

なお、所得税とか地方税、それから職員の共済組合、こういったものにつきましては、それぞれの法律で既に規定をされておりますので、ここでは規定をしないというものでございます。また、職員の互助会の会費というものがございますけれども、こちらのほうは、互助会のほうの規定を定めました条例で既に決められておりますので、これについても省略をさせていただきます。

以上が議案第47号の補足説明でございます。

それから、議案第48号のほうの補足説明に移らせていただきます。

こちらのほうにつきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の改正というものが昨年の11月30日に可決をされておまして、この6月30日から施行されるということに伴いまして、この条例のほうを改正するというものでございます。

具体的には、配偶者が育児休業の法律に基づいて、3歳未満の子供の養育のために育児休業をとっているという職員についても、同時に育児休業を行うことができるようにするという改正が1点でございます。

それから、女子職員の産休産後休暇、この間に育児休業をとっていた配偶者の職員については、特別な理由がなくても、もう一度育児休業を取得することができるというような改正、これが2点目でございます。

3点目につきましては、育児短時間勤務、部分休業等についても、育児休業と同様に配偶者と同時に取得できるようにするという趣旨の改正でございます。

中身につきましては新旧対照表のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

103ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、第2条の改正でございます。

第2条の改正で、1号、2号を削除、また5号、6号を削除しております。1号、2号につきましては、こちらの地方公務員の育児休業等に関する法律のほうの規定で、非常勤職員、臨時職員、臨時的に任用される職員というものが法律の条文で規定されておりますので、条例で規定しておりましたものから除くというものでございます。それから、5号、6号につ

きましては、法律の改正によりまして、先ほど説明しましたけれども、新たに育児休業をとることができる職員ということで、改正をされたことに伴います措置でございます。

それから、次に第2条の2というのがございます。これは新しく追加をする部分でございますけれども、人事院で定める期間を基準として条例で定めなさいというような基準がございます。育児休業法の第2条第1項のただし書きの人事院規則ということになっておりますけれども、この期間は57日ということでございまして、産後8週間というような休暇がございます。七八、五十六ということで、それに出産の日を1日加算するということで、57日という規定になっております。

それから、104ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条の第4号の改正でございます。

育児休業により子供を養育する計画を出しておる職員につきましては、復職して3カ月経過しておれば、再度の育児休業を取得することができるというもので、これまでも交互に計画を出していた場合にはできますよという規定になっておりましたけれども、その部分の整理をしたものでございます。

それから、第5条でございます。

育児休業の取消事由ということで、先ほど第2条のところ、別の親が養育できる場合でも取得をすることができるというような改正を受けまして、取消事由から除外するものでございます。

それから、第9条をごらんいただきたいと思います。

第9条から13条、こちらについては職員の育児短時間勤務の制度、こういったものについて、育児休業と同じような取り扱いをするための改正を行うものでございます。

第9条につきましては第2条と同様に、非常勤職員、臨時的に任用される職員というものが法律の条文に規定されておりますので、ここでは削除をさせていただくというもの。また、第5号、6号につきましては、育児休業と同様に育児短時間勤務をすることができるというような改正に基づくものでございます。

次に、105ページのほうでございます。

まず、10条の第5号でございます。

一番下になりますが、こちらのほう、育児短時間勤務から1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に関する改正ということでございまして、第3条の第4号、こちらと同様の改正を育児短時間勤務においても実施するというので、こちらは3カ月を経過していれば再度の育児短時間勤務を取得できるというような改正の内容でございます。

それから、ページのほう、106ページのほうに移りますけれども、第13条でございます。

こちらのほうは育児短時間勤務の承認の取消事由ということでございまして、第5条の改正と同様に、職員以外の親が養育できる状態であっても育児短時間勤務をすることができる

という改正に基づく処理でございます。

それから、第20条でございます。

こちらのほうは、部分休業をすることができない職員ということでございまして、第2条、第9条と同じように、1号、2号につきましては、法律の条文で規定されておるものですから削除をするものでございます。また、法改正によります配偶者や職員以外の親が養育できる状況であっても部分休業することができるというような改正をされたために、第3号、第4号を削除して第2号だけとなるものですから、本文のほうにうたい込みをしたという改正でございます。

それから、109ページのほう、第49号の補足説明でございます。

こちらのほうは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということでございまして、育児休業、介護休暇等または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律、こういったものがございすけれども、これが昨年の21年7月1日に改正をされまして、この6月30日から同様に施行されるというもので、これにあわせまして条例を改正するものでございます。

こちらのほう具体的に申し上げますと、配偶者が育児休業法の法律に基づいて育児休業を行っている職員につきましても、早出遅出勤務、こういったものを行うことができるようにする改正、並びに3歳未満の子供の養育、こういったために請求をした場合には、時間外勤務をさせてはならないというような改正がございます。そういったものに対応する改正でございます。

それでは、新旧対照表の111ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第9条の改正でございますけれども、ここの括弧書きで配偶者が養育できる状況という場合の取り扱いというものを規定をしておりましたけれども、先ほど申し上げました改正趣旨に基づきまして削除をするものでございます。

それから第2号、ここに1項追加をいたします。任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。これは時間外勤務ということでございますが、ここで改めて規定をするものでございます。

それから、ページのほう、112ページでございます。

第5項、従前は第4項になりますが、ここの括弧書きの部分でございますが、介護をする職員についても同じような準用規定という中での取り扱いでございます。先ほどの改正に基づきまして、この括弧書きの部分も同様に削除をするものでございます。

以上、3つの条例改正につきまして補足説明をさせていただきました。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第50号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

市民環境部長（山本 潔君） それでは、議案第50号 伊豆市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の補足説明をさせていただきます。

113ページでございます。

一番最初のところですが、表現を変えたといいたいまいしょうか、内容は変わっておりませんが、法314条の2第2項に規定する金額というような、この中で33万円という金額をうたっておりますので、直接この条例の中で33万円というふうな表記にしたということです。

次の21条の2と22条の2なんですけれども、これにつきましては、倒産や解雇、雇いどめ等の理由によりまして離職した方の軽減措置が新たに設けられました。対象となる方は雇用保険法に規定する特定受給資格者、これは、倒産それから解雇による離職者です。または特定理由離職者、これは、いわゆる任期がありまして雇いどめになってしまったという方の離職者です。それで、休職者給付を受けられる方が御自身で、申告をするということによりまして、離職の日の翌日から翌年度の末日まで、最大で2年間、国保の軽減を受けられるという新たな措置でございます。

軽減の方法ですけれども、国保税の算定についての前年度の所得のうち給与所得部分につきまして、その部分についてその額の100分の30という形で算定をするというものです。

適用につきましては平成22年度分からということでございまして、対象になりますのは、離職の翌日が21年、22年にかかるということで、平成21年の3月30日以前に離職された方につきましては、2年間ということですので対象になります。

それから、次のページのところですが、法律の名称が改正になりましたところですが、**「租税条約実施特例法」という法律が「租税条約等実施特例法」という形で法律名が改正されました。**これは、租税条約のほかに租税情報及び租税情報交換協定というものが追加をされたというためのものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第51号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） 議案第51号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の一部改正について、詳細に説明を申し上げます。

ページは121ページになります。

平成21年4月1日に温泉事業を休止している天城温泉会館ですが、民間活力の導入を図り地域の活性化に寄与するためということで、指定管理者制度への移行を、昨年度、6月定例会におきまして条例改正決議をいただきました。指定管理者を募集している状況でございます。

詳細に、6月22日から7月28日ということで第1次募集をしました。6月30日の説明会には5社ほどの参加がありましたが、締め切り日までに申請者はございませんでした。8月3日より再募集をしたところ1社の応募がありまして、10月21日になります、指定管理者審査

会を開催いたしました。しかしながら、事業の内容、指定管理の費用などを審査していただきましたが、合格基準の点数に達成しなかったということで、不選定という形になりました。その後、募集しておりました中、現在2社から申し出がありまして、現在、詳細な申請書類の作成段階にあるわけでございますので、今後、申請者の指定管理審査会を開催しなければなりません。そのために、昨年6月19日決議をいただきました条例の一部改正にある期間要件、今回、6カ月間延長をするものであります。

詳細、123ページになります。附則の部分になります。

1の公布日から「1年」を超えないを、公布日から「1年6月」を超えない範囲内と改正するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第52号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 間野孝一君登壇〕

教育委員会事務局長（間野孝一君） それでは、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正について説明をさせていただきます。

127ページのほうの新旧対照表を見ながら御説明をさせていただきます。

該当します八幡グラウンドでございますけれども、利用の状況が、皆さん一部新聞等で御承知かと思えますけれども、2つの少年野球チーム、大見口ピンズと、それから八岳エホートというのがありまして、そのチームが1つになりましてツインズというチームをつくりました。それで、1つのチームになりまして、練習を毎週土日それから水曜日の夜やっているわけでございますけれども、昨年整備をいたしました白岩グラウンド、そちらのほうへと練習会場を移して、今現在、ホームグラウンドといえますか、やっております。

八幡グラウンドにつきましては、それ以外には利用状況が、中伊豆中学校のサッカー部、冬場以外は中伊豆グラウンドのほうに行っているわけでございますけれども、下校時間が4時半ということですので、そこも冬場の12月から3月の間の1時間ほどと、授業が終わってから1時間ほどしか練習できません。その使用につきましては、そこまで行かなくても大見小のグラウンドを借りられるということ、そんなことから、現在、少年野球以外に利用しているのは、中伊豆中学校のサッカー部だけだということ、その利用率が非常に少なかったということを受けまして、この市有地の有効利用を図るために、伊豆市の運動施設条例から八幡グラウンドを削除いたしまして、普通財産として有効活用ができるようなためにということで、改正をお願いするものでございます。

それで、元に戻り127ページの新旧対照表の改正前の名称のグラウンドという中に八幡グラウンドが入っておりますけれども、これを改正後に八幡グラウンドを削除するという内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月16日開催予定の本会議において行います。

ここで昼食の休憩をとりたいと思います。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号及び議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第25、議案第53号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、日程第26、議案第54号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第53号及び第54号について一括して提案理由を申し上げます。

本件は、芝川町の富士宮市への編入及び新居町の湖西市への編入に伴い、地方公共団体の数が減少していることについて、地方自治法第291条の11の規定により議決を求めるものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております本2議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本2議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

初めに、議案第53号について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

次に、議案第54号について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより分割採決を行います。

初めに、議案第53号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第27、議案第55号 市道路線の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第55号 市道路線の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、道路法第10条第2項の規定により、市道310785号井ノ花仲丸線の変更をするものです。

詳細につきまして建設部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、議案第55号の補足説明をさせていただきます。

135ページをお開き願いたいと思います。

まず、ここで位置を確認させていただきます。日向地区でございまして、加殿のセブンイレブンの交差点から約200メートル南下した位置でございまして、この赤いところがございまして、

1枚めくっていただきますと、136ページでございまして、現在、日向地区におきまして県道修善寺天城湯ヶ島線のバイパス建設中でございます。この事業に関連いたしまして、市道31078号線井ノ花仲丸線の起点を日向字井ノ花502の1から日向仲丸396の1に変更しようとするものでございます。

議案はそういう議案でございますけれども、関連してちょっと事情を説明させていただきます。

この県道の修善寺天城湯ヶ島線のバイパス線を建設するに当たりまして、この136ページの図面でいきますと、赤い部分が変更の部分でございますので、赤い部分の左側に鈴木さんというお屋敷がございます。この土地がバイパス線にかかってしまいますので、この鈴木さんの宅地の一部を買収させていただきます。そして鈴木さんには、非常に屋敷が狭くなりますので、代替地を設けまして、そちらのほうに移転していただくということでございます。移転先といたしましては、この今、赤色の変更しようとする市道の右側、方角では南側になるんですけども、こちらに畑が2枚ございまして、これが鈴木さんの土地でございます。ですので、屋敷が非常に狭くなりますので、その道路を廃止、払い下げすることによりまして、現在の屋敷の残地と、その道向こうの畑を一体利用いたしまして、新たな宅地としようということでございます。このために市道の変更をし、用途廃止、払い下げをしようということでございます。

この用途廃止につきましては、区長並びに近隣の受益者の皆様の了解をいただいております。県道のバイパス線が表現できればよかったですけれども、ちょっと事情がございまして、まだここには明記してございません。この廃止する路線にかわりまして、鈴木さんの北側、ちょうど起点と書いてある部分に、旧道とバイパスをつなぐ道が入ります。それから、もう少し南側へ行きますと、緑色の字で書いてございます出口井ノ花線というのがございます。これが廃止路線にかわる路線ということで、代替道路となり得るといふような判断をしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月16日開催予定の本会議において行います。

議案第56号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第28、議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第56号について提案理由を申し上げます。

特定環境保全公共下水道土肥浄化センターの老朽化による更新工事に関する事務を日本下水道事業団に委託するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるとでございます。

詳細につきまして建設部長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、議案第56号の補足説明を行います。

この契約は、3月定例会におきまして下水道事業特別会計当初予算で債務負担行為として議決をいただきました。平成22年度、平成23年度における土肥浄化センターの改築更新工事でございます。代行業務の委託契約でございます。

現在、土肥浄化センターにつきましては、6年間で総事業費約19億円で改築更新工事を進めておりますが、本契約は、そのうちの3年、4年目の2年間の工事でございます。平成24年3月の完成を予定しております。

契約内容の主なものについて申し上げますと、沈殿池施設それから汚泥濃縮施設、これらの機械設備や、それから監視制御施設、水処理運転操作施設、水処理計装施設、これらの電気設備の更新工事でございます。

監理、監督、検査、それから会計検査の受検、これらがこの業務委託に含まれております。

総額4億8,800万円で、旧町や伊豆市において実績のある地方共同法人日本下水道事業団と仮契約を締結いたしました。

契約方法につきましては、地方自治法施行令第167条の1第2項2号で、公共下水道の浄化センター等における専門技術と十分な経験を持つ官業代行として日本で唯一の地方共同法人であることから、競争には適さないため随意契約といたしました。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月16日開催予定の本会議において行います。

議案第57号の上程、説明、質疑、動議、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第29、議案第57号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第57号について提案理由を申し上げます。

平成21年6月19日に議決をいただきました伊豆市立修善寺南小学校屋内運動場建築工事について、工事請負契約金額に変更を生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきまして教育委員会事務局長に説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 間野孝一君登壇〕

教育委員会事務局長（間野孝一君） それでは、増額補正となりました主たる内容について御説明をさせていただきます。

まず、建築本体のほうでございますけれども、基礎の関係でございます。独立する基礎で施工を考えておりました。この独立基礎ごとに実際には掘削をいたしまして、支持層の確認をいたしましたところ、当初の計画想定支持層より屋内体育館北東面と南東面に深い箇所があり、特殊基礎 ラップルコンクリートという内容でございますけれども の数量が増量となり、増額とさせていただきます。これが直接工事費でおよそ160万円ほどになりました。

次に、校舎と屋内運動場をつなぐ渡り廊下の関係でございます。当初計画では、校舎ベランダに渡り廊下が直角に接続するように計画をして考えてございました。ところが、児童の移動を考えますと、もっと安全な方法があるのではなかろうかという学校側からの提案もございまして、利用する児童のさらなる安全とスムーズな移動を確保するために、校舎に対して斜めに接続をさせるという考え方にいたしました。そのため、校舎の2階の1室でございますけれども、当初の準備室でございますけれども、その1室の中に廊下を設置するという格好で、子供たちが危険性のあるベランダを通る区間を短くして、その校舎の1室を廊下として、その廊下の中を歩いて体育館へと移動するというところで、安全性の確保を図りました。また、この変更に伴いまして、関連する工事、雨どい、それから管の切り回し、渡り廊下の風雨対策、それから消火設備などに改良を要したため、増額となりました。金額は直工でおよそ390万円ほどになりました。

次に、災害避難路施設に伴う設備の設置でございます。当該屋内運動場施設は、災害時の広域避難場所に指定されておまして、被害時における受電受信設備、要するに体育館の中に避難されてきた人たちが、そこで地域の情報を得るために、テレビ等を設置して情報を得るというために、そのテレビの受信設備を設置いたしました。あわせて自家発電、停電になったときに発電機による受電ができるように、送電を行うことのできるための切りかえ盤を設置いたしました。この工事には、直接工事費で56万円ほどがかかりました。

それから、この工事を施工するに当たりまして、屋内体育館の隣接地区の皆様で現場で工事の概要説明会を開催いたしましたところ、グラウンド西側、県道側になりますけれども、屋内運動場の裏になりますけれども、そこに老木化した立木が大木となって実際にずっとあ

ったわけでございます。その老木からの落葉が非常にひどくて、個人の民家の屋根、それから雨どい等に、枝も含めて毎年落ちて迷惑をしているということと、老木化してございますので、台風等、雨風が強いときの倒木の危険性を非常に心配しておりますという指摘を受けまして、除去してほしいという要望がございました。

このため検討いたしまして、当該工事にあわせて施工することによりましてコストの面を検討いたしました。別途発注ということになりますと、工事の内容が土木工事ということになりまして、経費率が土木工事のほうが高くなります。そんな関係で、建築工事と一緒にやったほうがコストが安くなるということと、それから、いろいろな仮設、重機械等、重複することによって安くすることができる、それから地域の皆さんへの理解と迷惑の頻度を考えますと、建物をやるときに一緒にやったほうが地域の皆さんにも迷惑度が少なくなるだろうという、そんないろいろな面で検討いたしました結果、立木の除去をいたしました。これは、除去だけではなくて伐根という格好で、根からみんな掘り起こしました。

ところが、斜面にその立木がかかってございましたもので、そののり面が、伐根することによって、自然のり面だったものですから、脆弱といいますが、弱くなるということになりますので、その辺についても、日ごろから斜面が怖いという話がございましたので、その自然のり面をコンクリートブロックで擁壁工を施工し、土砂の流出対策として施しました。

あわせて、高低差もありますので、そのブロックの頭へと落石、それから安全確保のための転落防止のネットフェンス工を施しまして、なおかつ校内地の雨水排水の処理をするために排水溝を設置いたしました。

以上のことと、ブロック擁壁を施工することによりまして裏面、先ほど言いました西側に有効な土地がふえるという、利用のできる土地がふえたということで、今、南小学校では、実はプールと校舎との間に駐車をしているというような状況がございまして、職員の駐車場を含めて緊急時等考えますと、緊急時のときに車が入れない、非常に危険だと、広域避難場所であるのにということで、少しでも土地の有効利用を図ろうということで、そこに駐車場として設置を考えて整備をいたしました。これにかかりました費用がおおよそ直接工事費で1億2,400万円ほどになりまして、増額となりました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

訂正いたします。

1,240万円でございます。失礼いたしました。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、西島議員。

6番（西島信也君） 6番、西島です。

今御説明があったわけですがけれども、今の御説明ですと、これはもうやっちゃったという

ことなんですか、工事は。お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） そのとおりでございます。支持層をもって対応してございます。ですから、施工はしてございます。施工済みということでございます、その部分につきましては。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 施工済みのやつを、やっちゃったから変更を認めて、こんな順序が逆ではないかな。こういうのは、やってよろしいか、こういう工事請負契約の変更してよろしいかというところから、その後、それが了承されたら施工するというのが順番じゃないかと思えますけれども、ここはどうお考えでしょうか。市長さん、どうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 市長じゃなくて、私が答えさせてもらいますけれども、今、西島議員がおっしゃられたとおり、じゃ、承認を得てから施工するということになりますと、そのたびごとに、何回変更契約はやってもいいわけでございますけれども、そういう手続をしない場合には指示書というを出して、一般的には、予算上の問題も勘案しながら施工をさせていただくという格好で進めておりまして、そのある一定の時期といいますが、そこで変更契約を結ばせていただくというやり方で進めてきていると思えます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） それでは、予算がないのに事業を実施したと、こういうことで、それは認められると、そういう意味ですか。どうなんでしょうか。予算がないのに工事を実施した、事業の実施をやったと。どうでしょう。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 予算なくして実施したわけではございません。予算がありまして、継続費をとってございますので、その継続予算の中で実施をさせていただいておりますので、当然、西島議員に御指摘をいただいたように、予算がないのに勝手に先にやって、それで後から変更契約して認めるという、そういうやり方はまさに認められないと思えますけれども、今回はそういう予算の裏づけがあって実施をしてございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに。

20番、木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。今のやりとり聞いていて、お尋ねします。

議会の議決を求めるという提案ですよ。何の何を求めているんですか、議会に対して。その意味がわからない。もう一度お尋ね。変更についての、きょう僕が理解したのは、工事の契約金額を変えたいから、それについて議会で承認していただきたいという提案ですよ。

ね。なんですよ。なんだけれども、やっちゃったということですね、もう既に終わりましたと。そうすると、何を求めているのかわからない、議会に対して。説明を願います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） やっちゃたということは事実でございますけれども、先ほども申し上げたように、ここで変更契約をさせていただいたということについての御承認を議会のほうにお願いをしているわけでございますけれども、その過程で、先ほど説明をさせてもらったような内容の変更をさせていただきましたということです。そのために増額の変更になりましたという御説明をさせていただいて、その変更の契約の内容について御承認を議会のほうにお願いをしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） ですからね、やりましたよと、今、調整はもう省きまして、こういうところに使いましたということでの変更に対する議決を求めているわけですよ。なんだけれども、やっちゃったと。

そうすると、例えばの例として、もし承認しなかったとなると、これどうなるんですか。ちょっとわからない。法律上の、条例と、ちょっとお話ししていただけますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 現在、提案の説明の中にもございました地方自治法の中での規定に基づいて承認をいただくということになっておりますけれども、今の段階で仮契約という段階でございます。ですから、御承認をいただいて本契約と。当初契約も同じように発注をしたときに、こういう内容で契約をいたしましたけれども、よろしいでしょうかという段階ですので、議会の承認を得られないと、本契約にはいかないということですので、現在も仮契約という格好になってございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 最初の契約もそうなんですよ。予算があって、こういう契約をしたいんだけど、議決を求めて、そういう契約でいいですよというところで議会がオーケーしてから動き始めるんですよ。本契約になって具体的に工事が始まるということですね、今回の件で見ると。

そうすると、今回はいろんな意味でいろいろ不都合があったから、こういうことで変更していきたいんだと、プラスしたいんだと、契約金額をとということまでわかった。でも、やっちゃいましたということなんですよ。だから、何の契約なのかちょっとわからないんですけども、もう一度お尋ねします。

もしこれ承認されなかったってなった場合は、我々、議決権があるわけです。当局側、教

育委員会にあるわけでない。もしノーとなったら、これはどうなるんですか。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 承認を得るということになっているので、得られないということになりますと、ちょっとその辺は詳しくは、今まではそういう実例に当たったことがございません、こういう言い方は大変恐縮ですけれども、それはまたちょっと……、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、こういう言い方は口幅ったくて大変恐縮でございますけれども、予算上の確保があって、先ほどちょっと申し上げましたけれども、工事の途中で変更が1回だけではなくて、工程の中でまた変更が出て、そうしますと、変更契約というのを何回も何回もやらなければならないという格好に、順序立てていくと、そのとおりになるうかと思えます。

ただ、その中で、先ほど別の議員さんの御質問にありましたように、そのあたりを、金額、予算上のものを見ながら、そういう変更をしたときに、予算的な措置がなされているのか、予算の範囲内になっているのかどうかということを当然考えながら、それを、言い方はおかしいかもしれませんが、指示書の中でそこを出すときに当然検討をしながら、それで、最終的という言い方は失礼ですけれども、ある一定のときが来たときに変更契約をさせていただいていると、指示書で対応をさせていただいてきているという、その中で当然業者さんへの指示、それから予算上の検討もさせていただいてやってきているという内容でございます。

ですから、確かに結果的には後づけではないかというお話にはなると思いますが、もう一つ、承認がされなかったときにはどうなるんだということですが、具体的にはちょっと、承認されなかったときには、とりあえずその変更は認められないということしか私には言えませんけれども、具体的に法的にどうなるのかというのは、ちょっと今まで経験したことございませんので、知りません。

議長（飯田宣夫君） 今の件、議決事項、きょう決めることになっておりますので、ちょっとここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時45分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、当局のほうから説明を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 市長のほうから少し整理をして答弁をさせていただきます

1つ、まず木村議員の御質問にございました、議会に諮っている契約に関する議決が否決されたら、これは契約は当然無効になります。というか、契約が成立をしません。議会の議

決事項でございますので。それは事実関係。

次いで、この議案第57号につきまして全体の工事はまだ完了しておりません。したがって、当初の工事、当初の契約金額で今その事業は動いている、継続中の案件でございます。途中の理由は、先ほど教育委員会の事務局長が説明したようなもろもろの事情が発生をして、全体の総額としてふえたということです。したがって、工事の完了以前に、現在の時点で、工事費の全体の総額に関して増額をお認めいただきたいということでございます。

議長（飯田宣夫君） 質疑ありますか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

まず、この件についてお聞きしたいんですが、この議案第57号の南小学校の屋内運動場建築工事の予算というのは一体幾らだったのかですね。それと、今回の21ページのところに修善寺南小学校体育館建設事業というのがあるんですが、これとの関連性についてお伺いしたい。

それから、ついでだから、もう一つ、ラップルコンクリートって何ですか。これについてお聞きしたい。

以上3点。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） それでは、別の議案でございますけれども、議案のほうの21ページのところで、先ほど継続費という御説明をさせていただきました。これ、21年度、22年度の2カ年ということで、継続費の総額そのものにつきましては3億2,493万5,000円という予算金額です。これが全体の予算金額ということで御理解をいただきたいと思えます。

〔「同じ事業ですか」と言う人あり〕

総務部長（鈴木伸二君） 南小学校の屋内運動場の改築工事ということで、2カ年でやる工事で、同じでございます。

議長（飯田宣夫君） 当初予算とここに書いてあると思うんだけど、教育委員会事務局長、その辺を。この屋内運動場の当初予算と、さっき森議員の質問の3点目の件と。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 今、総務部長のほうから説明を申し上げた中と同じでございますけれども、21ページの中の継続費の総額3億2,493万5,000円という数字がございますんで、この中での事業予算ということでございます。予算は、その予算を承認をいただいて、継続費として続けて、現在もあるわけでございます。

それから、もう一つ、ラップルコンクリートというのはどういうものかという御質問だと思います。よろしいでしょうか、そちらのほう。ラップルコンクリートのほう、よろしいですか。内容をちょっと説明させていただきます。

私も建築の専門家ではございませんけれども、私もラップルコンクリートというのは聞きなれない言葉でございます。特殊基礎ということで、先ほど申し上げた基礎ごとに、地盤がよければ普通の基礎でいいわけですが、その下に軟弱な地盤とか、土質が余りよくないなんていう場合には、その場合、場合によって、どれが一番経済的かというようなことを考えながら、幾つかの基礎工事をやる工種があるんだと思います。例えばくいを打ったりする場合もございますでしょうし、セメントのようなものを入れたりする地盤改良という工法もあるでしょうし、今言うこのラップルコンクリートという一つの方法もでございます。

ラップルコンクリートというのは、言葉がそうなんですが、支持層が出るところまでコンクリートで基礎になるところだけ打ち込んでいくというものでございます。その部分を例えばほかのものでやりかえるという工法もありますけれども、余り深くないようなときには、いろんな経済的なことを考えたりして、施工性とか、その現場を見たりしながら、その中から選択をしていくという、その一つの方法でございます。よろしいでしょうか。

〔「工法の一つという意味、地盤の」と言う人あり〕

教育委員会事務局長（間野孝一君） はい。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） これは、まず当初予算は3億2,493万5,000円、ちょっと半端だから、当初予算はもうちょっと丸まった数字じゃないのかなとは思っただけけれども、これでいいわけですね。

そうすると、まず1つ言っておきたいんですけども、これと同じようなやり方をやったのが土肥小学校体育館なんです。やっぱり基礎工事を変えてるんです。いいですか。今これ係争中ですからね。

要は、我々ももうこういう報告書まで出ているわけですね。これからはちゃんと工事もしっかりやろうと議会は考えているわけです。そういうときに、予算があるから増額しよう。これ予算がなかったら、恐らくどういうやり方をするかといったらば、基礎が悪かったら、やっぱりいいように、業者はその範囲内でやれと、おまえ受けた金額の中でやれということになるはずなんです。ところが、現実には予算があるから、じゃ、そういう何だかわけのわからないようなラップルコンクリートで基礎をつくらうと。これは委員会に付託されるんでしょうか。

〔「されない」と言う人あり〕

12番（森 良雄君） されないの。それじゃだめだ。ここでしっかりラップルコンクリートでどういう工事をやったのか説明してもらわないと。

いいですか。土肥小学校のこの基礎工事は、どんな基礎をやったかなんて説明できなかったんだから。いいですか。ここで当然ラップルコンクリートどういうものだったのか、金額160万円で少ないですけども、ちゃんと説明してください。

それから次に、渡り廊下なんかの説明があったけれども、これだって、お金があるから、

こういう使い勝手をよくしましょうなんて当然考えてきたんだと思うんです。予算を全額使ってやろうと。私はやっぱりこの辺で伊豆市の公共事業、考え変えなければいけないと思う。予算じゃないんですよ。中豆建設は2億9,925万円で修善寺南小学校の体育館をつくろうと契約とったんだから、その範囲内でやるのが僕は正当だと思います。

もしラップルコンクリート説明できないんだったら、僕はそうしてもらいたい。ラップルコンクリートちゃんと説明してください、どういうものなのか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 工法については後ほど教育委員会のほうから説明があるかと思いますが、今の議員御指摘のとおり、私はこのたぐいの公共事業のやり方は改めようと思っているとございまして。というのは、やはり予算ありきではない、いかにいい学校をつくっていくかということに尽きるんだらうと思っております。

したがいまして、中伊豆小学校でも当初はプレハブで教員室をつくるというような話でしたけれども、しかし、新しい小学校をつくるときに、伊豆市はお金がないからといって、工事現場の仮社屋のような職員室でいいものだろうか、あるいは、牧之郷幼稚園も今は耐震がほとんどないということで、もう県にもない日本にもないような初めてのすばらしいこども園をどうしてつくるかというような観点で見直している最中でございまして、議員御指摘のような、お金をかけないということも選択肢としてあるかと思いますが、私は、子供たちにとって最適の環境をつくるという観点で新しいやり方をしていきたいと、こう思っているわけですので、議会の多くの皆様にそのような考え方を御理解賜ればと思います。

工法につきましては教育委員会のほうから説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 工法について、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私も専門家ではありませんので、先ほど申し上げた内容の、ここで話してできるのは重複になるかと思いますが、まず独立基礎という格好の基礎を計画してございまして、その独立基礎がいく部分について、基礎の計画をしたときに、それに基づいて基礎の部分の掘削を工事の手順としたわけです。

ところが、予想されたというか、前にこの体育館をやったときのボーリング調査、それから土質図がありましたので、それをもとにその該当の基礎の箇所を掘っていったわけですが、それと違う部分が出てきたということで、それで、その出てきた部分についてコンクリートを投入したという、それが平たく言うとラップルコンクリート基礎という意味になると思います。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 市長はまた変ちくりんな、わけのわからないことをおっしゃっているけれども、この小学校の体育館は2億9,925万円で立派なものをつくろうとしたんでしょ

う。そうじゃないんですか。基礎をちゃんと調査したんでしょう。それで設計立てたんでしょう、市長。立派な体育館をつくらうとした設計をしたんじゃないんですか。その予算の中で私はやるべきだと言っているんです。そうじゃないんですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 当然その調査も設計もしっかりするわけでございますけれども、しかし、これだけ3億円規模の事業ですから、工事を開始した後、変更があるということは、当然私は起こり得るんであると思います。予算の天井があるから、新たに不要なものをつけ足したとは思っておりませんし、仮に、これがもし当初予算を超えるような大規模な工事があったとすれば、それは仮定の話ですけれども、議会にお諮りをしてでも、伊豆市の子供たちにとってよりよい教育環境をつくってあげることが、私は、私たち行政と議会の責務だろうと信じているところでございます。

今回は予算の範囲内ではございましたけれども、しかし、より安全で、かついい環境をつくるということでございますので、まだ工期は全部終わっておりませんし、完了も受け渡しも終わっておりません。その時点で総額に関して変更を議会にお諮りするものでございますので、何とぞ御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

3番、稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） ちょっと確認させてください。

この工事は、21年度、22年度の継続で、この予算書によりますと、総額で3億3,211万円ということになっています。そして問題は、今回の増額する額を入れても、この当初の予算の中におさまるのかどうなのか。当初の3億3,200万円のうちは、中豆建設さん以外の工事があって、それもまた、それにオンされて、結果として総額の予算オーバーしちゃうのかどうか、そこを、確認ですけれども、お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 今この議会に上程をさせていただきました契約案件以外には、契約した工事はこの予算で執行するという計画とか、やったものは一つもございませんので、これで全額でございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

1番、鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 1番、鈴木です。

確認させてください。

先ほど工事中だからお願いするんだということだったんでございますが、先ほどの事務局長の話によりますと、やられた工事がもう既に基礎があると、それで、伐根、伐採はどんな

っているんだとか、やった、やらない、工事中じゃなくて、今、個々に言われた金額ありますよね。ちょっとすみません、メモしなかったもので。もう一度確かめます。やってしまった工事、当然、基礎はプロですからやったと思います。後ろの伐根して石積みを積んだと言ったから、やったと思うんですけれども、やった、やらないをちょっとはっきりしていただけないか、工事費と工事を。それは全部やっていないから途中だということはわかりますけれども、内容によって既に終わっているものがあるものですから、聞いている中で。それをはっきり明確にさせていただきたいと思います。金額もです。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 先ほど申し上げました、当然基礎は終わっているわけでございます。終わっているといいますが、そのやった、やらないの御質問ですので。そこはおよそ160万円という、それは経費入ってございません。

それから、ベランダの関係でございますけれども、ちょっと詳細については私も全部は承知はしてございませんけれども、そこでおよそ390万円、やったところもあると思います。全部が、先ほどのいろいろな関連もありますので、それまで全部終わっているかどうか、ちょっと現地ではまだ確認してございませんけれども。

それから、先ほど言いました災害施設関係の設備関係、テレビの要するに受信をする設備、それから、電気が通らなくなった停電というときに対応する、発電機を持ってきて差し込みできるような切りかえ盤が56万円、それから、先ほど言いました立木の伐根、それに関係しますもろもろの擁壁、それからネット、フェンス、排水処理、駐車場のための有効活用というような話の部分では1,240万円、それはおよその丸めた数字でございます。それが合わせて1,850万円ぐらいになるんだと思います。それと経費、共通仮設、現場管理費、そういう経費が入ってきて、消費税が入ってくるということでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ということは、実際もう、先ほどから言っているけれども、終わったものに対して確定したよと。今、消費税なしの金額で1,846万円はもう既に終わっているから、先ほどから言っているように、終わったけど認めてくれとあえて言っているのと全く変わらないと私は思います。

あえてきょうは、申しわけないけれども、委員会付託じゃないもので質問をさせていただきますけれども、見積もり、我々に何もわからないままに、終わってしまったから出してくれといったら、議会は要らない、私は議員は要らないというふうには考えます。もう少し重たいもので、きちんとかつこうものはかかるんだと、ですから我々が行財政改革に18日間、18回もかけてやっているわけで、ここを透明にしていきましょうよという形でやらせてもらって、きょうも提言を委員長から出させてもらっている中で、私はこのやり方、18日間一生懸命やった中で提言させていただいたことを考えますと、到底に説明には納得することはい

かない。

もう一度聞きます。もう既に終わっていますね、この工事。間違いないですか、今の説明で。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 先ほどお話しさせていただいた中でも言いましたけれども、詳細については、私、現場確認をしてございませんで、全部終わっているかという質問に関してましては、全部終わっていますというふうにはしかお答えできないということによろしいでしょうか。そういう内容でございます。終わっているとは、私、断言できません。ちょっと詳細部分までは確認をしてございませんので。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） 13番、古見です。

一番最初に局長さんから説明があったときに、契約が2,000万円ちょっと超えたわけですよ。これは事後承諾のような形でよくないと思ったんですけれども、この21ページの2年間の総額は3億2,493万5,000円で、当初の契約よりも多いわけですよ、総工費の2年間のは。それ計算しますと2,568万5,000円分が低く契約になっています、最初の契約。そうしますと、教育委員会側としては、この2,568万5,000円分までは、それ以上を超えなければ、自由にというんでしょうか、必要なものは工事をしてもいいというふうには考えられたのかなと思ったんです。

今ここでもって議決をする金額は、範囲内の中でおさまっているということによろしいですか。継続の総額が3億2,400万円と出ていますね。21ページでもう報告を受けた。その中でおさまっている工事であるから、そんな問題はないということでしょうか。契約金額は変わるけれども。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 予算上の金額は、古見議員さんがおっしゃるとおり、契約を今承認をいただこうと思っている増額分を足しても、予算の範囲内にはなっております。ただ、3億2,000万円というのは契約額ではなくて、予算額でございます。それがあから増額をしたという、幾らでもしたということでは、実は私はそういうふうにして変更の承認というか、お願いをしているわけではなくて、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、決して悪いものをつくろうとか、この際だからということではなくて、やはりせっかくなつくっていく中で、話があった中で、それは取り入れるべきだというようなものを検討いたしまして、それで変更の計画をさせてもらったということでございますので、お金があるから、範囲内だからというようなことでやってしまった考えはございません。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

ほかに何か質疑ありますか。

2番、梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原泰嗣です。

先ほどからずっとお話を伺っておりますと、金額の変更は確かにございまして、金額がふえているところに視点がいつてしまうんですけれども、当初の契約は西側の老木、5本だか6本だかわかりませんが、その伐採の計画はなかったわけですね。先ほどの局長さんの説明ですと、説明会を開催したときに住民の要望があったということですから、当初の契約の範囲の内容を拡大したわけですね。要するに、極論を言えば、当初建物だけだったのが、外構工事を拡大したと、こういうことによるしいですね。金額に今、目が行っていますけれども、そういうことでしょう。

当初体育館だけだったのが、外構工事がふえたわけですね。だから、外構工事がふえたというところを言ってくれないと、金額だけ2,000万円ふえたというと、建物に何かいろんなことになると思うんですが、当初の枠から外構工事がふえたわけですね。当初、だって、老木切るなんて予定なかったでしょう。老木を切ったために今、基礎をやったわけでしょう。それで排水工事もやったわけでしょう。違いますか。

基礎は、だって、160万円の話ですから、一番のメインはこの外構工事ですから、1,240万円。一番のこの2,000万円の要因としましたら、ということではありませんか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 設計の中では、ひどく腐っていたというのがあって、1本ぐらいの立木は計画はしていたそうです。それは承知をされていて切ろうという計画はしてございましたけれども、最初からなかったわけでございます。皆さんのお話を聞いて、当初のっていなかったものをやるという計画は、ですから、建物本体ではなくて、それにまつわる、先ほど言いましたように、外構という言葉は私は使わなかったのかもしれませんが、考え方はそのいうことに、仕分けをしていくと、そういう格好になるかとは思いますが、最初は1本程度の、その時点でひどく枯損していたものを、計画は入れていったという話でございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに何か質疑ありますか。

7番、杉山議員。

7番（杉山 誠君） 7番、杉山です。

同じような質問になるんですけれども、ちょっと整理しておきたいものですから。

要は修善寺南小学校の体育館の建築工事にかかわる工事であるか、ないかということが一つの焦点だと思えますけれども、認識としては、基礎は当然、工事の段階で状況に応じて、よりよい工法へ変更するということは、これはあり得ることなんですけれども、そのほかの問題について、今、1回答弁は受けましたけれども、ついでにやっしまおうというんじゃなくて、よりよい方向へ、これは必要なものであるから、また地域の要望であるから、体育

館の建築工事そのものの中で追加工事が行われたという認識でよろしいですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） そのとおりでございます。そのような考えのもとにやらせていただきました。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑。

4番、森島議員。

4番（森島吉文君） 森島です。

ちょっと確認というんですか、基礎の160万円という追加ですけれども、額は小さいですけれども、この辺は設計プランの段階で把握できなかったのか、絵の地耐力のあるメーター数とか。今までのデータで設計したようですけれども、実際にその場所へと、ボーリング調査なり何なり、そして設計に入ると思いますけれども、データだけでなく、実際にそれがわからなかったのかということ。

それとあと、渡り廊下の変更ですね。これもその前にプランの段階で学校側と十分話し合われていたのか、いないのか。始めてから、じゃ、変えようとやったのか、学校が再度言ってきたのか。

それと、金額は小さいですけれども、今議論している追加工事ですか、これが1,240万円ですか、その内訳なんていうのは全然わからないんですけれども、どれに一体比重を占めているのかということとか、いろんなものがありますけれども、それらがこの体育館の建築工事に付随というんですか、関連する追加工事なのか、あるいは全然別で発注でもよい工事だったのか、そういうところね。

それで、そこに業者がいたから、じゃ、あんた機械そのまま置いていて、安くできるよという、そういう感覚でやったようすけれども、その辺の根拠をね。実際に再入札やる場合と追加でやってもらうのと、その辺の数字が多少納得のいく数字が出るわなとも思いますけれども、そんなところで、最終的にこれが1,240万円の、額は多いですけれども、競争の原理が働いたのか、働かなかったのかというのが一番やっぱり証明してほしいなというところすけれども、その3点についてちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 基礎の御質問ですけれども、実はそんなに体育館というのは、一般的に考えて大規模な床面積というエリアではないものですから、先ほどもちょっとお話をさせていただきました前回の体育館の位置とそんな大きく変わっていないものですから、そのときのボーリングデータを使用したと。それは、そちらのほうが経済的だろうと。一般的に、300メーターも400メーターもと大きく離れているようなところじゃないという考え方のもとで、それを採用して計画の基礎を計画をしたということでございます。

ところが、先ほどもお話ししましたように、独立基礎をやるのに、当然、実際にはどうかということ掘削をしていきましたらば、その少ないエリアの中で、全体ではないですけども、一部でございます。校舎側の面に接している方角のところ、深さ的には1メートル、深いところで前後ぐらいという、地層がそこで分かれていたということで、現場で業者、それから、私ども設計監理をお願いしている先生と、それから、うちのほうの担当者が見て、それで地層を見て、まさかこんなに短い距離の中で、地層の等高線じゃないですが、線を追っていくと、急にこんなところでこんなに変わっているのかと。データから見ていくと同じような地層が続いているかと思った。そうしたら、こう入り込んでいたというような現象が掘っていった中で出たものですから、そこで現実に合わせて、その部分だけを深く掘って、その独立基礎の部分だけラップルコンクリートの基礎をやったと。それは、それが一番、施工性もいろいろなことも考えたり、コストのことも考えたりして施したというような内容であるということ聞いております。

それから、議員おっしゃられるように、発注の仕方が別発注ということ、具体的に考えてどれくらいの差があったのかというのは、ちょっとそこまで調査をしていないと思います。単純という言い方は語弊があるかもしれませんが、どうしても一般的にといいますが、土木工事ですと経費が非常に高くなります。建築工事の、極端に言うと半分ぐらいになる場合も金額によってはあるということ、それから、同じ現場ですので、ほかの業者さんが入ってくるということになりますと重複をするという格好で、例えば施工のときに片方がとまってしまうということもありましたり、それから経費以外にも、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたように、幾つかの業者さんが入って、搬入をさせていただいた工事用の通路に使わせてもらいました近隣のところも、区画整理をやったところでも、幅員が4メートルという比較的狭いところにあつたものですから、そういう方たちにも迷惑がかかるというような考えにも及びまして、具体的に数字は出してはございませんけれども、今の中で変更をさせてもらって施工するほうが、多方面というか、そういう検討をしたときに、安くコストができるんではなかるうかというように判断をしたところでございます。

それから、もう少し具体的に数字が出ているかというお話だったと思いますけれども、大変申しわけないですけども、側溝、ネットフェンス、舗装工事等で670万円ぐらい、今さっきの1,240万円につきましては、それが670万円、立木に関して処理をした関係、それからコンクリートブロック等につきましては570万円と、これは先ほど私がお話を申し上げました直接工事費の中での内訳ということでございます。申しわけありませんが、今はその程度でしたら、お知らせができますものですから。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「もう一つ、学校と」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） はい。

教育委員会事務局長（間野孝一君） その辺につきましては、ちょっと私もそこまで確認をとってございません。申しわけありません。前年度といたしますが、20年度に設計を業務委託で先に、21年度に発注の前年度に設計をしてございます。その辺までちょっと私も確認をとってきてございませんけれども、恐らく今回の中で学校からそう提案をされたということは、なかなかお話をしてあったかどうかはちょっと定かではないというように、私はそこまで事実を押さえてございませんので、申しわけありません。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

11番、大川議員。

11番（大川 孝君） 11番、大川です。

ここに契約金額2億9,925万円、3億円に75万円足りないだけの金額で、大きな金額のいわゆる屋内運動場の建設でございます。また、業者のほうも、こうした大きなものを手がけているような業者の一社じゃないかと思えます。事前のやはり行政側と学校、あるいは業者側ともいろいろと、これをつくる上においてのノウハウというものは業者側にもそれ相応にもちろん持って提案していると思えます。

今、教育局長さんの話で、160万円も390万円とか56万円とかありますが、3億円から見ますとわずかな金額とはいえ、行政側としては、こういう金額は、2億9,900万円に入っているんじゃないですかというような、そうしたお尋ねもしているかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 今の大川議員さんの御質問ですけれども、ふえた分の金額が当初に入っていたんではないかと、業者側に聞いていないかということによろしいでしょうか。

設計書のほうは、入っている、入っていないという、どんな工事が入っているか明確にわかるような内容になってございますので、業者さんのほうも専門の方でございますので、こういう工事内容が設計書の中に入っているかというのは当然存じ上げているわけですので、こういうものが入っていないというのは、設計書の内容を見れば、当然承知をされていることだと思えます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

14番、塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） 私は、工事は後からいい学校つくるために、新しくこういうこともやろう、ああいうこともやろうというのは当然出てくると思うし、それについて否定するものではないんですけれども、これが出てきたときに、なぜ先に議会に承認をとらなかったのかが、今、皆さんがここでもめている問題。先に議会の承認をとらなかったか。それで、こ

こに2,000万円の追加契約をしようと。

この工事についてはもう契約はしてあるんですね。工事というか、追加工事について。もう一度聞きましょう。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 議会で承認をいただいておりますので、本契約はしてございません。仮の契約でございます。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） といいますと、ここの議会が、先ほど木村議員のほうからもお話があったけれども、ここの議会が通らなかったときには、どうなるんでしょうか。それを答弁願います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私、先ほど答弁申し上げましたように、当然議決案件でございますので、議会のほうで否決をされれば契約はできないということになります。これは塩谷議員御指摘のとおり、私も市長の立場で、しかも議場で、必ずしも適切ではなかったという答弁はいかなものかとは思いますが、しかし、この内容と、それから金額からいって、この問題が出た時点で臨時議会を開くか、あるいは専決処分で後に報告という形をお願いをするかのほうが適切ではなかったかなというように考えているところでございます。

当時の判断は、教育委員会のほう、繰り返しになりますけれども、まだ契約の途中で、工事も途中でしたので、途中の変更、しかも議会にお諮りするのは総額ですので、あくまでも、契約金額の。これのほう工事をとめるよりもという判断だったろうと思いますが、しかし、同様の案件が将来起こったときに、当然その内容と金額にはよりますけれども、類似のことが執行部専決で起こらないように配慮をしてみたいと思います。

今回の内容につきましては、私は必要な工事だろうと思っておりますけれども、執行部側が独自に必要、不必要というふうに判断をするだけではなしに、その工事の内容、金額に応じて正しいタイミングで議会にお諮りするよう、教訓とさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は、会議規則……

〔「議長、動議」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 6番、西島議員。

6番（西島信也君） 今、質疑が行われたわけですが、1つの問題といたしましては、要するに執行部の提案したものと、それから議会の議決という、そういう非常に議会存続の根幹にかかわる問題が起きているわけなんです。その問題が今の質疑においては解明されていない。

それから、もう一つ、本当に二千数百万円の増額の内容が必要なものかどうか、あるいは業者も中豆建設そのままがいいのかと、そういう問題も何ら解明しておりません。

したがって、私はこれを、先ほど議長はすぐ採決するというようなことをおっしゃいましたけれども、委員会に付託して、専門的に審査をしたほうがいいと思います。

以上、動議です。

議長（飯田宣夫君） ただいま西島議員から出された動議に対して御意見のある方。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 私も動議で、付託にさせていただきたいというところで、今の状況では、先ほどから御説明があるように、三億三千数百万という予算があって、その中でいいものをつくるというのは十分わかるのでございます。

ただし、やったことに対して見積もりがあるわけではないし、口頭であるし、もっとこういうところは直したとかという、事実、我々も場面、状況を見に行くとかということは非常に必要なことだと思ひまして、日にちがありますから、私も今、動議ということで、付託案件にぜひしていただきたいなど。今の状況では私も賛成も反対もできなく、退席をしたいぐらいなものですから、ぜひ委員会に付託をしていただきたいという、この考え方は一緒ですけれども、内容的には若干違うものがございますけれども、私もそのようにお願いしたいと思ひます。

意見です。

議長（飯田宣夫君） 今、西島、鈴木両議員から、本件については委員会付託をしてほしいという動議が出されました。

この件について決議をとりたいと思ひます。

ただいまの動議を取り上げるかどうかについて賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 賛成多数。

よって、ただいま西島議員から出されました委員会付託についてを議題といたします。

ただいま出されました委員会付託をすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 賛成多数。

よって、本案は委員会付託をすることに決定いたしました。

諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第30、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市町長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員の浅見忠利さんと佐藤傳さんが、平成22年9月30日をもって任期満了となります。

お2人とも人格及び識見ともにすぐれ、地域住民の人望も厚く、また広く社会の実情にも通じていることから、引き続き人権擁護委員としてその任に当たっていただくことが最適と判断し、推薦したいと思い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は、平成22年10月1日から25年9月30日までの3年間でございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦についての件は適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任であると決定いたしました。

なお、本日提出されております11議案に対する質疑の通告は14日の正午となっておりますので、御承知ください。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月14日9時30分より一般質問を行います。

よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただきますようお願いいたします。

今回は15名の議員さんより通告をされております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は各項目ごとの一問一答とさせていただきます。また、質問時間は申し合わせ事項により質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め5回までといたします。

なお、1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

それでは、これより順次質問を許します。

室 野 英 子 君

議長（飯田宣夫君） 最初に、15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

15番（室野英子君） おはようございます。

発言の許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問いたします。

湯川橋のかけかえについて。

湯川橋の老朽化によるかけかえが必要となり、本年度より橋と路線の基本設計の段階に入りました。市の見解を改めて伺います。

（1）湯川橋の基本設計について。

(2) 136号線の出口改良について。

(3) 湯川橋周辺整備について。

大きい2件目です。伊豆市の水道管の耐震性について。

地震が起きたら、まず水の確保が大事になります。そこで、水の供給のため、水道施設の耐震性が必要です。全国の主要水道管のうち、震度6強の揺れに耐えられる震度適合性を持つものは28.1%、これは2008年12月現在です。水道施設の進捗状況は、浄水場の耐震化率は能力ベースで約13%、貯水池の容量ベースで約23%、また基幹的な管路耐震管の延長ベースで約12%であり、備えは十分であるとは言えない状況です。厚生労働省は、平成20年度から水道施設・管理耐震性改善運動を展開しています。

さて、去る5月8日の新聞、テレビなどの報道によると、伊豆市の水道管の耐震性は1.5%という、耳を疑う数値でありました。東海地震の不安の中で、どのような見解をされ、どのような対策をされるのか伺います。

以上です。

議長(飯田宣夫君) ただいまの室野議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長(菊地 豊君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの室野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、湯川橋についてですが、これは私が市長になる前に幾つかのいろいろな議論があったやに耳にしております。その後、しばらく頓挫していたようでございますけれども、非常に老朽化している橋でございますので、何とかこの事業化のタイミングで必ず実現をさせたいと考えております。

基本設計ですが、橋梁の形式は橋脚のない、足のないそのまま、ここには専門用語が書いてあるんですが、通常の形態の橋でございます。幅員が12メートル、2車線で、横瀬方向から今の小立野の橋に道路に交差するまでは両側に歩道があると。ですから、橋の両側には歩道がつきます。ただ、今の小立野の本道に当たってしまったら、今の歩道を新たに広げることはできませんので、そこからは少し現道のままということになります。

橋の高さですが、136の国道の高さのところと平行になるようにしますので、NTTの跡地のところからちょっと上がる感じになってまいります。それで、今の橋より横瀬側で150センチ、1.5メートル、小立野側で30センチほど高くなりますので、少し傾斜がかかって、国道で平らになるというような形になります。

橋の位置は、今の湯川橋より少し下流側、駅側になります。ただ、そのまま真っすぐに国道に当てますので、国道に当たるところには、その新しい三差路は今の三差路よりも逆にちょっと温泉場側に直角に当たるようになります。当分の間、信号機はつけられない予定になっておりますけれども、左右が同じように見れますが、信号がない関係で、できた後、直後

は少し気をつけて運転をしていただく必要があろうかと思えます。

湯川橋の周辺整備につきましては、議員御指摘のとおり、「伊豆の踊り子」の中で一つの舞台となっているところでございますので、踊り子に関連したポケットパークを整備したいとも思いますが、また橋のデザインにおきましても、「伊豆の踊り子」の時代にマッチしたデザインを検討したいと考えております。

2つ目の水道管の耐震性でございますけれども、これも議員御指摘のとおり、一番耐震性の高い水道管の比率は1.57%、これはそのとおりなんですけれども、じゃ地震が来ると全部九十数%は壊れるのかということではございませんので、震度6強に耐えられる。東海大地震においてさえ、伊豆市の場合にはほとんど震度6強が予測されているところはありません。6弱以下のところでございますので、ちょっと数字に過度に不安をいただくことはないと思います。ただ、財政面等も非常に厳しい折、なかなか耐震化率を上げる状況には現在なっておりません。

それを補うものとしたしまして、伊豆市建設業組合や伊豆市管工事組合と、災害発生後の復旧について応援要請協定を締結しているところでございます。実際に、去年の8月11日、中伊豆の原保地区で水道管が破裂したときには、すぐに現地の水道屋さんに対応をしていただきました。そのほか、日本水道協会、日本水道協会中部支部、同じく静岡県支部等から、応援に来ていただく体制になっております。

また、現実的に考えた場合には、伊豆市のようなところでは、湧水や小河川の水が比較的簡易な浄水装置で確保できますので、災害のとき、自然の水の確保が難しい下流域を重点的に耐震化を進めるべきではないかと考えているところでございます。

今後とも、予算の制約はございますけれども、耐震化に向けては着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君） 湯川橋のかけかえについて再質問します。

湯川橋のかけかえは、横瀬地区でも平成14年から道路問題委員会というものを設立しまして、延べ30回にもわたり、ほとんど1カ月か1カ月置きに委員会を開き、検討をしてきました。横瀬は信号、交差点の問題とか、それから歩道が完備していないとか、いろいろ湯川橋のこともあるものですから、私たちは独自にいろいろ検討してまいりました。湯川橋のかけかえについて私たちが望んでいるのは、歩行者の安全対策を一番重点にしてほしいということです。歩行者の安全対策のためにどのような措置を講じられるのかということと、それから、あそこには瓜生野用水とか熊坂用水の取水口があるんですけれども、それらはどのようにされるのか、また、あそこにはすごく立派なフジの木があるんですけれども、それはどのようにするのか質問します。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 取水口の件につきましては、後ほど建設部長から答弁をさせます。

歩道についてですが、本立野、小立野のところが非常に道路が全体が狭くて、結構飛ばす車があるものですから、地元の方々からも歩道を整備してくれというお話はあるんですが、何せ御承知のとおり、両側はもういっぱいいに住宅が迫っておりますので、基本的には遠藤橋からは狩野川沿いの歩道を使っていただけないかと思っています。私もよくあそこを歩くんですが、もう非常にきれいな景色で、そんなに遠回りではございませんので、遠藤橋からずっと狩野川沿いの歩道で市役所の裏を通って、そして今のN T Tの跡地、水交園のところから、新しい橋の歩道につながるようにしてまいりたいと思っています。

それから、もう一つ、歩道を整備しなければいけないのが、修善寺の駅から今度は温泉場方向で、今N T Tのその前のところが非常に狭くなっておりますので、あそこは県にお願いをして、早急な工事を今お願いをしているところです。そうすると、次に湯川橋のかけかえのときに、横瀬の三差路からN T Tのところまで、少し時間をかけることにはなりますけれども、天気の良いときには観光のお客様も使っていらっしゃいますので、そこは整備をしていきたいと思っています。

また、議員御指摘のフジの木は非常にすばらしくて、伊豆市内にいろんなフジの木があるんですが、川の水面まで達しているのはあれぐらいでしょうかね。非常にいいところですので、あのようなものは伐採しないで、整備できるように検討をさせていただき、ただ、あそこはまだ具体的な事業構想がありませんので、そのときにはまた配慮をさせていただきたいと思います。

取水口の件につきまして、建設部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 瓜生野用水、それから熊坂用水の取り入れ口につきましては、工事で多分壊さなきゃならないものですから、どのようにするかはまだ決まっておりますけれども、必ず対応いたします。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君） 136号の出口の部分について質問します。

今、市長さんは、小立野方面の方も、あそこの出口は非常に危険なところで、私たちは横瀬地区では、大仁警察にも県の土木事務所にも何回か出かけて行って事情を説明しています。そのときに、大仁警察の方は、あそこは大変出にくいところだから、私たちはあそこをなるべく通らない、迂回しますというふうにおっしゃいました。それで、地元でも、あそこは細かいというか、新聞とかそういうあれにはならないけれども、非常に危険で、小さい事故はしょっちゅう起きているところです。私なども下手な運転の者が湯川橋を渡って136に出

ようとするときには、左折車線にも入れませんし、本当に苦勞するところです。

ですから、小立野の方たちはあそこに信号機をつけてほしい、横瀬の人も信号機があるといいなということは思っていますが、それには大仁警察に行ったときに、横瀬の渋滞の多い交差点と距離が近いから信号機がつかないのかと私たちは勝手に思っていたんですけれども、そうではなくて、道路の幅がもっと広くなって、2車線でなく3車線ぐらいに幅が広くなれば信号機がつくということを伺いました。ということは、道路をつくるのは県の土木事務所ですから、市でできることではないんですけれども、現在あの辺は今まで住宅だったところが駐車場とか空き地になっていて、本当に千載一遇という言葉が適切かどうかわからないんですけれども、もし市でその気があって、県や国に交渉すれば、あそこは幅が広くなり、信号機もつくし、横瀬の渋滞がもっと緩和するのではないかと地元では考えておりますが、市として、そのように県土木とか国に交渉していくお考えがあるのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） あそこは横瀬の三差路というのは、もう市民だけではなく、観光客、あるいはビジネスの車も含めて非常に大きな障害となっておりますので、あそこの改善について県に要望し、あるいは県と相談させていくことは、もちろん今まで以上にやっていきたいと思っています。ただ、今、非常に鋭角で入っていて、確かに、死亡事故は最近ありませんけれども、非常に頻繁に軽度の事故が起こっているんですね。あそこに今、議員の御質問は集中されているんですが、しかしやはりいつも申し上げますけれども、修善寺橋から交番のところ、中央ビルの跡地のところまで含めて、本当は視野としては、鮎見橋まで視野に入れてですけれども、事業としては今の横瀬の新しい三差路から中央ビルの跡地のところまでの幅員を考えて、その上で順番、優先順位を決めてやっていくということがあり方なんだろうと思っています。その観点で県のほうとも話を始めておりますので、県も非常に予算が厳しいんですが、なるべく早い時期に事業化されるように話を進めてまいります。

議長（飯田宣夫君） 室野議員。

15番（室野英子君） 現在、鋭角に交わっているところが、今度の予定では直角に交わるようになるわけですが、その予定でいきますと、動いていただかなければならないお宅が3軒ほどあります。住宅でなくて営業している、商売とか仕事をしていらっしゃるお宅がありますので、そういう方たちへの対応、市の誠意がやっぱり通じるようお願いしたいと思います。その点についてよろしく、ちょっと答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） そこは市の事業で一任していただくものですから、誠意を持って対応させていただきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君）では、湯川橋についてですけれども、皆さんもよく修善寺に住んでいる方は御存じだと思いますけれども、湯川橋というのは本当にさもない橋だけれども、ノーベル文学賞を受賞した川端康成の名作の「伊豆の踊り子」に出てくる橋です。あそこに案内板がありますけれども、あれにもちょっと、皆さん御存じだと思いますけれども、ちょっとそこでどのような形で湯川橋が出てくるのか、私も大分忘れていましたので、また改めて読み直しました。

「伊豆の踊り子」という短編小説は、もう最初の「道がつづら折りになって、いよいよ天城峠に近づいたと思う頃、雨脚が杉の密林を白く染めながら、すさまじい早さで麓から私を追って来た」という印象的な書き出しで、湯川橋は大分20行ぐらいたった後に出てくるんですけれども、こういうふうに出てきます。初めて、踊り子と私である学生が出会ったところです。「私はそれまでにこの踊り子たちを二度見ているのだった。最初は私が湯ヶ島へ来る途中、修善寺へ行く彼女たちと湯川橋の近くで出会った。その時は若い女が3人だったが、踊り子は太鼓をさげていた。私は振り返り振り返り眺めて、旅情が自分の身についたと思った」というふうにはっきり書かれています。

「伊豆の踊り子」は、踊り子の出会いから別れまでの短い間の揺れ動く思春期の繊細な心理を描いた青春小説で、伊豆をアピールするには最適な小説であると思います。「伊豆の踊り子」のスタート地点として、ずっと歩いていくと、天城峠のトンネルのところまで、本当に史跡というか、いいところに恵まれていると思います。まず、大平の旭滝は溶岩の柱状節理の、すばらしい尺八の名曲の「滝落の曲」という名曲ができたところですし、狩野城址も、狩野氏というのは二条城の壁画をかいた、国宝の二条城の壁画の狩野一派のいわれのあるところだとか、もう本当にすばらしいところがずっとあるわけです。そういうところは私たちはもっと大事にしなければいけないと思います。ドイツにロマンチック街道というのがあって、ドイツからオーストリアに抜ける道ですけれども、それにも匹敵するぐらい、日本のロマンチック街道と呼んでもいいのではないかと私は思います。

まず、私たちが、まず議員が湯川橋から天城トンネルまで歩いて、よさを確認して、市民も踊り子ウオークというのを広めていく。そうすることによって、健康福祉部のほうでも、市民の健康のためになるからということで応援していただけるのではないかとと思うのですが、その点についてはどのようにお考えになりますか。答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 去年の夏だったと思うんですが、中国から大学生の一向に伊豆に来ていただきまして、そのときに「伊豆の踊り子」はみんな読んでいると、中国人は。きのうも見てきたと言ったら、熱海の「貫一お宮」なんですよね。だから、あの「貫一お宮」を見て、「伊豆の踊り子」のあれを見てという誤解をしている中国人は結構いるんだそうです。こちらは本家本元ですから、やはりその整備のときに、本当はすぐにでもやりたいんですけど

も、せっかく橋のかけかえがありますので、そのタイミングで整備をさせていただきたいと思えますし。

それから、もう一つのロマンチック街道並みの整備をとすることは御指摘のとおりだと思っております。ただ、我々は、私もロマンチック街道とか古城街道、好きなんです。しかしそんなものを模倣しなくても、我々には下田街道というすばらしい文化的な意味のある歴史のある街道を持っているわけですから、そこをうまく、今、NPOグループでしたっけ、なごみの道というグループの中で、真ん中の下田街道を検討しているグループがありますので、そこを応援して、その事業を具体化するという形で私は応援をさせていただきたいと思っております。

きのう、東京から来てくれたお客様を市内へ案内していたんですが、ぐさっときたのが、彼女の生まれ故郷の秩父と比べて伊豆は花がありませんねと言われました。本当は一年じゅう花が咲かせられる地区なんですね、伊豆は。そこを緩やかな統一性を持った花、あるいは植栽の整備で、我々らしい下田街道というものをぜひ整備をしてみたいと思っておりますので、その際にはぜひ議員にも主役となって御尽力をいただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君） 今、その花で思い出しましたけれども、ロマンチック街道へ行ったときに、本当に2階とかこういう窓……

議長（飯田宣夫君） 室野議員、申し訳ないですけども、同一議題の5回を過ぎておりますので、次の質問に移っていただけますか。

15番（室野英子君） わかりました。では、地震のほうにいきます。

平成16年の新潟中越地震では震度7で、最大断水の日数が1カ月に及び、平成19年の新潟中越沖地震、震度6のときには、最大断水日数が20日、また平成20年度の岩手・宮城内陸地震、震度6強のときには、最大断水日数が18日も及んだと言われています。先ほど、市長さんは、伊豆市は水は天然の水を利用できるとおっしゃいましたけれども、やっぱりそれと水道設備の上水道のあれとはちょっと別ではないかと思うのです。人口密度の低い伊豆市内の状況では、面積の広いところに水道の配管があって、大変リスクの多い事業であるとは想像できますけれども、東海地震ではマグニチュード8クラスのものが起き、かつ震度7クラスの余震が続くと言われておりますので、市の有効な対策を具体的に検討させていただきたいと思えますが、建設課のほうではどのようにお考えか、部長さんのお考えを伺いたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） はっきり申し上げまして、今の市の上水道事業の状況ですと、この間ようやく水道料金が、これもばらばらは統一されたという段階でございまして、非常に

経営上の厳しいものがあります。2%を切っている今の耐震化率を幾ら上げるといいましても、この耐震性の管、ないしはまた継ぎ手ですけれども、これで整備するには相当なお金がかかります。だから、正直申し上げまして、すぐには対応はできません。ですから、今、市長が申しあげましたとおり、私どももできる限り自然の水利を有効に使わなければ、ほかに今のところ手だてがないんじゃないかと思っています。

それから、配水池等の新設を今行っております。これも1,000トンで1億5,000万円ぐらいから2億円ぐらいかかってしまうんですけれども、これには緊急遮断弁がついておりまして、地震が起きたときには一切シャットアウトしてしまいます。ですから、配水池には相当の量の飲料水はたまるということにはなっているんですけれども、それから、配水管につきましては、これは今申しあげました2%以下というような状況ですから、どこでどういう漏水が発生するかわかりませんので、ほとんど管の中の水は頼りにはならないと思います。平たん部、下流域、それから配水池からの重要な管につきましては、なるだけ先行して整備していこうという、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君） では、市民の安全のために最大の努力と知恵を出して、私たちが安心して暮らせるように、ますますお仕事に励んでいただけるように希望して、質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで室野英子議員の質問を終了します。

鈴木初司君

議長（飯田宣夫君） 次に、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） おはようございます。

議席番号1、鈴木初司でございます。

発言通告書に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

伊豆市地域における教育の振興を図るための施策と基本的な計画についてお伺いいたします。教育長にお願いいたします。

平成18年12月22日法律第120号、教育基本法（昭和22年法律第25号）が全部が改正されました。「日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の想像を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未

来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とあります。また、第1章教育の目的及び理念、第2章教育の実施に関する基本、第3章教育行政、第4章法令の制定の第18条までございます。

質問いたします。

私は、第3章教育行政、第16条の3「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を制定し、実施しなければならない。」となっております。伊豆市はどのような施策を策定し、大綱等を実施しておりますか。教育上、大変大切なことであります。詳細な説明を求めます。

2つ目でございます。16条の4「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」とあります。私は、16条の3の施策の制定の実施に対しどれだけの予算が組まれていますか、説明を求めます。

次に、教育基本計画についてであります。第17条「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」とあります。17条の2「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とあります。国は、平成20年7月、国の教育振興基本計画を閣議決定しております。伊豆市も学校再編計画や小中学校の適正規模や適正配置等取り組んでおるわけですから、質問いたします。

伊豆市教育振興基本計画策定までの経緯について説明を求めます。

大きい2つ目でございます。

今、大変問題になっている伊豆市学校再編計画についてでございます。

伊豆市教育委員会より伊豆市教育振興審議会へ、学校規模の適正化について、平成20年8月、諮問があり、平成20年8月19日から第1回、20年9月29日、20年10月23日、20年12月1日、21年1月15日、審議会を開催しております。回数が5回で、それに要した総所要時間は11時間15分でありました。平成21年1月30日、伊豆市教育委員長へ答申された。平成21年3月、答申を受け、伊豆市学校再編計画が発表されている。教育長は、学校再編のあいさつの中で、毎回振興審議会の答申の話をされる。今日に至った経緯だからいたし方ないのかもしれないが、錦の御旗のように聞こえてしまうのは私だけでしょうか。

平成21年度総務教育委員会行政視察に伺った栃木県芳賀町は、昭和29年3月、1町2村が合併し誕生した。合併時の小中学校数は、小学校9校、中学校3校であった。統廃合計画の背景は、生徒数の減少により、法に定める適正規模を著しく逸脱し、複式学級になることが確実に予想されたため、ただし、必ずしも適正規模を著しく逸脱されると思われない学区もあったと聞いた。全学区を対象として考え、かつ統廃合計画に全戸対象にアンケート調査実施も行い、極めて民主的に行われたと伺った。この点だけをとっても、伊豆市と大きなギャ

ップがあるように感じております。経緯についても、平成4年度に審議会条例を制定し、6年かけ、まず9校を7校に、8年後に5校、11年度に4校、14年度に3校と、長い年月をかけ、各地区50名前後の委員で何度も会合を持たれてまとめたという話も伺いました。書類もいただきました。行政、教育委員会も、地域の意見等十分考慮し、長い年月をかけ慎重に実施した結果、大きな反対運動もなく、統廃合が成功されたと伺いました。

質問いたします。

伊豆市は、現首長・教育長になられてから2年でございます。前教育長から引き継いだ伊豆市の実情に応じた教育の大綱等あったら伺いたいです。また、教育長が変わるたびに大綱等変わるのか。そのたびに、子供たちに負担を強いると考えられるが、答弁を求めます。

2つ目でございます。伊豆市教育振興審議会の答申を後ろ盾に、錦の御旗のごとく、猪武者のように進む今のやり方では、多くの市民の皆様から理解と協力が得られないと思われまます。もう少し時間をかけ、新教育基本法に従い、地域における教育の振興を図るため、実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施することが先決です。そう思われますが、どのように考えられているか伺います。

大きい3つ目でございます。

前回の質問をいたしました介護報酬不正請求の経過についてでございます。市長に質問です。

1つ、債権の回収状況はどのようになっていますか。

2つ目でございます。未納の返還金の確定と事務処理についてどのように行いましたか。

3つ目でございます。監査委員に報告すると市長は申しておりましたが、経過報告の説明を求めます。

4つ目です。事業者へ対して法的処分はどのように考えていますか。

5つ目です。行政当局の責任のとり方を伺います。

6つ目です。市民への説明責任はどのように果たされましたか。

以上、6点について質問いたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの鈴木議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 初めに、施策を策定して実施しておりますかということですが、本市においては、議員御質問の趣旨の内容で、教育だけに関しての大綱はまだ策定しておりません。このため、平成18年度に策定されました第1次伊豆市総合計画による基本構想の施策の大綱中の「豊かな人間性を育む教育のまちづくり」を受けて、基本計画に基づき実施しているところであります。

次に、予算が継続的に組まれているかということですが、市の総合計画に基づく施策を実施しております。基本事業について、主たるものについて少し説明をいたしま

す。

1つ目は、情報教育の充実でありまして、市内小中学校において、総合的な学習の中でパソコンを使った調べ学習等を行っておりますが、このために利用していますOA機器の維持管理及び借り上げ費用がまず1つ目であります。

2つ目は、読書活動の推進を図るため、学校図書館司書、あるいは図書館司書を配置する費用や、読書推進委員会にて選定をされた「伊豆市のこどもたちに読ませたい本100選」など、市内各小中学校の図書購入費用であります。

3つ目は、特別支援教育の充実を図るため、支援員や心の相談員の雇用費用であります。

4つ目には、国際理解教育の充実のため、外国語指導助手業務委託事業（ALT）の費用であります。

5つ目には、小中学校の改修整備といたしまして、体育館の改築、耐震補強工事及び学校施設の統合による施設改修費用が継続的に実施するために、財政上の措置を講じているのが主であります。

3つ目の伊豆市の教育振興計画策定までの経緯でありますけれども、最初に申し上げましたとおり、本市ではまだ大綱なるものを策定しておりませんので、説明することができません。御了承をお願いしたいと思います。

次に、再編計画についてであります。議員からお尋ねのあった教育の大綱はございませんが、第1次伊豆市総合計画がこれにかわるものと考えて推進してまいりました。また、教育長がかわりましたときには、前任者より事務引き継ぎがなされますので、これに基づき諸事項を対応してまいっているところであります。決して子供たちに負担をかけることなく、子供たちの教育環境の改善、向上を第一にと考えて推進しております。

第2番目に、クラス数のことではありますが、地域における教育振興を図るため、市の総合計画に基づいて事業を具現化しておりますし、これからも推進していきたいというぐあいに考えております。

以上であります。

議長（飯田宣夫君） 次に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 介護報酬不正請求の件についてでございますが、まず1つ目の債権の回収状況については、株式会社シャイニーのグループホーム多宝苑の指定取り消しに伴う介護報酬返還金について、返還請求額3,139万8,647円に対し、平成21年2月に5,000円、平成21年4月から平成22年2月までに6万5,000円の計7万円の返還がありました。

株式会社八起の訪問介護ステーション多宝苑、通所介護事業所多宝苑、居宅介護支援事業所多宝苑の指定取り消しに伴う介護報酬返還金につきましては、返還請求額580万5,368円に対し、静岡県国民健康保険団体連合会で事業者への給付費の支払いを留保していた分44万3,520円がことし4月に静岡県国民健康保険団体連合会から入金されております。

また、株式会社八起とともに指定取り消しを受けました居宅介護支援事業所ノンケアセンターにつきましては、返還請求額2万860円が平成21年12月に返還されております。

2つ目の未納の返還金の調定と事務処理につきましては、株式会社シャイニーについて平成20年度末の返還未納額3,139万3,647円、また平成21年度に返還請求した八起の分580万5,368円及びノンケアセンター分2万860円の合計3,721万9,875円を、平成21年度介護保険特別会計の諸収入の科目に調定計上し、このうち返還のあった52万9,380円、これは3社の合計ですが、これを収入として計上いたしました。

現在の収入未済額は、諸収入加算金1,052万2,926円、返納金2,616万7,569円の合計3,669万495円となっています。

3点目の監査委員の報告につきましては、平成22年4月28日に施設監査が行われましたので、2件の指定取り消しの経緯、これまでの伊豆市の対応等について報告、御説明をさせていただきます。

4点目の事業者に対する法的処分につきましては、市の顧問弁護士と相談し、介護報酬返還訴訟及び刑事告発に取り組みたい旨を報告、相談申し上げ、まずは刑事告発の準備にかかるよう指導をいただきました。大仁警察署にて、刑事告発について協議し、警察からの確認事項について、現在、関係機関に調査依頼をしているところでございます。

5点目の行政当局の責任のとり方につきましては、部長会議の席において私から、課長会議の席において副市長から、今後このようなことが起こらないように、事務遂行に緊張感を持って慎重に対処するよう、管理・監督者を初め、全職員に対し指示していたところでございます。現時点での伊豆市の責任のとり方としましては、債権の回収に全力を尽くすことが責務であろうと考えております。

市民への説明責任につきましては、サービス事業者の指定取り消し処分について、平成22年3月に伊豆市ホームページへ掲載し、また「広報いず」6月号において、介護報酬不正請求についての経過報告を掲載させていただきました。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） まず初めの振興を図るための施策と具体的な計画についてというところでございます。はっきり申しまして、私、何で錦の御旗という言葉を使ったかといいますと、昭和22年に法律が出されたものが六十数年かかって初めて触った大改革でございます。それで、私、この件について文科省のほうに連絡をとりました。どのような考え方かということ伺いましたところ、ぜひとも策定はしなさいという指導はするよと、指導はするじゃなくて策定はしてほしいと、ですから義務のもし策定がなかった場合には、地方自治法上の中で大いに議員さんのほうからもそれはやってもらうようお声かけをしたほうがいいという文言はいただいております。その中で、質問いたします。

今、一番大事なところが、伊豆市では「その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を制定し、実施しなければならない。」という文言のところでございまして、今、後からまた質問しますけれども、学校再編というところの中で、私、ちょっとお伺いしました八岳小学校には金管バンドや一輪車、大東小学校には野鳥観察会や漢字検定、大東小学校においてはフラワーの花壇をつくる全国大会等やられていると、そういうものが実情に応じた計画ということの中の一つに私は含まれると思います。そういうものを考慮し、そういうものを先につくられて、地域の方に意見を聞いていくということは非常に、僕はそれから始めるのが一つの目的であって、昭和20年のがなくなり初めて平成18年に新しくできたということでございまして、その辺もこれから学校再編になる中で、どのようにそういうことを教育者たる教育長は考えておられるか、その辺を伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 金管バンド、一輪車、巣箱づくり、それから花壇は大見小ですね。この件については、我々もいつも気にしていますし、話題にもしていますし、前回の説明会では、現校長はやや否定的な話もしてひんしゅくを買っているわけですが、我々とすればこれらを取り入れていきながら、学校再編成をお願いしていこうというぐあいに思っています。

一番再編成の重点に我々が考えているのは、子供個人と集団とのかかわりの中で、子供たちの個性の伸長をどう図るか、あるいは集団生活を通して互いに刺激し合ったり、考え方や行動を相互に認め合ったり、そういう意味での個性の伸長ができていくという部分が余りにも小規模の学校ではしにくいということを十分話し合った結果でありまして、御理解をいただければというように思います。冒頭申し上げたように、金管バンド等を粗末にするという意味では決してございませぬので、御了解いただければと。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 質問いたします。

地方公共団体は、教育振興基本計画でございまして「参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」というところで、既に静岡県は策定をされてございまして、熱海市もございまして、浜松市もございまして、それで、地域地域によって、合併再編成をされるというところの大項目には、これを策定してどのように進めていくかというところがあるわけございまして、今、伊豆市はないよと。それと、当初振興審議会を5回やって11時間何がし、その後に出てきた審議会の答申と学校再編計画、もろもろ聞いてもこれしかないんですね、伊豆市には。その辺、これからちゃんときちっと整備をされるとか、施策、そういうものを大綱をつくっていくという計画はないんですかね。ちょっと質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 大綱については、国のほうはつくらなければならないと、地方公共団体はつくるように努めるというようになっております。現在は、静岡県がつくりつつあると、半分できているというぐあいに聞いています。それから、市のほうでは静岡、浜松、熱海と。ことしになって教育長会でも話題になりまして、策定をしていく方向で今あります。伊豆市においても、今後検討をして、十分準備をしてつくっていかうというように思っています。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） つくっていかうというのは、説明でわかるんですけども、教育長の考えている、それは一番大切なことだと僕は思うんですよ。これからいろいろ、中学校にもかかったり、いろいろなところに。どのくらいの時期から手がけるつもりでございましょうか。質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 大綱のことですね。

〔「振興審議会の基本計画」と言う人あり〕

教育長（遠藤浩三郎君） 大綱をつくるかどうかということですね。御承知のように、再編作業が大変迫っておりまして、土肥、中伊豆、天城というぐあいに進みつつあるわけですので、現状の施策ではちょっと無理かなとは思いますが、ことし中にどういうぐあいにしていくかをまず決定をして、来年以降、人選等をしながら進めていかうというように思っています。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、よろしくお願ひいたします。

2番目の学校再編計画について質問をしてみたいです。

1番目の教育長、市長がかわるたびに変わるのかという私の質問をしたところ、明確な引き継ぎで、どういうことが引き継ぎがあったという内容について御説明がなかったんですけども、その辺を1点お願ひいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願ひます。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 再編計画については、具体的には複式学級解消を中心に学校統廃合を考えてほしいという意味合いの話が具体的にはありました。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 4町合併後、教育委員会で学校統合の話が出、主たる目的は複式学級の解消であると。平成18年度に複式学級が現にあった、移行する可能性のある地区の学校統合について、保護者から意見を聞いてございます。また、大東小学校は現に複式学級があり、当時の土肥南小学校は平成22年4月に複式学級が生まれると、この2つの学校については統合の方向で調整するという事に決まっておるといような引き継ぎ文章がここに手元にご

ざいます。そういうものがあって、それから手をかけていくならわかるんですが、いきなり新しくなって、再編の中に土肥を1つ、中伊豆を1つ、湯ヶ島を1つ、修善寺を1つというやり方はいかにも性急ではないかと。

前の十分な6年間ですか、前の教育長、の中で培われたものを1つずつこなしでいかれるのが新しいやり方であって、またそこで教育の大綱をつくれ、次はこういう形でやっていく。それと、市民の皆さんに、先ほど芳賀町のお話もしましたけれども、何回も聞き、何十年もかけ、十何年もかけ、50人もの役員をお願いし、問題がないように話し、学校の通学路、またスクールバス等の問題もきれいにクリアな形にしてやられているということがあるわけですから、まず一つずつ手をかけて、一挙にやるということは、私もこの間何回も八岳等聞きに行っていますけれども、準備委員会の人たちは大変御苦労されているということは親身になってわかるわけですが、それに対してフォローができていないというふうに私は思うんですが、その辺のともかく2つをまず複式を解消するということから始めなさいというものがどこに吹っ飛んでしまったのか、その辺が全く見えてございません。説明を求めます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 繰り返しになりますけれども、子供たちの集団が余りにも小さい中では、教育効果が出にくいと。もちろん小さい学校は小さい学校のよさはありますけれども、それ以上に一定規模の集団にして、個と集団のかかわり、集団生活での互いに刺激し合う、相互に認め合うという中で、子供たちの個性を伸ばしていくという基本的な考え方が、私が教育長になってから教育委員会で何度も話し合われました。もちろんその中で、振興審議会へ答申をする前、あるいはその途中でも、あるいは答申をいただいた後も、かなり時間をかけて議論をして、今の計画案をつくり上げてきました。複式学級解消からスタートではありましたが、それ以上に教育効果を高めようというのが教育委員5人の中での合意事項として今回の計画になったわけであります。前任者からの引き継ぎだけを発展的に受けとめて、今のような計画で進めてまいったということであります。御理解をいただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 2点ばかり再度質問いたします。

もう少し地域の方の御意見を聞いて、問題なく、先ほどからお伺いしていますけれども、教育者の中だけじゃなくて、地域の区全員の方に、前の芳賀町ではアンケートもとられ、いろんな問題を解決して、あと反対運動もなく、問題なくいっているということを考えますと、今のままで、先ほどから言っていますように、錦の御旗じゃなく、猪武者じゃないですけれども、ただやれ、ただやれということの中ですと、我々もついていけない。我々も、どういうふうに理解して皆さんがオーケーを求めているのかということがわからないということで、もう少し多くの人意見の聞くという耳を持たれるつもりはございませんか。

もう一つです。あと、再編計画の中にございます学校施設の老朽化というところを書いてございまして、私も実は、新しい学校に合併したら、子供たちが入って、いい環境の中で生活されることが一番だと思っています。例えば、湯ヶ島にしたら、1つになるにしても、どちらかに新しいものが建てば一番いいのでございまして、学校再編の中には我々が使っている10年間の特例債が使えないという厳しい財政状況にございまして。その辺を考えて、ただし、これにはともかく老朽化しているから、老朽化により水質汚濁、漏水、将来計画も建てかえを順次進める必要があるということをお自分たちで書いてございまして、その辺の考え方を明確に答弁をしていただきたい。2点です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 学校再編の問題は、なかなか全員の方の御理解をいただくというのは大変難しいなと実感をしているところは事実でございまして、子供たちの様子、子供たちを少しでも早くいい環境にという思いは大変強くありますので、ぜひ今のペースで進められればありがたいというのが本当のところでありまして。

それから、校舎の老朽化の問題はもうそのとおりでありまして、伊豆市のどの小中学校も大変古くなっているところでありまして。この際、新しい学校を1つつくって、そういう環境の中で子供たちの学習活動ができれば、こんなにありがたいことはないとは思っておりますが、市の財政のことも勘案すると、早急には難しいのかなと。これは自信のないところでありまして。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 教育長に再三お聞きしているのは、私は学校再編はもう待ったなしと、私もそれは承知をしていて、反対しているわけではないんです。私が聞いているのは、教育の中で教育委員会としてももう少し、先ほどから言っているように、市民の声とか地域の声を参酌、もう少し声を吸い上げたり意見を聞いたりということをおこれからやるつもりがありますか、ないのでしょうかということをお再三質問してあるんですけども、ちょっと答えがないので、その辺をお聞かせください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 既に、土肥は終わりました。それから、中伊豆地区については、今、議会のほうに条例改正をお願いしてあるところなんです。これから進んでいく天城地区、修善寺地区については、まだほとんど手をつけていない状況でありますので、そのことは今後、市民の方々に意見を聞きながら進めていきたいと、これはそのとおりであります。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 5回終わりましたので、よろしく願いいたします。

介護報酬不正請求の経過について、今お伺いをしまして、債権の回収状況、未納の返還金の調定と事務処理、監査委員の報告等しましたと、今、事業所に対して法的処分は考えてするという事もお聞きしまして、行政当局も真摯にこれから物事がないようにということのお話も受けてございます。市民への説明責任ということの中で、この間6月号の9ページにですか、記載はされてございましたけれども、ただ単純に金額が出ていただけで、今ここにおられる方たちは、ああ、なるほど、そういうことをされたのかなと、残債がそうなんだろうなということを知ったのでございますけれども、多くの皆さんに金額だけじゃなくて経過等をお知らせするというようなお気持ちがございませうか。お伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 情報公開、あるいは市の説明責任という中で、私は一つの優先順位があって、市民の皆さんに御判断をいただく、あるいは意思決定をしていただく、これからの課題について解決を求める、そのような場合には、そのやり方も含めて非常に詳細に情報提供しなきゃいけないんだろうと思います。

今回の件は、市は被害者であって、ある加害者がいて、そしてその犯罪が発生する時点においては、市と県との間の認可の少し溝があったわけですね。そのような制度の欠陥もあった。したがって、そこは直していくことは、当然市は責任を持って県と話をした上で、制度の改善をしなければいけないと思いますけれども、本件のような場合に、物すごく詳細に市民の皆さんに全員におわかりいただけるような、こちらからより積極的に数回やる性格のものであろうかと考えると、私は必ずしもそうではないのではないかと。御関心のある方が、ちゃんと確認いただけるような情報を文字の形でしっかり広報に掲載をさせていただきましたので、現時点では一定の説明責任は果たさせていただいたのではないのかなと判断をしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 今、市長の説明の中で、被害者、加害者という言葉があったんでございますけれども、被害者は市ではございませんで、市民でございませう。それはなぜかというところ、市税とか国民健康保険税、その金額について不正請求をされたというところですから、私の認識とはその辺は違う。その辺はどう考えているのか、もう一回答弁を求めますけれども。

私が言っているのは、そうじゃなくて、債権の回収もこのように進めてまいりますとか、その辺のところのやっぱり情報というのはあくまでもしていかなければならないと。長年にわたる不正請求事件でございましたから、平成17年からでございましたので、去年までの5年間にわたり継続されて起こっていたということでもありますから、確かにこの間での金額等はこういうものがあつたよということがございませうけれども、あくまでも損害を得たのは市民でありまして行政ではございませんで、その辺の認識は私と違うのかなとは思いますが

れども、再度質問をいたします。説明責任、市民の皆様にはどのように考えてまいりますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 確かに今、伺っていて、一つ認識がやはり違いがあるのかなという感じはいたしました。私は、市と市役所は同じだと思っておりますので、主権者は市民の皆さんですね。その主権者の皆さんが全員で行政をやることはできないので、行政の執行機関として市役所というものをつくり、その代表に一人、代表として市長という者を選んでいるわけですね。ですから、これは地方自治法にあるとおりであって、市長は皆さんから選挙いただき、選ばせていただき、市役所というものを使って主権者の皆さんのかわりの仕事をするというわけですから、市イコール市民だと私は考えております。

また、その後の措置につきまして、当然速やかに弁護士さんと相談をしたわけですが、取れる可能性がないときに、それ以上の裁判費用を使うというのは一般的にはやりませんということだったんですね。我々も大切な皆さんの税金をお預かりして、それを使うわけですから、もう向こう側に資産がある、取れる可能性があるということであれば、当然それは速やかに対応しなければいけないんですが、下手をすると裁判費用のほうが余計にかかってしまうときに、市長として、じゃ税金をどのように使うのかということで判断をしてみましたわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） そこは確かに違うところでございまして、前市長さんは選ばれて当然あって、そこから継続されて21年度まで不正請求がされていたということを今まで気がつなくて、ここに来てしまったということは、皆さんは首長、市長を信頼して選んで行政をお願いしているという立場でございますから、私はもう少しその辺の認識は違いますけれども、しっかりやっていただいて、これから二度とこういうことがないようにお願いして、質問を終わります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これで鈴木初司議員の質問を終了します。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を10時50分としたいと思います。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前を閉じ、会議を開きます。

梅原泰嗣君

議長（飯田宣夫君） 次に、2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） おはようございます。

議席ナンバー2番、梅原泰嗣。

税収納未済の対策について一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

市民税は、市民の福祉、医療、教育、環境整備等、行政サービスを行う大切な財源であり、納税は市民の義務でもあります。20年度決算報告時点で、滞納繰越を含む収納未済額は、市税、国民健康保険税等で約8億円になります。未納の原因としましては、長期の景気低迷を背景にした個人事業者の業績不振等、また徴収サイドでは、徴収専門員の不足、人事異動等により徴収の専門知識・ノウハウが蓄積されない、滞納者との距離が近く、差し押さえ処分が難しい、行政への不満等が考えられます。現在、税務課の市税担当職員を主体に収税に日々努力をしていること、また差し押さえ物件を競売した事例も伺っています。しかし、過去5年の経緯を見ましても、未納・滞納額は縮減されているとは言えません。

そこで、市の組織に、該当者宅を訪問し未納処理を専門に行う特別徴収部署の立ち上げを提案します。イメージとしましては、専門職員が該当者宅を訪問し、分割納付等の個人的な納税計画の相談に応じる、出向いて相談することにより、再度の督促状で硬直した状況も柔和を図ることができると考えます。また、滞納処分を行う専門組織を立ち上げることにより、アナウンス効果も期待できると考えます。特に滞納について、滞納整理の実務研修では、滞納者の財産、不動産を差し押さえ、公売し、徴収する指導がされているようですが、現実的にはどうでしょうか。法的措置を軽視するわけではありませんが、ケースによっては、話し合いにより理解を求める姿勢も必要と考えます。また、最近では専門の債権回収業者に未収処理を委託する方法もあるようですが、市民税の徴収権利を業者に委託するのは問題があると考えます。

いずれにしましても、今後、財政歳入の約30%を占める地方交付税が先細りになり、また税の公平負担の原則を考慮しましても、未納、滞納税に対して積極的な対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの梅原議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 梅原議員の御質問についてですが、まず市税の徴収についての基本的な考え方を申し上げますと、自主財源の確保という視点が1つ、それからもう一つは納税者間の税負担の公平性の確保と、この2つを重視しているところでございます。特に公平性の面では、まじめに納税されている多くの納税者の皆さんの理解を得るために、滞納者に対しては法令の規定に沿ったの対応が必要となってまいります。

具体的な取り組みについてですが、滞納者に対しましては、まず督促や催告、次に嘱託徴収員による訪問徴収や職員による一斉戸別訪問を行っております。それでも納付していただけない場合には、さらに催告等を繰り返し、最終的な手段として不動産や預金の差し押さえ等の滞納処分を行っております。

これからも大変経済状況は厳しいところではございますけれども、今後も税負担の公平性を可能な限り確保するように努めてまいり所存でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） ただいま市長さんのほうからかなり前向きな回答をいただきましたけれども、今の市長さんの回答の中で、1つには税の公平性というお言葉が出ました。この公平性の内容なんですけれども、認識なんですけれども、まじめに払っている方と払っていない方という言葉が出ましたけれども、それ以外に実はこの税の公平性ということにつきましては、私は若干の不公平が伊豆市の会計の中にあるなというふうに考えております。

と申しますのは、給与所得者、いわゆるサラリーマンですね。私も長い間サラリーマンをやっておりましたので身にしみておるんですけれども、サラリーマンの皆さんは、税の納入方法で普通納税と特別徴収というのが二通りございますけれども、特別徴収ですね。要するに、源泉徴収という形で給料から天引きされているわけですね。ですから、未納は一切ないと思います。なおかつ、サラリーマンの方は健康保険というところにおきましては社会保険に加入しておるわけですね。例えば、政府管掌とか組合とか自営だとかございますけれども、そういったところの保険税をもう給料から天引きされているわけですね。それで、自分の健康保険で病院にかかったりしておるわけなんです。

ところが、国民健康保険特別会計を見ますと、一般会計から国民健康保険特別会計のほうに補てんされているわけですね。ということは、市民税とか国民健康保険税とかいろいろございますけれども、そういう縦割りの項目のほうでもって直接的ではありませんけれども、やはり言い方を変えれば、サラリーマンの方は自分の健康保険は自分で給料から天引きされて、なおかつ国民健康保険のところには補てんをされているんだということもありますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは市でできるということよりも、国家の国のあり方の問題ですが、しかしその問題は、最近でこそ余り新聞にはないんですが、以前はトーゴーサンピンとかクロヨンとか捕捉率が随分違うということで話題になった時期もございました。総じて、日本の制度はやはり複雑なんです、他の先進国に比して。そこは可能な限り簡素化して、その結果、公平になるように、方向に進むように県や国に我々は意見を述べるべきなんだろうと思います。ただ、その間に、このような大きなもの、年金とか保険のような大きなものは、

その制度改正のときに物すごくプラスの人とマイナスの人が出てくるんで、そこを決断する勇気のある政治家に出ていただかないといけないのかなと。

他方、市の立場で見ると、今度は税だけではなくて、公共料金とかの収納率の問題もございまして、市のレベルでは市民の皆様はどういうやり方が一番公平なのか。それから、もう一つ、本当は支払う意欲はあるんだけど、残念ながら経済状況等で払えないという方もございまして、そこは丁寧にやるというバランスが必要なのかなと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） 確かに今、市長さんがおっしゃるとおり、日本の国は国民皆保険という制度がございまして、非常に難しい問題も多々あると思います。それはやむを得ないことではしょうけれども、その辺もいずれこういった財政が緊迫してきますと、そういったことがいろいろ議論に取りざたされる時期が来ると思いますので、なるだけ国保は国保のほうでも、できれば特別会計で完結するような方法にまた御努力をお願いします。

それで、もう1点、もう既に昨年21年度の会計の今、決算の時期が行われていると思っております。その中で滞納の不納欠損ということで、恐らくもうしかるべき方が決断をして、毎年約1億円ぐらいのお金が欠損ということで税金が損益となっているわけですね。そういう中で、5年間滞納が続くと欠損で落ちるわけなんですけど、これは地方自治法に基づいて行われておりますので、それがどうこうということではございませんが、なるだけ早い時期に的確な処置をすることによって、その欠損の額を減らせると思いますが、その辺のこともまたあわせてよろしくお願い申し上げます。

それから、市民環境部長さんにちょっとお伺いしたいんですが、実は部長さんもこの4月から部長になったわけで、まだ3カ月もたたずにまことに申しわけありませんけれども、もし御存じでしたら教えてほしいんですが、国民健康保険の請求書というか、納付書ですか、あれが昔はたしか国民健康保険料という、料金の「料」になっておりましたですね。それが実は私、この4月からサラリーマンを首になりまして、国保に加入させていただいたんですが、ひょっと見るとあれが国民健康保険税になって、税金の「税」になっているんですね。この辺のことをちょっと御説明、もしわかったらお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（山本 潔君） 保険料の関係なんですけれども、私もちょっと今、手元になんないんですけれども、もともとは保険料という考え方で、内容的には保険料というものが正しいと思いますけれども、税にすることができるということになっておりまして、税にすることによって強制的に徴収をするということで、以前といいますか、保険料の時代がいつごろだったか、ちょっと私もわからないんですけれども、いずれにいたしましても合併して伊豆市になったときからは税ということでスタートしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） ありがとうございました。

私は今、部長さんのお答えを伺って、ああ、あるほどなと思っていました。市役所さんのサイドでは、やはり料金というイメージから税金というイメージに変えることによって、支払いの責任を重くするというんですかね、そういう意図が感じられると思います。ただ、果たして一般の方はどうでしょうかね。あれを変更になったのを理解しているような、もしくはその意識を御理解いただいているかということ、非常に僕は問題だと思っております。

と申しますのは、先ほど最初の答弁の中で市長さんがおっしゃいましたけれども、職員の方が全員が、ある時期一斉に該当者宅を訪問しまして税金のお願いをしているというのがありましたけれども、私の認識では、税務課の方が役所のところにデスクワークで常に座っているのが8割、9割かなという認識を持っております。これはもし語弊があるようでしたら、また御指摘ください。

やはり、この国民健康保険の納付書は一例なんですけれども、役所の認識と一般の皆さんの認識が違っている。変な言い方をすれば、役所では納付書を送付すると、だから納付書を見てくれと。だけれども、市民の皆様は、ああ、何だ、また国保の請求書が来ちゃったよなんていうぐらいの程度の話でもって、端っこへぼんともう置いておくということで、つまり何を言いたいかといいますと、やはり市民の皆様と御理解をいただく役所のほうの接点が必要じゃないかと思っております。そういった意味でもって、この特別のそういう組織をつかって、常時もう、市役所のデスクに座っていないで、朝から晩まで回って歩くような、また御理解をしていただくような特別な収納組織が必要と思っておりますが、最後にもう一回、市長、くだいようですが、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 議員御指摘の特別なチームをつくることを否定しているわけではありません。大きなものは県のほうの滞納整理機構で今進めているわけですが、市でやる場合には、どのような知識を持った人が何人必要なのか。そして、それは今の現状でやりますと、水道料金を取りに行く、市営住宅の場合には市営住宅の家賃に行く、税金が行くと。ある方へは、大体そういう方は一緒ですから、水道が来た、住宅が来た、税金が来たということになると、それが本当にいいのか。あるいは、ちゃんとしたノウハウを持った人が全部一緒に話をしに行くのがいいのかということもございますので、決して要らないということではなくて、そこのところがどのようなチームがいいのかというのを現在検討しているところでございますので、少し検討の時間をちょうだいしたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） 先ほど今、積極的な回答をいただきましてありがとうございました。

そういう認識を、またぜひ市長さんがリーダーになって、市役所の方に認識を統一していただいて、未収の税の回収の努力を引き続きよろしく願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） これで梅原泰嗣議員の質問を終了します。

森 島 吉 文 君

議長（飯田宣夫君） 次に、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

市長に3点ほど伺います。

1番目、修善寺駅周辺整備について。

大目標として、伊豆の玄関口にふさわしい『訪れやすく住みやすい』誇りあふれる修善寺。計画として、駐車場の整備、南北通路の新設による修善寺駅の利便性の向上を図ります。広場の整備により、にぎわい空間を創出するとともに、伊豆にふさわしい景観整備を行います。歩道の整備により、歩行者の安全を確保します。観光案内所を整備し、伊豆の玄関口としての機能強化をします。等々目標がありますが、周辺整備における高い費用対効果、商店街の活性化、将来の利用客数の推移、修善寺駅が伊豆市、伊豆地域の動線のハブ駅となり得るのか、数値目標などありましたら伺います。

2番目、伊豆市定住促進住宅補助金について。

伊豆市に新居を構える世帯に、条件つきで100万円を支給する制度がスタートしましたが、市民の関心度、認識度、現在の問い合わせ状況などを伺います。

3番目、気象庁発表の大雨洪水警報、注意報（新制度）の対応について。

気象庁は、本年5月26日より、大雨や洪水の警報、注意報を、気象データをもとに分析し、それを各地の气象台より管轄する自治体（各市町村）に発表されることになりました。現在、警報、注意報は全国375地域が対象ですが、今後は1,777地域、5倍弱にふえ、情報が細分化されることになりました。伊豆市は、面積の広さ、地形の悪さから、警報回数が相当ふえると予想しますが、气象台から来る大雨洪水警報、注意報の情報を伊豆市としてどのように伝達し、どのように防災に役立てるのか、市としての新たな計画（独自の考え）などありましたら伺います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 森島議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、修善寺駅周辺整備ですが、市では、整備目標を駅周辺の利便性の向上、にぎわい空

間の創出、安心・安全空間の創出、伊豆の風情の創出として、事業効果を市民の満足度の向上と考えております。このような観点からアンケート調査を行いました。その結果の中で、利便性とにぎわい度については肯定、要するに満足している、現状がいいですよという回答が2.4%、否定的な回答が82.3%ということで、これは現在の修善寺駅に対して非常に不満感を持っているということでございます。これを改善するための数値目標といたしまして、この種のアンケート結果の肯定的な回答を2.4%から、平成26年度、つまり事業が完了する時点で30%まで高めたいと。それから、平成21年度の実績で、修善寺駅の乗降者が87万2,333人ですが、これをやはり完成後の26年度には、昔かつてあったように100万人までふやしたいと、このように目標を設定しております。他のアンケート項目については、数値目標を設定しておりませんが、26年度完成後に実施する事業効果計測調査において検証をしてみたいと思います。

また、修善寺駅は現在、伊豆箱根バス、中伊豆東海バスが15定期路線、方向としては堂ヶ島方向、伊東、戸田方向に運行しておりますので、修善寺駅というのは公共交通機関のハブであるということだろうと思います。また、さらに将来には、別の観点ですが、伊豆中央道もできますので、公共交通機関と道路のほぼ中心部が伊豆市内にできるということだろうと思います。

商店街の活性化については、南北に分断されている駅南・駅北エリアを駅舎整備することによって駅周辺の回遊性が生まれ、商業の活性化が期待できると思っています。このようなまちづくりができる以前は、こっちのお客様が向こうに流れるとかいろんな心配もあったんですが、その後いろいろなまちを見ていると、やはりそこに人が集まって人が歩くような状況をつくらないと、いずれのお店にも入っていただけないということなんだろうと思いますので、南北の商店街を結ぶ通路というのは必要なだろうと考えております。

次の定住化促進住宅の補助金についてでございますが、県内でも新しい取り組みですので、かなりの反響がございました。制度につきましては、定例記者会見、伊豆市ホームページ、「広報いず」5月号に掲載し、また宅建業者の方々にも周知を図ってまいりました。現在、不動産業者や個人の皆様からの問い合わせの電話が十数件ございまして、既に申請が1件あり、交付決定に至っております。建物登記が22年4月1日以降に完了したものが対象ですので、これから申請のほう本格化するものと考えております。

次に、気象庁発表の大雨洪水警報等につきまして、議員御指摘のとおり、静岡地方気象台は、これまで県下8区域で、伊豆市というのは伊豆北というくりだったんですが、これから市町ごとに警報が発せられることになりました。これに伴い、どこの市町に警報や注意報が発表されたのかがわかりやすくなり、避難準備・避難勧告の参考情報として、警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報をあわせて活用することにより、地域防災計画の段階的な配備というものがとりやすくなります。

市といたしましては、これまでも大雨洪水警報が発令されますと、防災担当職員の携帯電

話に自動的にメールが入るようになっていきます。総務課では、1班3名の3個班体制で輪番により情報収集に当たるとともに、必要な場合には、消防団による河川の見回りなどの連絡対応をとっております。また、各支所の防災担当1名にも同様に対応をとるように指示がなされているところでありますので、今後もこうした対応を継続して実施してまいるところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森島議員。

4番（森島吉文君） 今の答弁をいただきましたけれども、今の乗降客87万人を100万人にするという想定目標ということですが、数値目標はその後ということですが、静岡空港も数値目標というのは6年も前から決めていて、それであれだけあんな大きな失敗をしたわけですが、数値目標がないというのはちょっと危険なような感じもしますけれども。

質問ですが、22年度のこれデータですが、誤差は多少あると思いますが、22年度の修善寺駅の推定の利用客ですが、総合高校が22年からですか、入りまして、こちらになりますけれども、1日大体5,700人ぐらいですかね、乗降客が。片道2,850名ぐらい、1日です。内訳は、会社員が900人、学生が850人、私用・公用という人が、定期券を持たない人たちが900人から950人前後、観光客の入り込みというのは1日150人から200人ぐらいと想定します。ちなみに、土肥の駿河湾フェリーですか、利用客は1日400人、入り込みは片道1日200人と推定されます。縦貫道ですが、3年後に修善寺道路、そして7年後に天北道路が開通予定ですが、大体1日5万人、車の台数として1万7,000台の車が利用すると想定されています。よって、自動車での観光客の入り込みは、少なく見積もっても1日2万人以上が縦貫道を利用して大平、あるいは月ヶ瀬インターですか、おりると推定します。

陸の玄関修善寺駅の整備、それに連れての白岩地区の住宅化ですか、土肥の海の玄関のカーフェリーを利用した構想などが聞かれますけれども、もうちょっと陸の玄関である縦貫道を利用した矢熊インター付近の利用など、何か抜け落ちているような感じもします。佐野地区なども都市計画区域外でありますので、白岩地区と同じく、大平インターを利用して目と鼻の先にあるということで、そのような計画も一緒にあってもいいのかなと思います。現在、矢熊インターから先は縦貫道の実施計画がないような状況であり、国道136と414号線の分岐点でもあり、長く縦貫道の最終乗降口である状態が続くなど、好条件があると思います。

2年前の6月ですが、一般質問で将来の月ヶ瀬インターについてというのを質問しましたが、天城地区でインター付近を観光案内、これは伊豆市全域へのアピールということで観光案内、朝市、土産物販売、イベントの開催などとして、土地が虫食い状態になる前に一定の確保などが必要かと思われまして、これは天城湯ヶ島町時代に、そのインター付近を一部、そういう目的で確保してあると思います。

市として、将来の月ヶ瀬インター付近に対して考えることなどありましたらということで、その当時市長に聞きましたけれども、そのときの市長は冷たい答弁で、承知しておりませんと答えられました。これは伊豆市の総合計画の中で、住宅地化、あるいは農の核として位置づけられていたと思います。

質問です。この修善寺駅の整備を一極、短期で考えるのか、前に述べた条件、数値を加味して、もっと視野を広げた拠点づくり、ネットワーク計画をとも考えますが、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおり、あと3年たつと、東名、新東名から東駿河湾を通過して、大仁南インター、修善寺インター、大平インターまでつながるわけです。これはもう千載一遇のチャンスですが、その隣地がインターの真横が青地であり、そして都市計画の市街化調整区域ということで、現時点では何もできません。市長に何もする権限がないわけですね。これは法律の問題ですから、きょう、あした片づくわけではありません。大平のアクセス道路と天城北道路の間の4ヘクタールあるんですが、そこが青地を転用する条件が整うまででさえ、あと5年かかるわけです。ですから、これは大変な競争力のある場所なんです。今、市長には何も活用の権限がないというのが現状で、これはもう国会議員に何度も何度もお話しするしかございませんけれども、この土地利用に関してはなかなか市長、町長に権限がおりてまいりません。何としても、ここは強く国会議員の先生方と話をさせていただきたいと思っています。

他方、現在、田方広域の都市計画、現在計画があり、知事も認めているところは修善寺駅周辺整備だけなんです。これは既に計画があって、事業化をできるわけですね。それが事業化、今なされ、そして社会資本整備交付金も入り、今まさに19億円弱の事業が足を前に踏み入れているところにあるわけです。そして、修善寺の皆さんというのは、かつてからまちづくりにいい計画がなされていて、これは議長の許可を得て持ち込ませていただきましたけれども、平成4年には修善寺町観光診断報告書、もう立派な計画ができていますね。これは駅の西側を使うところで、もう南北から西側を含めて駅を広く使うという計画があるんです、実際に。そして、やはり修善寺観光協会のほうでも観光のまちづくりビジョンで修善寺駅の新しい駅舎のデザインまで提案をされていて、非常に立派な町民の皆さんの話し合いがなされて、成果もあるんですね。こういったものを積み上げられてきたものが、十数年もかけて積み上げられてきたものが、今事業化されようとしているわけです。これを私はやらないという手はないんだろうと思うんですね。

ですから、時間は切羽詰まっておりますけれども、今、利用者検討委員会の皆さんが物すごく熱を帯びて話し合いを進めて、きょう午後から、建築に関する知識のある方を私の半ば代理として事務局的に動いてもらうような体制もとっております。何としても、このチャ

ンスを最大限生かしてやってまいりたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 今回の駅だけではなくて、その後はどうかという質問。

市長（菊地 豊君） すみません。

したがいまして、もうこれは再三お答え申し上げているんですが、今回駅舎の改修ではありませんので、この中にも駅周辺全体像がありますし、いつも繰り返し申し上げているんですが、視野は、見積もりの範囲は、鮎見橋から修善寺橋、それから牧之郷方向に、ずっと広い視野の中で、まずは南北のロータリーと駅舎、今、西側も少し視野に入れているんですが、これは第一歩目ですので、その先には駅の南の商店街をどうするのか、駅北の生活空間をどうするのかということをしっかり、残念ながら、まだ文字の上で全体のランドデザインを整理していないのが残念なんです、そのような観点から、まずは駅舎と南北ロータリーということでございますので、そこだけに事業化を収めんしているわけではございません。そこは御理解いただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森島議員。

4番（森島吉文君） 修善寺駅の周辺整備とともに、伊豆市内、要するに土肥とか今言った大平とか月ヶ瀬とか、もうちょっと視野を広げての拠点、修善寺駅が反対とかとそうじゃなくて、ネットワークでつながる計画とか、それはあるのでしょうかということをちょっと。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まだ、計画として整理はしておりません。ただ、私は市長の考え方として、修善寺駅からおおむね五、六キロ程度、おおむねというのは青羽根から八幡くらいのところは修善寺駅、あるいは大平インターを活用したベッドタウン的なまちづくりができるだろうということ考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） わかりました。

次の質問ですけれども、この計画もプランの段階から、今どうですか、実施の時期に来ていと思いますけれども、それには駅前の人たちがセットバックをするとか、民の力で足並みは全員でそろえようじゃないかとか、後継者を育てて商売を継続するとか、新しい商売を起こすとか、そんなことが必要だろうと、そのように思いますけれども、不要なものは縮小して改善して、必要、要望されるものは拡大するという意味で、駅前の人たち、あるいは伊豆市民に対してアンケート調査を、今、実施の時期に来て、参考にやったらいかがかと思えますけれども、それを今回の計画に多少でも反映したらいかがかと思えますけれども。特に駐車場の台数が38台で、果たしてそれでオーケーなのか、あるいは南北通路なんかも六十何%の人が必要だということのお答えがあるものですから、それは広げるというか、もっと使いやすくとか、そういう縮小、拡大というのがあると思えますけれども、アンケートの実

施をしたらいかがかということで質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 市民の皆さんのニーズについては、一昨年、当時の修善寺工業高校の750人の生徒さん全員からアンケートもいただいておりますし、その後、1,000人の市民を対象にしたアンケートも実施をして、ほぼニーズというのは掌握されているんだろうと思っています。

それから、南北の連結通路が必要だということは、ほぼ皆さん認識されていると思います。

あと、最近、駅舎は変えるべきではないという御意見もあるようですが、この2つ、これだけではないんですね。実は、まちづくりの皆さん、随分お話をされてきて、この中にも思いつきではなくて、修善寺駅周辺、温泉場周辺をどのようにイメージで統合するかの中で、駅舎のデザインなんかもやっぱりあるんですね。過去、修善寺の皆さんは非常に話し合いを続けられてこられた、それを成果をやはり私は活用すべきだろうと思っています。

これからの事業も決して1年、2年の思いつきではなくて、このような成果を踏まえた上で、地域の皆さんとお考えを一つにして、そして事業化につなげていきたい。現時点で、我々が考えている計画というものは、決して無駄なものそこには入っていないと思いますので、具現化する中で見つめてまいりたいと思っています。

それから、駐車場につきましては、議員の御指摘のとおりで、現在の駐車場で十分だとは思っておりません。ただ、周辺には民間の皆さんの小規模の駐車場がございますので、それを一元化する、市が借り上げて市営にするのか、あるいは組合でやっていただくように市がバックアップするのはまだ制度設計しておりませんが、そのような形で共通の使い方ができるような駐車場整備というのは必ず必要だろうと思っております。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） ぜひ市民のニーズ、希望に合った立派な施設をつくっていただきたいと、そのように思います。

2番目の質問に入ります。

定住化促進の質問ですけれども、問い合わせが10件あって、広報も不動産屋さんですか、アピールしてもらっているということですが、新聞でこの間見たわけですが、御殿場では補助金が総工費の10%、そして上限が100万円、総額1億円を計上し、市内の業者に発注した場合に限って助成すると。目的は、低迷する建築関連業者の活性化を図り、外部の大手企業に押される地元業者の受注率を高め、地域内での経済の循環を図ると、このように御殿場市の発表ではありました。

一方、伊豆市では、上限が100万円、総額1,000万円、需要があれば補正で対応するということですが、そして商工会やハウスメーカーの協力で進めると新聞にありましたけれども、これは何件か商工会の建設部会あたりでちょっと電話がありましたけれども、これは

後日誤解だということでもわかりましたけれども、補助金総額は1億円と1,000万円の差は、市の規模により仕方がないと思いますけれども、せめて総工費の半分以上ぐらいが伊豆市内で売り上げになるような、元請業者さんが伊豆市内の業者さんでも、支払う業者さんが全部よその市では何もならない話で、逆に元請業者さんが市外の業者さんでも、協力業者は伊豆市内がほとんどだという場合、経済効果がなるべく伊豆市内にあるような方策というんですかね。また、大工さんのつくる在来工法の推奨、それらを強化していただければありがたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今回は人口定住策、人口減少に直接的に対応するというので、このような目的の事業にさせていただきました。私は内心、どこまでニーズがあるのかなと思ってはいたんですが、非常に関心が高いようで、そして伊豆に住みたいという潜在的魅力というのは非常に高いんですね。ちょっと驚いたんです。驚いたと言っては失礼なんです、きのう小下田の藤沢地区でも、あそこは好きなんでまた回っていたんですが、1件探しに来られているそうですね、静岡のほうから。ですから、あそこも水道が整備されれば競争力が出るでしょうし、こちらはこちらでまた駅周辺整備とかインター周辺整備で、やはりこれからニーズは高まってくるんだろうと思います。そこはまずは人口対策としてやると。

その次に、経済対策として、じゃ市内の業者さんに発注する場合、あるいは市内の木材を使う場合というのは、これは産業政策ですので、どこまで踏み込むのか、これはやっぱり経済で競争原理もありますので、今、制度設計するだけの準備ができていないということなんですね。もう少し整備をして、市内の業者さんを使う、市内の建材を使う、あるいはアパートに対する補助をどうするかというのはこれから、既にアパートのほうは検討に着手はしておりますけれども、産業政策としてはこれから新たな観点で検討してまいりたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 現在進行中、継続進行中であるということですがけれども、伊豆市への定住化、経済の循環も含めて、ひとつ進めていただきたいと思います。

質問ですがけれども、次の質問です。

伊豆市定住体験ツアー、田舎暮らし体験が行われていますけれども、前年度の稼働率、その効果、また本年度の実施計画、本年度予算120万円ほどあったと思いますけれども、前年度が76万円ですか、住宅の借りに36万円で、あと40万円ということで、事業を拡大したのか、本年の意気込みというんですか、伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 定住ツアーのほうは、2年で事業を一たん停止をいたしました。これ

は非常に御関心もあったんですが、リスクも大きいんですね。やはり関東首都圏、東京、横浜から伊豆市に定住していただくことを誘致した場合には、非常に良質の住宅を求められるんです。もう山の中の一軒家がいいという方もいないではないかもしれないけれども、伊豆市に移住しようという方々の多くは、60ぐらいでリタイアして、ある会社の部長さんクラスの方が、ほぼ向こうと同じようなレベルの住宅を求めている、それも賃貸しで求めている。すぐには買うには勇気が要するというニーズがないので、ミスマッチが起こったということが1つ。もう一つは、子供はぜんそくだとか、あるいはいい環境で住ませたいという若い世代、40代、30代の方々にとっては職場の問題があるんですね。したがって、今のまま定住ツアーを続けると、ちょっと逆効果だなということで判断をいたしました。

ただし、こちらにおいでいただく方が、より長期間、1週間とか2週間とかをお住まいいただけるような住宅は準備しておこうということで、今、天城地区に1棟、それから今度土肥地区にも2棟ですか、確保することで、そちらのほうは続けてまいりたいと考えています。議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 定住化促進に向けて頑張ってくださいと思います。

それでは、3番です。

気象庁発表の洪水警報ですけれども、細分化されたデータを防災計画に反映させるということ、その点はわかりました。

次の質問ですけれども、土砂災害防止施設の整備実施状況というのが今年度の22年3月31日付で発表されていますけれども、ハード面ですね。土石流要対策渓流数というのが、対策の要る渓流数というのが伊豆市では328カ所、そして伊豆の国市では74、函南町では14カ所、今のは土石流です。地すべりですか、それは要対策、対策の要るところが伊豆市で8カ所、そして伊豆の国市が1カ所、函南町1カ所、急傾斜の対策の必要なところが伊豆市で148カ所、伊豆の国市が82、函南町が32と、どれをとっても非常に多い数値となっております。

それで、ソフト対策の実施状況というのは、土砂災害危険箇所というのが伊豆市で合計で859、伊豆の国市302、函南町が107と、その指定区域、指定された区域というのは伊豆市で34カ所、伊豆の国市は78カ所、函南町が11カ所ということになっています。表示板につきましては、伊豆市は627、伊豆の国が135、函南町が46と、この表示板というのは非常に端的にやってあると思いますけれども、あと情報の伝達、情報の機器ですけれども、先ほど市長が言いましたように、メールとか電話応答、C D Iですか、それらは伊豆市でやっていますけれども、伊豆の国市が同報無線、電話応答、函南町がメールのみと、情報伝達のほうは3市町を比べても一番管理されているという話でございます。

質問ですけれども、危険箇所が859カ所で、指定状況が34、伊豆の国市が302で指定箇所が78ということになっていますけれども、伊豆市は危険箇所の指定状況がおくれているのか。数字全般を見まして、今後の防災計画、対策取り組みについて、その2点ほど、おくれているのかと、対応についてどうするのかということを伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 災害に脆弱だというのは、伊豆市の大変大きな問題でございまして、非常に850カ所を毎年2件ずつやっても420年かかるわけですね。そうすると、源頼朝の時代に始めて今終わるくらいの、この物すごい数なんですけど、実際にはなかなか進捗がしておりません。伊豆市の場合には、もう工事に取られかかるところを指定する、あるいは指定促進をかけて次のところをやっていくということをやっておりますので、数を広目に指定することはしていないんですが、そこについては詳細は後ほど建設部長から報告をさせます。

大変広い面積で難しいのですが、ただ、国に直轄砂防で砂防工事をやっていただいておりますので、これは唯一心強いところで、毎年毎年砂防部のほうにも出向いて、継続的に事業を進めていただけるように、これは強くお願いをしているところでございます。

あとは、建設部長から指定について説明させます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 急傾斜地崩壊危険区域の指定でございますけれども、これには一定の基準がございます。人家の戸数が市の場合には5戸以上、県営の場合には10戸以上というものもございます。それから、がけの状況というのもございます。ですから、単に危険箇所というだけでは、急傾斜地崩壊危険区域ですか、この指定はちょっとできないものですから、先ほど市長が申し上げましたとおり、工事緊急度とか工事に入れる状況、こういうものをもって指定促進をかけております。

それから、議員がおっしゃられたほかに、狩野川直轄砂防というのがございまして、これが国交省の事業で今行っているございます。これが砂防事業です。これが今、湯ヶ島、中伊豆で5カ所程度を計画しております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 伊豆市民は危険の中で生活していると言っても過言ではないかと思っておりますけれども、早く安全の中で生活できるようにひとつ頑張ってくださいと、そのように思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで森島吉文議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（飯田宣夫君） 次に、8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

学校再編後の検証について。

現在、学校再編計画に基づき、土肥地区を皮切りに再編が進んでいます。平成23年4月には、中伊豆地区の3校を1校にする計画です。再編の原点は、少子化による教育環境の著しい変化を是正することだと考えます。それゆえに、学校再編はゴールではなくスタートです。その観点から、再編後の具体的効果、つまり目的が実現できたのか検証、精査し、今後実施される3地区の再編に活用していくことが重要であると考えますが、いかがですか。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの内田議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） お答えをいたします。

教育の効果といいたしうか が短期間でなかなかあらわれにくいわけではありますが、長い期間見届けていく必要があるとは思っております。ただ、御指摘いただいたように、学校再編成を推進していくに当たり、既に再編し終わった地区の成果や課題を検証して、よりよい教育の推進につなげていく必要があると思っております。

今、考えておることは、例えばアンケートをとるとか、学力を診断するテストをするとか、学校評価など、学校、保護者に余り負担にならないよう取り組んでいきたいと考えております。

アンケートでは、人数がふえたことによる人間関係や仲間づくり、学習への取り組み状況等について、児童・保護者を対象に実施してみたいと考えています。また、教職員には、日々の授業や教育活動等にどのように反映したのか、検証したいと考えております。

P T Aや地域の代表者の方々に、現在、学校評価委員というのをお願いしてありますので、保護者や地域からの再編成についての御意見を伺って、よりよい学校運営に反映していききたいというぐあいに考えておるところです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

内田議員。

8番（内田勝行君） 今の答弁の中で、短期間では検証できないと、私もそう思います。

5月19日になりますか、一月ぐらい前ですね、私は土肥小学校へ行ってきまして、小長谷校長先生に再編後の状況、これについて伺ってきました。これは土肥のタウンミーティングのちょうど前でありまして、タウンミーティングが5月24日ですか、小下田が。タウンミーティングの後でしたらば、いろんな情報が得られたと思いますが、その前ですので、たくさん情報は得られませんでした。その先生の話を紹介いたします。

私も全部で6項目の質問を携えて伺いましたが、時間的なことや聞き取り漏れが生じてはいけませんので、後日ファックスで流していただきました。それ以外の全般的なことについ

て、心配事があるということで、3点ほど校長先生のほうから話がありました。

まず、1点目、エアコンの設置。これが計画では6月というふうに聞いていたのが7月になったと、この理由。

それから、2点目、これは校舎の外壁塗装の工事。これは常識的には学校が休みのとき、つまり夏休み期間にこれをやるんでしょうけれども、この1カ月間で果たしてできるかどうかという心配をされていました。その理由が、どのような工法でやるのか、その現状にさらに塗装するのか、あるいは下地まではがして全部やるのか、それによって工期が違ってくるんじゃないか、素人考えだということでした。それも後ほどお答えをください。

それから、3点目、これはバス通学の件なのですが、保護者からの要望として、八木沢のバス停、これはトンネルの手前ですね。そこから乗車する子供たち、特に低学年、雨の日や風の強い日、大変危険だそうです。傘を差していますので、風で飛ばされそうになると。確かに、ここは風の通り道で遮へい物がないと、このようにおっしゃってありました。そこで、できれば待合所を設置してもらいたいと、このような要望があると。この待合所ですが、仮に待合所を設置する場合は、自治体が行うのか、あるいは事業者が行うのか、あるいは共同でやるのか、そういう定まったような基準はないというふうな説明がありました。それで、私の勘違いじゃなければ、これに関連して、バス通学のバス、7時15分ですか、毎朝。このバスを従来のように旧道に回してもらえれば、この風の影響がないと。もし、待合所が不可能であれば、従前の形をとってもらいたいと。ただ、路線変更には相当の時間がかかるというふうなことは承知していたようです。

私は、先般、バス停を見に行ってきました。バス停の位置はトンネルの南側、旧道入り口があります。そこから、さらに南側15メートルのところですね。ここは大変見通しのよい直線の道路で、車も大変スピードが出ますし、大変危険な場所に見えました。先生がおっしゃるとおり、遮へい物がありません。確かに、冬場は西風が吹いたりすると相当な風が当たると、そういうふうに認識しました。

以上3点について把握しているのか、あるいは把握しているとすれば、どのような対応をするかお聞かせをください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 先ほど答弁いたしましたソフト面については、今後進めていきたいと思っています。

ハードについて、局長のほうからお答えをさせます。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） まず、第1点目の土肥小学校へのエアコンの設置工事でございますけれども、エアコンに係る機器の発注、それからコンクリート基礎の養生期間等が当初よりも時間がかかって、しっかりとした養生をしたいということで、その辺に

つきましては多少おくれるという話を担当者のほうから聞いてございます。また、施工期間等につきましては、校長との話し合いを続けてやってございますので、その後校長先生は御理解をされていると思っております。

それから、2つ目の外装でございますけれども、外装につきましても工事設計の段階で学校側との話し合いをしてございます。天候等の関係も、実は吹きつけの関係でございますので、乾かしたりという時間等があります。ちょっと詳細には把握していない部分もございすけれども、学校側との工事の打ち合わせは発注前にしておると聞いてございます。

それから、3点目のバス停の問題でございますけれども、この問題につきましては、4月当初に地元の交通指導員さんを通してのお話を伺っておりまして、直接私どものほうではなかったですけれども、伺っておりまして、その後、八木沢地区の連合区長さんからも4月30日の区長会の席上でもお話がございました。それ以前から、教育委員会といたしましても現地を調査いたしまして、方法を検討いたしまして動いてきてございます。

実は、先ほど議員お話しのとおり、八木沢のトンネルを抜けたところに現在のバス停がございすけれども、新道ができるときに、旧道にあったバス停を使う、旧道を使うバス路線が廃止といたしますか、なりまして、新しい路線のほうに回ったわけでございすけれども、十六、七人ぐらいですかね、ちょっと大勢の再編によって子供さんがそのバス停を利用されるということで、普通の雨の日は特にということでございましたけれども、吹きさらしの状況でございます、現場が。それで、風雨が激しいとき等に非常に子供たちにちょっと危険を感じるというお話でございまして、西伊豆東海バスさん、それから私どものほうの路線バスを担当しております企画財政課の担当者とも話をしまして、現在の対応をしておりますのは、西伊豆東海さんのほうから学校を通してバス停の朝走る、ただいま7時15分というバスだと思いすけれども、その時間帯の1本だけを旧道のバス停を使わせてもらいたいというような要望書を5月10日付で、校長名で西伊豆東海バスの支配人さんあてに出してございます。

それにつきましては、旧のバス停がまだ現存してございますものですから、その土地の所有者にお願いをいたしまして、その施設を無償で永年貸していただけるかどうかという確約といたしますか、意向をお伺いしてございます。既に了解をいただいておりますし、連合区の区長さんたちにも、そういうように朝の1本だけそちらの旧道のバス停を使わせてもらっていいかというような意向も伝えまして、連合区長さんを通して同意を得てございますので、先ほど言いましたように、5月10日付で学校長名で西伊豆東海バスのほうへ要望書を出してございます。

流れとしましては、これから東海バスの本社のほうに行きまして、書類的に問題なく、それからまた東海バスさんもその要望に対して了解といたしますか、会社としてオーケーであれば、これを陸運局のほうですかね、陸運事務所のほうに行くということで、陸運事務所に行ってから書類的に問題がなければ、受け付けが正式にされてから3カ月ぐらいの期間を許可になるまでに要するいう、その辺のお話までを聞いてございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） 丁寧な説明でよくわかりました。では、その線に沿ってよろしく願いします。

次に、タウンミーティング、これは小下田、八木沢、土肥、小土肥と、4カ所で既に実施が終わっているわけですが、この内容でしゃべると言っても無理でしょうが、顕著な意見とか要望があったら少し紹介をしてください。よろしく願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 土肥の場合は4カ所ありまして、小下田、八木沢は教育長が、その他2カ所は局長のほうが出席をしております。小下田、八木沢については、先ほどの議員から御質問のあったバス停の移動の話が一番中心でありました。もう一つは、それ以外のバス停に待合所が欲しいというような話があって、今それを土肥小等々、検討をしているところであります。それが主な内容であります。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 私は土肥と小土肥のほうに出席をさせていただきましたけれども、再編についての御意見については、小土肥地区である方に御質問をいただきまして、大変いろいろな経緯があったんだろうけれども、再編をしていただいて新しい土肥小学校になったということは大変よかったと思うという御意見をいただいたと同時に、再編についてはこれで一段落したというような、あとは今後どうしていくかというような御質問は出てございました。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） ありがとうございました。

先ほど話しました6項目、これを携えて行ったんですが、再編後2ヶ月、大変私は時期が短くて早いとは思いましたが、時間が経過して安定期に入った状況より再編直後、このほうが子供たちの変化、あるいは動きが把握できるんじゃないかと、そう考えたから、この時期に行ったわけです。では、校長先生のファックスの内容を紹介しながら質問をいたします。

6項目あります。

1つ目は、学年編制、クラス人数ですね。児童数が158名です。確認ですけれども、この学級編制は理想的な人数は25人から30人と、このように県の基準、あるいは国の基準ではそうっております。そうしますと、土肥小学校がクリアしているのは3つの学年、4年生が32人、5年生が33人、6年生が31人、この3つの学年がこれをクリアしている。ですから、クラスがえは当然できないわけですね、1クラスしかありませんので。26年度見込み、ここに見込みが出ていますけれども、児童数が116名になります。この116名といたしますのは、昨

年の土肥小学校の児童数118とほぼ同数と。ですから、4年後ですか、4年後には旧土肥小学校の人数になると。相当のスピードで子供たちの数が減っていくと、状況はそういうふうなことです。

それから、2番目、子供たちの様子、これは非常に大事なんですが、まず授業です。授業については、活気が出てきて、これは人数がふえたせいか、いろいろな意見が出てくると。子供たちが挙手してもなかなか指名されないと、そのくらい活発になってきたということですね。それから、遊び、あるいは活動については、大変あいさつがよくなったと。それから、低学年より高学年にまだ仲間づくりがこれからのところがある。つまり、高学年のほうはもう既に仲間、サークルといえますかね、そういうものができていて、なかなか受け入れがたいと、そういうふうに私はとらえました。低学年はまだ交流が短いですから、受け入れる気持ちがあると、こういうことじゃないかと思います。言葉遣いがよくないということで、これから指導していくというように書いてあります。

一番気になる学力、先ほど教育長が言われましたが、そんな短期では検証できませんよと、私もそう思います。ただ、私が行った時点では、こういうふうに書いてあります。人数がふえた分、集中力に欠ける面も感じられる。これからの指導が大切と、こういうふうに書いてあります。

3番目、もとの旧南小学区の子供たちの変化。通学は、先ほど話がありましたように、ほとんど1台のバスで土肥支所7時25分着、これで通学をしておると。その10分後に修善寺行きのバスがありますが、それには乗ってこない。これは高校生が利用していると、そういうふうな説明です。

それから、友達関係としては、新しい人間関係ができて、旧校区に関係なく行き来しているケースが多々あると。

それから、一番大事な先生方の変化、これを見ますと、先生方の事務量がふえて、一人一人の子供に目をかける時間が減ったと。統合加配、支援の先生が入って大変助かっていると、このように書いてあります。

それから、保護者、どのように保護者が感じているかということですが、学校に寄せる期待があるためか、参観日などの出席率は大変よいと、このように書いてあります。

それから、その他として、総合的に見て特別支援学級が開設されました。良好な滑り出しであると。

以上ですね。一応この内容を見ますと、おおむね、私個人の感想ですが、順調であるかなと思いますが、教育長はどのように今聞かれたかお答えをください。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 校長からは、まだ僕らにはそういう正式なというか、いただいてありませんので、少し意外な感じもしましたが、僕らはもうおおむねは順調に推移しているなという気がしています。ただ、当初我々が計画した複数学級に土肥小の場合はなら

ないという問題は、常に引っかかっていることであります。

もう一つは、特に高学年、先ほど御指摘いただきましたが、人数が多くなりました。特に土肥南小から来た子たちは、急に30名の中の授業なり活動というのは萎縮するんじゃないかという心配をいたしまして、これは市独自の支援員を、特に教員免許状を持った人をここに配置をいたしまして、5年・6年生は2つに分けて授業ができるような、可能にするような配置を今してあります。どれくらいそういう授業をしているかどうかは、まだ僕も細かくはチェックしてありませんけれども、朝晩は1クラスで、途中の幾つかの授業は2クラスで可能になるような工夫はしてあるところです。これについての検証は、もう少し先に行ってからしようかなというぐあいに思っているところです。

議員御指摘のように、全体的には私はうまくいっていると、統合してよかったなというふうに思っています。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） では、最後の質問になります。今の日本は少子化時代じゃなくて超少子化時代と、そういう言葉が最近出てきました。少ない子供を立派に育てることが大半の親の存在だと私は認識をしております。教育に関しては、子供たち本人の努力は無論ですが、これからは先生方の資質、あるいは力量が大変問われてくると。ですから、再編による教育環境の整備と、これには先生方も当然含まれていると、私はそういう認識であります。また、今後定期的な動向調査、これは初めに答弁いただきましたが、これが必要だと私は考えております。また、時間がたちましたら同じ質問をまた先生にしてみるつもりですが、その辺はいかがでしょうか。動向調査について。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 冒頭のお答えでいたしましたように、各種アンケート、あるいは聞き取り、学校評価の方の話、要するに第三者の評価等をいただいきたいというふうに思います。

それから、御指摘のように、教員の資質というのはもう大変学校のよしあしには関係がいたします。我々も常にできるだけいい資質のある教員を育てたいし、研修をしたいし、伊豆市に持ってきたいという、これはもう教育長の一大使命であるわけでありまして。日々努力をしていきたいというふうに考えています。今後も御協力をいただければありがたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） これで内田勝行議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前を閉じ、会議を開きます。

飯 田 正 志 君

議長（飯田宣夫君） 次に、16番、飯田正志議員。

〔16番 飯田正志君登壇〕

16番（飯田正志君） 16番、飯田正志でございます。

3点について、市長に答弁を求めます。

第1点目、ごみ焼却場建設について。

現在までの進捗状況についてお答え願いたい。これからの進め方と可能性についてお聞きしたい。このまま2市で一部事務組合を立ち上げて行うのか、その場合、タイムリミットはいつごろになるのか、またその他の選択肢は考えていないのか。よろしく願います。

2点目、歴史を観光産業に生かせないか。

今、世間では歴史に詳しく、それらを目的とした小旅行をするグループがふえつつあると聞いていますが、この伊豆市では多くの未開発の歴史遺産とも言えるものがあると思いますが、これらを積極的に取り入れて整備し、観光の新たな目玉とすることが伊豆市の活性化に役立つと思いますが、市長のお考えをお聞きしたい。

3点目、消防団員の確保について。

我が伊豆市では、人口の減少や若者の流出に伴い、年々消防団に入隊する方がいなくなり、地域を守る力が失われつつあるように思われますが、消防団について、これからどのようにして維持していくのか、団員の待遇改善も含めてお聞かせ願いたい。

以上3点、よろしく願います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 飯田議員の御質問にお答え申し上げます。

1つ目のごみ焼却場建設についてですが、まず現在までの進捗状況、現在、伊豆の国市において伊豆の国市内の1つの地域を候補地とさせていただき、この地域の皆様に新しく計画するごみ処理施設について御理解をいただけるよう、作業を進めている状況です。

具体的には、これまで地域役員の皆様への説明等を行い、地元の基本的な考え方を確認させていただきました。また、地域の皆様へ施設の概要や、事業を進める上でどのように地域に貢献できるかなどを中心に、昨年12月に説明会を、これは伊豆の国市のほうで説明会を開催いたしました。本年4月19日に、長塚区、珍野区、花坂区の3地区より白紙撤回要求書が伊豆の国市長あてに提出され、なお、これは3地区よりと申し上げていますが、区長さんではなくて、その地域の皆さんそれぞれがということです。これを受けて、5月28日に3地

区の代表者のもとに副市長が出向き、回答書を提出したと伺っております。この事業は、地域の皆様の御理解と御協力が第一でございますので、今後とも御理解を深めていただけるように尽力してまいり所存でございます。

これからの進め方ですが、まず環境への負荷の観点、建設経費や運営経費などの経済的な観点から、今まで進めてまいりました2市での広域的な取り組みが現実的にとり得る最善の策であると考えております。タイムリミットにつきましては、具体的にいつまでと明言できる状況にはございませんが、現在の焼却施設の老朽化の現状もありますので、地元の住民の皆様の理解を得ながら、早い時期での建設に向けて進めていきたいと考えています。

2つ目の歴史を観光産業にという御質問ですが、議員御指摘のとおり、市内には狩野城址、上白岩遺跡を初め、多くの歴史的遺産があります。これらを観光資源としてぜひ活用したいと考えております。現在の活動は、修善寺温泉場内を御案内できるボランティアガイドの組織が登録数25名。昨年度よりハイキングガイドを立ち上げ、市内の名勝地や天城ハイキングのガイドができるようなシステムづくりを進めております。巨木ガイドや史跡ガイド、石造物・文化財ガイドなど、いろいろ考えられ、歴史的自然の活用・保存に取り組むなど、教育委員会の生涯学習サイドとも連携をし、観光資源として活用できるものにつきましては、今後、積極的にその組織化、ネットワーク化を図ってまいりたいと思います。

最近、話題となり、特に知事の強いイニシアチブで進めております伊豆半島ジオパーク構想も、地質学の歴史という視点から始められたもので、協議会が立ち上がったところでございます。

最後に、消防団員の確保について。

消防団員の確保につきましては、年々団員数が減少している状況で、大変憂慮しております。幸いにも、平成22年度の入団者は66名であり、現団員数としましては、昨年比11名のプラスとなっております。現在も一生懸命団員確保に努めておりますが、仕事の事情により入団をされにくい方もいらっしゃることから、地区役員の皆さんや自主防災会とタイアップして、潜在的な人材を掘り起こすとともに、団員数の確保を目指して協力依頼を各地区をお願いしているところでございます。また、土肥地区などでは、一部年齢の引き上げなどで対応している分団もございます。

消防団員の待遇改善につきましては、これまでも制服ですね、服装の改善や退職報奨金の引き上げ、退職報奨金支給基準の加入年数の細分化などを実施してまいりました。今後とも、実現可能な改善策については着実に進めてまいりたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

飯田議員。

16番（飯田正志君） それでは、ごみの焼却場建設について。

私、これは伊豆市になってからずっとかかわっていることでございますので、大体の内情はわかっておりますが、聞くところによりますと、伊豆の国市の今の候補地というところは、

地元のごみはいいけれども、よそのごみはだめだよというふうなことで反対をされているというふうにあるところで聞きました。なかなか最初的时候に堀切で我々が失敗しましたので、この問題は非常にデリケートな問題でありますし、2市でやるのが本当にいいのか悪いのかというところから考えていかないと、なかなかうまくいかないと思います。

それで、できれば、新しい今度、区長さんが何人か、130人ぐらい決まりましたけれども、伊豆市の中の区長さんに、ぜひこういう施設が必要であるから伊豆市の中で手を挙げていただけたところはないかというふうなことも踏まえながら、なぜかといいますと、2市が必ずいいかということは、なかなか私としてはちょっと納得いかない部分もあります。なぜかといいますと、最終的にごみの焼却場というのは、だんだんごみが減ってきますからね。例えば、伊豆の国市に建てた場合は、そこまで持っていく距離もありますし、できれば伊豆市は伊豆市の中で1つ小さなものでいいからあれば、管理もできますし、負担金もそんなにかからずに済むだろうし。

相手のところに持っていきますと、何かあったときにごみは受けないよとかということもほかの地域でありますので、できればそういう方向性で伊豆市の中で1つつくって、皆さんが共有する危機感の中でつくっていくというふうな方向性のほうが、両方で、今のところ一部事務組合をつくって伊豆の国市でやるというのはわかりますよ、それは継続ですから。これがもしうまくいかなかったときに、向こうは向こうで、伊豆市のごみがないならばできてもいいよというようなもしパターンができたときに、伊豆市はうっちゃわれちゃいますから、並行的に伊豆市の区長さんに声がけをして、こういう施設はどこかでつくらなければならないから、ぜひ受け入れられるところがあったら手を挙げてくださいというような話もしながら、経過説明をしながら、一応そっちの情報も集めながら両方でやるというふうなことがいいのかというふうには私は思っていますので、まず市長、どういうふうにするか、ひとつよろしく願います。

議長（飯田宣夫君） ちょっと市長、待ってくれますか。

飯田議員、ちょっとマイクの調整がうまくいっていないもので、傍聴席に聞こえにくいというのも前半、午前中あったものですから、もう少しゆっくり端的に、また調整しますけれども、すみませんけれども、傍聴席に聞こえにくいというような意見がありましたので、すみませんけれども。

答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） なかなか場所決めが長引いていることは、議員御懸念のとおりでございます。ただ、昨年も伊豆の国市の望月市長と再度改めて、これは2市でやり遂げようという意思決定の確認をしております。また、現実的に他のやり方を模索するにしても、現在、候補地ということで伊豆の国市さんのほうで説明等をしていただいているところは、伊豆の国の市の土地、市有地でございますので、今後の環境アセスの作業等を考えますと、一番作

業が進めやすいのではないかという考え方もございます。

ともあれ、伊豆市と伊豆の国市がすぐに合併するような協議を進めているわけではございませんが、ごみ焼却場、あるいはボランティア活動、あるいは観光事業、まちづくり事業、できるところから一緒にやっというまた話も進めておりますので、この枠組みを壊さないように、かつ地元の皆さんに御理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

私も、じくじたるところはあるんですが、これ市長になってからずっと申し上げているんですが、私は堀切というものを仕切り直ささせていただきましたけれども、決して有害なものをつくらうとして頓挫したわけではありません。どの科学的なデータを見ても、そこから排出される煙等はもうたばこ以下の有害度でございますので、感情的なものはわかりますけれども、その冷静な御理解というのは地元住民の皆さん、それから伊豆市の全市民の皆さんにも御理解をいただきたいと、そのようなことも尽力をしてみたいです。

議長（飯田宣夫君） 飯田議員。

16番（飯田正志君） 確かに有害ではないというのは、もうずっと研究してきましてわかっております。ただ、迷惑施設という言葉がありますので、迷惑施設ということには変わりはないということ。例えば、パッカー車が行くときにはにおいがするだろうし、多少でも。そういう面でやっぱり迷惑施設であるということを一踏まえて、それがやっぱり、話は変わりますけれども、普天間の話じゃないですけども、皆さんで危機感を共有しようということから始まって、どこかで手を挙げてもらって、我々はもしだめだったらここありますよというふうなプレッシャーを伊豆の国市のほうにくれるためにも、そういう一つのアンケートをとるか、区長さんに話をして1年間かけて、我々のところに持ってきてもいいよというところが何件かあれば、それはまた交渉の話の中にも一つその情報としてありますので、ぜひ最初からもうその一本でいくというのではなくて、やっぱり戦略的に二本、三本の戦略を考えながらやっというわけではなくて、やっぱり戦略的に二本、三本の戦略を考えながらやっというわけではなくて、できればいいわけですから。

もう一つ、伊豆市でやれば合併特例債を使えますよね。2市の場合はあやふやな面があるというところで、そういうことも踏まえながらやっぱりひとつ検討していったほうがいいかなと思います。

市長の考え方は考え方で、それで結構でございますけれども、それも一つ私の意見として頭の隅に置いていただいて、望月さんと話をさせていただければと思います。

それでは、2つ目に移ります。

歴史を観光産業に生かせないかという話でございますけれども、先日の新聞に滋賀県の教育委員会が「女性のための近江戦国山城マップ」を作成したというふうにあります。最近、よくテレビで歴女という、女性が何かをやりますと非常にマスコミに載って、最近、電車おたくが、ママさんがやるとママ電とか、子供が電車が好きだと子電とかといって、男性が何か趣味を持つと全然新聞に載りませんけれども、女性が何かやると非常にマスコミが取り上

げてくれるということで、これはおもしろいなと思っていたんですね。できれば、そういうことも踏まえながら、女性受けするような一つの伊豆半島、例えば土肥には丸山城がありますし、当然、狩野城もありますし、柏久保城があり、大見城がありと、伊豆半島にはいろんな歴史的な城があって、それがいるんな人間の生き方とか歴史を物語っていますので、その物語をつくるということから始まって、それでその物語を歩きながら散策をするというふうなコースも一つできると思いますね。

今やっぱり、また私は狩野城との関係がしますので、狩野城の整備、一緒にやっていますし、ほかのお城もそういう整備をやっていただければ、そういう歴女の方々が、先ほど言ったように、そこにお花でも植えれば、歩きながら観光に来るだろうというふうな先のことを考えて、ちょっとそういうマップをつくるのと、それから先ほど言われたガイドを養成するとかという方向で、少し教育委員会の方々と話をしながら、歴史というのは教育委員会のほうが専門だと思しますので、歴史は後からつくればつくれますので、実質的になくても、やっぱりこれは証拠がありませんからイメージでつくれますから、そういうふうな物語ですから、フィクションであっていいわけです。だから、そういうようなことも踏まえながら、ぜひやっていただきたいと思えますけれども、その辺の見解をひとつよろしくお願いします。議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 飯田議員も狩野城の会の一会員として、草刈り等を本当に汗をかいていただいて、大変感謝申し上げたいと思えます。きのうも柿木を通っていましたら、やはり観光客の皆さん、今、入り始めているんですね。ただ、ああいう状況でちょっと地図ぐらいしかありませんので、もう少し散策できたり、少し勉強できるようなところ、あるいはトイレ等も含めて、狩野城に限らず大見城もそうですし、いろんなものを整備していきたいと思っています。

伊豆には2つの歴史の軸、1つは頼朝から始まった中世を三嶋大社まで共有している1つの地域、それからハリスから弘道寺を経て幕末、明治の初期の2つの大きな歴史の軸を共有していますので、そういったものは伊豆市に限らず、伊豆半島の共有の財産としてぜひ活用してまいりたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 飯田議員。

16番（飯田正志君） 通告にはありませんけれども、教育長、もしその辺で御見解がありましたら、一言お願いします。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 国民文化祭のときにも新しい歴史的なことを随分、僕自身も勉強しましたし、僕の住んでいる田代にも田代城址というのがあって、思わぬときに人が来て案内しろというのも、年に数人はいるものですから、今、飯田議員の発案というのはおもしろく聞かせてもらいました。文化財関係のパートを我々は持っていますので、協力できること

はしていきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 飯田議員。

16番（飯田正志君） よろしくお願ひします。

それでは、3点目、消防団員の話もしておきますけれども、昔我々が若いころは青年団があつたり消防団があつたり、順番に青年に入ったら消防に入るといふふうなパターンがございました。それが今、青年団がなくなりまして、消防団もなかなか入る方がいないと。これは経済的な意味もあるかもしれませんが、地域に対する若い人たちが継承とか、そういうふうな意識がなくて、やっぱり個人主義といいますか、自分が休みの日は遊びに行きたいよといふので、消防はやっていられないといふふうなことも多少はあるような気がいたします。

今の消防団員の方々は、やっぱり仕事を持っていて、ほとんどボランティアの方で、先ほど森島議員の質問のときに、気象の災害のときには消防団に頼むよと市長も言われましたように、頼まれた場合はそこに消防団として行かなきゃならないですね。そうすると、やっぱり仕事のほうも休んで行くとか、休暇をとって行くとかといふふうになってしまいます。なかなか昔は、東洋醸造にしる東京電気にしる、消防団に対しては非常に理解がありまして、消防団の活動については休みをくれたとかという時期があつたんですね。ただ、今はこういう時期ですので、なかなかそういう消防に対する企業の理解が得られないということがありますので、そういう点を踏まえて、行政のほうから企業さんなり何なりに、きょうは消防があるから少し何か考えてくれないかとかといふふうな広報といいますか、お願ひ、要望ですね。そうしてやってやらないと、子供たちが消防をやっていて何か非常に不利益になるようなことがあつたら、なかなか消防に入る方もいなくなるだろうと思ひますので、そういう点、企業に対してのアピールという面で行政としてどこら辺までできるか、もし答弁できましたらよろしくお願ひします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願ひします。

市長。

市長（菊地 豊君） 確かに去年でしたっけ、八木沢で火災があつたときに、田方消防の消防車が入れなくて、初動もやはり地元の自治消防団が早くて、伊豆市においてやはり自治消防というのは大変必要だなという実感を持っております。

今、それから御指摘がありましたように、経済状況が非常に悪いものですから、企業のほうが非常に確かに厳しい状況はあろうかと思ひます。実は、消防団員の御理解のお願ひというのは今まで念頭になかつたんですが、少しでも自家用車から電車併用に通勤をお願ひするように、あるタイミングで三島周辺の企業の皆さんにお願ひしようと思ひていたんですが、そのような観点から消防に対する御理解もいただきながら、機会ができればなるべく早い時期に、そのようなお願ひもしてまいりたいと思ひます。

議長（飯田宣夫君） 飯田議員。

16番（飯田正志君） それでやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、消防団という職についてプライドを持てるようなステータスですね。だから、私は伊豆市の消防団だよといって胸を張って誇示できるような、一つのステータスみたいなものを位置づけるというようなことも一緒にやっていったほうが、やっぱり何か消防をやっているとダサいとかというふうな話になるとまずいですから、やっぱり胸を張って威張れると言うとおかしいけれども、消防団として、胸を張って表の道を歩けるような、そういうふうなプライドが持てるような待遇といえますか、何かそういうことが行政のほうでできれば、やっていただけるようなことがあれば、子供たちも一生懸命消防に対して熱心にやると思いますけれども。

非常に難しいと思うんですね。昔は消防団というと、今これを言うとしかられますけれども、警察がいても、ぴゅっと車で走れたとか、いろんなそういう有無を言わず自由にできた時代があったんですね。ただ、たまたまいるんなことがありまして、今、消防団に対しても非常に厳しい目がありますので、自由に動けないし、いいこともない。ただ苦しいことばかりだということで、なかなか消防団の子供たちも非常に大変だなというふうな思いがありますので、プラスアルファといえますか、消防団をやってよかったなというようなことになるようなことを少し、私も頭が悪いからわかりませんが、何かそういうふうなことができれば考えていただきたいと思いますけれども、ぜひよろしく。その辺はどうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 恥ずかしながら、そのような観点で考えたことはございませんでした。ただ、確かに御指摘いただきますと、私の前の職場でも、まさにそのところは非常に苦勞してやってきた経験もございます。ぜひ伊豆市の消防団の皆さんが使命感と誇りを持って勤務できるように、まちの中を胸を張って闊歩できるような、そういった策、ちょっと私も今、具体的に思い浮かばないのですが、ぜひ検討してみたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 飯田議員。

16番（飯田正志君） 以上で終わります。

議長（飯田宣夫君） これで飯田正志議員の質問を終了します。

稲葉紀男君

議長（飯田宣夫君） 次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

発言通告書に従いまして、市長に3件の質問をいたします。

1件目です。伊豆市では、平成23年度より始まる第1次伊豆市総合計画後期計画策定の基礎資料とするため、本年2月に、一般市民500票、市内在高生世代、高校生ですね、300票を

対象にアンケートを行いました。市長は、基本計画におけるアンケートの位置づけをどのように考えますか。また、今回の結果をいかに解釈し、具体的な計画や行政に反映させますか。

さらに、多数のアンケート項目のうちから、特に以下の3項目について伺います。

1、市民の伊豆市への住みよさ感や愛着に関するアンケート結果でございます。この調査は、実は平成16年にも同じような調査を行いまして、まず住みよさ感ですが、平成16年には48%が39%、平成16年に比べて、9%減少しているという結果が出ています。また、愛着度に関しても、相当数61%が54.6%に減っているというような残念な結果が出ています。今、申しましたこの伊豆市への愛着度、住みよさの数字は、気になりまして他市町村等に比べてどんな数字かといいますと、例えば三島市、ここはことしが84%、3年前からだんだん逆になって上がっています。そして、伊豆市のこの数字は、ちょっと私の調べた範囲では、ちょっと例を見ないほど非常に低い数字だと残念な結果が出ております。

そこで、質問です。

アンケートの住みよさというのは、ある面では行政の市民サービスの反映でもあると。愛着心というのは、やっぱりいろんな意味で市を活性させる力であるということを考えますと、これはやっぱり相当大的な問題であろうかと思えます。そこで、伊豆市の住みよさ感や市への愛着がかなり薄れている原因は何と考えますか。この中で、特に高校生の市に対する愛着度、これが一般市民よりさらに低い。この憂慮すべき問題と考えます。市長は、この結果をいかに認識しますかという質問でございます。

次です。具体的なアンケートの結果です。この結果を見て、次の大綱へというベースになると思いますが、いろんな角度から調査をしておりますが、その中で健康福祉の面とか観光、都市計画、自然、地域運営等々、6部門27項目についての調査を行っております。その中で、市民はどんなことを重要度と考えているのか、どんな要望があるのかというところをかいつまんで説明いたしますと、重要度の上位のほうには地震や台風対策、これが1番です。その次に消防・救急体制の強化、道路・公共交通の整備ということが重要です。

一方、スポーツ設備の整備・活用、このことはいろいろ丸山公園の整備とか天城ドームの整備等々を行いました。ここは残念ながら、市民のアンケートの中では下から4番目ぐらいという位置づけになっております。

さらに、見方を変えまして、現在の伊豆市の重点的な政策・計画、これをアンケートの中でどういう位置づけがあるのかということ調べてみますと、やはり道路・公共交通の整備、これは非常に高い。3番目に位置しています。しかも、満足度も一番低いということで、これは喫緊の課題であると思えます。あと、商店街や中小企業の支援とか、計画的な市街地の整備、ウェルネス産業の振興等々は、いずれも27項目中真ん中以下、16番とか17番とか19番とか、こういう結果が出ております。

質問です。

市長は、上記の結果をどのように解釈しますか。市民の日常生活での安全・安心や利便性

に関することを重要と考える傾向が強く、将来への投資的項目については、道路・公共交通の整備以外は行政の政策・計画とのギャップを感じますが、市長はこれをどのように考えますか。

次に、具体的な各部門でのアンケートの結果です。生活環境については、道路の整備やごみ処理設備等が非常に高い要求をしております。交通につきましては、通学路や歩道の整備、日常生活での集落内の生活道路の整備等のほうが、東名につながる伊豆縦貫道の整備とインターチェンジの誘致よりか、はるかに実際の通学道路の整備を要求するのが強いという結果になっています。福祉・健康につきましては、やはり医療施設や医療体制の充実、これは相当強い要求をしています。また、高齢者の心配事は、余暇をどうするかというようなことよりか、むしろ実際の生活に密着した老後は経済的な面で心配、病気になったときの世話人の心配、高齢になっても働かざるを得ないこの働き場所の心配、こういう極めて日常に切実な問題が多くあります。

また、もう1点、伊豆市にとって一番当面大きな課題であります観光地としての魅力を高めるためにはどうしたらいいでしょうかという設問です。これに対しましては、魅力あるまちにしましょうということから、魅力あるまちづくり、それから滞在型体験活動宿泊の仕組みづくりと、これが強いです。一方、道の駅、あるいは土肥港の整備等々は、はるかに低いところを位置づけております。

質問です。

具体的施策についても、医療の充実や生活道路や通学道路整備など、日常の生活に直結した項目が重要視されています。また、観光地としての魅力を高めるためには、温泉地として、また滞在型宿泊地としての中身の充実が必要とされています。外見的な玄関口としての海の整備や道の駅等の拠点づくりは余り重視されていません。これに関連して、市長は修善寺駅周辺整備事業に対していかに考えますかということです。

次に、大きい項目の第2次行政改革大綱についてです。

ことし新たな行政大綱というのは、今年からはじまりました。先の見えない厳しい社会経済情勢下、自主財源の乏しい伊豆市においては、将来にわたる税収の減少や国や県からの補助金の減額により、市の財政の危機的状況が見込まれます。また、過去に例を見ないほどの人口の減少・流出問題や産業振興対策、少子高齢化に伴う諸問題等、多くの課題を抱えています。このような状況下にあって、行財政の改革は喫緊の課題です。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1、第2次行政改革大綱の重点項目は何ですか。
- 2、第1次行政改革大綱との違いや、菊地市政らしさや、目指すところについて伺います。

次に、大きい項目の3番目です。第2次集中改革プランについてです。

質問1です。

集中改革プランの財政状況の推移、人件費（普通会計）の見込みについてです。中ほどぐ

らいからですが、第1次改革プランでは、計画を上回る人員削減が達成されましたが、結果的には人件費総額の削減にほとんど反映されていません。したがって、経常収支比率の改善も認められませんでした。なぜでしょう。第2次集中改革プランにも、同じことが予想されます。

質問いたします。

人件費が減らない大きな理由に、共済費負担金というのがございます。これに短期、長期とあるんですけれども、この短期、長期というものはどういうものですかということについて伺います。

ちょっと長くなります。

その次に、平成22年から26年まで、伊豆市は大型建設事業として焼却炉の建設事業やし尿処理設備、修善寺駅周辺整備等々を計画しています。各事業の完成時期と総額を伺います。

各事業の補助と起債の内訳は、年度ごと及び完成時でいかにになりますか。いずれも26年、この時点で投資は完了しますか。特に、焼却設備について伺いたいです。

問い3、一般会計基金現在高について。起債の上限を15億円台とした条件での大型工事の財源確保のため、毎年基金を取り崩すことにより、平成22年度には51億円あった基金が平成26年度では22億円に減少してしまいます。伊豆市の適正基金残高は幾らですか。平成26年以降も22億円で大丈夫ですか。

質問の4です。財政健全化指標実質公債費比率について。平成17年度より21年度まで5年間の地方債起債額は総額で64.3億円でした。一方、これからの5年間、26年度までは総額で73.4億円、9億円ふえます。したがって、これを借金を返さなきゃならないので、実質公債費比率、これも23年度の11.7%から26年度の14.5%までふえ続けます。26年度以降の比率はどうなるでしょうか。

公債費比率の中で重要な一つのファクターは、標準財政規模というものがございしますが、この規模が合併10年たった26年からはどんどん毎年3億円ずつ、10年間で30億円ずつ減らされます。仮に標準規模が今110億円ぐらいとしますと、これが80億円とか70億円となる。そうすると、返さなきゃならないお金は一緒でも、負担比率も多くなるということになります。この公債費比率を10%を超えると、市はどういうことになるのか。さらに、25%になって、発行制限団体というふうになると夕張市のようなことになるまいかどうか、そこらのことについて伺いたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 稲葉議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、市民アンケートについてですが、市民アンケートは前期基本計画策定時にも実施し

た結果と比較することで、市民意識の変化や行政施策に対する満足度をはかるとともに、今後必要とする施策の検討資料、つまり今後計画を作成する上での参考資料ですね、このような位置づけをしております。

例えば、伊豆市への住みよさ、愛着、地域への愛着の項目でございますが、回答のあった年代層、男女の比率の違いなどがありますので一概に比較はできませんけれども、年代が若くなるに従い、愛着度は下がる傾向にあるようでございます。住みよさについても、同様の傾向があるので危惧をしております。一般と高校生を比較してみても、顕著にあらわれております。したがって、今後は若者や働き盛り年代を対象とするような施策の展開も必要ではないかと考えております。

質問の2番目ですけれども、特に高校生の場合、「住みにくい」が「住みよい」を超えている点を憂慮しております。これは一昨年当時の修善寺工業高校の生徒さん750名のアンケートにも顕著に出ておりました。このような結果の一つは、交通の利便性の問題であったり、あるいは駅前で高校生が時間を過ごすところがない、このようなことが原因であろうかと考えております。

質問の3番目についてですが、満足度・重要度については、議員御指摘のとおり、日常生活での安心・安全や利便性の向上の分野が重要視される点は、アンケート結果としては当然だろうと受けとめております。一方、商店街や中小企業への支援などの将来に向けた施策に対する満足度が低いこともあり、これらの充実も考えていく必要があると思っております。

若者の不満の中に、雇用に対する不安があることも事実でございますし、その意味からも、市の主要産業である観光や農林業の振興、商工業の振興といった分野に行政がかかわっていくことはやはり必要なことであると思ひまして、道路・公共交通の整備とあわせて考えていく必要はあろうかと思ひます。

質問の4番目についてですが、修善寺駅周辺整備事業は、観光地としての魅力を高めるための対策だけではなく、通勤・通学の利便性、南北通路の生活環境整備など、総合的な取り組みであり、地域の活性化を図ることがその目的でございます。また、各種団体へのアンケートでも、修善寺駅周辺整備事業については、商工会や観光協会からも必要であるとの回答をいただいておりますし、デザイン等では伊豆の文化のあり方なども考慮すべきだろうと思っております。

全般的に、アンケートというのは大変全体の動向を把握するには有益ですが、使い方、分析の仕方が非常に難しい。それを正確に把握し、補う意味で、私は24回のタウンミーティング、幼稚園でのミニ集会、その他のミニ集会をやっているわけでございまして、その私の皮膚感覚からすると、最大の問題点は雇用の場、そして2番目が市内の公共交通、これだろうと思っております。ほかのところは、ほとんどそこに収れんされていく枝の部分のように考えておりますので、そういったものを補うための総合政策を進めているつもりでございます。

第2次行政改革大綱について。まず第2次行政改革大綱の方針は、基本的に第1次行政改革大綱による方針を継承し、さらなる行政改革に取り組むものでございます。方針としては、事務事業の見直しによる行政改革の推進、職員の主体性による行政改革の推進、住民参加による行政改革の推進、この3本の柱に取り組むものでございます。

また、第1次行政改革との違いですが、急速に進行する定住人口の減少、少子高齢化、環境問題など、多様化する住民ニーズに対応していくため、これまでの実績を検証し、将来に向けたさらなる行政改革を行ってまいります。

これも、昨年、私は伊豆市では事業仕分けはしないと申し上げたのですが、8月に住民の皆さんに主体となってやっていただく事業評価を実施し、その中でカットすべきものがあればしっかり見きわめてまいりたいとも考えております。

第2次集中改革プランについて、まず平成16年から21年までの共済費負担金の総額の推移についてですが、平成16年度から20年度にかけては徐々に減少してはりましたが、平成20年度から21年度にかけて4,630万円の増額となっております。

また、短期給付事業は、組合員、または被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、もしくは災害に関し給付を行うものであり、長期給付事業は、組合員の退職、障害、または死亡に関し年金給付を行うものでございます。

この長期、短期の平成16年度から21年度の推移についてですが、まず短期に関しましては、20年度までは減少となっておりますが、20年から21年度にかけて296万円の増加となっております。長期につきましては、17年度、20年度に若干減少はありますが、それ以外では増額となっております。特に平成21年度は3,252万円の増額となっております。短期給付については、平成20年度の医療保険改正に伴う影響、長期給付に関しては、基礎年金財政における公的負担率の引き上げに伴う影響が見られます。

次に、平成22年から26年度までの予想でございますが、短期給付は、組合員人数の減少や21年度人事院勧告による給料、期末手当のカット等により収入が減少する一方で、後期高齢者医療制度への支援金及び前期高齢者医療制度への給付金等の拠出金等の増加及び国による医療費、これは診療報酬ですが、これのプラス改定により財源率が引き上げられました。

長期負担に係る掛金率及び負担金率につきましても、平成16年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成25年度まで毎年9月に給与0.22125%、期末手当分0.177%を引き上げられることになっております。また、過去の地方公務員共済以前の費用負担に対する率が引き上げとなっております。このため、平成22年度の共済負担額の総予算額は5億2,401万円で、昨年度に比べ6,338万円の増額となっております。引き続き組合員数が減少していくことから財政が不足するため、今後も5年ごとに財源率の見直しが行われていくものと考えています。

それから、大型建設事業について、天城北道路アクセス道路整備事業は、今年度完成予定で、16年度からの総事業費10億8,000万円、内訳は国庫補助5億6,000万円、合併特例債4億

8,000万円、一般財源4,000万円となっています。

修善寺駅周辺事業は、本年度から26年度までの事業実施予定で、総額18億4,000万円、内訳は国庫補助7億3,000万円、合併特例債10億5,000万円、一般財源約6,000万円でございます。

ごみ焼却施設建設事業は、伊豆の国市と共同で一部事務組合を設立して事業を行うため、国庫補助金と起債は組合で受けることから、一般財源の伊豆市負担分47.2%が組合への負担金として支払うこととなります。平成27年度の焼却施設完成までの総事業費、これはあくまで27年というのは目安で目標ですが、確定したものではありませんが、約67億円と見込まれ、国庫補助16億3,000万円、起債額36億6,000万円、一般財源約14億円となり、そのうち伊豆市負担分は約6億6,000万円となります。これを環境衛生施設整備基金の取り崩しで賄う予定をしております。

清流化センター、し尿処理の施設ですが、建設事業については、建設地が本年度内に決定できれば、23年度から26年度にかけて事業実施し、総額約13億4,000万円、これは方式によって異なりますけれども、約13億4,000万円で、うち国庫補助が4億5,000万円、合併特例債8億1,000万円、一般財源から約8,000万円を見込んでおります。

最後に、その前に一般会計分基金残高について、伊豆市の財政調整基金の21年度末現在高は20億8,061万円、減債基金5億455万円、合計25億8,516万円となり、伊豆市の標準財政規模約101億2,000万円に対し、25.38%を確保しております。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するため、地方財政法で義務づけられているもので、財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要な公共事業等、財産取得、地方債の繰上償還の場合に取り崩すことができます。この額は、一般的に標準財政規模の10%と言われており、伊豆市では21年度末で約2.5倍の基金が確保できております。

このほか、特定目的基金として、ごみ焼却場や清流化施設建設に充当する目的で積み立てをしている環境衛生施設整備基金や、道路、橋梁や学校施設等に充てる社会基盤環境整備基金など、合計25億円余りを確保しております。

稲葉議員の御質問の、いわゆる適正基金残高は、伊豆市の標準財政規模の10%を下回らない11億円程度が適当と考えております。2市で計画をしておりますごみ処理施設、あるいは単独で行う清流化施設は、特定目的基金を活用し、起債を抑えてまいりますが、26年度以降、地方交付税が減額されていくことを考えますと、予算の範囲内で可能な限り基金積み立てをしておきたいと考えております。

最後に、財政健全化指標の実質健全化比率について、集中改革プランの財政計画策定時での推計では、平成26年度に実質公債費比率14.5%と見込んでいます。大型事業が平成26年から27年度で完了するとして、26年度以降の公債費見込み、年16億円から16.7億円、借り入れを年額で13.5億円から14.5億円と見込み、26年度以降の比率を推計したところ、平成31年度には17.6%まで上昇すると考えています。しかしながら、26年度以降、公債費が17.1億円で

変わらずに推移したと仮定をすると、平成31年度には実質公債費比率が18%を超え、許可団体となります。これから借入額を逆算しますと、26年度以降、毎年19ないし20億円程度の借り入れを続けていくと、平成31年度には許可団体になると推計されます。つまり、逆に言えば、20億円程度の借り入れをしなければ、そこまでは悪化しないということです。

もちろん、26年度以前においても、基金繰り入れを減額し、集中改革プランの財政計画より多く起債する場合には、31年度より早く許可団体になることも当然あり得るわけですが、起債額と基金繰り入れを相互に調整し、バランスをとりながら財政運営をさせていただき所存でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） アンケートをどう生かすかということは、とにかくアンケートの結果をそのまま行政にするということは、ある意味では危険性をはらんでいることだと思います。いわゆる、大衆迎合、ポピリズム、選挙目当てということもなりがちになります。ここで必要なことは、本当に必要なことは、大衆に、アンケートにも結果はそぐわないが、やはり断固としてやるという姿勢も必要かと思います。そのためには、やはり住民に本当にきめ細かな説得、説明をしておくという、この姿勢が何よりも大事なかなと思います。これは再質問ではないんですが、感じます。

私は、愛着度の低さをいろいろのところを調べてみましたら、貧しい市だから愛着度がないとかということとは余り関係ないんですね。実は、北海道の芦別市というのが空知川の真ん中にあります。北海道の真ん中です。ここはかつては芦別炭鉱で栄えたまちですけれども、今はもう人口が2万足らずのところ。そこは満足度がもう80%ぐらいいっている、愛着度が高い。考えてみますというと、我々はよく昔から「住めば都」という言葉があります。やっぱり家が貧しいから、じゃその家は愛情に乏しいかということ、決してそうではないと思います。

そこで、何か伊豆市の中で肝心のポイント、何かが根本的に欠けている部分があるんじゃないかというような気がしてなりません。その原因は何ですかと聞いても、なかなか難しい問題でしょうけれども、やはりこういうことに関して、本当に真摯にこの結果を見て、単に交通の便が悪いとか、就職のところがなくなるとかということ以外に、もっと肝心なところで、いわば心の部分で何か欠けている、見直すことがあるんじゃないかなという気がします。その点について市長さんのお考えを伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今の御質問にお答えする前に、すみません、大事な数字を訂正させていただきます。

長期と短期の金額の、今、事務方から訂正がありまして、20年度から21年度にかけての増

額分が、失礼しました、短期で1,119万円のプラス、長期で1,950万円のプラス、それぞれ296万円、3,252万円と申しあげましたものを、1,119万円と1,950万円に訂正をさせていただきます。失礼しました。

それから、今の御質問の件ですが、単に仕事がないからと今、議員がおっしゃいましたけれども、私が直接市民の皆さんとお話をさせていただきますと、非常に大きいです。先般、土肥こども園で23人の若いお母様がいらっしゃいましたけれども、実は20人は仕事をしたい。自分たちは子供をお互いに預け合っても仕事をしたいんです。高校生、大学生にいくと支出が多くなるから、中学校までの間にお金をためておきたいんですけれども、そこで仕事がないんです。もう本当に切実な声でした。

また、狩野幼稚園のお母様、あのとき三十何人集まっていたのかな。駅近傍にゼロ歳児から預けられるこども園をつくりたいと申しあげましたところ、もうぜひつくって欲しいというようなことで、仕事がないということに対して若い世代の危機感というのは大変なものがあります。これは伊豆市の行政目標にとっては最優先だろうと思います。

もう一つは、これは計数がありませんが、私が一番感じましたのは、一番社会にとって原動力である30代の若い人たち、せいぜい40代半ばぐらいまでが、自分が主役となってまちづくりをやっていく場がないんですね。でも、一つ一つ地域によって見ると、湯ヶ島のサプライズであれ、ちょっと年齢層は高いけれども、中伊豆の協働の会であれ、土肥の菜の花でもあれ、はまぼう倶楽部であれ、修善寺のノスタルジック、いっぱいいい活動をしているところがあるんですね。私はその人たちをもっと市は、市が出るのではなくて、そのようないい活動を下から応援をして、それを地元の高校生、中学生が見ていく、場合によっては一緒にやっていくということが大事だと思っているんです。

それが余り表面に出てこないのが、まち全体が元気がないように見えるということだろうと思ひまして、そこで駅近傍に若者サロンをつくりなさい、その横には高校生ショップというのができて、高校生は三島方向から700人来てくれるわけですから、高校生と地元の若い人たちが一体となってまちづくりをしていくような活動の場をつくりたいということは今やっているわけです。これが十分に私は具現化する、そんなに遠くない将来に皆さんの目の前にあらわれてくるような非常にいい活動があると思っておりますので、そこは悲観はしておりません。悲観はしておりませんが、市の支援がまだ不十分ではないかと、こう反省しつつ、そこにエネルギーを今投じているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） ぜひ、そのように若者を元気づけると、そのサポートをするという姿勢で臨んでいきたいと思ひます。

次に、アンケートに関しまして、修善寺駅周辺整備事業についての質問をいたします。

午前中の森島議員の質問の中に、アンケート調査に関して市長さんの答弁が若干ありましたので、あえて質問をさせていただきます。

この調査の中で、アンケートの最終的なポイントは、問いの5と6にあると思います。質問は、約18億円をかけて、これは1世帯当たり5年間に2,200円ずつ毎月払い続けるという事業でございますが、このことに対して賛成か反対か、また反対ならば、その理由を問うという設問でございます。この結果はいかがな結果だったでしょうか。市長さんは、その結果をどう解釈しますか。これで合意形成ができたとお思いでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） このような大きな事業を、アンケートだけを前提に、それを考慮してやるというべきでは私はないと思います。あえてアンケートというもので、匿名で収集先がわからないところ、もちろん参考にはさせていただきますけれども、しかしもう1年半、私が市長になってもう2年ですね。それ以前からずっと積み上げて、もう修善寺町のころから何度も何度も話し合わせ、その間に皆さんの意見集約を何度も何度もしているわけですね。その成果も、先ほど示したように、平成4年、平成13年、ちゃんと資料があって、その上によく今事業化しているところで、そして最後の意見集約をしている段階で、私はこの事業が要らないということはありません。

したがって、最後、完成の最終段階でよりよいもの、より将来につながるもの、より市民のニーズに合ったものということの作業に集中することが、今、私がすべき最大の責務だと考えております。したがって、このアンケート結果はいろいろありますけれども、アンケートというのは、とり方によってイエスがノーにもなったりすることがございますので、余りここに拘泥をして、現在ある事業を見直すということは考えておりません。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） アンケート結果は、単純に言いますと、賛成か反対かと言いますと、やっぱりこういう公のお金を、いわば極論を言いますと、一企業の駅舎の建てかえを中心とした事業に使うことはいかがなものかという意見でしょうか。反対が60%、賛成は40%という結果になっています。こういう市民の、これも市民の声であるということは事実なことで、やっぱり将来に対してのこの事業の費用対効果、市長さんの考えていること、思い込んでいること等々を、やはり昔の平成15年とか16年とかというデータはデータとしてありますけれども、現在のこのアンケートの結果はこうだということも踏まえまして、やはりいろんな意味で見直すというようなことも必要じゃないかと思えます。いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ここは、ぜひ議会の皆様にもお願いなのですが、議論をやはり、伊豆市議会も税金で運営されているわけですから、積み上げていきたいですね。私は何度も何度も、駅舎をかえて人がふえるわけがない、土肥港のフェリー埠頭をかえて、それで産業が活性化するわけではないと、こういうことを申し上げているわけです。駅舎を改修することが

目的ではないんですね。駅舎を改修するというのは、第1回目の今回の事業の中の真ん中の部分であって、南北のロータリーを改修する、南北のロータリーの通路をつくる、それに合わせて駅舎も伊豆の文化に合ったようなものにする、そして周辺の整備を進めて、南側の商店街を活性化し、北側の生活空間を改善し、ゼロ歳児から風邪を引いた子でも預けておける保育園をつくり、小じゃれた住宅街をつくりということを、全体像の計画を申し上げているわけです。

ところが、何回議会でやっても、駅舎をよくすると人がふえるか、港をよくすると人がふえるか、そういうことではなくて、土肥のほうも防潮堤とフェリー埠頭というところを県の事業を軸にして、土肥地域全体がもっと観光客が3時間、半日散策してもらえるようなまちづくりを土肥の皆さんで考えてくださいとあって、今、まちづくりのチームをつくっていただいているわけです。つまり、目的はそこを核とした刺激づくり、まちづくりが目的なんですね、修善寺駅も土肥港も。その中の1パーツが駅舎とフェリー埠頭ですので、その全体の中で、それがより効果的、効率的に進むような、ぜひ議論の積み上げをお願いしたいと思っております。駅舎がかわれば人がふえる、埠頭がかわれば人がふえるとは毛頭私も考えておりませんので、ぜひ議論の積み上げをよろしくお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 市長さんのおっしゃることは、もう何回も聞いて、総合的なことは私なりに理解はしているつもりです。ただ、問題は、やはりそのようなことが本当に実現性可能であるかどうかと。こうしたら、こういう手段でいけば、確かにそういうふうな実現性もあるよということも、説明、納得、ここが何か物足りないところに、まあ、ちょっとなという危惧を抱くわけでありまして。本当にそのとおりになれば望ましいことで、願うことですが、やはりこの厳しい社会事情とか、いろんな観光地、それぞれ日本全国、ありとあらゆるところでそういうようなことをやっていると思います。そうした中で、本当にそういう潜在的な魅力は確かに伊豆市はございますが、それを本当に生かし切るだけの具体策に何かもう少し説得力がないということが危惧をいたすこととございます。

ちょっと5回目になりましたもので、次にいきます。よろしいですか。

では、次に集中改革プランについて伺います。

集中改革プランの人件費の見込みなんですけれども、先ほど伺いましたら、やはり共済会、特に長期、これは言ってみれば退職金以外の年金に対するお金だと思えます。したがって、年金というのは、伊豆市旧4町以来、大勢の職員の方々がいて、そして今、市長さんを中心に集中改革プラン、人件費削減ということで、定員数をどんどん減らしています。しかしながら、人件費総額は思ったより減らないというのは、やはり現職の方が退職されても、その方が年金をもらうというふうな枠組みに入っています。特にぜひ退職される方はもう定年退職で、すぐに年金の受給者になるというようなシステムになっているんだかと思えます。

したがって、やはりこれを見ますと、総額は見ても平成26年、28年まで人件費比率と

というのは22%ぐらいで変わらないんですよ。この22%の比率だというのは、もう近隣のところに比べましても、これはもうべらぼうに高い。高いです。こういうのが、いわばこれはもう制度だから仕方がないと言えれば仕方ないんですけども、やはりこういう状況下で人件費を削減するにはどんな手がありますかという質問をしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は、100%完全だとは思っていませんけれども、伊豆市の予算の中での無駄遣いというのは、ほとんどぎりぎりまでもう抑えられているのではないかと。まさに皆さん御承知のとおり、市会議員の皆さんの報酬は、菊川市に抜かれて県内最低、先般の報告にもありましたとおり、議会議員の調査費を上げてくれというお答えが出るほど、活動経費もないし、伊豆市の職員の給料が平均で高くなっているのは、今から5年間ぐらいはずっと59歳以下の職員が20人ずついるわけです。そして、若い人は3人とか5人しか採っていないわけですから、当然平均年齢が上がって、平均給料は高いように見えるわけですね。しかし、これは職員の給料は国家公務員の給料を基準に、部長さんの給料水準が国家公務員の課長の一番下のレベルに合わされているんですよ。ここからさらに下げるとというのは、ちょっとこれはあり得ないんだろうと思います。

そうしますと、あと論理的に人件費を下げるためには、職員をやめてもらう、あるいは採用をゼロにする。これは、やめてもらうというのは、今は管理職に59歳でやめてもらっていますけれども、皆さん賛同をいただいて59歳で全員やめていただいているんですが、これ以上、高校生ぐらいがいるところにやめていただくのは難しいのではないかと、現実の問題として。あるいは、新規採用ゼロ、論理的にはあり得るんです。だけれども、よく皆さんが対比されますけれども、函南町は少ないんじゃないかと。だけれども、ものすごく臨時職員が多いんですね。では、本当に伊豆市役所という市内で最大の事業所が正規職員は切って臨時職員をふやすということをやって、それが社会政策として正しいのかということを考えると、正直言って、人件費は今のほぼペースで、申しわけないんですが、50代の職員が卒業するまでここでこらえるしかないのではないかとというのが現時点での市長としての考え方でございます。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 共済会長期は今後、団塊の世代の方々が大量に退職されるときになると、ますますふえてくるという状況下になると思います。実は、行政改革大綱の中に、平成18年1月、平成22年3月、これを比較しますと、まさに今言うそのところに、平成18年のときには給与の適正化という項目が大項目であります。読んでみますと、「公務員を取り巻く社会環境、厳しい財政状況、人事院勧告、地方公務員の給与構造の見直しなどを踏まえ、給与の適正化を図る。また、市民の厳しい視線が向けられる中、一層の納得が得られるようにする」ということで、給与の適正化、この中にはやはり解雇したりすることはなかなか難

しいけれども、ある程度、裁量の中で職員の給与を見直すという操作があったんですが、今回はそこがぼんと抜けております。

今、市長さんの御答弁の中に、無駄はしていないと言いましたけれども、私は決して無駄をしているということではなくて、やっぱりもうちょっと伊豆市民の年間所得は240万円ぐらい、これは市長さんも言っていました。これは一番多い裾野市の540万円に比べて半分以下だと、伊豆市は23市ある市の中で、今まで一番下だった下田市に抜かれて、一番下になっちゃいましたと、残念なことです。これは市の民間の経済の疲弊を示していることであります。私は、確かに公務員の給料は人事院勧告等々ありますが、やはりある面では地域の実情に合わせて、それなりのことを考えるべきだと思います。

ついでに言います。

一方、ことしの主な大綱の中に、こういうことが書いてあります。「新たな自主財源の確保、市民の理解を前提とした受益者負担や、民間的な発想による諸収入の提案」ということがございます。これは具体的に、まず何を指すのでしょうか。やはり市民の理解を得るためには、口幅ったいですけども、やはり先ほど言いましたが、市役所の職員みずからが率先垂範、あるいは隗より始めるということを市民に示すのが何よりも理解を得ることではないかというように思います。いかかでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） コストカットだけで行財政バランスをとろうとすると、どんどんダウン・サイジングしていくわけですね。これはデフレスパイラルにそのみずから入り込むことを意味しているわけですから、私は伊豆市の場合には将来に向けてのしっかり基礎固めをしなければいけないと思います。これは議会でも市役所でも申し上げておりますけれども、ことしと来年がまさにそこにとって一番大切な年なんですね。先ほど、議員からの御質問にお答えして基金のことをお話ししましたけれども、あのときやっておけば伊豆は再生できたというのが今なんです。定期預金における財調基金が20億円ある。このままダウン・サイジングだけでいったら、いずれ貯金で食べ始めてしまうわけですね。それまであと5年か10年しかない。その間に、なすべきことが将来のための産業振興だと私は思っているわけです。

したがって、これはあさっての議案質疑でやると思いますが、我々ではできない本当のビジネスの経験のある方にビジネスアドバイザーに来ていただくことを考えているわけです。したがって、周辺の市町に比して、今、伊豆市は大変厳しい状況ですが、ということは、伊豆半島全体の宿命ではなくて、伊豆市がどこかで失敗をしている、頓挫をしているということです。そこに風穴をあけて、単なるコストカットではなくて、将来に向けた産業振興とまちづくりをすることが今一番肝要なことだと私は考えているところです。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） トーラルのコストカットというよりも、やっぱり今のある財源をどこ

に集中的に使うのか。やはり経常収支的な義務経費的な人件費等々が、比率が大きければ大きいほど、やっぱり投資的な将来に向けての事業が少なくなると。今、伊豆市の財政の経常化比率がもう88%を超えて、非常に柔軟性がないという中での人件費の削減ということを提案させていただいたわけです。

なかなか、みんな生活を持っている、それぞれの事情がある中で非常に厳しい指摘ではありますけれども、一方、やはりならば、ことしの今回の大きい大綱の中に職員の意識改革、これがございますね。やはりそういった人件費を職員の意識改革、どういう意識か、どういうことを改革かということもあるんですけども、やはり人事評価システムとか、いろんな質的向上とか、こういうことに人件費を注ぎ込んでもらいたいと、こう思います。いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） これは議員御指摘のとおりだと思います。私は市長になって初めてわかったことなんですけど、前の職では気がつかなかったんですけども、伊豆市の職員が別にサボっているわけではなくて、伊豆市という、あるいは旧4町のときの仕事の仕方として、140億円の予算、予算というのは活動の基盤ですね、この職員の。ほとんどが国と県の認可か補助金なんです。先ほど大型事業で申し上げましたように、伊豆で一般財源というのはほとんど微々たるもので、まちづくり交付金、今であれば社会資本整備総合交付金、あるいはそのほかの合併特例債、つまり国と県の条件に合うように合うように仕事をすることが職員の使命なんです。

ですから、市長がまちづくりをこうしたい、町長がこうやりたいというよりも、伊豆市のような規模の職員というのは、国と県の認可と補助金に合うように、そこに最高度のノウハウを集中しているわけです。したがって、国の課長レベルがやっているような新しい企画とか政策の立案とかいうところが非常に小さくなっているんですね。予算規模からいくと、市長の融通がきく予算というのも本当にそんなものなんですけど、この2億円、3億円のところでいかにまちづくりをつくっていくかというところで、今、企画財政課を中心にやってもらっていますけれども、そこはなかなかやはり厳しいところがあります。

したがって、企画財政課や観光商工課には企画立案能力を高めてもらうとともに、すべての職員が自分の周りで少しでも効率化できないか、少しでも住みやすいまちができないかということを考えながらやっていただく、つまり市民の皆さんの視点でやっていただくということの意識改革というものは、これはお金がかかりませんので、ぜひ今までの2年以上に加速をしてまいりたいと思っております。これは議員御指摘のとおりだと考えています。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） あと3分しかありませんから、最後に財政健全化指標について伺います。

今の先ほどの市長さんのお話を伺いますと、昭和31年ごろですか、この起債比率が80%に

なるだろうということで、これはどういうことを意味するのでしょうかということなんですが、今18%以下だと、いろんな事業をやるについても、市長さんの裁量、あるいは議会の承認のもとで起債というのが自由になるというのが今の政治。18%を超えるというと、やはりこれはちょっと県や国にお伺いして承認を得なければいけないよという制度、25%を超えると起債そのものが発行が制限されるということです。私は恐れるのは、今後、地方分権、地方主権ということで、一括交付金とかいろんな意味で地方の裁量が財政的に任される時代がやがて来るのではないかと思います。そうしたときに、この事業をやるもとの、こういう起債が制限されたり、承認制になったりすることは、これは伊豆市の将来にとって、伊豆市を描く、市民の描く伊豆市像ということに対して、非常に危機感を持っています。

ですから、ぜひこういうものを将来的にこれだけ、先ほど受けました19億円とか20億円というのはなかなか厳しいです。19億、20億円というのは、ちょっと見るというとそんなに大きい数字じゃないんですね。ですから、要するに起債額です、年間の。ですから、やっぱり一つ一つこういう面から将来を見据えて、財政の健全化ということに焦点、重点を置いて、やっぱり財政運営を、特に投資的な事業については整理していただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 答弁は。

3番（稲葉紀男君） ええ、答弁お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 大変にそこは厳しい状況を私も感じています。したがって、今、県、それから国会議員の皆さんにはもう強く強く、お目にかかるたびにお願いをしているんですが、平成16年に合併して伊豆市ができました。26年まで10年間、10年やるから自立しろというのが法律なんですね。しかし、その10年間の間に牧之郷の横、熊坂に家を建てる、大平に企業誘致する、どれも許されていないわけです。市長に何も権限がなく、土地利用の権限が自由が全くなくて、だけれども10年間時間をやったから交付税を減らすというのが今の国のあり方なんですね。

これは、ですからぜひ、私はもういろんな人にお目にかかるたびに言っているんですが、ぜひ議員の皆さん、それから市民の皆さん、いろんな機会に、とにかく我々にもっと土地利用の選択の自由とか、あるいはまちづくりとか産業活性化の自立するための自由をくれと。全部手足を縛られて、はい、10年たったから時間切れ、交付税を減らしますじゃ、これは正直言って自立できません。もう、あと5年しかありませんから、私は物すごい危機感を感じています。

ですから、地方の自立は一定の市長、町長に対する権限付与と一緒にセットでしていただければ、今のままではちょっと時間切れですので、そこはどうしても自由、自立ということを選択肢を市長、町長に与えないのであれば、交付税を減らすというムチばかりというのいかなものかということで今申し上げているところですので、ぜひ議員の皆さんにも

側面支援をお願いしたいと思っております、これからの5年間で私、伊豆市長の菊地が、伊豆市長にとってもこれからの5年間で最大の任務だと考えております。

議長（飯田宣夫君） これで稲葉紀男議員の質問を終了します。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を14時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 良 雄 君

議長（飯田宣夫君） 次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

私の基本姿勢は、住むなら伊豆市だ、子育てするなら伊豆市だと言えるような住みよいまちづくりを進めようというものです。残念ながら、今までのお話を聞いていると、今日本の政治が大きく変わっているということを理解できていないようです。日本の政治の軸足は、健康や福祉や教育に移っているのです。残念ながら、私たちのまちは、失われた20年以前、1990年以前のまちづくりを進めようしております。すなわち箱物行政、公共工事主体のまちづくりなのです。私がこれから進めようとする質問は、健康や福祉、教育に重点を置いたまちづくりを進めていただきたいというものです。当然、当局とのギャップはあると思いますが、よりよいまちづくりを進めたいと思います。

まず、県道80号線、熱海大仁線、これは以前は下多賀大仁線といったようです。この道路はサイクルスポーツセンターから修善寺駅に至る県道です。長年、拡幅整備が求められておりますが、いまだに拡幅整備のめどは立っておりません。この路線はバスも運行されております。サイクルスポーツセンターは、伊豆市の有力な観光資源です。近年は、サイクルスポーツセンターでさまざまなイベントも実施されて、関心も高まっております。それだけでなく、伊豆中央ケアセンターに行くための主要な道路でもあります。残念なことに、2車線化がおくれており、すれ違いができないところもあります。この道路の整備を進める必要がありますが、どのように考えておりますか。市長のお考えを伺いたい。

次に、老人憩いの家について。

熊坂にある老人憩いの家が有料化されました。老人憩いの家とはどんな施設とお考えでしょうか。老人憩いの家についての市長のお考えを伺いたい。

有料化により、利用状況に変化がありましたか伺います。

無料などの優遇策がありますが、優遇策の利用状況はいかがですか。

利用が減少していると見えますが、利用促進を図る考えはありませんか伺います。利用促進、サービス向上の考えがありましたら伺いたい。

次、食肉加工センターについて伺います。

3月議会でも、有害鳥獣の被害について質問をしています。有害鳥獣を駆除するために、食肉加工センターが建設されますが、食肉加工センターについて伺います。

土地は、生コン工場の一部を借用するものですね。この土地の所有者はどなたでしょうか。地代は決まりましたか。決まりましたら、地代の算出はどのようになされましたか伺います。

食肉加工センターの建設は順調でしょうか。3月議会では、事業スケジュールが提出されましたが、順調でしょうか。状況を伺いたい。

県議会議員の配布資料では、事業費6,000万円のうち、国・県から4,200万円助成で最終調整とありますが、調整の状況を伺いたい。

この計画の成否は、良質でおいしい食肉を提供できるかにかかっていますが、いかがでしょうか。運用開始まであと10カ月を割っています。市内のホテルや旅館の受け入れはどうでしょうか。準備状況を伺いたい。

次、特別養護老人ホーム。

特別養護老人ホームの不足は、伊豆市だけではなく、全国的なものですが、伊豆市の状況を伺いたい。

入居希望者はふえていますか。

緊急に入所したいという場合もあると思いますが、いかがでしょうか。対処方法を伺いたい。

半年以内に入所したいなどの必要性の高い希望者の把握はしていますか。している場合、その対処方法を伺いたい。

必要性の高い方の増加傾向はいかがでしょうか。把握していましたら、状況を伺いたい。

入居希望者の増加理由は把握していますか、伺いたい。

特別養護老人ホームの増設計画はありますか。計画について伺います。

次、学力テストについて。

3月議会でも、この件は質問していましたが、お答えがよくわかりませんでした。多分、私が質問しているのは、小規模校の生徒のほうが学力は高いと見ていますが、私の質問は的を射ているなど自分では思っておりますが、いかがでしょうか。

学力テストの結果は、学校間で格差が出ていませんか。

学校の規模による差は出ていませんか。伺いたい。

さて、今回の質問は、22年度の学力テストについて質問します。

採点はどのようにしますか。いつごろまでに採点をしますか。結果はいつ出ますか。分析結果はいつ出ますか。

22年度の学力テストを公費で実施した学校はどこですか。

22年度の学力テストの結果を採点、分析するに当たり、採点するに1人当たり2,000円かかるから、先生方に採点してもらおうと聞いていますが、事実ですか。

2,000円の採点料には分析料も入っているのではありませんか。公費で採点した学校と先生方が採点した学校と、同じような分析ができますか。分析についての結果を伺いたい。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、県道熱海大仁線ですが、これは当時相続ができずに用地買収ができず、工事がストップしてしまったものだと聞いております。昨年度より、県の沼津土木事務所には直接、県議会の平成21には重点事業の一つとして要望してまいりました。

老人憩いの家について。まず定義づけですが、これは国の業務でございますので、老人憩いの家の設置運営についての通知が出されており、その目的は「老人憩いの家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。」とあります。私も、そのとおり理解をし、認識をしております。

利用状況ですが、会議室及び入浴施設等の利用数で、4月は1,712人、昨年同月の利用者数3,015人の56.8%、5月は1,465人で、前年同月が2,980人で49.2%となっております。

無料などの優遇策の状況ですが、老人クラブの活動による老人憩いの家の利用状況は、4月が3団体149人、5月が6団体117人となっております。

今後は、老人クラブ連合会等に担当者が伺い、利用促進などについてお願いするとともに、老人憩いの家には意見箱を設置して、皆様からの御意見をいただくつもりでおります。

次、食肉加工センターについて。所有者は土屋建設株式会社です。賃借料は、固定資産税の年額に使用料を加え、総額で1平米で420円で、それが500平米で、合計年額が21万円、1カ月当たり1万7,500円となります。

事業の進捗状況は、2月17日の議会で御説明したとおり、スケジュールは順調に進んでおります。

補助額については、国・県合わせて1,569万9,000円の内報を現時点で受けております。

ホテル・旅館等の受け入れ、準備の状況は、昨年に引き続き商工会青年部を中心に、伊豆シカブランド事業を進めているところでございます。

次、特別養護老人ホームについて。県から、県内の特別養護老人ホームを対象にした平成22年1月1日時点における状況調査の結果が公表されました。伊豆市の状況は、特別養護老人ホーム3施設への入所申込者は、昨年は211人、これより13人ふえて224人となっております。

このうち、在宅で6カ月以内に入所を希望している方は、これは昨年は71人で、ことしは

それより18人ふえて89人となっています。うち、入所指針に基づいて入所の必要性が高いと判断される方は、昨年と同数の20人となっています。

次に、緊急入所についてですが、高齢者虐待等の緊急事案については、そのようなことが起こった場合には、地域包括支援センターが一時避難として施設、施設というのは特養ホームのことですけれども、施設に依頼しており、その他の緊急の場合は、利用者が担当ケアマネジャーに依頼し、ショートステイ先を確保していただいております。

なお、半年以内に入所の必要性の高い希望者の把握や、その対処については、施設及び地域包括支援センターにおいて、その都度協議するなど取り組んでおります。

また、必要性の高い方の増加につきましては、さきにお答えしたとおり横ばい、20人の状況となっており、入所の希望理由としては、介護により、家族が身体的、精神的に疲れているとか、あるいは家族が働いている、また現在入所中の施設や病院から退所、移転を求められているなどが理由となっているようでございます。

最後に、特別養護老人ホームの増設計画についてですが、平成23年度までの第4期介護保険事業計画において、特別養護老人ホーム中伊豆を5床増床し、合計60床とする計画となっており、これが平成21年度に増床されましたので、現在、市内の特養施設は合計で180床となっています。

なお、今後の増床計画につきましては、平成24年度からの第5期計画の中で検討してまいります。

議長（飯田宣夫君） では、次に教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 学力テストに関係するお答えをいたします。

小規模校の子供のほう学力が高いかということでありましたが、今回の結果では、そういう傾向は見られませんでした。規模による差としては、小規模校の子供のほうに中1ギャップが多いというような傾向があるのではないかと心配はしております。

学校間の格差はということですが、単年度で見ると若干の学校間の格差は見られます。さきにもお話ししましたが、規模の関係ではないように考えております。この調査は、国語、算数・数学という限定された教科でありますので、すべての学力を意味するかのようなものではなくて、あくまでも教員自身の授業・指導方法の振り返りとして、現在の子供たちの定着状況や、よりよい学習環境・学習習慣づくりに生かしていきたいというぐあいに考えております。

次に、平成22年度の全国学力・学習状況調査であります。3月議会の折にもお答えいたしました。伊豆市での抽出該当校は小中学校合わせて6校ありました。実施要領に従い、具体的な校名の発表は控えさせていただきます。

なお、市内の他の小中学校9校も希望利用をいたしました。すべての学校が公費、すなわち国費で問題を受領することができました。

採点や分析については、その他の9校が自校の教職員で行っていますので、抽出校の分析が例年8月末に出るのに対し、希望利用の学校でも分析はさまざまになります。

また、採点、分析についてであります。模範回答に従って行いますので、おおむねどの学校も同じようにできるものと思います。

業者にゆだねると、1人当たり2,000円程度かかることは事実であります。先ほど申し上げましたように、授業の振り返り、これからの授業に生かすという観点で考えますと、採点や分析を業者に委託したり、また単純に他校と比較するだけの処理はしないこととしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問をいたします。

もっとたくさんお答えをいただけるのかなと思っていたんですけども、大変期待外れです。一つ一つね。

市長さん、まず熱海大仁線についてお伺いします。

県には要望を出してあるんですね。確認しますよ、もう一度お答えくださいね。

ということは、市長がここを改良したいというふうに考えているわけですね。余り質問すると答えが返ってこないもので、これだけにします。

2点、お答えください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 県道熱海大仁線の当該箇所については、市長就任以来、必要だと判断し、県にも要望をしております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 要望をしているということについて確認したいと思いますが、当然、書類で出ているんですね。確認します。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私は口頭で話をしていますので、書類については建設部長のほうから説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 私の知る範囲で申し上げます。

先ほど市長が申し上げました沼津土木事務所、こちらのほうには直接お話をして、今、支所とも協議を進めております。

それから、昨年度ですけれども、平成21のほうから調査が参りまして、重点事業ということで出してくださいということで、そちらのほうにも要望させていただきました。

それから、地元も、地元の自治会なんですけれども、こちらのほうも必要がございまして、議員さんのほうへ要望書を出していると思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） これでもう2回になっちゃったの。2回ですか。では、次、3回目ですね。

〔発言する人あり〕

12番（森 良雄君） えっ、4回目。何で。これで終わりということ。もう1回あるね。

書類で出しているんですかね。それを確認しますね。ちゃんと教えてくださいよ。当然、県に対する要望なんですから、伊豆市からは書類で出ているはずだと思いますので、書類で出してありますと。それで、県のほうから、これまた書類で来ているんですかね。それとも、口頭だったんですかね。重点項目として要望してくれと、それで出してあるわけですね。ですから、伊豆市としては、重点事項として県に要望しているんだということですね。それで、これしょうがない、次に私のところへは それを確認したいですね。教えてくださいよ。ちゃんと書類で重点項目として要望しているかと、書類で出しているということを教えてくださいよ。

それから、先ほど建設部長から地域要望があったと、それで議員さんのところへも行ってというお話だったもので、それは事実ですよ。それは私も確認しております。要望書というものが、衆議院議員、渡辺周さんのところへ出ているということは確認しております。ところが、この要望書には、提出者は大野区長、古川の区長、名前も載っていますけれども、名前はいいでしょうね。財団法人日本サイクルスポーツセンター、株式会社中伊豆東海バス、この四者が要望書を出しているんですね。なぜ伊豆市が載っていないんですか。

以上、2点伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） なぜと言われましても困るんですけれども、地元の民間ですよ。こちらが議員さんのほうへ要望したということです。これは私も去年は大野区の会計をやっておりましたので、実際は承知しております。それから、県土木のほうなんですけれども、これにつきましては確かに県土木の技監、支所長が変わりますので、なかなか15年近く以上もたちますと、状況が把握できない部分もございました。ですけれども、今回、土地対策課のほうで県道熱海大仁線を調べたところ、やはり相続のほうができまして、地権者も早くしていただきたいということも実際ございましたので、その後口頭で支所のほうへは伝えて、支所のほうも調査に入っているという段階です。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） これで最後だと思いますので、まとめて、上手にまとめないとうまく答えてもらえない。市長に答えてもらいましょう。

市長は、この要望書が出たということを承知しておりますか。本当はこれ1点だけで質問したいんですけどもね。

なぜ、市長さんは伊豆市の名前がここに載らないんですか。民主党政権になって、要望があったら党へ出してくれということは、全国民周知の事実だと思うんですよね。それで、この地元の方が要望書を出した。私は渡辺周さんじゃないから、どういう対応をするかわかりませんが、本音だっただけで、これは伊豆市が要望する事項ではありませんか。市長さん、教えてください。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、1つは伊豆市の中の県に要望する、今回道路に限定しますけれども、土肥新田の136、修善寺駅の横瀬ですね、それから修善寺駅の修善寺橋のところ、それから古川、あるいは中伊豆バイパスは今、交通量がふえていましたので徳永、いろいろあるわけです。重要度の優先順位からいけば、今は明らかに必要性からいったら修善寺橋ですよ。しかし、今の時期を考えたときには、土肥との連結が必要ですから、136の新田の加速、そしてタイミングからいうと来年の9月に250メートルバンクができるわけですから、可能であればそのときに開通したいという时期的タイミングが今の県道にはあるわけです。

もう一つが、今度は実行の可能性で、用地が確保できているかということ、こういうのを私の立場でいえば沼津土木事務所長、県の建設部長と顔を合わせるたびに話をしている、文書を出した出さないという話ではなくて、必要性と実行の可能性で常にバランスをとりながら予算づけているわけです。したがって、一枚の紙に市長の名前があるないということは余り影響なく、もっと実務的な調整を恒常的にやっていますので、そこはこっちが先でこっちが後になるということも実態としてはあり得ます、用地買収の問題がありますから。

それから、もう一つですが、もうぜひ憲法と地方自治法をお読みいただきたいのですが、国と県と市ですから、市長と知事と、政府は行政権は内閣に属するわけです。政党ではないんです。憲法に政党は出てきません。内閣と知事と市との関係ですから、私は要望があれば、知事、もしくは内閣に要望を出すというのは、憲法と地方自治法の規定だと理解しております。

〔「もう終わり、この件については」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） もう5回過ぎましたので。

12番（森 良雄君） 全く困ったものですね、議長。私は、市長にこの件を知っているかどうかと聞きたいと言っているんですよ。知っているかどうか、答えさせてくださいよ。

議長（飯田宣夫君） 先ほどからも、知っているからいろいろ要望を出していると言って

いるじゃないですか。存じ上げているから、何回も要望をしているということを言っているんじゃないですか、県に。

12番(森 良雄君) いや、違いますよ。大野区、あわせて四者から要望書が出ているということを知っているんですかと。この後の質問にも関係しますが、県がお金を出すということは、その前に国がお金を出すんでしょう。そうじゃないの、市長さん。次の食肉加工センターなんていうのは、県だけじゃないでしょう、お金を出すの。当然、県が出すから国も出すんでしょう。そういうお答えは何も、あなた、それ知らなかったの、ということ。

では、この件は終わりだということだから、次に移りますよ。

老人憩いの家について。

市長さんは、伊豆市の現状をどのように理解しているか知りませんが、伊豆市立修善寺老人憩いの家設置条例というのが伊豆市にはあるんですね。第1条には「高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進」、いいですか、ここが大事なんですよ。「健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、伊豆市立修善寺老人憩いの家(以下、憩いの家という。)を設置する。」と、こういう条例が伊豆市にはあるんです。御存じですか。伺いたい。

議長(飯田宣夫君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) 承知しています、当然。

(「承知している」「承知しております」と言う人あり)

議長(飯田宣夫君) 森議員。

12番(森 良雄君) 承知していて、なぜ有料化というようなことを行ったのか、全く私には理解できないんですけれども、そのほかに10条には「市長は特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。」というのがあります。冒頭の質問で、この免除者がどのくらいあるのかということはお話がなかったと思いますので、個々に伺いたい。

それから、例えば私、この有料化になるときに、毎日リハビリのために通っている人もいるんだよということは言ったと思いますけれども、そういう方は200円払って行っているのかどうか。もう2回質問か。ちょっとそれを教えてくださいね、まずね。

それから、伊豆市立修善寺老人憩いの家の入浴料に関する要望書というのが出されたということは、新聞でも報道されておりますので、皆さん御承知だと思います。その要望書の内容ですが、入浴料を払えない方、利用回数を減らした方はどれくらいいるか把握していますか。先ほどの答えでは、1日何人くらい利用しているようになったのかね。私は半減しておると思っているんですが、1日何人くらい利用しているのか把握していたら教えてくださいね。

それから、入浴料の払えない方、利用回数を減らしたような方、どのくらいいるか把握しているかどうかも教えていただきたい。

それから、市長、このような方に減免や免除を考えていませんか。これは市長さんにぜひ答えていただきたいですね。

それから、要望書にも載っておりますが、老人クラブが主催するような行事の場合、これは減免措置があるんですが、伊豆市には老人がつくっていると、関与しているとかといういろんなクラブがあると思うんですが、そういうサークルやクラブに対し無料化、ないしは優遇措置を講ずるといようなことは考えられないかどうか。これも市長さんじゃなきゃ決められないと思いますので、ぜひ市長さんからお答えいただきたい。

それから、もう一つ、我が伊豆市は、私は冒頭に言ったですよ。なぜあんなことを言ったか。住むなら伊豆市だ、子育てするなら伊豆市だと言えるような、住みよいまちをつくるのが伊豆市の発展なんです。箱物をつくることはもう時代おくれた。政治は大きく変わっていると。それはそれとして、一たん有料化はかったわけですけども、お隣、伊豆の国市は無料で、新しい施設で、バスの送迎もあると。新聞報道によると、またまたもっとこれは別の施設もつくろうというような話も飛び込んできているんですね。伊豆市の中の公平化も大事ですけども、お隣のまちとの公平も大事だと思うんですよ。市長さん、どう考えていますか、お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 利用状況は、健康福祉部長から説明をさせます。正確に、ここでぜひ議員にもおっしゃっていただきたいのですが、伊豆市老人憩いの家の使用料は無料です。熊坂以外にもたくさん老人憩いの家がありまして、それはすべて無料です。熊坂の老人憩いの家の入浴施設を有料にさせていただいたわけです。したがって、もし御指摘のような福祉施策であれば、ほかの白岩から湯の国会館から、じゃ全部お年寄りにはただにしろということであれば、それはそれで論理は一貫性するんですが、これは別の観点で、私は無料化というものは市長としてとりませんと。というのは、日本国民は「高福祉・高負担」を選択していない。それであれば、無料というものは基本的にすべきでないというのが私の考え方でございますので、そこは正確に御理解をいただきたいと思います。

数値について、部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） まず、1点目の免除者の状況ということでございます。先ほど、市長が答弁を申し上げましたけれども、老人クラブ活動で使われた4月、5月でございますけれども、9団体、266名の方が会議等をされたということでございます。そして、議員の御質問の有料入浴料の関係でございますが、まことに申しわけございませんが、この266名使ったうちの何人が入浴されたかというのはちょっとつかんでございませんので、ピ

ークでございますと266名が免除の対象になったと。実際に無料で入られた方は何人か、ちょっと把握していません。それが1つ目でございます。

それから、2つ目にございましたりハビリをされている方が何人いるかと、把握しているのかというお話でございますが、まことに申しわけございませんが、把握してございません。そして、この方につきましては、議員御承知のとおり、規則の中で、その他市長が認める場合の免除ということでございますが、これは免除してございません。

それから、3つ目でございますけれども、低所得者の方が有料化されたことによって、何人ぐらいがこの入浴施設を使うことができなくなったのかということでございますが、これも申しわけございませんけれども、把握してございません。

それから、あと4つ目、5つ目、この低所得者に対する免除はするのかもしれないのかという部分、それからもう一つが老人クラブ、御承知のとおり規則で免除ということになってございますけれども、ほかのクラブ外のサークル、趣味の会が使った場合の免除とかはどうするのかと、この部分に関しては市長のほうからよろしいでしょうか。私のほうでしまししょうか。

この老人クラブをなぜ免除にしているかというのは、老人福祉法の中で、老人クラブの団体は高齢者の社会参加を促す、それから友愛というふうな活動目的を持ってございます。この友愛というのは地域の奉仕活動等でございます。そうした中で、地方公共団体は支援をしてもらえればというふうに制度になってございます。したがって、議員御承知のとおり、老人クラブも地域奉仕活動等をされている一つの組織でございます。ましてや、これからはやはり高齢者が高齢者を支える必要性が十分に出てくるという中では、やはり大切な組織であるというふうな位置づけの中で免除をしているということでございます。したがって、任意で自分たちの仲間で行われているという団体等とは少し違うのかなということの中で、免除させていただいているという状況でございます。

したがって、これらサークル、それから趣味の会について免除というお話でございますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、老人憩いの家は入浴施設がなくても足りる施設です。これが本来の施設でございますので、したがってこの特別の部分につきましては有料でお願いしたいと。されど、老人クラブについてはちゃんとした組織目的がございますので、これは免除でやはり支援する必要があるということと考えております。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、老人憩いの家は国の施策で定めた施設でございますので、付随する温泉施設については、他との公平性の観点、それから市民負担の観点から料金をいただくということで、今、部長が説明した以外に無料化については現時点で考えてはおりません。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 全く話にならない。1つだけ質問したいけれども、ちゃんと答えなさいよ、市長。

私、何で冒頭に長々と市の条例を読み上げたのか。伊豆市立修善寺老人憩いの家設置条例、長くなるから読まないけれども、これはどこの施設のための条例なのか。健康福祉部長、わかっていますか。市長、わかっていますか。この施設は入浴施設なんですよ。私の言っていることは間違っていますか。熊坂の老人憩いの家のための条例でしょう、これは。それが白岩が老人憩いの家なんですか、市長、これは答えなさい。全く理解していないんですよ、あなた方は。私の言っていることが間違っているんだったら、否定してください。いいですか。それから、これで最後だよ。もう残り10分。

せっかく入浴場に関する要望書が出ているんですよ。市長、これにおこたえするつもりはありませんか。例えば、御夫婦でこの施設へ毎日のように行っていた方、夫婦で行くと400円かかる。毎日行けないですよ、今度ね。そのために行く回数を減らしたと、こういう家もあるんですよ。私は、ぜひ市長、あなたはこれどうもわかっていないんだよ。熊坂の老人憩いの家というのがどういう施設なのか。この伊豆市の条例は熊坂の施設のためにつくられている条例なんですよ。それを公平だ不公平だというんで有料化しちゃった。それで、結果の把握は何もしていない。それでいいんですか、健康福祉部長。

利用者が半減していることは事実なんですよ。近隣のおばあさんたちが誘い合って、1週間に一遍温泉へ行っていた。確実に行っていた、こういう方が行けなくなっちゃった。何で行っていたかといったら、無料だからなんですね。市長、ぜひ答えてください、改善しますよ。期待して、この件については質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 熊坂の老人の家については、今まではその中で無料でやってこれらましたけれども、制度について、今までの現状をすべて見直さない、現状どおりやるということは私は考えておりません。4町合併した以降、いろんな水道料金とか公共料金とか施設とか、いろんな公平、不公平がありましたので、それをなだらかにしていくのが、本来合併後の首長の責務だと思っております。湯の国会館であれば、お年寄りも御夫婦で800円払っていただいておりますし、湯の国会館の温泉、あるいは原保の温泉のスタンドであれば、78人の方が自分で軽トラで買いに行き、そしてタンクに入れ、そして持って帰ってお風呂に入れて入っていただいているわけですから、熊坂の施設を廃止することはございませんけれども、他の地域と同様に一定の料金をいただくことは継続をさせていただきたいと思っております。

それは地域全体で福祉を考える施策と、それは矛盾をしないと思っております。私もいろんなところへ住んでまいりましたけれども、市内各箇所ではこれほど温泉に容易に入れるところはない。私はそれで十分、福祉施設としていい施設整備をされていると思います。しかし、無料というのは私が申し上げましたとおり、日本人は「高負担・高福祉」を選択しておりませんので、無料というものは避けて、やはり一定料金の負担をいただくべきであろうと考えています。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 全くわかっていないんだね。何のためにわざわざ熊坂の老人憩いの家が条例化までされているかと、全くわかっていない。伊豆の国では水晶園だけじゃなく、もう一つ韮山の老人憩いの家にしようしているときに、我が伊豆市は有料化して、利用者は半減している。はっきり言っちゃうけれども、これはお金がない人が利用していたんですよ。同じ熊坂の人でも、お金があれば300円出して近隣の旅館の温泉に入っている、そういうすみ分けがされている。市長、あなたは市民の実情を把握していない。ただ思いつきで何かやっているだけに見えますよ。

この件については終わってしまったようですけども、市民が落胆していますよ。たかだか1日50人ぐらいの利用者ですよ、これね。この間までは100人近い利用者があった、それが有料化で半減してしまったんです。伊豆市民のここの利用者の半分は、ここから追い出されちゃったということなんですよ。伊豆市の人口減少は、市民が逃げ出しちゃっているといっていることなんです。それをどうやってとめるか、やはりサービス向上しかありませんよ、市長。ぜひもう一回、終わってからでいいですよ。考えてやってください。

次へ移ります。次は食肉加工センターかな。もう時間もないようですからね。

これは、ある県議会議員が新聞に折り込んだ資料です。平成22年度の有害鳥獣被害対策強化ということで、食肉加工センターの建設費助成、事業費6,000万円、国・県から4,200万円助成で最終調整。先ほどのお話ですと、どうも2,000万円を割っていましたね。私も物覚えが悪いもので、数字を丸めて話しますけれども、千九百何十万円とかとおっしゃっていましたよね。1,569万円か。なぜ減額されたんですか、お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど森議員から、県が出すから国が出すのではないかという別のところであったんですが、この件については反対で、国が出すから県も出していただくわけです。これはもともと4,200万円程度という補助金がある意味内定していたんですが、去年の民主党政権の事業仕分けで地域活性化プロジェクトが廃止をされてしまいまして、その補助金がゼロになったわけですね。ですから、6,000万円は当初は市単でやらざるを得ない状況でした。それとは別に、有害鳥獣対策で国から県に一括で来る補助金の中から、1,200万円余りを伊豆のこれだけの事業に総額を充てるということで県に配慮していただいたわけです。それにプラスをして、何度も何度も私も知事や部長にもお願いをして、そして県が単独であと300万円ほど上乘せをしていただいて、1,569万9,000円という数字になったわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 市長の頭の中では整理できているんでしょうけれども、そうすると、私はまだ理解できないので質問させていただきますけれども、伊豆市の予算の範囲内だとい

うことですか、これは。この補助金は。お答え願いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市の予算の範囲内というのはよくわかりませんが、当初予算で6,000万円、7,000万円だけ。

〔「6,000万円」と言う人あり〕

市長（菊地 豊君） 6,000万円計上していますので、その事業費の総額を市単で、予算の中には入れております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 当初予算では、国や県の補助金は当てにしていなかったというお答えですか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 決定しておりませんでしたので、当初予算の中には補助金は組み込んでおりません。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） それでは、食肉加工センターは当初予算では全額伊豆市で負担するという予定だったと、だけれども予算が1,569万円ついたというふうに理解してよろしいですね。時間がないので、お答えはまあいいや。

次、特養のほうへ移らせていただきます。

まず、待機者の状況なんですけれども、待機者の実態というのはどうなんでしょうかね。例えば、211人とかというようなお話がありましたけれども、介護度別に把握しているんでしょうか。把握しているようだったらお聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 介護度別にも公表がされております。これは後ほどまた議員にお見せしたいと思っておりますが、もう一つ、3月議会のときにも杉山議員の御質問に、市でも実態調査をやっていますよというデータも持っています。それでちょっとお話しさせていただきますが、この事前調査を22年、ことしの2月と3月にかけて、市のケアマネさんたちをお願いしまして、市内の在宅の介護度4と5の方の世帯に調査をしたということで、127世帯、127名の方が介護度を持っておられましたけれども、このうち回答が115の方からいただいたということです。

この結果でございますけれども、115人のうち入所を6カ月以内にしたいよという方につきましては23名の方があったということで、先ほど市長が答弁申し上げました、県で優先的には20人という数字、これとほぼ似通っているのかなというような状況でございます。

後ほど、県の介護度1から5までの状況につきましては、資料を提示させていただきたい

と思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 介護度4とか5の方でも20名以上の希望者がいると。それは特養の需要というのはふえているということ、市長にこれ聞きたいですけれども、承知していますかということをもまず1点ね。特養の需要はふえているんだよと、なぜふえているんだか承知していますか。なぜふえているのか、理由も含めてまずお答えいただきたい。

時間がないので、まとめて言いますけれども、冒頭私は、日本の政策は大きく変わっているんだということを言っていますよね。健康、福祉、教育に国の政策の重点が移っているんです、いいですか。健康福祉部長もぜひ聞いてもらいたいんだけど、今までは特養の建設は抑えていた。しかし、健康福祉部長は承知していると思うけれども、特養はこれからはつくるという国の政策が変更されているわけですよ。そうですね。わからない。わからなきゃしょうがないけれどもね。

では、言いますよ。国の政策は変更されます、いいですか。特養はつくるということになるんですよ。もう時間がないか。そういう中で、市長、建設は我が伊豆市は24年度になったら考えましょうなんて言っているようじゃ、もうそのときはほかの手を挙げちゃうんですよ。今、手を挙げてもらいたいんだよ。国がオーケーを出したときには、もういろんなところで特養をつくってくれと手を挙げるんです。今から手を挙げるつもりはありませんか。市長に、これはお答え願いたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 特養ホームの待機者が多いことは、共有されている認識ですし、特に天城湯ヶ島地区にはありませんので、他の3地区にはございますから、必要性も感じております。

ただ、国の政策が変更されるとおっしゃいましたけれども、国の政策はしょっちゅう変更されるものですから、我々も非常にその対応に苦慮している、これだけの大きな施設ですからね。したがって、もう腰を据えて、国も、そして県も我々も真剣に少子高齢化のことを考えないと、軽々に毎年、半年ごとに変わるような政策では困るので、断固として我々は現時点で市ができることは、まず天城湯ヶ島地区にデイサービスとかショートステイの施設を、市がつくれる実態になれるようなものを作って、国がしっかりと方針が定まったら特養ホームを、市の中で3カ所あるのは非常に珍しい。比較をすれば恵まれているほうですから、まずは市がすること、それから中期的、長期的に国がやる方向を見据えた上で、次の施策をとるということが適切なやり方だろうと思っております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 何で伊豆市には3カ所もあるかといったら、これは旧4町が努力をしてきたからあるんですよ。待機者がどんどんふえているということを市長は理解している

んですか。ふえていると思っっていますか。答えてください。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私が、2年、市長になってから劇的にふえているわけではありませんが、ふえておりますし、このふえ方はもっと加速されるだろうと認識をしております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 何回目。

議長（飯田宣夫君） 5回目です。

12番（森 良雄君） 認識していても対応しないんですか。答えてください。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 福祉政策は国民のナショナルミニマムであって、やはり国がしっかりした基本的な政策をつくるのが前提であろうと考えています。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） この件はこれで終わりにしますけれども、国の政策は変わるということは国民が承知しているんです。変えるために民主党政権を選んだんですよ。ちょっと時間がないから。

学力テストに移りますけれども、少なくとも前の市長のときは、小規模校のほうはよかったよという答えは一般質問のときに出ているんですよ。

それから、今度の学力テストの答えは、まず教育長、あなたがどういう結果を出そうかという方針がないんじゃないですか。各学校にこういう分析をなさいと。ただ、平均点を出すだけしか言っていないんじゃないですか。どういう分析をするのか、指示を出しているか、希望を出しているのかどうかお聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 昨年までは全校必ずやるというので、どの学校のものも県のほうに提出をしておりましたが、ことし初めて各市町で抽出以外のものは採点をするというようになっています。国の分析に準じた格好でしていこうと思っています。

議長（飯田宣夫君） 森議員。あと35秒です。

12番（森 良雄君） 分析をするということですがけれども、国の基準に準じて分析する。では、どんな項目を分析するつもりなのかお伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） これは例年、一緒ですけれども、8月に戻ってきますので、その時点で各学校に交互に同じような分析をしてくださいということをしていこうと思っています。2,000円をはしりましたから、各学校の教員にお願いをしましたので、それは若干の誤差は出るかもしれませんが、それ以上に自分の子供たちの結果を自分で見るというメリッ

トはあるかなというぐあいに考えています。

議長（飯田宣夫君） あと20秒残っておりますけれども。

森議員。

12番（森 良雄君） 国の分析、こんなことを分析するというようなことは予測つかないんですか。例えば、21年度の分析結果から、当然各子供たちの点数を把握して平均点をとるとか、その学校の平均点をとるとか、それから中央値をとるとか最大値をとるとか、こういうものをとりたい、それで各校との比較をしたい、そういう希望がなければ、各校との比較なんていうのは先生方、しないと思うんですよね。やっぱりそれぞれの教育委員会として、教育長として、これだけは知りたいというようなことを各校に出すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 今、ちょっと具体的にどうこうとは言えませんが、これは伊豆市だけで決めてもほかと比べようがありませんので、全国の調べ方、分析の仕方と同じようにやっていきたいなど。そうでないと、伊豆市の子供たちの状況がつかめない、そういう問題があるかなとは思っております。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（飯田宣夫君） 次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

5点にわたって一般質問をいたします。

まず第1に、単学級では子供が序列化されて教育上問題という発想による学校再編成は見直すべきではないかということで、教育長にお尋ねします。

教育委員会は、子供が序列化されるような単学級の学校ではだめだ、だから2クラス以上の学校が必要だと言っております。3月議会での私の質問に対して教育長は、序列化とは単なる競争という意味ではないんだと、小集団でありがちな序列の固定化が問題であると答えていましたが、序列化とは物事に順番をつけること、優劣を決めるという意味であります。そこで、2点質問いたします。

1つは、前回答弁がありませんでしたので、もう一度お尋ねをいたします。2クラス以上あれば序列化がなくなるという根拠を示してください。

2つ目は、子供に1番、2番、3番と序列、順序をつけて、それを子供の人格形成にまで及ばせるといふ序列化教育が問題なのであって、学級の数とは別のことではありませんか。

大きな2つ目、どんな学校を、保護者や子供たち、そして教師も含めてですけれども、求めているのか。ぜひとも保護者、教師がそれらのことについて話し合う場を求めます。

すべての子供が人間として自分が大切にされていると実感できる学校をつくることは、だれもが願うことでしょう。この願いから、今現在の伊豆市の学校はどうなっているのか。さらに、将来どういう学校を望んでいるのか。子供にも意見を聞きながら、保護者同士、教師同士、保護者・教師同士など、話し合いの場をつくるべきではありませんか。

3つ目です。学校再編成の目的、このように言っていました。学校規模によるメリットとデメリットの因果関係は必ずしも明確ではありませんが、クラスがえができないということは教育上大きな問題を認めることはできますと言って、土肥地区の小学校を1つにしたということになりますと、それは矛盾していませんかという質問です。

御存じのように、再編成しても土肥小学校は1クラスです。このことについて教育長は、小中一貫教育でマイナス面をカバーすると前議会で答えておられました。しかしながら、単学級の小学校という集団の中における教育よりもよい教育環境だといって再編成を進めたのですから、中学校との教育とは切り離して、再編成の目的が新土肥小学校ではどうなのかということをお答え願います。

この件については、市長にも答弁をお願いしたんですが、主たる仕事は教育長だと思っているんですが、市長が結構、この議会でも地域住民の方々に今回の件についてお話が出来ますので、基本的なことについてのみで結構ですから、お答え願いたいと思います。

4つ目です。今、一般質問がありましたけれども、修善寺老人憩いの家の入浴の有料化の問題です。これが今、公平と言えるのかどうか検討を求めます。

老人会が利用するときのみ、入浴料がことし4月から無料になりました。その後、私、いろいろと調べてみますと、去年の老人憩いの家の利用は、踊りや囲碁の趣味の会などの利用が、こういうことを利用されている方々が、老人会の利用よりも3倍も利用しております。利用者数はほぼ同じです。老人会のみを無料にするのではなくて、負担の公平というのは、よく今も論議されましたけれども、どうあるべきか、再度、調査検討し、制度の見直しを求めます。

最後です。天城と中伊豆が出張所になることで、住民サービスの後退があってはならないと私は考えております。出張所の仕事の内容を伺います。

市長は所信表明で、天城と中伊豆は、支所から市民課の出先窓口に限定した出張所への移行を検討すると述べられました。移行することによって、現在の市民サービスが受けられなくなる内容はありますか、ありませんか。その中身が不明確なものですから、答弁願います。
議長（飯田宣夫君） ただいまの木村議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 単学級は子供が序列化され教育上の問題という発想の学校再編は見直すべきだということではありますが、まず1点目でありますけれども、一人一人の能力や個性が違うわけですので、実際には序列化ということはなくなるというのは難しいとは思

ますが、固定化した人間関係や意識が少しでも解消できる環境で学校生活を過ごすことが大切であると考えております。特に学年が上がるに従って、小集団の中でありがちな序列の固定化が原因となり、いじめや不登校の問題に結びつくといった問題が起こりやすい環境を改善できるようにしていきたいと思っております。

2点目ですが、序列化の問題と学級の数との関係ではありますが、複数学級となることで、人間関係がより多様になる可能性があります。クラスがえがあることで、問題となる人間関係がある程度リセットされた状態で、再スタートできる機会が与えられます。しかし、少数の固定化された集団の中にあっては、日々の生活の中で子供自身が劣等感を持ったり、自尊心が育ちにくかったりといった環境を強いられることになるのではないかと考えております。

どんな学校をとということではありますが、御指摘のとおり、すべての子供一人一人が大切にされていると実感できる学校づくりに努め、保護者や地域に信頼される学校をつくっていくことが大切であります。現在、どこの学校においても学校教育目標に基づいて、生きる力を一人一人の子供に育むための教育に努力をしているところであります。

学校においては、日々の学習を通して確かな学力とともに、小中学校の時期に人間形成の基礎となる資質・能力を身につけさせること、また集団生活のかかわりの中で、豊かな個性の伸長を図るとともに、規範意識の育成や集団生活を送るために必要なコミュニケーション能力、協調性など、社会性の発達を促すような教育活動が展開できるような学校づくりを目指しております。

話し合いの場についてではありますが、各学校では自分の学校の教育活動について、児童生徒、保護者、教員へのアンケートに基づき、教育目標についての自己評価を実施いたします。そして、この自己評価に対して、PTA代表や地域の有識者から成る学校評価委員会で意見をいただいて、学校の改善に参考としておるところでございます。

また、学校参観日には、保護者懇談会等を設けている学校も多いわけですが、現状、参加者がやや少なく、現在、参加者をふやすための工夫をしているところであります。

再編の目的の問題でありますけれども、再編成については、子供たちにとってよりよい学校生活の環境を整えることにあります。したがって、土肥地区の再編成については、土肥地区全体の学年の児童数の関係で複数クラスとなりませんでした。土肥南小学校の複式学級を回避することができました。再編成しなければ、2・3年生が複式クラスとして生活することになっておりました。子供の学習や生活の環境をよりよくするという目的からすると、土肥小学校の再編成は有効であったと考えております。

土肥地区の小中一貫教育については、土肥地区の地域性を考え、小学校・中学校の連携をさらに深めることで、子供たちにとってのよりよい環境を目指すための一つの方法としての方向性を今、提示させていただいたところであります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、学校再編成についてですが、いろいろな参画者の方による勉強会、検討会を開いたらどうかというのは、これはそのとおりだと思っています。天城湯ヶ島地区に限らず、今進行中の中伊豆であり、天城湯ヶ島地区であれ、修善寺地区であれ、そのような多くの関与する方々による勉強会というのはあったほうがいいたらいいと思っています。ただ、一番私が大切だと思うことは、やっぱり子供たちであって、けさ土肥小学校の通学状況を7時23分に学校に到着するバスを見てまいりました。2本バスがあるんですが、そのバスに集中して、確かに立っている子供さん、いっぱいいたんですけども、通学の問題はしたがって幾つか改善すべき点があります。

しかし、土肥南小学校区、八木沢、小下田の何人かの方に伺っても、とにかく合併自体は大変によかったということで、それに対する問題とか反対、今やるべきではなかったという声は、少なくとも私が伺った時点では皆無でしたので、ぜひやはり子供たちの笑顔を最優先に考えて進めていくべきだろうと思います。

老人憩いの家の有料化ですが、これは先ほど答弁の中で申し上げたことに尽きます。ただし、負担の公平性については、じゃこれで打ちどめかということは、それはなくて、今後も検討は継続してまいります。ただ、その際には熊坂に限定せず、伊豆市内の全域の中で、福祉とか料金負担というものはどうあるべきかについての観点から検討は継続してまいりたいと思います。

支所の出張所への移行ですが、基本的に、市民課の業務に象徴される市民に対する行政サービスを低下させることはないように配慮をいたします。

ただ、先ほども御指摘いただきましたように、職員を削減すべきだという圧力は大変に強いわけですので、全く同じ機能を維持できるかどうかについては当然疑義があるし、恐らく難しいだろうと思っています。その中では、防災、交通安全、あるいは消防団の事務局機能等々は集約せざるを得ないだろうなど。日々の市民サービスについては、今の機能を維持するように、このような区分けというのは必要になるだろうなど考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 今回の再編成の点、ずっと1年以上、私、教育長と論戦をしていますけれども、ここにも教育振興審議会の文書があります。それで、これと全く同じ文書が当然、教育委員会の答申として出されて、この中に小規模のメリット、デメリットと、クラスがえができません。私、小規模がどうのこうの言っているんじゃないです。今回の再編成の主たる目的が、クラスがえができませんということで教育上大きな問題だということで、メリット、デメリットがずっと掲げられているから、このデメリットをずっと見ていますと、やっぱり2クラスになればということで、序列化がなくなるんだという認識をしちゃうんですよ、

これは。そうじゃない。そうじゃないんだったら、そうじゃないと言ってください。どう見たって、1クラスだったらデメリットがありますよということの中で、いろいろな書き方をされています。

それで、私は序列と序列化は違うと思っているんですね。年功序列というのがありますよね。それは悪いとは何も言わない。要は、序列化ということそのものが、本当にそういう教育が1クラスだったらできるのかということで質問をいたしますね。逆を伺うと、こういうことですね。2クラスになったとしても、頑張れば1番になれるが、いつも最後のほうの順番でいるのは努力が足りないから、頑張れ頑張れという。以前、教育長が教壇に立っていて、中伊豆地区で教えていた一人のお子さんの社会に出たときの実態というのは、序列化によって大変だったと、今だにそれを尾を引いているということを行ったんですが、別に教育長がそうやったというんじゃないで、それは私はそういう教育をするから問題だ。本来は私は競争全般は否定しません。しかしながら、競争の中身が問題だと思っています。

繰り返しますが、序列化とは、競争によって優劣をつけるから出てくるんですよ、1番、2番、3番と。1番にならない子は、努力をしないからどんけつに来るんだという教育をするということが私は大きな問題じゃないかなと思っていますが、どんな競争を子供たちに望んで、学校再編成、学校統廃合をやろうとしているのかお答え願えませんでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） ちょっと何を答えていいかわかりませんが、僕が前にお話をさせていただいた大東小卒業生の中伊豆中学校での話と少しダブらせますが、特に小学校単学級の場合の後半、5年生、6年生の子供たち、最近の子供を見ていると、非常に彼らは気を使って生きている。同じように、保護者、あるいは母親ですけれども、もう痛々しいばかりの気を使いながら彼らは生活をしている実態が幾つかあります。僕は全部知っているわけではありませんが、知っている範囲ではそういう傾向があります。もちろん、これ2学級になったから完全になくなるとは思いませんけれども、オーバーに言えばけんかもできないと。本当に痛々しい感じというのは目に見えてくるものがあります。それが2学級になり、3学級になれば、まだそういう部分はいやされるかなという気はしておりますけれども、せめて小さい子供のころは思ったことを言い、自己主張はすべきところはして、間違ったら反論されると、正々とやれる雰囲気、環境はつくってあげたいというのが1つであります。

土肥小学校の、土肥の場合は、したがってそれは完全には払拭できませんでした。それは前からもお話ししてきたように、それならば理屈で言えば、土肥の子供たちは船原峠を越えて天城まで連れてくるという作業になりますが、それはまた現実的問題としてはいかなものかという形で、今回のような形になったというぐあいに僕は理解をしているところです。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） いわゆる2クラスになることが前提条件のもとで学校再編成をしよ

うとするから、土肥小学校の問題が出たときに、きちっと判断でき切れないんですよ。では、土肥小学校が一緒になりました。私は絶対問題だと思っていませんよ。では、南小学校は2クラスあります。前もここで何回も言っているんだけど、じゃ2クラスある南小学校は、僕は問題だと何も思っていませんよ。それはそれなりの教育環境、2クラスは2クラス、1クラスは1クラスで教育をやっているじゃないか、先生たちが、その子供の数に応じて。それをあなた方が今、今回の教育再編成をやろうとしている根拠が私はどうしても納得できない。1クラスだとだめだという前提条件でやっているから、土肥小学校が出たときに答えられないじゃないですか。

それで、どんな競争をしているのか、私、わからない。序列化されて大変だと。今、子供たちが小集団だと生き生き伸びなくて縮こまっているということをお話しましたが、前のどなたの質問だったかな、個性を伸ばすことは小規模ではしにくい、1クラスで残念ながら、あなた方が言うと残念ながら、大東小学校は人数が少ないんですよ。ちょっとインターネットから、いろんな学校で、大東小学校はどんなことをやっているのかと私は調べてみましたけれども、教育長は御存じですよ。漢字検定をここはずっとやっていますよ。個性を伸ばすことが小規模でしにくいところの話じゃない。大東小学校で、ことし2月に行われた漢字検定では、高校在学程度の準2級に合格した子供が2名いると。中学校卒業程度の3級に1名、中学校在学程度の4級に1名合格しましたという学校だよりですよ。個性を伸ばすことができないんじゃないかと、個性を伸ばしているじゃないですか。

だから、私は一面的に、この今回の教育問題を見るときにもっと多方面からいろんな角度から私は見ていく必要があると思うんですけども、どのようにお考えですか。本当に1クラスを解消していかないと、子供の数の問題を言っているんじゃないですよ、私は。今論議しているのは、1クラスが少ないと多いということじゃない。出発点がクラスがえができませんとだめだと言っているんだから、本当にそういう根拠のもとで再編成するのが正しい方針だと思っているのかどうか、もう一度答えてください。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 午前中の鈴木議員にもお話ししましたが、もともとは複式学級解消というのがスタートでありました。我々の議論の中で、1クラスよりも2クラスの規模の学校のほうがよりよい教育環境を保てるということで、今回の計画をつくってきたわけでありまして、それは御承知いただければというように思っております。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） ちゃんとしたお答えないから、次に進みますけれども、私は別に複式学級どうのこうの言っているわけじゃないじゃないですか。今回の質問は、もうずっと言っているんだけど、2クラスしかだめだよと、2クラス以上。複式学級がどうのこうのと、一言もここで論議していないですよ。前の教育長のと、以前の教育長のとやったけれども。だから、そういう根拠から始まっているじゃない、今回。それのところをきちっと

もう一度見てもらってやってくださいよ。

それから、次に、どんな学校を求めているのかなど、何人の先生方に私、聞きました。では、一緒になったらどんな学校なんですかと言ったら、わからないと言うんですよ。なぜか。ただ、数だけ集めればいいから、そういう論理じゃないですか。それで、市長はいろんな論議をする場合もあるでしょうということをお答えになっていますけれども、子供のため子供のためと言うんですよ。今回もそうだ、子供のためにいい教育環境をつくるんだという。では、子供の意見を聞きましたか。

私は、子供時代というのは大人時代とは違って、異なって、成長発達の固有の時期なんですよ。子供がどんな気持ちで学校に通っているのか、今の学校のありのままをどういうように見ているのかということをしかりと聞くと。子供は不十分だとか云々じゃないですよ。子供だって、一つの人格を持った人間として、やっぱりそれなりの判断をしますから、子供のためだったら子供の意見を聞く場を持ってください。

それから、今まで子供とか保護者のことをいろんな論議をしてきたんですけども、教師の置かれている立場はどうでしょうか。先生たちの授業の準備時間を保障してこそ、私は本当に子供たちにとって充実した授業になると思っています。ところが、どこの学校に夜行ったら、夜遅くまで明かりがついていますよね。なぜあんなに夜遅くまで明かりがついていると教育長は判断しますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 一概には言えませんけれども、いろんな仕事が残っているから、いるということはあるだろうと思います。具体的に一々言うのは、ちょっとすぐに一言一言で言えというのは、これは無理があります。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） いい教育環境と言ったじゃないですか、いい教育環境。いい教師だって言いますよね。いい教師にするためにどうするのか。能力別に、またそこで分けて、一生懸命できる先生を一生懸命引っ張ろう、そういうこそくな態度じゃだめなんです。本当に今の子供たちをしかりと教えているような環境に、先生たちが立場的に置かれているか。

県の教育委員会でいろんな今の先生たちの状況を調べたデータはありますよね。行っているはずなんですね。そこを見ますと、例えばこういうことですよ。県でやっている理想の学校具現化委員会というのがありますよね。これを見ると、いわゆるいろんな調査活動を県から市の教育委員会を通じて各学校の先生方にずっとお願いしていると。年間何百といいましたよ。それで振られちゃうと。では、すみませんけれども、その調査活動が本当に子供たちの教育に役立っているんですかといったら、あくまでもデータをとるだけのためですということじゃないですか。

こんな実態はありませんか。9教科以外に、防災、食育、人権、生徒指導、情報、道徳、

総合学習、生涯学習、親学という教育を、計画をつくって提出しなさい、その結果はどうですか、報告しないと。今、見ただけでちょっとわからないけれども、十五、六からあるんですよ。これ、わずかですよ。そういう課題がたくさん本当にあって、先生たちの夜遅くまでついている状況というのはそういうことなんですよ。文部省は、教育長は長い間やっているから御存じでしょうけれども、1時間の授業には1時間の準備期間を持ちましょうねという方針ですよ、建前は。今現在どうなっていると思いますか。15分ですよ。15分で本当にいい教育ができますか。

そこで、1つ具体的にお尋ねします。

さまざまな学校に、教育に関係ない、どちらかという上での都合でデータをとるがためのいろんな調査依頼というのを精査してくれませんか、教育委員会のほうで。それではまだわからないでしょうから、ちょっと待って。

1つだけ、すぐできるかなと思うのを聞きます。防災教育連絡会というのをやっていますよね、年に1回程度。地域の区長や防災担当、PTA、市の防災担当、学校が主体となって行っていますよね。なぜ学校がやるのか、私はわからない。なぜ学校が主体なのか。

それから、もう一つ、先生たちの状況をいろいろ聞いていますと、加配されたことについて、やっぱり特別支援員を置いていることは、どの学校に行ってもそれを喜んでいきますよ。ありがたいと。教育委員会のことを全部私は否定するわけじゃないんだけど、そういうところもやっぱり見るとなると、先生たちは忙しくて仕方がないんですよ。だから、そういう支援員が来ることは、すごく子供たちの教育をしていくために、人間的成長のために、各教科きちっとやっぱり準備できる時間が確保、少しでもできるからやっているんですよ。これはすぐにできるかどうかわからないんだけど、2つ目の、いわゆるこういうさまざまないろんな調査活動をちょっと精査してください。先生の時間を奪わないで、これについて教育委員会は。

もう一つ、今言った支援員の話をしたんですが、本当に大変なところは、学校の今ある教育内をきちっと見て、市単独でも先生を雇っているということもあるんです。ましてや、来年3月からまた授業日数がふえますよね。御存じ、2割、3割ふえるんです。子供も大変、教師も大変なんですよ。わかる授業をすると、相当努力します。だから、いろんな躁うつ病になったりという先生方が今、それこそ全国にたくさんいらっしゃいますよね。そういう先生たちが教育を一生懸命やりたいという、子供たちを一生懸命成長させたいという、その熱意で今支えられているんですよ、今の日本の学校教育というのは。そういう実態も見て、学校再編成問題も、ただ単に子供を集めればいい教育ができるというんじゃないで、それを教える先生たちの境遇というのを本当に考えていただけませんか。

2つ、今提案しましたけれども、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 確かに、いろんな調査がたくさんあって、それに忙殺されるという話は数年前からもありましたので、今はかなりそれは、数字が幾つから幾つには言えませんが、かなりの数で減ってきています。また、教育委員会、市教委のレベルでも減らしているところですよ。

それから、防災教育連絡会というのは、ちょっと僕もそういう返事はできませんが、多分防災の日の関係に子供たちを学校で地震等があったときにどう帰すかという連絡会のことかなというぐらいに思っていますが、防災の問題はまた命の問題にかかわりますから、なかなかやめにくいかなという議論に思います。

ただ、いずれにしる日本のというか伊豆市のというか、日本の小学校の教育というのは明治以来、学級担任制というのは1週間30時間を、簡単に言えば30種類の授業をやるという職場なんですよ。中学校以上は、各教科ごとで教科担任制でやっていく、しかも人数が中学校のほうが少し多い、高等学校はもっと多いというレベルになっているもので、僕自身もこれはもうずっと、教育長になって以来、またそれ以前も小学校の定員増というのは絶対に必要なことだというように思い続けているところですよ。そこら辺は議員おっしゃるとおりであります。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 防災教育連絡会はわからないということで、調べてください。なぜわからないか。私はわかったんです。なぜか。この防災連絡会に市の担当職員は来るんですよ。教育委員会の防災担当は出ていないんですよ。学校がやる事業なのに、防災担当はいらっしやいますよね、当然ね、教育委員会の中に。その方が出ていない。だから、わからないんです。中身も含めて、余分かな、なぜ学校がやるのということ。何かお答えになりたいですよ、後で答えてください。

それで、私はいわゆる学校のクラスの数とか、人数は前に教育長にお話ししました。1クラスの人数によるいろんな教育の研究というのはやれています。きょうは時間がないから省きます。当然、教育長はお読みになっていると思うんですけども、それで要は大事なところは、どういう子供たちとの連携を、いざこざがあったときとか何か、とり合って本当に話し合う、お互いに話し合うような関係を、そのいざこざや何か衝突が起きたときにやれるかどうかという、そういう相手の気持ちをしっかりと受けとめるような子供をどう育てていくのかということだと思ってるので、いわゆる質の問題です、そのこの集団の。

そのこのところを大事にしないと、ただ単に集めたらいい教育ができる、少なかったら社会性が身につかないとかいう問題じゃないと思うんですよ。10人だって社会性をつけようと思えばできる、30人だったらじゃ多過ぎるか、それはそれなりの形で社会性を身につけようとする、質の問題が私は問われると思うんですよ。そこまで踏み込まないで、やっぱり学校再編成をやるから、私は大きな課題があるのかなと思っていますけれども、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） おっしゃるとおりです。ただ、質の問題は、当然にというか、僕らの中では、ただ数だけ集めれば何とかうまくいく、少なければだめ、多ければいいという問題でないことは事実です。当然ながら、学校の中でのそういう研修というか研究というか、指導法については十分留意をしていきたいと思っていますし、今までもいるところであります。これはもう議員御指摘のとおりです。ただ、どうしても現実の問題となれば、質もよくしますという話ではなくて、とりあえずはまず量の問題だということで今は進んできたわけです。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 次、私は学校現場ではいろんなところの何人かの先生とお話しを聞いたりとか、この間も前からずっとやっていますけれども、学級通信を見させてもらい、学校だよりを読ませてもらったりしているんだけど、共通しているのは、いろいろな言葉の違いはありますよ。でも、学校現場では子供たちは学び合っるとともに成長することを目標に教育をしているのに、教育委員会では少人数だから序列化されて学級対抗がないなど、常に他人同士との競争がこの学校再編成のデメリットの中にあるんですよ、もう一度読んでください。そういう書き方をされているんですよ。現場では、そういうことをやっていない。序列化とか、学級対抗がないから困ったとか、2クラスあれば学級対抗ができるとか、そんなことは何も言っていないですよ。

本当に、私は今回の再編成問題の中心点というのは、学校に行きたくなくなるような学校にしたいねと、それはどんな学校。じゃそれをやっていくことにどうしても2つにする必要があるのかどうか。1つだったらそれはできないなら、できないなりのきちんとしたビジョンをやっぱり私はやっていく必要があると思っています。そこがやっぱりないんですよ。どういう学校を目指すのと、再編成したら。ただ、デメリットがメリットに変わりますということばかりだから、そこのところじゃ本当に不十分さになるでしょう。

ちょっと時間の関係で、次にいきましょう。

私は、次に土肥小学校の目的の問題が矛盾していませんかということではいろんなお話を伺いましたから、よりよい教育環境と常々言われます。よりよい教育環境とは何ですか。お答え願いたい。土肥にとってよりよい教育環境とはどういうこと。

そして、私は、先ほど他の議員のほうから八木沢バス停の問題が出ましたけれども、この中から学ぶべき教訓というのは、学校内における教育のあり方はどうあるべきかと当然あるでしょうけれども、通学手段についても十分に検討する必要があるんですよ。土肥地区でも、そういう困難さで出てきているんだから、中伊豆地区についても私、お尋ねしたときに、それは何もありませんよ。地域の人たち、もしあったら、ぜひ持ってきてくださいということじゃないんですよ。それだけの現実があるんだしたら、教育委員会がちゃんとその点は探してくるんじゃないと、ありませんかということ一度きちっと現場を見る。学校のすぐそば

には、子供たちのための安全な施設をつくろうとしている。そこにバスに乗るところというのは、子供たちがバス停から通うところというのは、チェックされていないでしょう。土肥小学校から1つ学ぶべきことはここじゃないですか。いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） もちろん議員おっしゃるおり、現在も小さい学校で一生懸命教育しているわけですから、そこを全部我々も否定しているということではないわけで、それよりも再編成したほうがよりいい学校になると我々は信じてやっているわけで、今の現状が全くだめで、今度のものがバラ色になるなんていう思いでやっているわけではありません。それを御承知ください。

それから、バス停の話はおっしゃるとおり、土肥小の八木沢地区でのことは教訓になりましたので、中伊豆地区でもかなり一生懸命現場を見ているところでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） それよりもええという、言葉ではすごく簡単なんですね。なんだけれども、中身が見えないということですよ、もう繰り返さないけれども。今よりも、それよりも今の小規模な単学級よりもよりよい学校をつくりたいということですよ、方針は。そのよりよいが全く見えないんです。何がいいのかわからない。メリットをデメリットに全部変えるだけ。また、論議を次回に譲りたいと思います。

老人憩いの家のことについてお尋ねします。

9月議会で提案されたときに、私は一定の条件をつけながら有料化に賛成をいたしました。市当局は、当然何で今さら木村がという立場、疑問もあるでしょうけれども、その時点で判断した状況、客観的事実と、その後調べた状況に違いが出てきたものですから、質問いたします。

1つは、先ほど言ったように、この施設を利用する老人会の倍利用する団体の利用がありましたね。その点は当然御存じだと思う。それに対しての、なぜ老人会だけを無料にするのかということに対しては、老人クラブは老人福祉法にのっとって社会参加、奉仕活動をやっているんですけど、ほかの団体は任意団体ですというお話がありました。私は区別というより差別かなと思う。お年寄りの方々は、老人会だけが組織じゃないんですよ。囲碁をやったり踊りをやったりカラオケやったり、それで自分たちの仲間づくり、精神的にも肉体的にも、いろんな意味で一日一日過ごそうとしているじゃないですか。老後ですよ、もう。60歳だからまだ若い現役もいるんだけれども。それで、そういうことでいいのかなと、そういう判断で分けしていくということが。それで、今言った1つ目の疑問です。老人会よりも3倍の利用者数の団体が利用しているんだけれども、老人会だけは入浴料を無料にすることが、先ほど言った理由で、私は間違っていると思います。今、理由を言いましたから。

2つ目に明らかになったのは、老人憩いの家の部屋の利用は当時の厚生省の通知で無料とすることになっているけれども、入浴施設は特別の設備だから使用料をいただきたいということでしたよね、提案は。私が、ほかのところをなぜ有料にしているのに、ここだけ部屋を借りるときだけ無料にするんですかと、集会室を。通知でそうなっていますということだった。そこで、もう一度、この設置運営についていただいたものを9月議会以降、私は賛成した後、いただいてずっと読みました。そうしますと、老人憩いの家の設置基準の中に、3番目のところに、浴室は老人の利用を考慮し云々と書いてあるじゃないですか。私は別物だと思ったの。特別なものだ、私はその当時、委員会で9月議会のときにやったときにそういうふうに判断したんですけれども、そうじゃないですね、これを見る限りは。

この厚生労働省、当時は厚生省だ、この通知を見る限り違うじゃないですか。集会室も浴室も、明確に答弁願いたい。老人憩いの家の設計基準にちゃんと入っています。にもかかわらず、前の答弁は、それは別ですというお話だったんですね。お答え願いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 3点ほど御質問をいただいたのかなと思ってございます。

先ほど、森議員のときに、老人クラブだけ減免の対象にしたよということの中で、議員さんはちょっとおかしいんじゃないかというお話でございますが、これも考え方になりますけれども、老人福祉法の13条におきましては「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに」ということと「老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」というところ、これを引用させていただいたと。その老人クラブがなぜかというところにつきましては、当然、老人憩いの家につきましては、会議室とかいろいろございますけれども、これは老人専用でお使いくださいという施設でございます。

したがって、また後ほどお答えしますけれども、入浴施設については受益者が限られるということで、部屋とは違うんだよという解釈。実際の話が、他の市町でこの老人憩いの家でございますけれども、入浴施設は有料にしているという事案もある中で、そういうことの解釈の中で、この入浴施設については有料にさせていただいたと。かつ、くどいようでございますけれども、老人クラブにつきましては、任意の人たちも老人クラブも部屋は自由に使えますと。

ただ、今の現状が、もう議員も承知のとおり、老人クラブが少しずつ会員数が減ったりクラブ数が減っているという状況の中で、やはり先ほど申しましたように、高齢者は高齢者が支える社会づくりが必要だということの中では、やはりこのクラブをもう少しちゃんとした組織にということの意味合いも含めて、この減免の対象にさせていただいたというのがございます。

それから、部屋は無料で、それから入浴施設はという見解でございますけれども、これは

今、議員がいろいろと国から来たところの通知も読んでいただいておりますが、一つの有料にしたという理由は、それも解釈もございますけれども、先ほども申しましたとおり、他の施設におきましても有料ということもございます。

それと、もう一つの大きい要因は、この施設が市内の北側に寄り過ぎているということで、議員も承知だと思います。御利用されている方を見ますと、やはりその立地的なものが如実にあらわれているということもございまして、やはりこの辺も少しは公平性をとる必要もあるのかなということの中で有料にさせていただいた、白岩の施設のほうの関係もございますけれども、そういうことでございます。

基準につきましては、これといって精査はしてございませんが、先ほど他市町の状況等を勘案して、入浴施設はということの中で有料にさせていただいたということでございます。議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 他市町と比べたら、伊豆の国市は無料なんだから、無料にすればいいじゃないですか。もう一度……

〔「そうだ」と言う人あり〕

20番（木村建一君） いいよ、私が質問しているんだから黙っててください。

委員会のときの一つの根拠、もう一度聞きますよ。なぜ、ここだけ無料なんですかと、部屋を借りるときは。ほかのところは全部有料ですよと言ったときに、いや、国の通知によって部屋は無料にいなさいとなっているんですと言ったんじゃないですか。私はそのときに理解して、ああ、入浴施設は別なんだと、そうですと言ったでしょう。その前も、そうです。特別な施設じゃないじゃないですか。だから、聞いているの。

あなた方が言っている根拠は、これに基づいて無料にしたり有料にしたりしたんですよ。でも、これを読むと、部屋も入浴施設も、この通知を読むと、つくっていいですよという中に入っているじゃないですか、入浴施設も。だから、おかしいんじゃないですか、公平性に基づいてやっているんだったらおかしいということを言っているんですよ。あなた方が言っている最初の根拠と狂っているから。狂っているから、私はもう一度見直しませんかということを行っているんですよ。どうなんですか。このことを中心にして話してくださいよ。設置基準のどういうことをその当時委員会等で話したのか。ぶれないでください。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 委員会では、そのようにお答えさせていただいたと思っておりますが、この基準でいきますと、入浴施設ということでございまして、議員御承知のとおり、ここの入浴施設につきましては、温泉を使わせていただいて、高い引湯料を払わせていただいているということで、かなり経費も乗せてございます。そういった意味も踏まえて、受益者負担をいただいているということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

〔「理解しない」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 温泉代が高くかかるとかかからないとかということは、別の次元じゃないですか、それは。その施設を維持するに当たっての。そこで逃げちゃだめですよ。ちゃんと誤りなら誤りと言ってくれませんか。幾らかかかるとかということでは、部屋を利用する人だって有料にきなさいと、これが平等になっちゃうよという意見もあったんですよ。なぜ入浴するときだけお金を取って、部屋はただというのと別に、部屋代をその金を取れと言っているんじゃないんですよ。公平性からいっておかしいんじゃないですかという意見も利用する人たちから出ているんだから、ちゃんと教えてください。

議長（飯田宣夫君） 木村議員、もう時間が過ぎましたので、これが最後です。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） まことに当方のほうで説明不足で申しわけございませんでした。入浴施設、温泉を引かせていただいているということの中で、御理解いただきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） これで木村建一議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 本日はこれにて散会します。

次の本会議は、あす15日の午前9時30分から一般質問を再開します。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

昨晚より、日本じゅういろいろ盛り上がっておりますけれども、伊豆市議会は厳正にいきたいと思っておりますので、きょうも一日よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ただいまから平成22年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 前日に引き続き、一般質問を行います。

松 本 覺 君

議長（飯田宣夫君） 初めに、5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

5番（松本 覺君） 議席番号5番、松本覺でございます。

通告書に従って、一般質問を行います。

最初に、国道136号線にかかわる整備についてお尋ねをいたします。

1つ、土肥カーフェリー乗り場入り口より、ホテル桂川入り口までの約400メートルの国道は、大変幅員が狭い上にカーブが急でございます。きょうも走ってまいりましたが、136号線の中では最も道路状況が悪い箇所でございます。

そこでは、バイパス建設の話も昔からあったようでございます。しかし、現在、具体的な計画はないと聞いております。

そこで、現実の解決方法として、この区間だけ途切れている歩道をつくるのがどうしても必要であると思っております。2つの大きなホテルの従業員さんや利用客はもとより、フェリーで来たハイキングのお客さん、リュックを背負ったりスニーカーを履いたりしているお客さんがたくさんおりますが、それらの皆さんがダンプカーの風圧にあおられながら歩いております。500メートル先にはサンセットブリッジ、1キロメートル先には丸山球場がございます。本来なら、内海の静かな景観をゆったりと味わう道であるはずであります。さらに、小・中・高校からちょうど2キロ弱の地点に当たります。したがって、通学路に指定されているはずですが、小学校の場合には、指定されているかどうかは調べてきませんけれども、この道しかありませんので、なければ、やがて指定されるはずでございます。

したがって、安全面、観光施設、通学路として早急な歩道の建設の実現が必要と思われま

すが、いかがでしょうかお尋ねをいたします。

2つ目に、今度はそれより少し南側になりますが、サンセットブリッジの山側の遊休地の公園化の進捗状況を伺います。

平成19年4月4日に、県・市の担当の方々十数名に上りますが、その方々に招かれまして、当地の公園化を計画しているので、了解、協力を願いたい、こういう地区に対する申し出がございました。その前の年には、土肥地区の小中学校にその公園化のデザインを募集をされておりました。募集がありまして、それをもとに設計図もできていると、こういうことでありました。当時の話では、土地の造成は県で、表面の公園化は市の費用で賄う予定で、中学校のデザインをもとに基本計画も示されました。

それから丸3年を経ておりますが、基本造成はできているようですが、道路側にいわゆる工事用の馬、これは沼津土木事務所と書かれている馬が並べられておりまして、相当長い期間現在もそうですが、放置されているように見受けられます。平成20年のタウンミーティングの折には、当時の部長より、市の予算化もされているので、すぐにつくりますとの発言もありましたが、どうなっているのでしょうか。当時の計画では、19年に県の工事、20年には市の工事を着工すると、こういうような話もございました。どうなっておりますか。

それに付随しまして、橋の、このサンセットブリッジの工事によりまして、旧国道より海への道が切られて、歩いておりられなくなっております。この小さな入り江はプライベートビーチ的な雰囲気があって、いわゆる海水浴場の雑然とした雰囲気を嫌う方は、こちらに来て静かな海水浴を楽しむと、こういうような場所でもございました。

それから、歴史的にも観光的にも魅力のスポットでありました。民間の駐車場が設けられるほどににぎわったものです。しかし、現在では陸から行くことができず、土地の人の姿も見られません。抗議に近い要望書も出ているはずですが、どうなっているのでしょうか、お考えを伺います。

次に、大きな2番目として、東海沖地震の地域緊急対応について伺います。

予想される大地震への対応において、発生より3日間、地域、地域の自主的な対応が大切であるとよく言われています。被災から広域避難所での生活が始まれば、公的、組織的な援助は受けられるでしょうが、それまでは全く知識や訓練を受けていない個人、家族、小集落は自助・共助しなければなりません。

私たちの120人の集落では、広域避難地より1.5キロ離れておりますが、初期対応を考え始めました。我々はどうしたらいいかということではありますが、しかし、何から手をつけていいのか、途方に暮れているのが現状であります。どこをどうしたらいいのかという項目さえわからない、こういうことでもあります。

平成20年9月の議会で私の一般質問で触れましたが、この過疎地域とか限界集落に近い人たち、老人を抱えている人たちのこうした抱えている地域の対応をどうしたらよいか、初期対応のノウハウあるいはスキルというものを防災担当で研究し、サンプルを見せていただき

たいと、こういうお願いをしたんですが、それも現在、丸2年になりますが、示されておりません。各地区より選任されている防災指導員というんでしょうか、これは市からの指示によって選出をされておりますが、会合は開かれているかどうか聞いたら、ほとんど開かれておらないと。したがって、そういった指示も、何か研究して持ってこいというような指示もないというような返事でありました。そういうことでもありますので、その研修会を開き、市からのサンプル等を示していただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

小さな2番目として、土肥地区に居住している医師は1名であります。住所を構えている人が1名であります。看護師もほとんどおりません。したがって、休日や夜間に地震が発生すると、トリアージをする医師さえ期待できず、手当てをする人はゼロに等しいという状況になります。

その担当の医師と話を時々するんですが、私は土肥中学校がトリアージの会場になっているから、そこへすぐ直行しなければならないけれども、恐らくそのことが必要な場合には、そこへ私は行けないだろうと。行けませんよということを市のほうにも言ってあります、こういう話であります。

このような現象は、湯ヶ島地区、あるいは中伊豆の八幡以南の地域にも、程度の差は違って、同じようなことが言えるのではないかなというふうに思います。ただ、道が何本もあって、比較的大きな病院がそれぞれにありますから、若干いいかもしれませんが、土肥地区においては全くこのとおりであります。その対応を伺いたいと思います。

それから3点目、広域避難所、特にこれは学校がほとんどそうっております。私も田方郡の学校、相当数歩いておりましたが、勤務しておりましたが、そこに防災倉庫があります。この防災倉庫の備品の点検や使用方法、その訓練、管理、これらの状況はどうなっているのでしょうか。現状を、計画を伺いたいと思います。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの松本議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの松本議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目のカーフェリー乗り場からホテルシーサイド桂川までの国道ですが、議員御指摘のとおり、大変危険な状態であることは承知しております。また、地元区からも、以前より歩道設置の要望が出されている中で、市といたしましても、早期の改良事業に向けて県土木事務所に要望してまいりました。

県土木事務所としては、平成21年度まで道路の安全対策として、山側のほうの、反対側のほうの落石防護さくを設置していただきました。今年度、伊豆市としましても、提案型要望として、海側に張り出し歩道の絵をかいて、5月21日付にて、国道136号線土肥地区歩道設置

要望としてお願いをしておりました。市民の安全の確保が図れるよう、早期完成を目指してさらなる要望をしてお待ちします。

2点目のサンセットブリッジにつきましては、平成17年度にデザインの公募などを実施し、平成19年度八木沢、20年度タウンミーティングなどを通して、サンセットパークの整備計画を説明をさせていただきました。

計画は、県と市により工種を分担し進めることとなっております。平成21年度は県の事業により、敷地造成工事2,810平方メートル、排水施設、電線管路工事146メートルなどを実施済みでございます。

北側駐車場の整備を平成23年度、県にて計画されていますので、あわせて市事業分の公園工事を23年度、県工事と同時施工するよう準備を進めているところでございます。

プライベートビーチのほうですが、かつては観光客の御利用もあった時期もあったようですけれども、サンセットブリッジの設置により橋の下となり、特に私も現地と写真を見て、テトラポットが大変気になるところでございまして、御承知のとおり、非常に釣り人とか海水浴客で事故が多いのがテトラポットでございます。

したがって、潮流の流れも変わってまいりますので、安全性を考えると、現時点で整備することは慎重にならざるを得ないというように判断をしております。

それから、大地震のほうですが、まず東海地震の地域緊急対応については、災害時における自主防災対応ですが、高齢者の皆さん、障害者の方々あるいは乳幼児、妊産婦などの災害時に支援を必要とする人は3人に1人と言われております。気軽に支援を求められるのは、隣近所の助けだということもしばしば指摘されているところでございます。

したがって、いわゆる隣組あるいは自主防災会での助け合いが、一番初動の段階では必要となっております。

自主防災組織の世帯台帳に、「支援を求める」などの記載を平素からしていたり、あるいは地域の人材の掘り起こしなどの人材バンクとして登録し整備していくとともに、要援護者の戸別の救援は、自主防災組織で対応していただくこととなっております。

マニュアルについては、平成21年3月に自主防災組織の会長やリーダー用に県で作成した「自主防災組織活動マニュアル」があります。既に、これは各区長様、自主防災会様へ参考配付をさせていただいております。

また、ことし11月には、旧山古志村の村長さんをお招きして、防災講演会を計画しております。防災委員の皆さんには、ぜひ御参加をいただきたいと思っておりますし、6月6日には、既に八木沢で土砂災害に対する防災訓練を実施いたしました。このようなノウハウの積み上げを、これからも重ねてまいりたいと思っております。

それから、医療従事者の確保については、市では東海地震が発生した場合、または市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、田方医師会及び田方歯科医師会等との協定により、市内4カ所、土肥では御指摘のとおり小学校ですが、に救護所を開設し、医療救護活動を開

始することとなっています。

土肥地区では、7人の医師及び歯科医師に出動をお願いしているところですが、医師等の絶対数が少ないのは御指摘のとおりでございます。したがって、医師等の不足が生じた場合には、田方医師会及び静岡県医療救護計画の広域的な応援体制に基づき、応援班の要請を行い、医師を初めとした医療従事者の確保を行うこととなっており、引き続き具体的なために、これからも尽力をしてまいりたいと思います。

最後に、防災倉庫の維持管理及び訓練等について。市では広域避難地等に防災倉庫を設置し、避難所開設の際に使用する毛布、発電機、投光機、備蓄食料等を配備しています。防災倉庫内の資機材点検は、総合防災訓練時に実施し、資機材の取り扱い研修は4地区で防災指導員を対象に、納入業者による取り扱い研修を行っております。

災害用の医療資機材につきましては、毎年業者に点検及び薬剤等の更新業務を委託し、いざとなった場合に使用できるように、その状態を確保しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 御質問の136号線の件であります。現在、土肥地区の小中学生は徒歩では通っておらず、バス通で通学しておりますので、その点では当面、安全性の確保はされていると考えておりますけれども、緊急の場合等考えますと、歩道の必要性は十分あるというぐあいに考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

松本議員。

5番（松本 覺君） 最初のほうですが、歩道橋については、確かに現在、バス通学が認められておりますので、徒歩者はないことは承知しております。しかし、2キロ未満の地点にありますので、高校生は歩いております。中学生も歩いております。地元の中学生の保護者等は、できれば歩道さえあれば、自転車通学をさせるのに非常に快適な距離である、こういう要望もあります。

したがって、現状は、バス通学をしているから危険がないということではなくて、先日、市長も言っておりましたが、2キロぐらいは歩かせたいと。私も実は、現職のときに、ちょうど土肥小学校に勤めておったときに、非常に肥満が多いというようなことから、2キロは歩かせてくださいというような、これは教育的な見地から保護者をお願いをしたことがあります。2キロまでは自家用車で来てもいいけれども、そこでおろして、そして学校まで歩かせてください。当時は南小がありましたから、特に小土肥、新田ですが、おかげで大体2キロ、この地点というのがわかりましたので、そこからは歩いてくるという運動が始まりました。やっぱり2キロ、私は市長と同じように歩かせたい距離、3キロは中学生でも歩かせたい距離、それを考えますと、ぜひ必要な道だと思います。

それから、そのときに小土肥の道は、自転車は通行不能でありました。禁止されておりました。そこで警察と話をしましたら、よくわかりましたと。したがって、そこを自転車通学は、大仁署長が責任を持って許可をするので、正式には時間がたつけれども、そこは指導でできるだけ私たちもパトロールするので、そこは自転車で通行可能にするから、どうぞやってください、こういうような、かなり英断に近いようなこともありましたので、そんなこともあわせて、ぜひ早い実現をお願いしたい、こういうふうに思っております。

今、市長さんの話ですと、県のほうにも働きかけているということですので、早急な、さらなる運動のほう、お願いしたいと思います。我々も地元としてできることは、できるだけしたいというふうに考えているようでございますのでお願いします。これは質問になりませんが、早急にやってくださいというお願いにしたいと思います。

それから、サンセットブリッジも、これも計画しているということでしたが、当初の計画よりもおくられていることは事実であります。地元へ正式にそういう期限を切って協力の要請があるにもかかわらず、それに対するコメントがないというのは、やはりどうなっているんだという地元の感覚はあります。

実は、これを受けたのは、連合区長になって4日目の私が受けたんです。そのときに十数名の方が、県の方もひっくるめて十数名の方が向こうに並んでいました。地元は一人であります。それで早急にやるから協力してくれと、こういう話でしたので、そこら辺のところはどうなっているか、少し聞きたいというふうに思います。当時は期限を区切って、予算もついているという話。おくられているというところでどうなっているか、ちょっと伺いたいと思います。まず1点お願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 事業計画については、観光経済部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 事業の説明については、多分20年度だったかと思います。ようやく県のほうも動いてくれまして、あそこの敷地造成だけやります。ちょっと山なりになっています。あれは築山ができるような計画でございまして、本年度も計画してくださいというようなお話をしたんですが、なかなか県のほうも事業仕分けということで、予算がつかなかったようでございます。来年度、力強くまた要望していきたいというふうに考えます。以上です。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） その当時もお願いをしましたが、再度お願いをしたいと思うんですが、お願いといいますが、質問をします。あそこを公園化したり、駐車場を設けたりしますと、お客さんは当然道路を隔てた歩道のほうに、海へ、海側へ渡って見ると思います、必然的に。心理的にそう思います。

そうしますと、あそこは非常に見通しのきく、直線と緩いカーブがある。先日も車が海へ

ダイビングをしましたが、やはりそれは、こちら側に設けると、必ずとまったお客さんが海側に道路を隔てて行きますから、その安全対策をする必要があると思いますが、計画の中にあるかどうか。私は、できれば歩道橋でまたぐのがいいと思うんですが、予算もあることでしょうから、要するに安全対策が盛り込まれているかどうか、その1点。

もう一つは、トイレの問題が地元から行っているはずですが、承知していますか。これをお尋ねします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 今の安全、歩道という、サンセットブリッジを海側に行く歩道等については、計画はございません。御存じかと思いますが、駐車場が十二、三台、それから公園化と、それから水飲み場ですね。トイレの計画は今のところございません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） トイレの件についても、大変地元では議論のあったところですが、一応計画は承りました。

歩道橋についても、金のかかることですから、安全対策をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

もう1点、公園化に伴って、問題が実は生じているように私は伺っております。それは、一番近い地区の小池地区というところですか、老人会に花壇の世話をしてもらいたいという要請があったようですが、高齢化といっても、年寄りも少ないと。現在もそういうことをやっている。あそこに大きな花壇をつくるには、到底ちょっと我々には承知しかねるというような話がありましたが、したがって、デザインの的にはかなり花壇の分が多いですね、中学生がつくったモデルケースの計画では。したがって、花壇というのは、年2回は必ず植栽があって、草取りがあってということで手間暇がかかりますので、余り手間暇かからないことで、景色を堪能するのが主ですから、十分ではないかというふうに思いますが、そこら辺はいかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） それはぜひこちらからお願いをしたいんですが、やはりまちづくりですから、花壇の整備とか、景観であるとか、トイレをつくる場合にはトイレの管理とか、これは私がぜひ第一当事者である地元のほうでお考えをいただきたい。その地元というのは、区かもしれないし、観光協会かもしれないし、それは私がこちらで決めるのではなくて、地元のほうでお話をいただきたいのですけれども、すべて県・国・市でつくったものは行政が管理をしるでは、恐らくこれから整備できません。やはり私たちは、観光が主産業だとは断言しないけれども、しかし、観光も主要産業の一つとして、やはり市民が第一当事者ですか

ら、そこはぜひ老人会でなくて、区のほうでいろいろお話をしていただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） よくわかっております。やることはやるというふうに言っているわけですから、ただし限度があるので、できるだけ手間暇はかけないような設計にさせていただきたいと、こういうことでもあります。答弁は結構です。ここは終わりですね。

次へ。ただもう一回あるか。

〔「5回目があります」と言う人あり〕

5番（松本 覺君） 5回はいいと言ったから、5回目はあるんだよな。いいと言っちゃったけど、一言。

プライベートビーチ的な入り江ですが、さっと見るとわからないんですが、あそこは歴史的に神明神社という大宮があります。小さなほこらなんですけど、あれは延喜式にも出てくる非常に由緒あるお宮さんで、本来なら歴史的な大変由緒ある区画なんです。ですから、テトラポットが危険ということは知っているんですけども、じゃそれ入らないようにすればいいじゃないかという話もありますので、行く道が全く閉ざされているんです。数メートルにわたって、高い石垣で登ることもさわることもできないような。したがって、海水浴場にするとかしないとかということは、もちろんそれはしてほしいんですけども、いいスポットですからしてほしいんですけども、道を切ってしまうわけですから、全く通り道できないわけですから、少なくとも歩いて安全に通り抜けできるということは、これは切ってしまったわけですから当然の話だと思います。そこはいかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど私は、海岸のほうは、海のほうは非常に危険な状態なんで慎重にということをお願いしたんですが、神明神社のほう……。

〔「いや、そこから下の。あの一角」と言う人あり〕

市長（菊地 豊君） 海のほうにおろすことは、少し慎重にならざるを得ないですね。現場も私は道路から見る程度ですけども、大和館の下のところは、よく南フランスであるようなプライベートビーチでも使えるかなという気はするんですが、やはりテトラポットのところに人をおろすというのは、正直言って勇気の要ることで、旧道のほうにもう少し歩道、必要なところがあれば整備をしようというお話であれば検討はさせていただくんですが、海岸までおろすとなると、もう少し判断をさせていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 5回目ですから。切ったところは現状に戻すという話ですから、海水浴場というのとはまたちょっと別の話にしてください。5回ですから、終わりにします。

次に、まず医師不足について、確かに7人の医師はいるかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、休日と夜間はいなくなります。1人しかいません。その方と私は話をしている

んで、医師会にお願いをしている、依頼されているということは知っているようですが、じゃ医師会のほうで対応を具体的に計画をしているかということ、していないという話でした。

ですから、それは起こってからでは遅いんですから、起こる前に、どこの病院のだれをどういう方法で送るのかということまで詰めていただきたいと、私は思っているんです。あした起こるかもしれないんですから。しかし、医師会のほうでは、その対応をだれが行くかなんて何も知らないよと。だから私は1人で困っているんだ、こういう話ですから、その詰めをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） それを平時から、そのような医療の体制も含む整備をしておくために、今、常設の災害対策本部を下につくったわけです。もう6月中にはできていますので、そこに伊豆市内の全部の地図を平素から展開し、そして重機はどこにあるのか、お医者さんはどこにいるのか、いたって、出張されている方は使えないわけですから、日々の最新情報を展開させるためにあの部屋をつくったわけです。まだ何も準備をしておりますけれども、なるべく早く、あれを平素から活動母体にできるように整備をして、その中に医療の体制もしっかり、日々最新情報を展開するようにしたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 早急にお願いしたいと思います。

避難倉庫の備品等の点検ですが、年に1度行っているという先ほどの話でしたが、実は私の小さな区ですけれども、いわゆるあの防災倉庫ではないんですけれども、備蓄的に補助金をもらって備えております。しかし、例えば発動機とかチェーンソーとか、年1回の点検ではかかりません。

そこで許可をいただいて、私たちは山の手入れ等、これを使っていいかということで許可を受けて使っているんですが、それでもかからない、常時やらないと。エンジン関係は特にそうです。

私は田方郡のある町の学校に勤めていたときに、防災担当のほうから、ここの倉庫にある機械道具はぜひ使ってください、常時使ってください、特にエンジン類はそうですと。学校にいる職員の方々が使ってくれることはいいことなんだと。壊れたら補充をしますと、こういう指示が来ておりました。それはエンジン類は特にそういうことがあるので、使ってくださいと。教頭さん、あそこの木を切るんだったらこのチェーンソー使っていいよ、こういう話でございまして、そういう細かい指示も必要であろうと思うし、年1回点検をしているから、それで事が足りるということではないというふうに思いますので、そこら辺は今後どうするかということが1点と、もう1点、こういう例がありました。

同じ避難所ですか、昨年8月11日に地震がありましたね。そのときに八木沢地区の水源のすぐ上ですね、第1水源のすぐ上、大変な崩落が起きました。私はすぐに、これはあそこは

やられると。要するに水が飲めなくなるということを想定しまして、小学校の校長さんも土地の人ですから、給水タンクにすぐに入れかえて準備してくださいと。これは多分給水停止になるはずですよという話をしました。ところが、結果的には幸い、すぐ上に自然にできたダム的な滝つぼのようなものがあって、そこがとまってしまいましたので、そこからサイフォンで送って給水停止にはなりませんでしたが、そのときの返事が、これは総務部長さんだと思います。あの防災用の水槽は使ってもらっちゃ困る、使わないでくださいという指示が来たそうです、学校長のところに。これは教育委員会に聞いてもそうです。教育委員会を通じて来たんですから。なぜかといったら、あれはアオコがついて、とても飲料水には使えないから、あれは使わないでくれ。だから議員さん、心配ないから、タンクローリーで水は持ってくるよと、あれはなくてもいいから、もうあれは使う予定はしていない、こういう返事でしたが、私は大変驚きました。

避難所にある倉庫で、水道は通じるんですよ。だれもがみんなそれは使うと思っているわけですよ。でも使っちゃいけない。こういう体制が、総務部長から来ると思わなかった。市の総務部長から来るとは思わなかった。それなら、使わないなら使わないで、ちゃんと使わないという想定をするなり、使えるように常時水を入れかえるなら入れかえることをしなかったらおかしいでしょうというような話を言ったら、さっき言ったように、タンクローリーを持っていくから心配ないよと。千数百人の水を全部タンクローリーで持ってくるのかどうか、できるわけないと私は思っている。

ですから、そういうことも、倉庫ではないですけども、避難施設として点検とフォローが大事ではないかなというふうに思っております。これも自分のことを言うのは大変変ですけども、学校にいるときには、花壇に水をまくのは、これをひねってここから持っていけと。要するにそのタンクから持ってくる。グラウンドに水をまくときには、水道よりもこっちを先にやれ。つまり、いつも循環させておかないとこの水はすぐに使えなくなるということは素人でもわかるわけですから、防災担当あるいは総務部ですか、そういう点検までも綿密なことをやっておかないと、すぐにやってくるという、やってきますよ、やってきますよと言われていたわけですから。それに対応する水が飲めない、使っちゃいけないという返事ではちょっと困るんですが、そこら辺の対応はどうなっているかお伺いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1点、2点目とも、私は御指摘のとおりだと思います。緊急時に使う資機材は、平時から使っておかないと、いざというときに使えない。慌てて使い方がわからない、あるいは整備されていない。したがって、私は防災倉庫の中の資機材は、やはり平素から区の皆さんにお使いいただくほうがいいだろうと思っております、これは全く同意でございます。

2点目につきましても御指摘のとおりで、私は承知しておりませんでしたけれども、その

ようなことがないように、つまり、現実的な災害対応策がとれるように当然すべきでありまして、まだ私の目の行き届いていないところがあるかと思いますが、なるべく早くそのような、日々の生活の延長線上に災害対応がとれるように整備をしてみたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 建設的なお話ありがとうございます。いつも早急、何でも早急と言いますけれども、早急に実施をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） ここで松本覺議員の質問を終了いたします。

関 邦 夫 君

議長（飯田宣夫君） 次に、9番、関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。1、平成の大合併は伊豆市にとってどのような意義があったのか。

身近な例を挙げて質問します。小下田、八木沢地区は西豆村という自治体が昭和31年の昭和の大合併で土肥町になり、平成16年の平成の大合併で伊豆市になりました。それらの合併において、小下田地区は常に中心から外れた集落となり、多くの恩恵から外されています。このような現象は、多くのところに出てきます。

今回の合併において、「合併したら峠は無料になり、道路整備で峠越しの通勤が可能になり、高齢者福祉施設は充実する。ものづくり企業は期待できないとしても、水道、温泉の整備で何かの企業誘致ができ、若者の定住が可能」。このような期待と反面、なるようにしかならないというこの地区では、何も期待しない合併ではなかったか。この合併を考えると、人間の幸せとは何かでなく、財政問題で各市町が自立不能になることを懸念しての合併です。

国の方針は、国政の安定のもと、大きな合理化で無駄を省き、地方が前進することを期待した合併です。

質問します。伊豆市になり、町時代と何が大きく変わったか。

2、平成の大合併には問題があり、合併せずに自立している市町が多くあります。今後、再合併してもよいことは期待できないのではないかと。

2番、共有財産の所有権をあいまいにしておいては、問題が生じるのではないかと。

土肥地区では各区の集会施設、共同作業所、共有林等において、正しい手続きができていない共有財産が多くあると思われます。合併後では問題が残るので、土肥町時代にこのことについて整理したほうがよいのではないかと質問しました。共有林については、納税管理者ということで覚書で各区の財産としましたが、登記上は伊豆市の財産です。震災後、神戸市で地縁により整理をした例を参考に、神戸市の協力を得て進めてみましたが、区長の在任が1年と短く、整理がされなくても日常生活には困らないので、そのまま放置されています。地

縁あるいは中間法人等による手続で整理すべきだと思います。

質問します。地縁等により所在を明確にする行政指導ができないか。市に関係ないと放置しておくのか伺います。

3、八木沢、小下田、上水道加入時の問題点について。

負担金について伺います。4町の上水道の統合については負担金がなく、料金が統一されました。しかし、簡易水道が市に移管されることについては、負担金が生じるというような答弁です。これは、公設民営の簡易水道です。かんがい排水事業は八木沢、小下田の組合事業として、約20年の歳月と20億円をかけ完成しました。かんがい排水の目的変更ができずに、長年水道の統合が延び延びになっていました。町の財政事情から、このようなおかしなことが行われてきました。

質問します。1、簡易水道の統合と上水道の統合は何が違うのか。

2、なぜ公設の簡易水道に負担金が生じるのか。

3、かんがい排水事業費20億円の利用価値について。

4番、10年後、伊豆市は県下市部の最低所得から脱却できるか。

3月議会の答弁について伺います。

伊豆市は再合併について両にらみだと答えていますが、この考え方に疑問です。今のままでは、伊豆市と合併してくれるところはないとの認識で、合併してくれるところができるように筋肉質にすると答えています。無駄を省くことは当然のことですが、限りある財源の中、何もやらなければ当然財源に余裕はできます。伊豆市と再合併してくれるところのため、筋肉質にする考え方は、土肥町最後のとき、何も事業をせずにいれば、公債費比率の低下と赤字財政から脱却できるとしたが、何もしないというのは言いわけで、何もできなかったのが本当ではなかったか。財源難の解消に励まず、結局4町合併となった。

しかし、土肥町と合併した他町にとり、土肥はお荷物になっているのが現状です。このことは、土肥地区からの税源が乏しいことを改善できないからだと思います。みずからの政策に自信を持ち、市民に我慢の時期があっても、必ずよい環境の中、心豊かな生活ができると言い切り、実現させてくれることを市長に多くの市民が期待していると思います。

質問します。

両にらみというあやふやな考えでなく、自立の方向で進むべきではないか。

2、懸案問題に手をつけるからには、着手するだけでなく成功を図らなければなりません。市長は途中で投げ出し、国政に向かうことはないか伺います。

3、県知事も市長も、伊豆は発展の魅力に満ちているとの認識ですが、だれの責任で静岡県の市の中で最低所得に甘んじているのか。市民の低所得に対してどのような考えをしているのか。

4、今掲げている事業で、伊豆市の未来が開けるとは到底考えられません。今後、財源確保をどのようにするのか、具体的にお答えをお願いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの副議長の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 副議長の質問にお答え申し上げます。

まず、1つ目の平成の大合併、市は町時代と何が大きく変わったかというのは、これは明らかに資源です。土肥町には土肥町だけの資源、合併すれば、修善寺も湯ヶ島も中伊豆も、これみんな共有の土肥の皆さんの資源なんです。そこは我々にまだ欠けているところだと思っておりますので、伊豆市内あるいは伊豆半島の共有している資源を大いに活用し合うというような姿勢が、まだ不十分なのではないかと思ひまして、ぜひその最大の特徴を活用していただきたいし、私もそのようにやってまいりたいと思ひます。

2つ目の今後再合併しても、いいことは期待できないのではないかと。これはぜひ、市長と議員は立場は違いますが、副議長にも一緒にお考えいただきたいんですが、いいことが期待できないのではなくて、私たちがよくするしかないんですね。私は市長です。皆さんは議会ですから、私たちが力を合わせて、それぞれの役割を果たしながら、伊豆市というものをよくしていくということですので、合併すれば自動的に自然によくなるということではないと思ひますので、将来のことはまた別ですが、後ほど申し上げますが、私たちが第一当事者であるということに尽きると思ひます。

次に、共有財産の所有権ですが、伊豆市としては、登記上は市の財産になっておりますが、土肥町時代の覚書で、各区の財産として現在まで各区において管理しているものでございますので、共有者の皆さんが地縁団体を設置していただき、登記していただくことが本来あるべき姿であろうと考えております。

行政指導という点については、認可するものが市でありますし、また他方、地域住民の皆さんの意思が重要でございますので、あくまでも地域の自発的な意思に基づいて、地縁団体を設置していただくよう話し合いをさせていただきたいと思ひます。

それから、八木沢、小下田の水道の問題でございますが、1つ目の簡易水道の統合と上水道の統合は、基本的には差異はないのですが、今回、八木沢、小下田の簡易水道が非常に難しいのが、2番目に御指摘されております公設の簡易水道というところが、これが定義づけがなかなか難しいところで、正直な話、まだ判断しかねております。施設の所有や経営を組合でやってきましたので、他地区の簡易水道と違う、他方、分譲地などともやはり違う。

したがって、現在の、現行の八木沢、小下田地区の簡易水道をどのように理解すべきか、大変立場が分かります。まだ判断しかねているところがございまして、これは過去の経緯と現状を、他の地区と比較しながら、今慎重に見ているところでございまして、これはちょっと軽々に現状はどうであると、私の立場で断定するに至っておりません。

かんがい排水の20億円の利用価値につきましては、これは議員御指摘のとおりで、私が市

長になった時点では、基本的にゼロから水道をつくるということでありましたけれども、その後、県と再三話をさせていただき、かんがい排水を転用するのではなく、多目的化することで御理解をいただいておりますので、これを有効活用させていただきます。

最後に、将来の伊豆市のお話ですが、これも両にらみというのは、どこかに助けてもらうということではなくて、当然伊豆市は自分で立って歩く、自立できる自治体にならなければいけません。将来、伊豆半島で再合併があったときに、そのように自立している伊豆市であれば、どのような組み合わせであれ無視されないと。当然伊豆は入ってもらわなければ困るというようなことになっていなければいけないわけですので、自立の道を進むということと、将来、再合併の中に伊豆市も入るといふことは、これは同義語でありますので、両にらみというのは、どちらの方向に行こうか、自分たちが自立することが必要だということと申し上げた次第でございます。

2つ目は、着手だけで成功を図らなければいけない、これは当然そのとおりでございます。任期半ばで将来のことをここで指摘されるというのは、ちょっと予想外だったのですが、2年後、しかるべき時期には、当然私は手を挙げさせていただきますので、今着手している、ことし、来年、大変に大切な計画づくりの時期だと申し上げております。その実行の第1歩目、第2歩目も、ぜひ私の手でやらせていただきたいと思っておりますし、みずからの責務を途中で投げ出すようなことは絶対にございません。

3番目の確かに伊豆半島、伊豆市は魅力と潜在的な可能性に満ちております。ただ、現状は大変厳しい。これはだれの責任かと申しますと、残念ながら、厳しいようですが、私を含む、やはり我々市民の責任であると言わざるを得ないと思います。したがって、我々の持っている潜在的な魅力、可能性をいかにビジネスに、産業に結びつけていくかという観点で、あした御質疑もいただきますけれども、そのビジネス化できる人材を外から招きたいと思っておりますので、なるべく早く、それからすぐにできること、中期的なこと、長期的なことをしっかり区分をして、できることは速やかに産業振興に結びつけるような努力は、これは速やかに着手をさせていただきたいと思っております。

最後に、財源確保の問題がございますけれども、やはり今のまま、ただコストカットだけでは、将来の豊かな財源に結びついてまいりません。これも何度も申し上げていることですが、大変申しわけない、厳しいのですけれども、税は余り手をつけられないんですが、公共料金の部分を広く公平に負担をいただき、そしてなけなしの財産を伊豆市の将来につながるような事業に集中をして使わせていただきたいと思っております。それ以外に、安定的な財源を確保する道はないのではないかと。そこでしくじることのないように、しっかり投資効果ある、なしを見きわめてまいりたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

関議員。

9番（関 邦夫君） よく回答してもらい、大体わかりましたが、細かいことについて再質

問させていただきます。

合併後6年たち、旧4町のままの行政区割りでやったほうがきめ細やかな施策が行われていたと思われます。合併時の持ち寄り予算の一般会計は約200億円でしたが、災害時は別といたしましても、大体このところ150億円ぐらいで一般会計はやっていて、持ち寄り予算に比べて大幅に減っております。

平成の大合併で、自治体の判断基準で何をしたかという、これは財政問題であったことは間違いありません。合併直後、サービスは高く負担は低くと言われましたが、現実は違っていると木村議員が何回か質問した記憶があります。サービスを高くすれば、当然財源が必要になり、また負担を少なくすれば、財源は減る。こんな矛盾したキャッチフレーズを何の疑問も感じないで抵抗もなく使用していました。交付税は特例期間が終われば、5年間で段階的に減らされ、10年後には普通の自治体の分しか配分されなくなります。きれいごとでなく、交付税の削減に間に合うように、リストラを急がなければ収支が合わなくなります。合併の目的である合理化による職員数、議員数の削減、施設の委託等による赤字解消には、大きな変化があります。しかし、学校の統廃合、斎場の建設、ごみ焼却場等は合併がなくてもできた問題です。

質問します。

町時代に計画されていた農業、漁業振興も、費用効果で実現できないでいます。費用効果優先では、過去に拍車をかけるだけだと思いますが、どうでしょうか。

2つ目、伊豆市は自立して運営する自主財源ができていないように見えますが、自主財源確保ができれば、再合併という問題で、自立が可能ではないかと思います。このことについて伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の費用対効果だけで考えるべきではないというのは、これは私は大きな意味ではそうだろうと思います。今、例えば国のレベルで新しい公共事業をしようとするれば、効果的なところばかりになると思いますので、きのうもちょっと総務省の若い職員と話をしたのですが、今総務大臣が光ファイバー100%、光の道100%整備、2015年までにやりますと。これは知事の御公約にもあり、民主党政権の公約にもあるのですが、費用対効果で考えると、伊豆市は無理だからといって、まだ伊豆市が整備されていないわけです。そうすると、競争力が伊豆市はどんどん弱くなっていく。したがって、その観点からは、全く議員御指摘のとおりだと思いますので、国・県には地方が自立できるように整備を求める。他方、伊豆市内にあっては、その中で伊豆市が自分の事業としてやる場合にはどれが一番効果的であろうかということは、やはり考えるべきであろうと思います。それは、にぎやかなところに人を集めるということではありません。今、議員、土肥は元気がないというようなことだろうと思いますが、私は決してそうは思いません。土肥幼稚園の若いお母さん方と話を

したら、20人もの若い30代のお母さん方が仕事をしたいと言っている。他方、この日曜日に恋人岬に伺ってきましたけれども、恋人岬の売店の中に、幼稚園のお母さんらしき若い方は一人もいない。じゃ、土肥の皆さんは、若い職を求めているお母さん方に、どこにどういう職場をつくらうとしているのか。ぜひそんなアイデアをいただければ、その支援は、立ち上げる支援は市でもぜひさせていただく。

ですから、その地域の中で、どこにどのような職場をつくって、どこに若いお父さん、お母さんの職場をつくるのかという観点で、費用対効果というものをとらえて、我々のほうに御提案をいただきたいと思います。

自主財源につきましても、今、目の前にある幾つかの事業がそこで終わるわけではない。もう繰り返しますけれども、修善寺駅は駅舎ではないし、土肥はフェリー埠頭ではない。そこから広げてまちづくりにつなげていってくださいということで利用者検討委員会をつくったり、港まちづくり委員会をつくっているわけですから、土肥地区においては海岸整備、フェリー埠頭整備が、引いては屋形だけではなく、土肥地区の産業の拡大につながるように、小下田地区であれば、恋人岬とふじみ幼稚園跡と米崎港のトライアングルがより広く観光ポイントでなく、観光地域となるように今お願いをしているわけです。ぜひその中に地域の皆さんが、お話に入ってもらえるようお願いをしたいと思います。それが一番自主財源を確保する、私は確実な道だろうと考えています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） この職場確保の問題は前からみんなが望んでいることです。前市長の4年間、菊地市長の2年間で、じゃ職場確保にどのような進展があったのか、目に見えません。議会に出されることは、駅前整備、土肥港まちづくり構想、シカ対策、出合橋だとか、枝葉のことは議論され、市がこれから先どのようになっていくのか、根本対策がわかりにくいわけです。

何とか計画とかいって何年計画を何回作成しても、お役目的で何ら活性化ができていないのではないかと。高齢化がますます進み、行政の助けが必要なとき、行政サービスの行き届かないのが現状です。合併で各自治体から集まった職員は、1つの自治体としては多過ぎる。旧自治体ごとにあった運動公園やホールも少なくしなければなりません。伊豆市の現状は分散していて、まとめたらしわ寄せが来ます。財政破綻を回避する合併なのに、交付税に頼る財政から抜け出せないのが今の伊豆市ではないか。

質問します。

地方交付税の削減が始まる合併10年後から、伊豆市は市民サービスをどのようにするのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 将来、市民サービスが維持できるように、将来の産業振興、まちの活

性化につながるような事業を、今特に大事なこととして来年計画し、その時期が来る前に着手したいと繰り返し、繰り返し申し上げているわけです。土肥地区の皆さんでも、小下田、小土肥は大変にきれいなところですよ。小下田の藤沢からの景観は天下逸品だし、あの藤沢地区の神社の鳥居、この間かえられましたよね、平成13年かな。すばらしい景観です。あそこで体験農園をぜひやってください、だけど中伊豆のように地元の皆さんの御協力が必要なんです。今まだお答えいただけていないんです。

この間、小土肥でも申し上げました。海が見える、もう菜の花舞台の横の田んぼ、田んぼは私は維持したいと思うけれども、1枚か2枚田んぼを転用する、あるいは南側斜面のすばらしい海が見える畑、少し体験農園にしたらいかがですか。だけど皆さんの御協力をお願いします、お答えいただけない。我々がすべての職場をつくって、すべて皆さんに給料を提供することは不可能です。土肥の資源をよくするために、土肥の魅力を活性化するために何度も提案申し上げているんです。

ぜひ地元の皆さんも、その中で反応していただきたい。ぜひそこは議員も公人ですので、そこを地元の皆さんに、市長があれだけ言っているんだから、我々も考えて、何らかの形で職場をつくらうということで、もし私どもの提案と別のお考えがあれば、ちゃんと検討しますので、もし別の御提案があれば、ぜひいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 繰り返し、繰り返し市長の説明は聞いていますが、実際はどうなっているのかわからないので、質問をしていくわけです。

合併は財政問題については期待外れで、これは合併の話を知っているわけです。なるようにしかならないという考え方から、両にらみというようですが、市長はどっちに行っても困らないようにすると言っていますが、両にらみということはそのようなことじゃないかと思えます。

私は再合併なしで、今までやってきた合併前にやってきた町ぐらいの、50年ぐらいは合併に組みせずに頑張った方がいいのではないかと。実際、合併にくみにせずに頑張っている自治体が多くあります。再合併を視野にという考えでは郷土愛は生まれず、緊張した施政が行われないのではないかと。両にらみでは、本当に必要なことが正確に見えないのではないかと。

きのうの稲葉議員の調査の郷土愛の薄いのは将来像が私は見えないからだと思います。合併支援で自立を期待しても、自主財源が人件費と同じという財政状況では、経済的合併効果はないのではないかと。合併支援交付金の減額になる前に、体制を立て直さなければならないのを解決できないでいるのではないかと。

質問します。

産業の活性化を図り、近隣市町より豊かになれば、再合併の必要はないのではないかと。トップセールスで頑張るといふことと両にらみでは、大変違った行政を行わなければならないのではないかと、伺います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市が自立できないがために、どこかに吸収合併してもらおうという考え方は、全く持っておりませんし、そのような道に進むべきではありません。将来、私が市長でいる間に、もし再合併の話が持ち上がるとすれば、その唯一の判断基準は道州制の問題が起こったときです。今は政府の三案はすべて中部州ですから、州都は名古屋になります。それで我々は、歴史的、経済的、文化的に、大変申しわけないけれども、私どもと名古屋の関係はほとんどありません。やはりその場合には、南関東州に入るべきだろうと思います。今、静岡県東部のすべての首長さんはそのようにお考えだと思います。

しかし、中部、西部と違って、東部には政令指定都市がありません。つまり、知事と話ができない。知事と22人が個別に話をしなければいけない。そのような動きになったときに、我々静岡県東部は、南関東州という区分けをつくるためにどのような道があるかと考えたときに、政令指定都市というものが選択肢に上がったときには、伊豆市長としても発言し、考えるべき環境はあるだろうと思っています。それ以外の環境の中で、自分が生き残れないからどこかに助けてもらうということは、全く考えておりません。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 合併はそれなりの意義があるのに、伊豆市は財政的対応ができず、合併支援の期限を迎えるのではないかと。潜在的魅力があるならば、その潜在的魅力の活用が今の状態ではできていないのではないかと、伺います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まだ潜在的な可能性を産業化する、活性化する道筋はできていません。まだ残念ながら、2年間頑張ったつもりではいるけれども、できていない。したがって、八木沢も小下田も小峰も大変に週末のセカンドハウスあるいは体験農園として魅力があり、きのうも申し上げましたけれども、日曜日に藤沢を歩いていたら、やあ、この辺に来たいという人がいる。だけど、今までは水道がなかった。だから私は市長になって水道を整備する。当初、私のときには20億円で八木沢、小下田地区の水道を整備するという事業計画だったんです。それを県と話をして7億円まで効率化したわけです。

そういった過去のやってきたことを褒めてくれとは思わないけれども、そのような積み上げてきているものを、すべてネグレクトして、何もいいことはない、何も将来はないということ繰り返されると、本当に地域の皆さんはそう思ってしまいますので、決してそうではない、次のための石段はちゃんと組みつつありますので、そこをしっかりと見ていただきたいと思います。

八木沢、小下田、小峰地区には、まだまだ将来がありますので、ぜひそこは誤解なきようにお考えをいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 関議員。もう終わりましたので、次に進んでください。

9番（関 邦夫君） はい。共有財産について伺います。

土肥地区以外では、各区の財産の所在がわかりやすくなっているようですが、土肥地区には集会所、共有財産の所有権の登記があやふやなところが多くあります。土肥町時代にもこの問題を取り上げましたが、合併後6年たっても解決していません。地縁による所有権の確立を図る必要について、行政指導で行うことはできないか伺うわけですが、今、行政指導ではできないという回答です。

市の中で、区という端末の行政区域があり、広報の配布、集会等による意見集約を行っています。これらは市の行政を行っていく上で、なくてはならない組織です。市と深い関係があり、市の指導で進められなければ、いつまでたっても解決できない問題です。

質問します。

各区ではできないと思われるので、市の指導で早急に解決してもらいたいと思えますが、この問題は、市が解決し、介入し、町が介入しなかったから、今まで延び延びになっている問題だと思いますが、市が介入を拒むなら、この問題は先が進みません。だから、この問題を解決するために、幾つもの区が困っているわけですから、やってもらいたいと思えますけれども、どうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 市のほうは、今登記にかかわる行政手続の法的な根拠とか、あるいは手続とか、その辺に大変複雑な問題がございますので、そこは専門的な知識のある市の職員が全面的に協力をさせていただきたいと思えます。

他方、これは土地の所有権にかかわる問題でございますし、まさに将来の伊豆市の市という単位から下の自治を考えたときに、やはり区というものをどのように再編成、自立していただくかということは重要なポイントだろうと思えます。恐縮ですが、八木沢は連合区という組織があり、また財力もございますので、ぜひ伊豆市内の区の先行的なモデルとなって、皆さんでお話をしていただき、新たな産業とか、こういった共有林の振興のあり方について、第一のモデルになっていただければと大変期待しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 市の指導で地縁等による整備を行った例として、震災のときの神戸の例を挙げました。神戸市では、市が介入して、そういうあやふやになっているところの集会所だとか何かを、みんな所有権をちゃんとさせてという例があったので、それをそこでひな形をよこしてくれたもので、それで土肥のときに地縁をつくってやろうとしたわけですが、登記が、亡くなった人のやつをまた承諾を得るだとか、要するに行政がやれば、これはこんなのは要らないんだよとって解決できるような問題が、各区でやると、これはだめだとかいいとか、そういうことはできないと、そして延び延びになって、今にきます。そして、この話はしないようにと思ったんですけれども、八木沢にあるシニアプラザありますよね、市長わかるように、みんなが介護施設の大きい施設。あれをつくるときに、八木沢区は集会所

はなくて、そして漁業組合の集会施設を借りて使っていました。

というのは、小土肥には生活改善センター、小下田にはふるさとセンター、土肥は役場を使うとか何かであって、八木沢だけに集会施設がなかったということは、そのときに何をやるかというときに、ほかの人は集会施設、八木沢はそのときにカーネーションが盛んだったもので、カーネーション育苗センターをそのお金でつくった。それで、八木沢に集会所がなくて、そして小さいところに年寄りが集まって、便所も2つぐらい、2階から下がって行って、そして戻ってくれば人を分けながら入らなければならない。そういうような状況であったのを、土肥町では、八木沢で何回も集会所をつくってくれと言ってもつくらなかった。

こうなので、八木沢としては、補助金を当てにできる施設として、介護予防の今の形をつくった。土肥町じゃ、あのうちをつくるときに、一銭も銭を出す力がなかった。で、八木沢がそれを建てかえて設計料や、本当いうと、あれは5,000万円しか出ないので、あとの4,800万円だかは部落の集会所を直すというの出たけれども、それも全部利用して、そしてその残の何千万円かは八木沢で支払うと。けれども、あの建物は、いいですか、土地も建物も名前は市のものです。覚書で、ただ八木沢で払ったというだけです。

こういう状態をいつまでも続けておいていいものかどうかということで質問しているわけです、この問題は。わかりますか。八木沢では銭があるからとかなんとかじゃなくて、八木沢の財産は全部町へ投げ出して、八木沢では財産は何もないわけです、今。そして町や市の力で八木沢の連合区を賄ってもらおうという考えで、小下田区には財産があります。八木沢には財産がございません。そういう状況ですので、行政指導を何とか、行政指導でなければ、今までに何十年たってもできなかったんだから、行政で何とかやってもらいたい、私はこう頼んでいるわけですがけれども、どうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議員の御質問の多くは、土肥町時代の複雑な解決手法なんか、菊地に何とかしろと言われていたようで、なかなか答弁が難しいところなんです。ただシニアプラザに限らず、地区センターといいますが、公民館といいますが、建て方も旧4町でそれぞれ違ったところもございますし、市の所有であるところ、あるいは建てたときの経費が違うところ、いろいろございます。

これを同時に全部整理するのはなかなか難しいと思います。したがって、大事なところから、あるいは複雑なところから、あるいは日々の生活に影響のあるところから順番に、その所有権等管理のあり方については整理整頓をしまいたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 八木沢、小下田の簡易水道の加入問題について再質問します。

負担金について伺います。上水道が統合されることについては負担金がなく、簡易水道が市に移管されることに負担金が生ずるような答弁ですが、負担金が生じるということは、現在使用している簡易水道を使わないで、新設にするのか、1つ。

土肥地区の上水道施設より、八木沢、小下田のほうが新しく、かんがい排水事業より20億円の幹線工事、ファームポンド、大きな支援があるが、どうして負担金をとるのか伺います。さっき難しく、検討するとは言いましたが、この前の答弁では負担金をとるといふ答弁でしたので伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと私の勘違いじゃなければいいんですけども、簡易水道施設等を使わないとなると、かんがい排水とか、今の簡易水道の施設を使わせていただくことで一番効果的に、効率的に水道整備をしようと思っておりますので、ちょっとゼロからつくるといふのは、全く今視野には入れていないのですけれども、その中で、新規に加入する加入負担金ではなくて、事業費の負担をお願いできないかということで、今、事務方から少し数字も上げて提案がされているようですけれども、そもそも市長として一番判断するのが難しいところは、他の旧町にあるような町営の簡易水道ではなくて、その施設が所有も運営も、つまりその水道料金は組合のほうに入っていたわけですよ。ですから、そのような形態のものが、一体町営の簡易水道であったのか、あるいはほかの分譲地とか別荘地と同じような独立の水道施設だと判断するのか、その判断を今しかねているということですので、そこは通常の新規加入とは違う観点で今検討しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 新たに水道事業を始めたとしての加入金、水道料金で施設ができ、水道料金で返済し運営されますね。この施設はかんがい排水事業としての幹線、ファームポンド及び現在使用している土肥の水道より新しい今の施設が支線として使用できます。これらの多額の施設があるのに、なぜ負担金の問題について考えなければならないのか。もう負担金は要らないと言い切れないですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これも繰り返しになりますが、事業費の地元負担ということでどうお願いすべきなのか、幾らにすべきなのか、まだ成案を得ているわけではございません。ただ、仮にそれを地元の皆さんに御理解いただいて負担いただく場合にも、その金額そのものも少なくなるように、なるべく今の施設を使えるものは効果的に使いたいということで我々も努力し、先ほど申し上げましたように、県にも御理解いただき、10億円以上もコストカットしているわけですので、そこはぜひこれまでの我々のやり方に御同意いただき、そしてまだ我々が、八木沢、小下田の簡易水道の現状認識を整理整頓が終わっていないわけです。ですから、これはこれからお話をさせていただきますので、ぜひそういった現状であると、状況であるということについては、御理解をいただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） この問題は、小下田、八木沢というような過疎地では、年寄りばかりで年金暮らしの方が多く、多くの負担金がかかることは大変だと思って質問したわけです。なるべく少なくしてくださいよということです。

土肥町は50円の水道料金を守るために、八木沢との統合を拒み続けてきました。伊豆市になっても、10年かからなければ、この問題は正常にはなりません。水の問題、温泉の問題で、観光地でありながら、観光事業の恩恵にあずかれなかったあげく、水道の合併と違い、負担金を取るというのは納得できないから、このような質問をしたわけです。

次に移ります。

10年後の伊豆市は、県下市部の最低所得から脱却できるかと。前回、再合併しても予測はつかないというあやふやな回答でしたので、今の形態で50年ぐらいは自立してやるべきではないかとの考えで質問します。

無駄を省き、筋肉質になり、自立できるようにしなければ、どこも合併してくれるところはないと答えています。どこかといっても、伊豆の国、函南、旧田方の近隣が浮かびます。西伊豆町に合併を申し込まれても返事に困ると思います。筋肉質の行政組織になればいいですが、食糧難で食べ物に事欠き、やせ細り動けなくなるのではないかと思います。

質問します。

再合併は、今回の合併のような財政問題完結の合併特例も、それに甘えるだけで、将来に対する対応はできない。同じことが再合併をしても繰り返されるだけではないかと思うわけですけれども、このことについて伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは先ほどお答え申し上げているとおりですが、私が主体的に、自分が第一当事者になって合併すべきであるとする環境というのは、将来やはり道州制が視野に入り、東部にも政令指定都市が必要であるというときには、そのようなこともあるかと思いますが、自立できないがためにどこかと一緒になってしのいでいくというような考え方は全く思っておりません。

議長（飯田宣夫君） 関議員、時間が来ていますので、申しわけありませんけれども、もう30分になりましたので。

これで関邦夫議員の質問を終了します。

ここで休憩をとりたいと思います。11時5分再開といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山 誠君

議長（飯田宣夫君） 次に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をいたします。

初めに、農産物直売所の取り組みについて、市長に伺います。

生産者が市場などを通さず、直接消費者に販売する農産物直売所が人気を呼んでいます。全国には直売所が約1万3,000カ所あるとされており、小規模の直売所を含めるとかなりの数の農産物直売所が存在いたします。その中には、年間売り上げが10億円を超えるところもあり、全国各地で繁盛店が生まれています。

農産物直売所の利用については、日本政策金融公庫が全国の消費者2,000人を対象に実施したアンケート調査、独自産業化の取り組みに関する農業者、消費者の意識調査によれば、76%の人が農産物直売所を利用した経験があることがわかりました。また、財団法人都市農山漁村交流活性化機構がまとめたモデル直売所における顧客満足度調査では、農産物直売所はスーパーと比べて、調査した13項目のうち12項目で満足度が高いという結果になりました。そこには、価格、鮮度、味、おいしさなど、直売所の強みとされる項目のほかにも、パッケージ、清潔感、温度、湿度など、どちらかというとならスーパーが強いと思われる点でも直売所が上回るという以外な結果も見られ、唯一スーパーに軍配が上がったのは、営業時間だけでした。もちろんこれはモデル直売所における調査であり、伊豆市内の直売所においても、それぞれに個性があって、すべての直売所がスーパーを上回る満足度を提供しているわけではないと思いますが、消費者が直売所に対して何を期待しているかがうかがえます。

スーパーよりも直売所とする消費者が多いことは明らかです。直売所の長所を生かし、商品やサービスの質などを、消費者の要望や好みを中心に顧客満足度を高めれば、直売所のリピーター確保につながっていくと思います。

直売所の規模が大きくなれば、地場産品の活用、地産地消の拡大や食育など、地域活性化を進める活動なども考えられるのではないのでしょうか。小規模農家の多い当市においては、品ぞろえを確保するための直売所間の連携や、営業ノウハウの情報提供など、行政としてサポートできることも多くあると思いますが、いかがでしょうか。

次に、伊豆総合高校通学路の安全対策について伺います。

伊豆総合高校の通学路は、人家のない区間が長くあることや、古川橋南側の横断歩道付近の街灯が暗く、運転者にとって歩行者の確認がしにくいなど、生徒の安全を心配する声が聞かれます。クラブ活動などで、日が暮れてから下校する生徒も多くいますし、4月からは多くの女子生徒が通うようになりました。防犯灯の増設など、安全対策を強化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、中一ギャップ解消への取り組みについて、教育長に伺います。

中一ギャップとは、小学校から中学校へ進学した際に、環境の変化にうまく対応できずに、不登校の急増や学力低下、いじめなどの問題が顕著にあらわれる現象です。

これらの問題を中一ギャップと初めて表現し、命名したのは、新潟県教育委員会です。新潟県教育委員会では、平成15年から行った中一ギャップ解消に向けての研究事業の結果を踏まえ、平成17年度からは、中一ギャップ解消実践研究事業を実施しました。

実践研究校に指定された6中学校で、中一ギャップ解消検討会議を設置し、小中学校の緊密な連携体制の確立、人間関係づくりの能力の育成、思春期の繊細な内面へのきめ細かな対応の3つの視点から自校プランを策定、実践しました。

具体的には、複数担任制の実践、中学校教員が小学校に出向く出前授業、また児童生徒一人一人のストレス度をはかる心の健康アンケートなどの取り組みです。実践研究の結果、中一ギャップのあらわれである不登校やいじめは大幅に抑制され、減少の傾向を示したということです。

そこで、当市における中一ギャップの現状はいかがでしょうか。また、その対策はどのようにとっているでしょうか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の農産物直売所の取り組みですが、市内の現状につきまして、直売所が13、朝市などが8カ所あり、合計21カ所ございます。また、そのほかに観光交流施設の売店などにも、地元農産物のコーナーを持っている施設や無人販売などもございます。

また、平成19年度より連絡会を発足し、相互の交流や情報を共有化することにより、農産物直売所、朝市活動の継続的な発展と新たな農産物の開発等進め、地産地消を推進してまいりました。ただ、大都市と異なりまして、伊豆市の場合には、経営者の顔の見えない大規模ショッピングストアではなく、皆さん市民であり、町の八百屋さんがあるものですから、その町の八百屋さんの営業妨害にならないように、このような事業を展開・拡大する場合には、しっかり町の八百屋さんにも入っていただき、共同に事業を進めていくことがあるべき姿なのではないかと考えているところでございます。

次の伊豆総合高校通学路の安全対策については、伊豆総合高校下の人家のない川沿いについては、建設課と防災が協議し、付近の農地、田んぼに迷惑がかからないようなLEDの歩道灯を今年度設置し、通学時の安全確保を図りました。また、必要があれば増加して設置することも考えたいと思います。

今後とも、学校、PTA、県などと協議した上で、女子学生を含む犯罪の未然防止や通学

時の安全対策を強化してまいりたいと思います。

また、県道熱海大仁線の横断歩道につきましては、県土木事務所に街路灯の設置を要望いたしました。まだ回答はいただいておりますけれども、県のほうで対応していただくことができなければ、また別の策を模索をしたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 御指摘のように、近年、中一ギャップというのは大きな教育問題になっているのは事実であります。中一ギャップにおいて不登校だとか、いじめという形であらわれていますので、この点について、伊豆市の状況を申し上げます。

生徒指導の報告から見ますと、小学校と比べて中学校では自我の発現・確立と相まって、不登校やいじめが増加している傾向にあるのは事実であります。現在、中学校1年生で小学校6年生でなかったものが2名不登校になっております。しかしながら、中学校入学後すぐにそれらが増加する傾向ではないように考えております。この現状を考えると、中一ギャップに対して、伊豆市では慎重に対応していきたいと思っております。

現在、市内中学校4校すべてに、心の教室相談員を市単独で配置をし、悩みを初期の段階で消化することができる体制づくりに努めたり、不登校支援などの支援員の配置が計画的に行われているために、ある程度での解消にはなっていると考えております。

また、小中学校で生徒理解研修が進められ、情報交換が密に行われていることもその一因だろうというぐあいに思います。

土肥地区と中伊豆地区の2地区に小中連携をテーマにした指定研究を今お願いをして、実践研究を行っているところであります。伊豆市の子供たちが安心して登校できる環境づくりを今後も進めてまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

杉山議員。

7番（杉山 誠君） 直売所のことについてですけれども、連絡会をつくって、それらの連携をとって積極的にその事業が推進されているようではございますけれども、地元、地場、八百屋さんとの民業圧迫というか、お互いに民間なんですけれども、それらのことに営業妨害にならないようにという配慮も市長から伺いましたけれども、この直売所のこれからの将来性というものを考えますと、冒頭も述べさせていただきましたように、かなりニーズが高いということは確かであると思っております。利用した人が、全国調査で、抽出ですけれども、76%の人が利用して、その利用されなかった中でも、今後利用してみたいという方が64.2%おられたそうです。

そういうことを考えますと、これから先、やはりまず私の知った方でも、定年退職してから農業を始めて、直売所のグループに加入して、今営農を始めた方が、3年ぐらい前でしたか、ありました。その方のお話を伺ったんですけれども、会社勤めしているときにJAの農

業教室、そういうものに通って技術を習得して、退職後それらを本格的に乗り出したということで、このようなことを考えますと、これから伊豆市で定年退職をされる方が、また団塊の世代の方が大量に退職されていく中で、私の周りでも農業を始めたいというような声を何件か伺ってます。ただ、ノウハウがないもので、どこで習ったらいいだろうかということも伺いました。

やはり農業というのは、自分も少し経験はあるんですけども、自家農業のうちはいいいんですけれども、それを所得を得ようということになると、なかなか販路というのが問題になります。農産物の市場価格というのは非常に不安定ですので、果たして農業を始めて採算が合う農業ができるかということ、非常にリスクがあります。

そういったところで、直売所というのは自分で値段をつけます。品物が悪ければ買っていただけませんので、自然と良質なものをつくらうと研究、努力するのは、皆さん必然的にそうなると思います。そういう意味で、やはり直売所というものは、これからふえていくんであろうなと自分は思います。

そこで、私も市のホームページを見ましたけれども、直売所が写真つきで紹介されておりました。そんな市としての支援、これをやはり八百屋さんの営業妨害ということも配慮するんですけども、私は八百屋さんとかスーパーの消費が直売所に流れるということは、余りないのではないかと考えています。やはり、野菜、果物を購入される方というのは、各直売所に情報をすごく求めていますし、あちこちの直売所を歩いて、常にいいものを探し求めているというか、そういう方もおられますので、日常的に主婦の方が買い物をするときは、やはりほかのものと一緒に買いますので、そこで野菜とか購入してきますので、野菜だけ直売所へという方も余りないのではないかと自分では思っていますので、これから直売所の発展を支援していかない手はないんじゃないかと思っています。

ちょっと回りくどくなってしまうんですけども、そういった意味で、これから農業を始めたい、そして販路しっかりと確保したいという方に対して、市のほうで今企業支援をさまざまな面で行っていると伺っておりますけれども、そういった情報窓口、相談窓口、そういうものは現在どのようになっておられるでしょうか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は直売所を振興しないということではなくて、野菜の選び方とか値段づけにノウハウのある町の八百屋さんも入ってもらって、そして拡大・振興していったらいいのではないかと、こういうことを申し上げているわけで、中伊豆地区の場合には、将来お客様の動線として冷川インターから、それから中伊豆地区を通過して国土峠から湯ヶ島という、今までに余りなかった動線も当然つくりたいわけです。

そうすると、その線上に大東小学校と季多楽と八岳小学校があるわけです。そして今でも、わずかですけれども、萬城の滝にも少し並んでいる。したがって、そこを、今点々としてい

る。今季多楽と萬城の滝ですから、それをさらに新しい点をつなげて、一部八岳小学校区のある方も、将来もし八岳小学校があいたら、そこをこういうようなもので使いたいという若い方もおられて、そうしていくと、だんだん線になり、面になっていく。その中でより効果的な直売所ができていくということを考えているわけです。

ぜひそこは応援をしたいと思っています。観光経済部の農林水産課のほうで、そのようなことは対応窓口をやっておりますので、具体的な話がありましたら、またそちらに御相談いただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 私もちょっと市長の最初の答弁を理解不足のところがありました。やはり、そういった連携をしっかりと密にとって、拡大をしていていただきたいと思います。それで、やはり直売所のいいところというのは、顔が見える取引、これがまず第一だと思います。

そうした中で、生産者と消費者の間で交流が生まれて、お互いになかったものがそこで得られるようになりますので、生産者は伝統的な調理法、それからしゅんのおいしいいただき方とか、そういう知識を持っていますし、また消費者の方は、多方面でいろいろな生産者の知らない利用法、調理法、そういった情報も持っておられると思います。そういった情報をお互いにしっかりとうまく使って、情報の集積を行って、地域ならではの商品の開発とか、加工品の生産、また新たな地場産品開発の可能性なんかも考えられてくると思います。

そういった意味で、やはり、農・商・工連携というような一つの形になると思うものですから、これはぜひこれから推進していただきたいと思いますんですけども、さてその具体的な方法となるんですけども、現在のところは連絡会での直接の話し合いではないかと思うんですけども、これから大規模化していくに従って問題になってくるのが、品ぞろえということになると思います。

やはり、消費者の方は直売所を何軒も歩くというのは、なかなか手間のかかることですので、できれば1カ所で済ませたいという心理も働くと思いますので、そういった場合に、その直売所に品ぞろえが少ないと、やっぱりリピーターの確保につながらないということがありますので、常に消費者の求めるものが直売所にそろえられていくということが必要になってくると思いますので、そういった情報提供、情報交換、それをこれから、以前私も地産地消で質問させていただいたときに、ネットワーク化ということをお観光経済部でも考えるようなことを答弁いただいたことがあるんですけども、やはり今、電子情報の時代ですので、パソコンでそういったネットワーク化あるいは携帯電話で、具体的にはJAのIT回覧板ですか、そういったものをグループで登録して行うこともできるものですから、そういった踏み込んだところまで、ぜひアドバイスをしていただきたいと思いますと思うものですから、やはり、そういう情報というのは、市長も御存じの徳島県の上勝町の葉っぱビジネスと言われているんですけども、つま物、これは本当に高齢者が生きがいを持ってその仕事に打ち込んでい

る。それもやはり、最初は行政の後押しがあったと伺っております。

やはり、成功したビジネスを支えている根本は、その町はパソコンのブロードバンド化が進んでいるようで、お年寄りに高齢者向けにわかりやすく開発というか、整備されたパソコン、どういう形なのか、ちょっと具体的にはわかりませんが、高齢者でも簡単に使えるようなパソコンのシステムを開発して、それを皆さんに使っていただいているということで、80歳のおばあちゃんが正座してパソコンに向かっている姿、これが報道されていましたが、非常に高齢者の生きがい対策、それから働くことによる健康増進、介護予防、また伊豆市でいえば、そういったものが就農者がふえてくれば、遊休農地の解消にもつながっていきますので、これは積極的に進めていただきたいと思うんですけども、さっきの市長の答弁と重なるかもしれないんですけども、そういった効果というものの、それをどのように考えておられるか市長にちょっと伺いますけれども。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） このような仕事ぶりを市役所のほうはまだ経験したことがなかったものですから、去年の4月に農林水産課に振興係をつくって、いわゆるこのような企画事業ができるような体制をつくり始めたところですけども、まだ機能はしておりません。

他方、上勝町のいづりを企画した方のお話を伺うと、どこで行けると踏めましたかと聞きましたところ、3年後なんですね。それもその葉っぱをとり始めたころではなくて、京都、大阪の料亭に通い続けて、京都の老舗の料理屋さんが初めて厨房を見せてくれたとき。それまでひたすら自費で京都、大阪に通い続けているわけです。経費ついていませんから、全部自費で。何度も入院されたり、体調崩されたり、全く利益にならないまま、奥様の内職で3年間も、突出した情熱を持っておられる方がいて、その後も何年もたっていますから、10年ぐらいいろいろ努力をされて、あそこができたからすぐできるというようなものではございませんし、幾つかの事業で経験しているとおり、市長が主導でやったからといって、すぐに予算つけられるものではない。地元でやる気がないものはつけられないというようなこと、当然だと思いますので、私は当然伊豆市の中で新鮮な野菜、ここならではの野菜を直接消費者に食べていただく直売所というのは可能性があると思っていますけれども、しかし、やはり相当な根気と熱意を持ってやって初めて、どこも考えていることですから、ビジネスとしては成功するんだろうと思います。

ぜひそのような当事者の皆さんが、根気と熱意をお持ちの方、なるべくその皆さんもネットワークをつくっていただきたい。それは、我々も後ろから眺めるのではなくて、一緒に闘っていくというような体制がなるべく早くできていけばと考えています。その際には、行政サイドでは、当然私も先頭に立たせていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） ぜひ積極的に応援していただければなと思います。ちなみに、

上勝町のビジネスがスタートしたのが1987年というどりのホームページに載っていますので、今から23年前ですから、やはり成功するにはそれなりの努力とそういった期間が必要であると思いますので、今からそういうことを皆さんに、また観光経済部のほうでもまたその会議があれば、ぜひそういった働きかけをしていただきたいと思いますけれども、具体的にはどうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 市役所の中の体制ですけれども、繰り返しになりますが、農林水産課の振興係に、ことしも少しスタッフを入れかえました。そこで新たな企画事業ができるように、このようなネットワーク化が、取りまとめができるようにさせていただきたいと思います。

1つ具体的には、これは直売所ではないんですが、修善寺の温泉場の皆さんが、地元の米を使っていただくことを着手されています。それを他の地区の旅館等、生産者の間でもできないかということで、その事務局も農林水産課でやってくれと。これは地元の米屋さんを巻き込んでですが、ことしは実はそれをやって、来年からそれを野菜に拡大していきかけたんですね。ですから、全く今経験のない事業なんで、一つ成功体験を経験してからやりたいなと思っていたところですけども、もしことし、さらに直売所関連でも踏み込むところがあれば、前倒しをしてそのような事業を着手してまいりたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） ぜひよろしくお願いします。

次に移ります。

伊豆総合高校の通学路なんですけれども、LEDが設置されたことは大きく報道もされましたし、私も現地を見てまいりました。ただ、設置された箇所から県道に出るまでの間がかなり距離があるということと、照明が一つもないということ。それから、LEDが設置されている下あたりの用水路の取り入れ口が、ちょっと自分は歩いてみて狭くて、高校生だから機敏だから大丈夫だとは思いますが、かえって若い元気な子たちですので、その辺のところ、もうちょっと手すりとか、そういう安全対策も必要かなと思いましたので、そこも1点お伝えしておきます。

あとは、やっぱり何と言っても横断歩道なんですけれども、近所の方から言われる前に自分も暗い中を生徒が大勢渡っているときに、見えにくいなということは以前から感じていました。ただ、街灯があることはあるものですから、一応あるんだなということで自分も納得していたんですけども、近所の方から危ないよという声が上がって改めてそこを見ても、確かに今の照明ですと、人影がはっきり認識できないですね。県土木のほうで設置を進めているオレンジ色のナトリウム灯ですか、あれは非常に認識がしやすい。大体の横断歩道、交差点にはその照明がついていますので、こういったものができれば、はっきりと人影もわかるし、何しろ今は夏服ですけども、冬服は真っ黒ですので、そしてあの

場所というのはちょうど踏切の直近で、中伊豆方面から行く場合には、踏切を意識して、ちょっと横断歩道の認識が薄くなるということと、牧之郷方面から来た場合には、踏切を渡って加速するんですね。ですから、そこで横断者がいた場合に、ちょっと危険だなとも感じますので、そこはなるべく早くそういった注意喚起ができるような方策を講じてほしいと思うんですけれども、要望を出した段階で、まだ回答はないのでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の取水口のところの段差は私も気になりました。5センチぐらい異様に高くなっているんですね。建設課のほうにも何とかならないかということで指示をしておりますので、後ほど確認をいたします。

横断歩道につきましては、まだ県のほうから回答はいただいていないのですが、学校のほうは、特に朝は通勤の車と重なるものですから、できれば地下道という御要望もあるんですが、あそこに地下道というのもなかなか難しいものですから、現時点では横断歩道を慎重に歩くということと、生徒さんを認識できやすいようにということで街灯のほうも今検討しております。より安全なやり方について、また県とも相談をさせていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） その県道までの駅からの道路、非常によく作りまして、市長のウエルカムが非常に伝わっていると思いますので、ぜひさらにその安全対策、また通学しやすいような体制づくりを進めていっていただきたいと思います。

では、次の中一ギャップの解消に向けてに移らせていただきます。

教育長の答弁で、今現在、不登校が2名ということで、また心の教室相談員、支援員、そして小中学校の情報交換ということで、おおむねその体制はとられているなということは何いましてけれども、最後にありました小中連携ですけれども、今、小中一貫教育というのを導入している学校もふえていますし、伊豆市の場合は、土肥、今計画されている中伊豆、いずれにしても、1つの地区に1つの小学校、中学校ですので、それらが一貫教育に、可能性があるんじゃないかなと思うんですけれども、その計画というのはどのようにお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 僕も経験はありませんので、軽々に言えませんが、先進地域の学校を見に行ってきた中では、9年間を小学校1、2、3、4年生のグループと5、6、7年生のグループと8年生、9年生のグループという、そういう3段階で区切って教育をしていくというのが主流のようであります。

私も注目していたのは、5年、6年、中1の7年生の、そのグループの教育がとてもうまくいきそうだなと今思っていますし、指定をした土肥、中伊豆の学校にはお願いをしてあり

ます。

というのは、今御承知のように、5年生、6年生は学級担任制でやっていまして、1人の教員がすべての授業をやると。もちろん出入りが多少ありますけれども、やっぱり今の6年生に学級担任の先生1人で立ち向かうのは無理があるというぐあいに思っています。そういうことを考えると、ある程度教科担任制等を入れて、5、6、7年生の教育をうまくやっていくと、かなり充実したものになるのではないかとというぐあいに考えております。

そんなことを、まだ教育長レベルで試行錯誤している段階で、現場にきちんとおっているわけではありません。現在は小学校の教員が中学校に行って授業をたまに行く、中学校の教員が小学校の英語の時間を数時間やるという程度の交流でしかありませんが、小中同じ校舎でやる一貫教育と、分離型と称するものとあるんだそうですけれども、とりあえずは伊豆市は分離型で実験的に進めていきたいというふうに考えています。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 分離型でも十分機能は果たせると思います。これはやはり、何といても小学校から中学校へ進学したときの心の変化というか、ストレスというか、それはやはり大きなものがあると思います。今の現状を見てみますと、本当に中学校の制服を着ると、急に大人になったなど、私たちもよく小学校の卒業式と中学校の入学式と比較して感じるんですけれども、それはやはり生徒がそれだけの自覚とともに、ストレスを感じていると思いますので、ぜひ円滑にその生徒たちが移行できますように、その辺の取り組みをお願いしたいと思います。

分離型、一体型いずれにしても、一貫教育に進むということと、もう一つは小中の連携教育ということで、リーフレットを出している教育委員会があったのですが、高知県の教育委員会で、「中一ギャップ解消のための小中連携教育に向けて」というリーフレットを出しているので、私もそれを読んできたのですが、やはり、今、私申しましたように、生徒の、子供の中学校に入ったときの心のサポートがやっぱり必要だと思います。小学校のうちに中学校生活というものを理解してもらおう。そのためのガイダンスをここでうたっているんですけれども、中学校へ入ってからと小学校のうちに中学校生活ということをよく教えてあげるというガイダンス、ガイド、そういうものが必要であると思います。

今現在、不登校とか問題は数の上からはそれほど、これはとらえ方にもよるんですけれども、全国的な平均から比べると、伊豆市はうまくいっているなどは感じるんですけれども、これから先、やはりそういった問題も出てこないとも限りませんので、今のうちからそういった取り組みを強化していく必要があると思います。最初の答弁でも教育長答えていただきましたけれども、今後さらに、やはりそういったものをギャップを解消するための取り組み、これを小学校、中学校、より連携をとって進めていただきたいと思うんですけれども、具体的な対策として教員の加配とか、今、相談員、支援員をいただいているんですけれども、不登校に対する取り組み、これがどのように現場の中で、日常の中で行われているか、ちょっ

とお答えをいただきたいと思うんですけども。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 実は、小学校から中学校へ入学したときに、適度な刺激変化というか、環境変化というのは大事だろうというぐあいに思います。余りのんびんだらりですと行くというのは、子供たちの教育には好ましくない場合もあります。これが過度に環境変化が起きると、いろいろな問題が起きます。もちろん個人差は随分ありますから、それは同じようにはなかなかいかないところが、今難しいところだなというふうには思っております。

御指摘のいろいろな方策であります、実は心の教室相談員とか、不登校支援員というのを配置してはありますが、例えば心の教室相談員というのを3日勤務で1日6時間、あるいは3日勤務で4時間勤務というような、非常勤職員扱いのような形で今お願いをしているわけありますので、これらをより充実した形で進めていくことで、もう少し充実したものになるのかなという気はいたしますし、先ほど適度な環境変化とは申しましたが、ある程度この子はというのは予測できますので、そういう子供たちへの個人指導みたいなものを上手に取り入れていくことで、限りなくゼロにしていきたいというふうに思っております。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 本当に中学校、子供のデリケートな時期ですので、その時期につまずいてしまうと、一生に影響を与えますので、丁寧な対応をまた今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今、伊豆市には小学校、小規模校もありますし、そういった小さい集団の中から大きな集団に移ったときに、やはりこれもギャップが大きいと思ひますので、その辺のところも特に配慮して対応していただきたいと思うんですけども、今までの様子から見て、小規模校の集団から大きな集団に入ったときの現状とその対応はどのようにとらえておられましたでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 先ほどから議員がお話ししておりました6年生時代に中学生との交流であるとか、中学校の教員が小学校に行つての出前授業だとか、中伊豆、土肥においては、小学生が中学校に行つて授業をするとかというようなことをやっておりますし、今後も進めていきたいというふうに思ひます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） ぜひ子供たちの未来に向けて、最大限の努力を続けていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（飯田宣夫君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

西 島 信 也 君

議長（飯田宣夫君） 次に、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は4点につきまして一般質問をただいまから行います。

1番目、水道料値上げ等の施策は、人口減少を加速させているのではないか。

市長は、昨年12月定例議会の行政報告の冒頭に、人口減少に歯どめをかけるため、伊豆市のあらゆる資源と努力を傾注する。平成22年度に第1次伊豆市総合計画の後期基本計画を作成するが、すべての施策が人口減少との戦いに収れんされるよう策定すると明言されました。

今、市長がやろうとしている、あるいは実施済みの次の諸施策、水道料値上げ、ごみ処理手数料の徴収、老人憩いの家の有料化、学校再編成等は、どう考えてみても人口減少を加速させるものであると思わざるを得ません。今言った水道料値上げ等の諸施策が人口減少に歯どめをかけているというのなら、その具体的な証拠を挙げて説明をしていただきたい。

2番目、修善寺駅舎改築は何のためにやるのか。

市長は、「伊豆市に勤労者世帯を誘致するためには、通勤利便性の高い修善寺駅周辺に世帯用住宅を整備する必要がある。そのためには、修善寺駅周辺整備事業が不可欠である」と言っております。これは3月定例議会で言っております。

基本的問題として伺いますが、修善寺駅周辺に世帯用住宅を整備することと、修善寺駅舎を建て直すこととどういう関係があるのか御説明をいただきたい。

3番目、これは教育長に対する質問でございますが、子供たちの学力向上には少人数教育のほうが効果的ではないか。

教育長は、学校再編の理由として、子供の時期に学ぶべき人とのかかわり方や社会性、道徳性を学ぶ場として、少人数過ぎる固定化した集団を解消したいから学校再編をするんだと、こう力説しておられます。

確かに人とのかかわり方や社会性を身につけるといふ点から見ると、大きい集団のほうが多少有利と思えなくもありません。しかしながら、そのようなことは、何も学校の中で教えてもらわなくても、地域でも、家庭の中でも十分身につくことができると思います。学校で子供たちを教育する最大の目的は何か、それは言うまでもなく、確かな学力を子供たちにつけさせるということではないでしょうか。

今、小学校の教育は、ゆとり教育から脱却し、学習内容は大幅に増加しております。これからも増加します。落ちこぼれをなくし、児童一人一人に対応したきめ細かい教育指導を行うには、少人数教育のほうが、大勢に教えるより効果が上がるのは当然であります。

そこで質問ですが、児童生徒の学力の向上という観点から考えた場合、30人の学級と15人の学級を比べると、どちらが教育の実が上がるのか。どう思いますか、お伺いします。

4番目、市税の収納対策はどのように考えているか。

今、国からの地方交付税を初め、交付金や国・県支出金等は猛烈な勢いで減少する傾向に

あります。そこで、自主財源の確保はまさに喫緊の課題であることは論を待ちません。

そこで、次の2点について質問します。

1つ目、平成20年度の伊豆市市税の徴収率は86.75%、これをどう見ているのかお伺いします。

2番目、税の収納体制について、今後どのように考えていくのかをお伺いします。

以上、よろしく御答弁をいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの西島議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 西島議員の御質問にお答え申し上げます。

これはきのうもどこかで申し上げたんですけれども、ぜひ税金で運営されている議会ですので、議員の議論を積み上げていただきたいのですけれども、私は水道料を値上げしたら人がふえるなんて一度も申し上げたことはありません。公共料金等は、広く公平に負担をしていただき、そしてなけなしの財源を将来性のあるところに特化して、集中して使いたい。その結果、今疲弊している産業が振興し、所得が上がって人がふえるように頑張るということを申し上げているわけです。

水道料金等の公共料金を低く抑えて、一般財源を投じて将来投資をしないということが、一体人口減少の対策とどうつながるのか、市長には残念ながら反問権はないのですけれども、ぜひお考えをいただきたいと思います。

駅舎のほうも、これも同じなんですが、駅舎を変えれば世帯がふえる、あるいは駅舎と住宅が一致すると一度も申し上げたことがないわけであって、駅舎を含む現在の駅周辺整備事業のその後で、北側のまちづくりと生活空間と南側の商業地の活性化ということを、何度も何度も繰り返し申し上げているわけであって、ぜひその議論の上に立って御質問をいただきたいと思います。

それから、最後は収税対策ですが、現在の体制は、5人の収納スタッフ職員と徴収嘱託員1人が収納業務に当たっております。今後の対策につきましては、既に梅原議員にお答え申し上げますので、そのとおりでございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 学校教育の目標でありますけれども、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うように我々は考えております。

基礎的な知識及び技能の習得に関しては、御指摘のとおり、少人数のほうが一人一人にかかわる時間が確保できるという意味では、効果的である面が考えられると思います。しかし、

これからの変化の激しい社会を生きていく子供たちにとっては、課題を解決するための思考力、判断力、表現力、そして主体的に取り組む姿勢をはぐくんでいくことも、学校として極めて重要な要素であるわけであります。

このような力をつけていくための児童生徒が学習する望ましい学級規模というふうに考えますと、友達との意見交換や共同で活動する中で、多様な友達の考え方や行動に触れる機会が持てるような学級規模が必要であるというぐあいに考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） まだ12時前でありますけれども、西島議員の質問の途中ですが、切れがちょうどいいものですから、午後は再質問から始めるということによろしいでしょうか。ここでお昼の休憩をとりたいと思います。

〔「一部やらせてもらえないですか」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） それでは、続けてどうぞ。

西島議員。

6番（西島信也君） それでは、時間も大分押しているわけですが、一部について休憩前に再質問をさせていただきたいと思います。

順番をちょっと変えさせていただきたいと思うんですけれども、3番目の、今、教育長さんからお答えのあった子供たちの学力向上には少人数教育のほうが効果的ではないか、このことについて再質問をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

ただいま教育長さんから御答弁があったわけですが、私は子供の学力の向上という観点から、今回は質問をさせてもらっております。子供の自立化とか社会性とかいう問題はとりあえず横に置いて、お願いしたいと思います。

子供の学習環境として、1クラスは何人が望ましいのか。これは国立教育政策研究所の調査によりますと、20人以下の少人数学級は、それ以上の大きな規模の学級より理数系の成績がよく、教師から個別指導を受けた経験も多いという、こういう結果が出ております。同研究所の調査によりますと、小学校5年の児童に聞いたところによると、算数の授業中、先生にノートやプリントを見てもらったことがあるかと尋ねたところ、20人以下の学級の子は、こうした個別指導ですね、先生から生徒に対する個別指導が多いということがわかっております。これは当然のことでありますけれども、その他多くの項目で、20人以下のほうがよい結果となっております。これは、国立教育政策研究所の調査によるものです。

文部科学省は一部教科で、20人程度の少人数指導が可能となるよう、小中学校教員の定数をふやす計画を進めていくということであります。教育長さんは、昨日の質問の答弁で、何でそんなに早く再編を進めるのかという質問があった後の答えに、子供たちを少しでも早くよい環境にするために学校再編を急いでいると、こう申されたわけですが、国立教育政策研究所は、言いかえますと、理想は1クラス20人以下と言っているわけなんです。この国立教育政策研究所が言っているよい環境とは、1クラス20人以下の学級のことを言っ

いるんです。市長がよく言う30人がどうだとか、そんなことは一言も言っていないです、こういう公的機関が。いいですか。

普通はだれでも少人数教育のほうが、大勢を教えるよりよいと考えております。国立教育研究所からもそういう調査結果が出ているのに、なぜ教育長と教育委員、そして市長は30人がいいと言っているのでしょうか。まことに不可思議きわまりない。親御さんの希望も、学校で何を期待しているかということ、学力をつけさせてくれということをお願いしているんです。さっきも言いましたけれども、社会性やら道徳性、それは学校でなくてもできるんですよ。地域でもできるし、家庭でもできるんです。学校に何を求めているかということ、学習の効果が身につくように、そういうふうに親御さんも願っているわけなんです。私どももそうだと思いますけれども。

そういうことで、先ほど学習面においては少人数のほうがいいと、教育長さん、そういう御答弁もありましたけれども、その辺もう一度どう思うか、御答弁いただきたいと思います。議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 若干繰り返しになりますけれども、学校は教科学習を中心として知識を習得させ、思考力を育成していく側面と、子供たちの社会システムの基礎を培う側面、この2つを持っていると我々は信じて学校教育をやっているわけです。そうでなければ、塾、予備校で十分なわけですよ。

学校が明治以来ずっと国民の皆さんに信頼されてきているのは、社会性をどうするか、特に今子供たちが減ってきて、兄弟が減ってきて、あるいはテレビゲームの普及等、子供たちを取り巻く環境が随分変わってきて、地域でなかなか子供たちの社会性を培う、育てるといふ部分が非常に弱くなってきているということを心配する中で、学校というのは、一定規模の中で社会性も一緒に育てる。将来一人前の大人に、社会人として生きていけるような部分を育てたい。そういうものを非常に強く近年の学校教育は要求されているというぐあいに思っているところであります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今、教育長さんから、ただ勉強だけを教えているのは、それじゃ塾と変わりがないじゃないかと、こういうことをおっしゃいますけれども、そうじゃないんですよ。塾へ行くのは、学校でちゃんとした学力が身につかないから塾に行っているんですよ。私はそういうふうに認識しています。教育長さんがそういう、何で塾に行っているんだ、それは学校でちゃんとした学力がつかないから塾に行ってるんですよ。それはよく思っていたきたいと思います。

少人数学級が子供の学習に効果があるということは、アメリカなどの研究で明らかになっております。現場の先生に聞かしても、20人以下だったら、一人一人の勉強のつまずきが

よくわかるんだけど、30人になると、それは無理になる。それは当たり前ですよ。20人見るのと30人見るのでは大違いなわけです。

ちなみに、学力世界一で今注目されているところ、フィンランドですね。市長も行ったことがあるか知らないけれども、フィンランドは24人学級なんです。つまり、1学年30人いたら、15人ずつの学級になるんです。また、外国語の授業は、その24人の半分の12人学級にしていると、こういうことなんです。少人数学級のよいところ、これは学習面にしても、生活面にしても、子供を丁寧に見ると、そういうことができるということなんです。

一方、反対に少人数学級の悪いところは何だというと、悪いところとして指摘される議論は、子供たちに切磋琢磨がなくなる。あるいは教育長さんがよくおっしゃるように、序列化がどうだと。それで子供たちの社会性が身につかなくなると、こういうことを言っているわけです。

しかし、現在の伊豆市の小学生、みんな小規模の学級でやっているわけです。1クラス十数人から二十数人でやっている。欧米を見ましても、十数人から二十数人ですよ。この前、市長が、私が20人だと言ったら、いやそうじゃない、二十何人だと言いましたけれども、そんなことはないんですよ。したがって、切磋琢磨さがなくなるということは、そういう議論は成り立たないんですよ。現在、欧米の子供たち、伊豆市の子供たちは切磋琢磨さがないか、社会性に問題があるのかと。ずっと前から少人数学級やっているわけですから、そういう議論は成り立たない。

文部科学省の発表した資料でも、約8割の学校がクラス人数を引き下げたほうが、チームティーチング、TTと言いますけれども、これは習熟度別学習というんですか、指導というんですか、習熟度別指導よりも、学級の人数を下げたほうが効果的であると、こう言っているわけなんです。これは文部科学省ですよ。市長は、文部科学省の言っていることは、民主党の言っていることは当てにならないとこの前言いましたけれどもね。少人数学級にして、縦割りの学習、1年生から6年生まで縦割りの学習や大人たちと交流する場をつくるなどして、社会性の面でも気を配ってやるのが、それが子供たちのためになる体制じゃないかと思うわけです。

現在の伊豆市の小学校では、皆それぞれ、今、私が言った縦割りとか、大人たちと交流する場とか、そういう方法をみんな採用しているわけなんです。例えばよく言われておりました八岳小の金管バンドや一輪車、大東小の漢字検定、これらは小規模校の特性を最大限に生かして、大きな成果を上げているんです。それが今度は一緒になったらやらないと校長が言っていたようですけども、それは実際できないわけですよ。幾らひんしゅくを買おうと何しようと、できないものはできない。

さらに、多くの学校で、地域の皆さんの協力によって、田植え体験であるとか、あるいはけさの伊豆日日新聞に載っていましたが、ワサビの収穫体験とか、そういうことをやっております。

このように学校と地域が一体となって、こういう理想的な学校を解体して、子供たちを遠くの学校へ追いやって、先人たちが嘗々として育ててきた地域の学校というものを、要するに美しい田、美田を、地域の人たちが培ってきた美田を荒地地に変えると、こういうことを今やろうとしているんじゃないですか。

そういうことで、学校再編について根本から見直さなければならないと私は思いますけれども、この見直しということについて、教育長はどうお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 今の小規模の学校が理想的だとは、決して我々は思っておりませんし、何度も言いますが、小規模校は小規模なりの努力をして、必死で教育活動に励んでいるというように考えております。

再編して中規模校になったとしても、学校全体の規模はそれは大きくなるかもしれませんが、授業形態は全部が全部大規模化して行うわけではありませんで、授業によって、議員御指摘のような小規模集団での授業がいい場合は、現在でもいろいろなところで実践しているわけです。全体が大きくなると、みんなマスプロでやるんだろと思うられているかもしれませんが、決してそんなことはありません。それは、きのうの土肥小の事例でも申し上げましたが、急に文科省が少人数がいいと教員をすぐ配置してくれるわけではありませんので、全国で一斉にそんなことをやったら膨大なお金がかかるわけです。

したがって、各市町では仕方なく市単の支援員をお願いをして、教員免許状のある支援員を配置して、土肥小の6年生は2つのクラスで授業をしているというようなこともあるわけですので、決して大規模になれば、あるいは中規模になれば何でもかんでもマスプロになっていくというのは誤解であるというふうに思います。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今、学校支援員なんかもあるからいいんだというようなことをおっしゃっていますけれども、一つ伺いますが、学校支援員というのは何のためにいるんですか。よその学校にも学校支援員いますよ。学校で何人かいるわけですが、学校支援員は何か。私が聞いたところによると、学校支援員というのは、発達障害の子供の面倒を見るための学校支援員じゃないんですか。それはいろいろある。主には、私が聞いた小学校では、発達障害の子供、アスペルガー症候群、わかりませんが、あるいはほかのあれかもしれませんが、とにかくそういう子供のために、今、発達障害の子供は何人いるかというと、この前の民生委員の総会で聞いたんですけども、学校の生徒の6%はいるというんですね。

私、ある伊豆市内の小学校で聞いたところ、私の学校じゃ10%だと言っているんですね。10人に1人は発達障害の子がいるんですよ。発達障害の子というのは、そこらじゅうを歩き回ったりなんかして、全然授業にならないから、そういう子のために支援員をつけているんです。それが一つなんですよ。だから、先生の免許がある支援員の人は教えたりもするんで

しょうけれども、今言った支援員がいるからいいんだというのは、どうも私は納得できませんですね。

とにかく私は、教育長のきのうの答弁で、その辺は見直す考えはないかという質問に、土肥は合併したからいいんだと。それで中伊豆は議案出しているから、条例改正の議案出しているからもういいんだと。あと修善寺と天城はこれからだなんて言うておりましたけれども、大体地域の人のお話を何も聞いていないんですよ。今度も6月定例会で、今の会ですね、これに中伊豆の学校再編のあれが出ていますけれども、6月に地域の人に聞きましたら、八岳の人に聞きましたら、地域のそういう説明会に、6月に決まるなんていうことは一言も聞いていないと言ってますよ。そういうふうに、地域の人何も知らないうちにこういうのを決めるというのは、私はおかしいと思います。

時間も大分押しておりますので、子供たちの学力は少人数学級がいいじゃないかという私の最初の質問につきましては、以上で終わります。

議長（飯田宣夫君） 西島議員の質問の途中ですけれども、ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

西島議員の再質問から行います。

西島議員。

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

それでは、再質問を午前中から引き続きまして行います。

初めに、ちょっと順番を変えますけれども、4番目の市税の収納対策について再質問いたします。

先ほど市長が答弁らしきものをしたんですけれども、私が質問した平成20年度伊豆市市税の徴収率は86.75%、これをどう見ているのか。これは全く答えがないから、これ言ってください。市長がどう見ているのか。

2番目、税の収納体制について、今後どのように考えていくのか。梅原議員にきのう言ったからいいなんて、そういう失礼な話はないじゃないですか。ちゃんともっと、議員個人が質問しているんだから、言ってください。あなたさっきね、私に税金もらっているからどうのこうの言ったんですけれども、おたくだってちゃんと高額な給料もらっているんですよ。ちゃんと書いたことぐらい答えてください。

以上。

議長（飯田宣夫君） 西島議員、ちょっと私から申し上げますけれども、市長に対してあん

たとかという発言が今ありましたけれども、それはちょっと伊豆市の議員として不適切だと私は判断しますけれども。

6番（西島信也君） 不適切とは何も思っていないですよ。あなたはいい言葉じゃないですか。じゃ、おまえと言えというんですか。

議長（飯田宣夫君） ちゃんと市長という名前があるんですから、市長と言ったほうがいいと思いますけれども。

6番（西島信也君） 市長だって、あなただって十分敬意は伝わっていますよ。

議長（飯田宣夫君） わかりました。

それでは、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1点目ですが、20年度86.75%、御指摘のとおりで、18年度は84.46%、19年度は85.58%、したがって、ここ二、三年を見ますと、わずかではございますけれども、上昇しております。ただ、他市と比べて決して高い数字ではございませんので、この数字については非常に深刻に考えております。

今後の体制ですが、先ほどお答え申し上げましたけれども、梅原議員にお答えしたとおり、税金だけではなく、水道料金などの公共料金あるいは相手によっては市営住宅の家賃等も含めて、一括して収納ができる体制ができるのではないかと検討している状況でございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今、市税の収納状況、86.75%、これは市税全体の収納率なんですね。市税全体で50億円近くあると思いますけれども、その徴収率。余り高くないと言っているけれども、市長、どれくらい高くないんですか。ちょっとお尋ねしますが、今平成22年4月現在で、全国の市町村ですね、1,750あるんです。伊豆市はこの徴収率、何番目くらいになっていると思いますか。また、静岡県内の市町村の平均徴収率、何%になっていると思いますか。そこら辺をどういうふうに見ていますか。正確でなくてもいいですよ、言ってください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 数値が必要であれば、市民環境部長から答弁をさせます。

静岡県内では、伊豆市を含む伊豆地域は低いほうになっております。これは、観光に依存した経済構造が、新たな時代に対応し切れていない、そして観光を含む産業振興が果たされていないということが主な理由であろうと考えています。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（山本 潔君） 平成20年度の全国の市税の収納率ですけれども、平均で93.6%、県の平均が93.0%という資料がございます。

伊豆市の中、全国でいきますと1,600番、県内37市町村の中では28番目ということになっ

ております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 伊豆市は、全国1,750の市町村のうちの1,600番目なんです。こんな低くていいんですか。全く何も危機感がないんですよ。それを、ほかの公共料金と水道料とか何とかと一緒に取ってとるような体制を今考えているなんて、そんな悠長なことを言っている場合じゃないんですよ。

いいですか。隣の伊豆の国市は、収税対策室、そういう室を設けて、ちゃんと室長がいて、毎日職員が2人1組になって、2組ずつ毎日取りに行っているんですよ。そういうことをやって、みんなほかの町はそれぞれ収納率を上げているんですよ。そんなほかの公共料金と一緒に取って、そんな悠長なこともう言っていられない状況なんです。

それで隣の伊豆の国市は、それは市民税だけですよ。国保税なんかは、別に2人徴収員を置いて、臨時ですけどねそれは。それで毎日取りに行っているんですよ。そういうことをしている。市長は昔自衛隊におられて、もう金はジャブジャブ入ってきて、それをどんどん使っていると、そういうようなことをやったかもしれませんが、こんな小さい自治体はそんなこと言っていられないですよ。みんな必死になって税を徴収しているんですよ。

その体制を考えると、いつまでに考えるか、ちょっと言ってください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 答弁の冒頭に、自衛隊はジャブジャブもらってどんどん使うというのは、大変不適切だと思いますので、現職の自衛官に対して、それは事実ではないことを指摘をさせていただきます。私が連隊長のときに、隊員諸官は1,000万円近い自己負担で、洗濯機やら印刷機を買っていたわけであって、決してそのような実態はございません。

繰り返しますけれども、税の徴収のほうは大変厳しい状況にあります。伊豆の国市と比べてもそうですけれども、伊豆の国市が主たる観光地が伊豆長岡であるのに比して、伊豆市の場合には、旧4町のうち3町が相当程度観光に依存している中で、この3年間でも観光客の入り込み数が96万人、86万人、75万人と激減しているわけ、つるべ落としの状況にあるわけです。

その中で、固定資産税、法人税、市民税等々滞っているところも現実あるんだろうと思います。もちろん、しかし、だからといって税を納めなくていいということにはなりませんので、これは件数の1件1件精査をして、催告をし、そして職員が直接伺って、現状に合わせて納めていただくようお願いをし、繰り返しそのようなことを繰り返しているという状況でございます。

そして、新たな体制をとるときには、税だけではなく、他の料金等も含めて徴収できるようなことをやるほうが効果的ではないかということも現在検討しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） どうも今のお話を聞いていますと、全くさっぱりやる気が見えてこないですよ。まことに遺憾だと思います。

もう時間も残り5分ですから、次にいきます。

最初の1番目の水道料値上げ等の施策は人口減少を加速させているのではないかということですね。市長、さっきの答弁では何と言ったかといいますと、そういう水道料の値上げとかは人口減少に、私は何も関係して、そんなこと言ったことないなんて言っていましたね。そう言っていましたですよ。いいですか。市長は、昨年12月定例会の行政報告のときに、もう一回繰り返しますけれども、「人口減少に歯どめをかけるため、伊豆市のあらゆる資源と努力を傾注する。すべての施策は人口減少との戦いに収れんされるよう策定する」となっているじゃないですか。

水道料値上げとかごみ袋有料化、これは施策じゃないんですか。施策の他から外れているんですか。だって、あなた全部収れんさせると書いてある、収れんて難しい言葉ですけども、私も余り知りませんけれども、とにかくそう言っているんですよ。水道料値上げとかごみ袋値上げ、そういうことは学校再編成、学校再編成は関係ないと言っていますよね前から、老人憩いの家有料化で公共料金は値上げすると。そういう施策は人口減少に歯どめをかけるためにやると言っているんですけども、これはその施策じゃないかどうか、それを教えてください。お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 個別に地名を出して恐縮ですが、土肥地区ではかつてふじみ幼稚園、それから臼井国際の跡地、八木沢、そして今の土肥とたくさん学校があったわけです。大変申しわけないんですけども、学校があり、水道料金も東洋醸造があったころの大仁町並みの水道料金であったわけです。学校があって、水道料金が一番安くても、残念ながら人口は減ってきたわけです。

そのような過去の経緯を見て、公共料金を一番下げ、それも一般財源で補てんし、あるいは1クラス5人や8人になった学校を維持しても、それは人口対策にならないということ进行分析した上で、将来人口対策に、その大きな課題に挑むためには、公共料金を含む市民の皆さんの負担を公平にして、そしてなけなしの予算を将来性のあるところに集中していきたいということを繰り返し申し上げているわけです。ぜひ議員、これは何度も何度も私は去年から、おととしから同じことを申し上げておりますので、曲解せずに、そのとおり理解して、議論を次のステップに進めさせていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） どうも市長が答弁しているのは、私の質問と全然、何だかかけ離れているようなことを言っているわけですね。もう残り3分ですから、言いますけれども、最後

ですけれども、3月定例会の私の一般質問の中で、学校がなくなったら、人口がふえるか減るかといって何回も質問したんですけれども、さっぱりお答えにならなかった。それで最後に答弁したんですよ。何と言ったかといいますと、これは会議録に載っているやつですから、会議録をコピーしたんですから、言ったとおりですよ。私の言っていることはいつも違うなんて言っているけれども。

「例えば、仮に狩野小学校をなくしたとしましょう。そこに高層の住宅地ができて、月ヶ瀬小学校なり、修善寺小学校なりに通えば当然人口はふえるわけです。学校がなくなったから減るとかふえるとか。そのまま放置すれば当然減るでしょう。何か新しい策をすればふえるでしょう。こんなのは当たり前のことであって、学校がなくなるとふえるか減るかということは、その他の圧倒的な大きな政策の中でしかお答えできないということを申し上げているわけです」、こう言っているんですよ。何ですか、この圧倒的な大きな政策というのは。苦し紛れとはいえ、よくもこういうことをしゃあしゃあとと言えるものですね。

いいですか。それなら、高層住宅ができて、人がふえたところの小学校は、狩野小はなくしたままにして、どうやって、今、修善寺小学校へやればよいと言っていますよね。何で修善寺小学校に来るんですか。修善寺小学校をなくそうと言う事がおきているんじゃないですか。どうやって狩野小のところに住んでいる人が修善寺小学校に来るんですか。これは間違いなら、もう訂正したほうがいいですよ。

それで、そんなに学校の後に高層住宅を建てる、建てるというなら、何で土肥南小の跡地に、学校の跡地に高層住宅を建てないんですか。そういう計画をしないんですか。おかしいですね、全く。そんなできもしないような、だれが考えたってできもしないようなことを、おとぎ話みたいな話をそんなに言うのは、もうたくさんでございます。

いいですか。水道料は静岡県東部の市町で最も高くなっていますね。これからもっと高くなるわけですけれども、値上げが完了したら、最も高くなる。ゴミ袋は45リットル30円、伊豆の国市、沼津市の3倍ですよ。三島は取ってないと伺ったんですけれどもね。これでどうやって伊豆市に住みたくなるんですか。恐らくだれだって伊豆市には住みたくありませんよ。もうじき終わりますけれども、私の知り合いで、粗大ゴミを出すのに何百円もあれを張って出して。今、衛生センター行ったことありますか、市長、最近。粗大ゴミのところはがらがらですよ。だれも人が来ていないですよ。そんな金取られてまでも、粗大ゴミを持っていく人はいないんですよ。この前まで、みんな加殿の鈴誠のところへみんな持っていったんですよ、ただですからね。

そういう市民を苦しめるようなことばかりしているのが菊地市政の実態なんです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員、もう2分超過していますので。

6番（西島信也君） そうですか。

じゃ、そこら辺のこと、最初に戻りますけど、もう一回聞きます。水道料値上げ、ごみ処理手数料、老人憩いの家、これは施策でないのか、政策でないのかどうかのお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 西島議員も選挙のある身ですから、市長の悪口を言いたい気持ちは重々わかるんですが、しかし、私も独裁者ではありませんし、きのうも申し上げましたけれども、過去の積み上げの上に事業というのは行われているわけです。この第1次総合計画の中にも、水道料金の統一、ごみ有料化の導入、それから重点項目の中に修善寺駅周辺整備、それから小中学校の統合、これは全部入っていて、幹事会の中に西島信也議員の名前がちゃんと入っているわけですね。西島議員は当時職員として、衛生等の業務を経験され、最後は管理職としてこの策定に直接携わっているわけです。もしそこが、私が市長になって環境が変わったのであれば、これをつくったときと、私が市長をやってる2年間でどこが変わった。どの環境が変わった。したがって、そこは見直すべきだということを論理的にお話しいただきませんか、私が総合計画に基づいてやっていることを、あたかもここで全部私が決めたかのような言い方ですけども、もしそれに異議があるのであれば、その環境の変化、条件の変化について御説明をいただきたいと思います。

私は、自分の施策として、もちろん公共料金は大変負担をいただいておりますけれども、料金は公平に、なるべく公平に負担をいただき、将来有効であると思われるところ、そしてそれは産業振興にせよ、商業の活性化にせよ、ベッドタウンにせよ、修善寺駅というツール、そしてインターというツールを使いたい。ただし、インターは今都市計画に何も入っていないので、まずは都市計画に入っている駅周辺を整備すべきだということを再三申し上げているわけですから、議論はちゃんと積み上げて、次のステップに行くような建設的な議論をぜひ、税金で運営されている伊豆市議会にはお願いをしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） これで、西島信也議員の質問を終了します。

大川 孝 君

議長（飯田宣夫君） 次に、11番、大川孝議員、お願いします。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 何か私に意見があるなら、後で聞きますから。

〔11番 大川 孝君登壇〕

11番（大川 孝君） 11番、大川孝です。

私は、2件の項目を一般質問のことで提出いたしました。市長と教育長に答弁を求めたいと思います。

一般質問に入る前に冒頭でちょっとお話ししますが、私は学校再編、これについては、個人的に非常に私も伊豆市にとりましても大きな事業の中で、個人的にはいろいろと政治活動をしているつもりでございます。

そういう中、いろいろな地域で懇談会、そうしたものの会議があるというような情報をい

ただいたときには、傍聴としてやはりそこに伺って、そしてどのようにその土地の住民の皆さんが、この編成問題をお考えになっているかということを知りたい、やはり議員としての活動で、これは必須活動であるというふうな考えで現在まで来ております。

そういう中、市長のほうからも、学校再編成に対して、私があたかも反対議員のような、そういうふうな御発言をいただいたこともありますが、私は真っ向から反対しておりません。まずこの3月の議会の土肥小学校のことにおきましても、自分なりにちゃんと判断をして、賛成としてちゃんと行動しているつもりでございます。その件につきましての答弁は結構でございます。

それでは、提出してあります学校再編成について、その考え方を伺い申し上げます。

現在、市長が進めている伊豆市の学校再編成に関しては、土肥地区は平成21年度で終了しました。中伊豆地区は平成22年度、天城地区は23年度、修善寺地区は25年度に統合されるとされています。しかし、この中で天城地区を一つ取り上げてみたいと思います。

1番、今までこの地区の住民に対して何回、統合の説明をしてきましたか。これまで住民からはどのような質問や意見がありましたか、お尋ねします。

2つ目、住民から考えれば、この学校再編成というのは大事業であります。言うなれば、革命的な改革になる事業です。どのような判断基準と観点で、現在天城地区の統合をどこにするつもりかをお伺いいたします。

3つ目、学校というのは、暮らしてきた住民やその学校は、その風土で長い年月育ってきたものです。そういう意味では、簡単に変えられるものではありません。そこで、1つの学校にするのではなく、現在の3校が理想ですが、せめて2校で存続していくことが、生徒や住民に不安といがみ合いを取り除くことができ、私はベストであると確信しております。この点をどのように考えているか伺います。

2つ目の項目です。積極的な企業誘致の必要性に関して。

伊豆市に活気がないことは、生活を維持する産業構造が弱いからです。市内に、地域再生を目指す企業誘致、つまり雇用促進のプロジェクトチーム、そういう課を設置することが私は急務であると思います。若者に希望と夢を与え、その橋渡しをするのが自治体の役目だと思います。

企業誘致は、人口や税収等の行政環境を好転させ、持続可能な地域発展の起爆剤になるものです。この喫緊の課題の所見をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの大川議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 大川議員から2つ質問がございまして、学校再編成に関しては、これは教育長が答弁すべき内容だと思いますが、ただ先ほど別の議員からの御質問の中に事実で

はないことがございましたので、私は一番、30人学級がいいと言ったことはありませんし、思ったこともありません。過去の答弁の中で、現役の先生方に伺うと、24人の1クラスが3学級あると一番いいということを何度か申し上げてきましたし、外国の例をとっても、20人あるいは20人以下というところはございましたが、20人1学年ではないんですね。1学級が20人ないし24人というものは、やはり3学級あれば望ましい。

したがって、何とか教育振興審議会のほうで御審議いただきましたように、3学級は無理な地区もあるので、何とかクラスがえはしたい。それでも土肥はできない。しかし、土肥はできないけれども、8人ではなくて30人になれば、15人ずつの2個グループとか、10人ずつの3個グループとか、疑似学級編制ができるということを繰り返し申し上げてきたわけでございますので、そこは事実関係として訂正をさせていただきます。

2つ目に、地域再生を目指すための企業誘致に関しては、これは大変に重要な問題だろうと思っています。企業誘致はぜひ努めたいと思っておりますが、大仁南インターの南側、大平インターの隣地、天城北インターのところはこれからの課題でございますけれども、一番競争力のあるところが青地であって、市街化調整区域になっている。そこに企業誘致ができないというようなことを考え、あるいは他の市の例とか、専門家の論文等を読みますと、これからの日本の社会というのは、企業誘致もさることながら、現在市内に存在している企業を活性化していくことも、一つの大きなまちづくりのあり方だというような論文もございます。

そこで、当面、市内にある商工業を分かつず支援していくことと、将来に向けての企業誘致のための施策努力をしていくべきだろうというように考えています。唯一伊豆市に足りないのは、そのようなビジネスを具体化できる人材でございます。私も含めて、市の職員はビジネス経験はございませんし、したがって、そのようなノウハウをどのような形で伊豆市行政に導入していくか、これは現在検討しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 天城地区の学校再編成についてであります。今までの説明会についてであります。市長と一緒にいったタウンミーティングでの概要説明と21年9月10日、天城地区小中学校PTAの役員さん方への懇談会形式での説明会を1回行ったというのが現状での天城地区での説明会の経緯であります。

この会では、天城地区は土肥や中伊豆と違って中心地がなく、通学距離も非常に多くかかるがどう考えているか。あるいは、天城地区の小中学校の耐震状況はどうか。それから、バスもいろいろな方面行きがあるが大丈夫かというような質問と、少人数のメリット、デメリットを考えると、デメリットの部分が余りにも多い。少人数だと自然に順位が出てしまう。そのため、頑張る意欲もなくなってしまうのではないかと。あるいはクラスで何かやるにも人数が少な過ぎるので限られてしまうというような質問・意見がありました。

2つ目に、学校編成の判断基準ということですが、加速する少子化に対応して、複

式学級解消あるいは複数学級の増等、子供たちにとってよりよい学習環境をつくるということでもあります。

そして、そのため検討あるいは準備委員会を設置して、通学手段や校地、学校名、校歌などを検討していく計画であります。

3番目に、天城地区の統合場所並びに統合の学校数でありますけれども、御承知のとおり、教育委員会における基本計画は1校であります。場所については、まだ決めてありません。具体的には今後検討委員会、準備委員会等で検討していきたいというぐあいに考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問。

大川議員。

11番（大川 孝君） まず、天城地区の関係でございますが、天城地区も人口が、私も正確に調べてありませんが、7,000人くらいじゃないかと思えます。そうしたときに、私も一度タウンミーティングに、3会場に参加させていただきましたが、来ている方々が1会場約35人前後くらいというようなことですね。PTAのほうの関係にも1回説明をしているというような教育長の答弁もありましたが、やはり、住民の多くの皆さんは、十分な説明がなされていないという不安な気持ちを抱いているわけです。

私は、やはり常に市民には最適なサービスを提供するのが市役所の役目ではないかという思いをしているわけでございます。そういうことで、この100年にあるかどうかの大事業に対しては、余りにも説明責任の責任が、1回くらいずつということでは、果たしていないと思うんですよ。私は、以前教育長にも、やはりタウンミーティングを開いたと云って、行きたくても都合で行けない人もいるし、昼間なら行けるけれども夜は行けないとか、いろいろそういうことがあるわけです。でございますので、何回かやはり説明をする、そういう会場を持って、やっぱり丁寧に、回数をもう少しふやしてやっていただくようにお話ししたこともあろうかと思えます。

そういうことで、ただやりましたと。住民にも一応案内してやりましたというだけでは、十分な説明責任が果たされていないのではないかと思うんです。この辺についてはどのように考えていますか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 御承知のように、今まで土肥地区、それから現在、中伊豆地区というほうに手いっぱいでありまして、議員御質問のように、天城地区での説明会不足は十分承知をしております。今後、中伊豆地区御承認いただいた後は、天城地区のほうに精力的に入って、説明会あるいは広報等いろいろな形でさせていただければと思っているところです。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） こういう質問が出たから、またやりますということではなく、やっぱ

り十分な説明会場を持ってしておけば、住民の方もなるほどそうかなと。でもこれはどうだとか、いろいろ質疑がそこで大勢の方から出て、そして最終的にはどうするかということが住民にも納得していただいてできると思うんですよ。

そういう意味で、今の答弁のように、もう少し真摯に、こういう住民が不安になっているということもよく認識していただいて、また会場説明をふやしていただきたいと思います。

2番の関係ですが、通常の合併の方法としては大きい学校、つまり児童数が多い学校が残り、これは現在進めてきました土肥地区も、これから進めようとしております中伊豆地区にも、これに当てはまると思います。天城地区の3校で言えば、狩野小学校が一番多いので、狩野小になるのが常識でしょう。しかし、地形的には佐野川端バス停、旧天城地区の一番の北側です。そこから浄蓮の滝の2つ上のバス停の茅野地区のかたつむりバス停までの距離は、およそ11キロぐらいあるわけですね。例えば1校にして、幾ら車社会とはいえ、児童を10キロの距離を通学させて、知らない土地で学校生活をさせることは、非常に精神的にも体力的にも負担が重いと思いますが、この辺を教育長はどのように考えているか伺います。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 議員御指摘のとおりだろうと思います。今進めているいろいろな距離を調べている中で、中伊豆に比べて天城地区も何回か回ってみましたけれども、かなり天城地区の洞といいましょうか、距離が中伊豆に比べても随分長いというのは承知をしているところです。

したがいまして、今までとは少し違うかなという気もしているところであります。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） そういうふうな、やっぱり地形的ないろいろなことも、教育委員会としても承知をしているわけです。でございますので、計画は計画だというふうに焦って、やっぱり住民に十分な説明責任のないままに、それを推し進めるといことはいかなものかと思うわけです。

この学校再編は、先ほども申しました伊豆市100年、端的に申し上げましたのは、100年の教育政策事業としては、教育委員会の5人の教育委員さんの考えの原案をここで一気に、極端に言えば、力づくで推し進められるような問題ではないと思うんです。やはり、4地区を数の論理で1つずつにするというのは、どう考えましてもおかしいと私は思うわけです。

その土地土地、天城地区は天城地区の、やはりずっと長い住民生活というものがあるんですね。これは、土肥とか中伊豆とか修善寺とはまた違った時代をくぐって生きてきているわけですね。ですから、一緒くたにいきなり3校を1つにしてしまいますよという、そういうお考えは私はちょっとどうかなというふうに考えているわけです。

この教育問題も、町の時代から、いわゆる10年先、15年先の人口動向というのは、行政でもある程度はその推移を見きわめることは、当時としてはできたはずで。そういう時点から、将来への学校教育のあり方を住民と一緒にあって、そういう時から論議していれば、非

常に今回慌ただしくやらなくても、また人口をふやす手だてもその間には相当にできたのではないかと思います。

こういうことについては、教育長、学校の職員でありましたか、教授であったかわかりませんが、こういう10年、15年前から行政のほうも、教育委員会もこういうふうになりますよという私の今の考え方については、どのように思いますか。1点伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 今度、再編成でなくなっていくであろう学校についても、どの学校についても100年以上の歴史、伝統を持っている学校でありまして、私どももその学校が憎くてやるわけでもありませんし、ましてや教員経験者からすれば、学校がなくなっていくというのは、地域の人間ではありませんが、大変寂しさは感じながら今進めているところであります。

ただ、教育委員会の責任といいましょうか、仕事として、少しでもよい教育環境を子供たちに提供するという事は、仕事の一つだろう、あるいは責任だろうというぐあいに考えているわけです。もちろん先ほど来の御質問、きのうからの御質問にも、教育的にはそうじゃないんじゃないかというのがあれば、それは議論になるかと思いますが、我々とすれば、今度進めていることが、伊豆市の子供たちに、今までよりはいい環境になるだろうと、言い教育環境になるだろうという思いで進めているわけでありまして、もしそれが是とするならば、それは少しでも早くしてあげたいと。今現在通っている子供たちから享受させたいというように思うのが自然ではないかというふうに考えています。

もちろん議員御指摘のように、そうはいつでも地域の実情があったり、学校がなくなることの寂しさを感じたり等々の問題はありますから、教育的な話だけで何でもかんでも進めればよいとは思っていませんので、それは先ほど来申し上げているように、住民の方々、保護者の方々と十分話し合いをしながら進めていきたいというふうに思っています。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 教育長自身も統合する過程でのさまざまなメリット、デメリット、これは審議会のほうでも発表しているようですが、承知をしているわけですが、いずれにしましても、学校がなくなるということは、その周辺の地域がどうなるかということですね。そしてまた、知らないところへ児童が長い距離通うというのも、これも非常に、それによつてますます知識がふえて、すばらしい子供さんに成長するばかりではないと思うんですよね。でございますので、やはり、日本の学校制度の歴史を振り返りましても、それこそは明治、大正の時代なんかは、独学や寺子屋で勉強して、そして今日のこうしたすばらしい教育文化を、発展の礎を築いてきたことも事実ではないかと思うわけです。

でございますので、1学級幾人というふうなことに余り固執なさないで、やはり、その地域はその地域の事情があるわけですので、やはり、住民に十分納得していただくこと

で、やはり何でも大きな問題は進めていかないといけないのではないかというふうに思うわけでございます。これだけ進んだ学校教育行政であっても、不登校の生徒が生まれるなんていうのは、こんなのは昔はあり得なかったことですよね。これも現在の進んだ教育行政に何か欠陥があるからこういうことが起きているというふうに、教育ばかりが悪いんじゃないですよ。家庭の問題、地域の問題、みんな共同責任があろうかと思いますが、そういう問題もほとんどなくしていかなければならないということですね。

そういう意味で、もう一度この学校再編成についてですが、住民と十分議論をしていく場を、何回かこの後も持ち続けていただくということ、ひとつもう一度答弁をいただきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 繰り返しになりますが、ぜひそのようにしていきたいと思えます。

特に、今までの説明会、天城地区はまだ少ないですが、自然にやっていると、お年寄りの方が大変多く来て、保護者の方、若い方が意外に少ないものですから、今後はぜひ若い方々、保護者の方々に大勢集まるように、あるいは集まってもらえるような手だてをしながら、進めてまいりたいというように思っています。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） それでは、ぜひそういうような気持ちを持って進めて、また住民に十分理解をいただけるような再編成に進んでいただくようお願いしたいと思います。

2番目の企業誘致に関してでございます。

これを述べる前に、やはり地方経済が非常に衰退していると。これは伊豆市ばかりじゃありません、全国的にですね。その背景には何があるかということ、一つひもといていかなければならないと思えます。

御承知だとは思いますが、国の財政力のGDPの2倍になっているところに、もう非常におかしくなっているわけです。そういう意味で、政府の財政事情の悪化により、財政資金の地方への還流量が急激に伸び悩んでおります。国の財政資金に対する依存度の高い地方経済は、その経済が停滞せざるを得なくなっておるのが現実です。

このようなとき、地域経済の活性化を図り、雇用機会を確保するということは、所得を増大し、有効需要を生み出すためには、地場産業や町外からの進出企業の活動に期待せざるを得ません。産業の発展を通して、就業の場の拡大や所得の増大がもたらされ、生活水準の向上が可能になります。さらに、それらに基づく租税収入の増加を通して、行政政策が適切に展開され、福祉面でも整った豊かな住民生活の実現ができるからです。この点どのような政策により、今後税収を上げていくのか、重要な課題ですが、所見を市長にお伺いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 日本国の財政力が逼迫しているのは御指摘のとおりです。ドイツのメルケル総理大臣は、総理になって16%の消費税を19%にしました。選挙で大勝ちしました。今回、地方選挙で負けました。大減税を約束しようとして、財政悪化を恐れた国民から背を向けられたわけです。したがって、今、西側先進国ではほとんど20%前後の消費税の中で、かろうじて国の財政を維持しているわけでございます。

したがって、今の日本の現状では、新たな政策投資に向ける財源がほとんどない。では、その国の骨格が伊豆市に対してどの程度の影響があるかということ、少なくとも去年とことしは、逆に交付金という形で、単年度の手当てはしていただいたわけです。ところが、単年度ですから、今年じゅうに使えということで、長期的な計画を今からつくって来年度予算をつけるということも許されていないし、とにかくすぐに支出しなければいけない。そうすると、せっかく投じた臨時経済対策というものは、長期的にはそんなに有効だとは考えにくい。

そこで、市長としては、予算はつけなくて結構ですから、土地の使い方については自主裁量の余地をくださいとお願いをしても、これは残念ながら、自民党政権においても、民主党政権においても、目に見えた形ではほとんど変わっておりません。牧之郷の駅の横、大平インターの横、いまだに私には使う権限がないわけです。ないということは、市民の皆さんは、市長の判断に対して か×かをする判断もないわけです。もし私に任されれば、四年毎に試験を受けるわけですから。これはだめだと思ったら当然落ちる、これはいいと思えば当然当選させていただく。その地方にゆだねるという体制がとられていないことが、私は今一番の問題だろうと思っております。

伊豆市の将来の道路網あるいは産業地域からの利活用を考えたときに、競争力がゼロだとは思っておりません。しかし、現時点ではどれも許されていない。そこが今深刻な問題でございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） いろいろと土地利用の政策、国の法律的な問題もありまして、なかなか難しい面がありまして、市長のほうで権限がゼロだというようなことでありますが、そのまま行けば、とんでもない経済事情になるというようなことも、やはり陳情して、そして市長自身もトップセールスというものに非常に力強く熱を入れて行動をするというようなことも言っていますので、危機的な状況というものは、県や国は十分伊豆市の環境というものには、まだまだ吸い上げが足りないというんですか、吸い上げていないというんですか、やはり今の時代に合った、明治の憲法の土地利用なんていうのは廃止して、一つの例ですよ、現在の経済事情に合わせた新しい、そうした法律をつくっていただいて、そして部分的でもその土地の利活用がなされるということによって、その土地がまた生まれ変わって生き返るというような、やっぱりそういうトップセールスを県や国にどンドンぶつけていただきたいと思っております。

それでまた、市役所の中にこうした雇用促進のための企業誘致を研究する課というんです

か、そういうようなものをおつくりになるような気持ちはないでしょうか、お尋ねします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 今までは企業誘致は企画財政課が担当してまいりました。ことしから観光商工課のほうで、地元の商工会等とも連携をとりながら、企業誘致ができるような体制をとっております。

ただし、繰り返しになりますけれども、企画部があったころも進出企業の話は何件もあったんですが、すべて先ほどの条件で実現しなかったものばかりでございますので、なかなか私たちだけの努力では限界があるのではないかと危惧をしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） ちょっと文献によって、この企業誘致をいかにして取り組みをするかということで、なかなか難しい面が多々あるわけですね。そうした中で、どのようにして企業に来てもらうかということですが、幾つかあるんですが、1つは、民間人の助っ人に助けていただくと。業務の内容が民間企業で行われている営業活動と同じでありますので、企業の投資増嵩の情報を入手するのは、公務員では難しい分野であると思えます。そういう意味で、効率的には、民間人の力をかりるのが望ましいとされています。嘱託や専門員などを非常勤職員として委嘱し、人選は幅広い人脈のある人をお願いをします。あるいは、企業名鑑というのは、興信所とかいろいろなところに、本屋さんにはちょっとないかもしれませんが、あるわけです。そうした企業リストを頼りに、投資計画のありそうな企業を選んでダイヤルしてみると。あるいは伊豆市の出身者で、各都市のほうで成功している経営者ですね、そういう人が調べてあれば、そういう成功者というのは、故郷を大事に思う人が多いようでして、何らかの形で故郷に貢献しようとすることを認識して、企業誘致確保に当たるということも、非常に有力のようでございます。

また、地縁を生かす出身の経済人を探すということで、今おっしゃったとおりでございます。また、晴海という東京国際見本市がありますが、こういうところは各企業さんが自分の製品を、製造した品物を売る、その一つの大きな商売の貿易のそういう人とのあれが会場になっている。そういうところも、熱心に行って企業誘致なんかもすれば、脈が大変あるというふうにもされております。

そういう意味で、市役所の中には、企業誘致体制なんかもぜひつくっていただく中で、どうしたら企業が来てくれるか。それには土地をどうするかと、いろいろなことを考えながら、ただあれが難しい、これが難しい、これはだめだ、あれはだめじゃ、どんどん年ばかりとっちゃって、全然税収を上げるという道筋が成り立っていかないと思うんです。

でございますので、これはやはり市役所だけの責任問題でなく、我々伊豆市民全体が考えて、やはり税収をいかに上げていくかということに尽きると思うわけです。そういう意味で、ぜひとも企業誘致も、私も過去、町の時代からも一般質問をしたこともございますが、やはり前向きに、小さなものから一つずつ積み上げて、そして少しでもいろいろな租税を、収入

を上げることが大事であるということに私は尽きると思います。

そういう意味で、総合的に市長の税収をアップする一つの取り組みの決意というものをもう一度聞いて、質問を終わりたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは鋭意やっているところでございますが、当然まだまだやるべきであろうと思います。他方、天城温泉会館のように、公募というのは形式を変えた企業誘致ですので、これは2回、つまり企業誘致を図ってみたところが、ゼロだったということは、それだけの魅力がなかったということです。

そうすると、そのようなところに対しては、企業に対するインセンティブを与えなければなりません。そうすると、どのような条件をつくるのか。そして、それは既存の市内の事業者保護とどういう関係が一番いいのか。御承知のとおり、伊豆市内にある企業さんは、ある程度エンカレッジしようとしたところが、一つ今、住民訴訟にもなっているわけですから、全体のバランスの中でどのような援護策が必要なのかというところが、今一つのネックになっていて成案を得ていないわけです。

したがって、幾つかハードルはありますけれども、そこを乗り越えてやるような体制を今整えつつありますし、私も今まで宿題はおおむね2年間で終わりましたので、ことしと来年は今までも増して、産業振興と企業誘致のほうにエネルギーを傾けてまいりたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） これで、大川孝議員の質問を終了いたします。

それでは、5分ほど、14時再開ということで休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

三 須 重 治 君

議長（飯田宣夫君） 次に、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須です。

通告に従いまして、市長に1件、教育長に1件の質問をいたします。よろしく願います。

最初に市長に、2年間の菊地市政についてということで、4項目に分けて掲げましたが、私はこの4項目の答弁をいただければ、大体菊地市長の2年間のあらましが見えるのではな

いかなということでも質問させていただきました。

最初に1番として、何をすることも高度な議論をし、有効な答えを発信するシンクタンクは重要ですが、市長のおっしゃる庁舎内シンクタンクはどのように機能し、どのような成果を上げているか伺います。

2番目として、観光政策はリピーターに結びつくことが大事です。その点、毎年の春を告げる河津桜や晩秋を彩る自然公園のもみじなど、季節感のあるものは安定した商品だと思えますが、そのほかにも伊豆市には売り込み方によっては商品価値の高い自然、文化、歴史がありますが、有効活用までには至っていないように思います。観光への投資も経常経費の部分が大きく、活性化しているとは言えません。それこそ官民一体の戦略を立て、実行していかなければ客は伊豆市に足を運びません。駅舎を建てかえても、土肥港を整備しても解決しません。どのようなお考えをお持ちか伺います。

3番目として、地域力のアップは子育てにとっても、人口減少阻止のためにも重要です。人の生活圏は、老若男女が混在して生活することが理想です。しかし、地理的条件を初め、もろもろの事情でその構成が崩れ、高齢者中心でコミュニティを維持していかなければならない地域が全国各地で多数発生していると耳にします。

地域力を維持する条件には、仕事があり、子育てがしやすいなど幾つかあると思いますが、若者にとっては、子育て環境は外すことができない条件です。逆に考えると、学校をなくすことは、その地域から若者を排除することにつながります。若者がいなくなれば、同時に子供もいなくなることとなります。通学手段で補助すれば、解決できる問題ではないと思いますが、所見を伺います。

4番目として、食肉加工センターの意義は理解しますが、必要以上のコストをかけていると思います。これまでもこの点は質疑が繰り返されてきましたが、改善は見られません。どのような理由からか伺います。

次に、教育長に小中学校におけるいじめ対策についてを伺います。

いじめの現状をどのように把握し、それに対してどのように対応しているか伺います。

よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの三須議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 三須議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、庁内シンクタンクですが、これは当初申し上げましたように、伊豆市最大の事業体である、約400人を擁する伊豆市役所が、唯一最大のシンクタンクであるべきであるという考え方は変わっておりませんが、残念ながら、まだ十分には機能していないと認識をしております。

他方、若い職員が、これは市長の指示ではなくて、自発的に幾つかの企画を始めたものが

ございます。例えば婚活のiリーグ、あるいは先日、民間企業と一緒にやって行われました伊豆市ビジネスコンテスト、あるいは今年度の実現を目指す若者サロン等々、これは市長からのトップダウンではなくて、若い職員が外の同世代の方々と一緒に始めて、一つの将来に向けての新しい芽だと期待をしているところでございます。

2点目の観光政策についてですが、これは議員御指摘のとおり、これは繰り返しになりますけれども、駅舎をかえても、土肥港を整備しても、それで観光客がふえるとは考えておりません。当然、これは繰り返しになりますので申し上げますけれども、その周辺のまちづくりというものは、あそこの本質的な目的でございます。

また、これは私の反省すべきところでございますけれども、昨年度幾つかやった観光振興策の中で、必ずしも成果を上げていない点もございます。したがって、再度原点に立ち返って、伊豆市の魅力というものはどこにあるのか、伊豆市の比較優位性というものはどこにあるのか、我々は将来にも色あせない魅力づくり、地域づくりというのはどうあるべきかというのを考えながら、新たな事業に着手してまいりたいと思っております。

次に、地域力のアップのところですが、これは御質問は学校の件だと思っておりますが、学校が原野の中ではなくて、伊豆市のようなところにあるのがいいのか、ないのがいいのかと問われれば、当然それはあるほうがいいだろうということは疑義がないところでございます。

他方、過去12の小学校がありながら、人口が著しく減ってきた現状にかんがみ、それは最重要なポイントではなく、より人口減少に歯どめをかけるためには、包括的な産業政策が必要なのではないかと判断しているところでございます。そして、残念なことに、若い市民の皆さんの中には、逆に学校が小さいがゆえに、余り生活環境を変えなくて済む隣接市町に引っ越しをされた方もいらっしゃるわけですから、そのような現状を考えて、現在教育政策をとっているところであると承知をし、側面支援をしているところでございます。

最後に、食肉加工センターですが、ちょっとオーバースペックなのは承知をしております。ただこれは、シカをとる時期が重なる場合、要するに数頭の場合と数十頭の場合とございますので、一番多いときにツーラインで処理をする可能性があるということ。もう一つは、時期によっては、イノシシとシカと2つの異なった食肉を処理する必要があるであろうということから、現時点ではそのような状況に対応できるような施設を計画しているところでございます。

ともあれ、これはその食肉加工センターで独立して黒字化することが本来目的ではございませんので、そこは赤字にならないように配慮をしながら、最重要目的である有害鳥獣の駆除に向けての一つの施策であるというように御理解を賜りたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） いじめについてお答えをいたします。

平成21年度、昨年度のいじめの認知件数、教育委員会で承知をしている件数であります。

小学校4校で9件、それから中学校は4校で28件というぐあいになっております。小中学校ともに、ひやかし、からかい、悪口等が62%、仲間外れ、集団による無視が16%というようになっています。

いじめについては、なかなか発見しにくいということ、表面的でなくいじめているという等々問題点が多くあります。いじめられている児童生徒の立場に立つて行うことを基本として、各校で対応を徹底しております。いじめは人権侵害、差別行為、犯罪行為として絶対に許されない行為であるという姿勢で取り組んでおりますが、根絶には至っていないのが実情であり、今後も指導を徹底していきたいというぐあいに考えております。

それから、昨年度は先ほど申し上げましたが、本年度1件、ちょっと重大なことが6月に起こりまして、今指導を継続中であります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

三須議員。

19番（三須重治君） 市長に対する質問で、最初の1つ目の部分ですが、これはトップリーダーが必要なリーダーシップというようなものを意識して質問させていただいたわけですが、やはり市長というのに強いリーダーシップというのは求められるわけです。しかし、それも度を超しますと、専制的になってしまうと、その辺が難しいところがあるわけですが、少しそのあたりというのは、一般の人たちの中でも、市長、もう少し聞く耳を持ってくてもいいのになというのも実際耳にするわけです。やはり私ら伊豆市を任せている市長さんですから、ぜひ専制君主となるような形でなくて、やはり市民の声を聞く市長になっていただきたいと、そんなふうに思うわけです。

このシンクタンクにおきましても、本来、部長会議が、本当に部長さんたちというのは、長い間行政経験を踏んだ中でいろいろな考え方を持っていると思います。ですから今、中央においても、いろいろなものを横断的だとか、横道だとかというのは、視野に立っているいろいろな話をしていくと。

そんな中で、やはり伊豆市においても部長会議の中で、そういう部を乗り越えた中で、やはり伊豆市の本当の将来に向けての意見をけんけんがくがく述べ合うという、それが私が一番のシンクタンクだと思うわけですが、先ほど市長が、若い職員の中では、いろいろな企画が若い人たちの発想から出ているという、それも非常にありがたいいいことだと思いますが、やはり、その上で部長会の充実、先ほど申しましたような形がとれていくということが、私が一番大事だと思います。その辺外から見ていますと、ここに全員の部長さんがいるわけですが、どうもなという、私ははっきり首をかしげるところがあるわけですが、そのあたりについての所見を伺いたいと思います。

それから、2つ目の部分は、経済や観光の活性化に対する考え方を意識した私の質問ですが、これは6月12日に、某テレビ番組で、国の経済活性化に対するアンケートということで、

その中でどこが中心にやるべきかとのアンケートの答えが、官民協働でやるというのが七十数%でした。それで民がやるべきだというのが20%弱、官がやるというのは、一けた台の7%でした。

昨日の答弁の中で、アンケートに対する市長がとりようによってどうとでもとれるというような発言がありましたが、ただ、そういう視点に立ってしまうと、アンケートとは何のためにとるのかと、もうこれからとる必要ないんじゃないかということにもなりますから、私はこのアンケートは素直にこの数字を信用しているわけです。ぜひこの数字をちょっと信用していただいて、話をさせてもらいたいと思いますが、やはり官というのは、通常の中で経済活動をやっているわけじゃありませんよね。

でも、民だけでやるといっても、今こういう不景気の中で、なかなか民でそれだけの がないと。やはり、そこは官民一体で、ぜひ伊豆市の場合も、この11日のテレビのアンケートであるように、ぜひやっていただきたいと思うわけですが、そんな中で、ただいま上程されております産業経済アドバイザー、この設置がここで、議会にかかっているわけですが、私は本来は民間の中にこういう人たちに入っていて、例えば商工会であるとか、観光協会ですとか、そういったような民間団体の中へと入っていて、そこで本当に経営している人たちと触れ合いながら、意見提言をしていくということが大事じゃないかと。いわゆる官の中において、そこから天の声のような意見を発していても、なかなか市長が考えているような結果を得るのは難しいんじゃないかなと、そんなことをやや心配するわけですが、その辺についてもお答えしてください。

3項目ですが、市民の政治参加を意識して質問になるわけですが、もちろん地域力のアップ、これ合併するとき、合併をすると周辺地域が置き去りになる可能性がある、危険があると。合併したら、周辺地域へは十分気をとどめていくようにというようなことが注意点にあったわけですが、もうまさに地域の中心になっているものというのは、ただ学校に対する愛着心とかなにかじゃなくて、やはり、学校があるからその周りに人が住んでいるというのが、それは現実問題そうだと思いますよ。いろいろな事情で、学校があっても、人が減ってくじゃないか、子供がいなくなるんじゃないかという、そういう市長の答弁がありましたが、それはまた別の理由がそこにあるからであって、学校があるから人が出ていくことは絶対ないわけですからね。それは私は地域力を低下させることに学校をなくなすということは、まさに通じる第1番目のことだと思うわけですが、その辺の市長の認識をもう一度伺いたいと思います。

それから、最後の食肉加工センターの部分ですが、これは先日、新聞報道がありまして、川根本町で個人の方がこれを始めたということで、行って見ましたら、まだ始めたばかりでしたね。それで、数人の議員で視察に行ってきたわけですが、ここになぜ上げたかというのは、もう少し市長が政策に取り組む中で、コスト意識を持ってもらいたいという意味でこの部分を取り上げたわけですが、このことを少し紹介しますと、この施設は個人の方が鉄

砲を撃つ人ですよ。それで、今いいところを少し、猟師もシカを撃ってもコースともぐらいで、あとみんなうちやってしまうと。それじゃシカがかわいそうだなとか、そんな気持ちで、じゃもうかるかもうからないかわからないけれども、やってみようというようなことで始めたそうです。

ですから、個人がやることですから、いかにお金をかけないでやるかという、それはもう当然そういう発想に民間はなるわけですが、昭和54年に当時町が建てたプレハブの建物が、今は未使用ということで、それを有償で借用して始めた。中には調理台であるとか、冷蔵庫、そんなもろもろの資機材があるわけですが、そんなことを合計しても、100万円でスタートしたと。100万円のうち52万円が県の補助を受けたと。その人が、52万円ぐらいもらって、後でいろいろな制約を受けても嫌だから、要らないということと言ったらしいんですけども。それで町のほうのそういう担当者から、せっかくだからもらったのがいいでしょうということでもらったなんて、そんな話もしておりましたが、年間100頭を処理すると。それで、まず鉄砲で撃ったやつはほとんどだめだから、そこでもおりわながあるらしいですよ。だから、そこでとったものを100頭何とか処理したい。それで販売先は、静岡市にあるレストランへ卸しているけれども、まだ値段は交渉中ですよ。コース、もも肉、その1級品の肉がキロ2,500円で、何とかそのぐらいでは買ってもらいたいと思って今交渉しています。そんなような状況です。

民間がやるんですから、行政は安全性がとか、いろいろなものが考慮されるわけですから、民間の発想はしても、民間と同じようにはできないのはもう当然のことですが、余りにもこれらの数字と伊豆市の数字を見たときに、やはり大きな格差があるわけですが、このあたりを市長はどのように見るか、このあたりの所見も伺いたいと思います。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず最初の聞く耳を持つということですが、これは市長としてタウンミーティング、ことしは24回ですけれども、それ以外に、これも繰り返しになりますけれども、幼稚園に私が出向いていく集会在幼稚園の数、保育園もやりたいと思っていますし、当然こども園もやります。それ以外に、また個人でミニ集会をやっておりまして、既に何回かやり、17日には温泉場にも伺いますので、ぜひそのような折にも、御都合がつけば出ていただきたいと思っていますし、今月月末には、天城湯ヶ島地区の女性のミニ集会にも参加をさせていただいて、小まめに、大規模のタウンミーティング等では発言されない方々の御意見を直接伺ってまいりたいと思っています。

部長会議と課長会議は隔週で行っておりますけれども、まだ私が期待した十分な議論というのとはなされておりませんが、これはちょっと根気強く隔週の部長会議、課長会議を継続してまいり所存です。

3つ目の官民協働のところですが、これは議員御指摘のとおりだと思います。したがいま

して、外でビジネスをやってこられたキャリアのある方に、その経験がない市役所に入っただけ、それで終わりではありません。その先には、伊豆市役所と伊豆市の中の商工業をやっておられる方、そして外の方を合わせて、仮称ですが、伊豆市総合研究所のようなものを、まさに官民協働の中でつくり上げたいと思っております、その第一歩目ですので、そこは今、議員が主張されたような方向に向けていきたいと思っております。

これは一つ反省がございまして、私が市長になる前ですが、いろいろな文献を読みますと、コンサルの多用だということの御批判があったようです。コンサル委託は、1案件を1事務にお願いします。1対1の関係で、ある意味、言葉はよくないかもしれないけれども、その事業費だけ食い逃げされることもあるんですが、しっかりこちらに入ってもらって、伊豆に住んでもらって、伊豆の市民と一緒に産業を振興していくという体制をつくりたいと考えているところです。

3つ目の学校につきましては、これはなかなか厳しいところなんですが、私は、市長の立場では、やはり第1点にやった土肥小学校の1年生の元気な目を見て、やはり子供のことを考えて、教育委員会の施策というものを支援してまいりたいと思っております。

最後の件ですが、これは手元にも記事があります。これは、私はまだ現地を見ていないんですが、伊豆市の担当者にも佐賀県武雄市の例、あるいは北海道の例、その他を、現場を見させ、そしていろいろな情報を集めさせた結果、今の計画になっているところです。大きな違いの一つは、伊豆市、規模は小さいですけども、名前が売れた伊豆市の市の施策として安心感を持っていただくということは当然必要ですし、将来的には、地元にも当然使いますけれども、しょせんイノシシとかシカが好きな首都圏にいる外国人、外国の大使だとか公使だとか、商工会議所の例えばメルセデスベンツの社長さんだとか、そういった方々にも通販で売りたいと思っているわけですから、どんなところで使っているのかと来られたときに、不安を持たれないような処理及び冷凍設備というものは必要だと思っておりますし、長期的には天城北道路、月ヶ瀬インターの近傍にございますので、それで終わるわけではなくて、その周辺に観光施設、商業施設も展開を視野に入れつつやっておりますので、そのような観点から、現状で捉えるとオーバースペックになっていることはそのとおりだと思います、そのような先を見越しての先行投資だと御理解をいただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 今の先にシカ肉処理場の質問させていただきますが、やはり、なぜ民有地をわざわざ借りてやる必要があるのかなという一つの疑問。やはり、ほかの議員さんから、前回ですか、一般質問か何かで、湯ヶ島支所がせつかくあんなにあいているんだから、やはりもう上下水道は完備しているんだから、あそこの場所でやるのが適当じゃないかという質問があったわけですが、その選択をしなかったのはなぜかということ。

それから、たしかあれを計算しますと、建築費ですか、坪43万円ぐらいになったと思いますが、解体場になぜそれほどの金額をかけるような建物が必要なのか。その辺のところも、

もう少しコストを考えた中で、決して今プレハブ住宅が、狩野川台風のころ使っていた飯場ですか、そういうもののイメージと今のプレハブというのは全く違いますよね。修工。仮校舎もプレハブで立派な教室をやっていましたが、やはりプレハブに対するイメージはもう少し変えていただいて、プレハブも衛生的な、安全な堅固な建物だという、その辺の調査もぜひしていただいて、今計画しているその建物とどちらが得なんだということも練り直してもらいたいと、そんなふうに思うところがあります。

それから、学校の部分ですが、いろいろな人がもう語り尽くせないくらいいろいろなことが今でも、今日まであったわけですが、やはり私は同じ委員会ですから行って来ましたが、やはり芳賀町との大きな違いというのは、市長も今までの質疑応答の中で十分御理解かと思えますが、やはり市長はやっぱり市民が主権者だと。私はその中でリーダーをやっている、市長をやっているんだという、あくまでも市民が主権者という立場、スタンスはとっているということは、私も理解しております。

ただ、今回のこの問題の進め方は、教育振興審議会というのは、あくまでも教育委員会の諮問機関であって、市民が付託した委員会じゃないわけです。ですから、私はそれは市民の代表とはなっていないと。ですから、市民の声というのは、何かをませこぜのタウンミーティングじゃなくて、この学校問題というのは、地域にとっては非常に大きな死活問題になるぐらいの大きな問題なわけですから、やはり、そのことだけで地域の皆さん方に議論してもらって、そういう意見まで吸収するという、そのプロセスがもう芳賀町あたりは何年もかけてやっているわけです。そこがもう大きな違いだと思っているわけです。

だから、地域、地域でいろいろな実情がありますから、もううちの子供たちにとっては、もう五、六人のクラスになっちゃったんだから、うちのほうもしょうがないねと、将来もふえる見込みはないねと、ここで統合しようという選択をした地域の皆さんは、それが地域の選択なら、それは私も一生懸命それを支持するわけですが、ではその地域はそうでも、別のところはまた違う判断をしようとしている地域があるわけです。そのところを十分行政側として、時間をかけた中でやっていただきたいと。何でも統合に反対するなんていう気は私はびた一文ありませんが、そのやっている手法において、そのあたりを強く市長に求めたり、教育長に求めるわけですが、その辺の所見をあわせてお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目のシカの食肉センターですが、これも繰り返しになりますけれども、いろいろなところを検討しました。天城支所もそうですし、修善寺のきのこセンターもそうですし、ただ、今年じゅうにどうしてもつくらなければいけない。先般も達磨山を見てまいりましたが、もう達磨山の山頂付近は本当に死の山ですね。ここに写真もありますけれども、もう杉も下をむかれ、ほとんど木は枯れているような状況で、クマザサもヘリ偵察したときにも、もうけもの道がはっきりとわかるような、本当に達磨山、西天城が死の山と

なりつつあって、当然農業被害もたくさんあるわけですから、とうとう私の自宅も電さくを始めたんですけれども、これは待たなしの状況ですので、ことしできるタイミングの中で、そして猟友会の皆さんがお運びしやすい中ということで、いろいろな選択肢の中から決めたものでございます。

もしその6,000万円の事業費について細部御下問でしたら、観光経済部長に答弁をさせます。

それから、学校につきましては、中伊豆のほうでまだ議論は、場所と学校名は決まっているんですが、まだ反対の方々も、当然私も何度もお話をさせていただいています。その方々の御主張は、もう最後は通学に尽きると、通学のところをはっきり示されていないから不安なんだというようなことです。

天城湯ヶ島地区で、私が聞いている範囲内では、学校規模にかかわらず、湯ヶ島小学校を残してくれという御要望が、時期は忘れましたが、先般ございました。そのときに、学校統合は賛成だけれども、しかし、学校の場所としてここにしてくれという希望は聞いたことはあるけれども、規模にかかわらず、本当に湯ヶ島小学校なんだろうかということを確認しましたところ、そうだとしたことだったんですが、その後、同小学校のPTAの皆さんに、それは独断で行ったけれどもそうではないというふうな御説明があったように、これも仄聞をしております。そのほかの皆さんの方に伺うと、湯ヶ島、月ヶ瀬、狩野の親御さん、あるいは幼稚園、保育園の親御さんの中では、やはり大きな学校で学ばせたい。子供に聞いても、友達が多いほうがいいと言っている。

ただし、場所についてはもっともっと真剣に我々の声を聞いてくださいというようなことがあり、また、先ほど教育長からもありましたように、狩野小学校から持越の一番奥まで11.5キロ、湯ヶ島小学校から柿木大野の一番奥まで、同じように11.5キロ、これがいいのかどうかということもございますし、学校適地の交通安全の問題、敷地の問題等々ありますので、場所については準備委員会ではなくて、検討会という形で今までの2地区よりも、ワンステップ余計に足して、しっかりゼロベースで地域の皆さんと話をしたいというのが教育長の立場でございますので、これを尊重し、支援してまいりたいと思っております。

ただ、私がまだ耳が低いのかもしれませんが、アンテナが低いのかもしれませんが、天城湯ヶ島地区の中でも、学校統合そのものについては、必ずしも反対だという声は聞いてはおりません。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 食肉加工センターの質問は、場所の選定、なぜあそこになったのかということと、建物はなぜそんなに立派なものが必要かということだったと思うんですけれども、その点について、観光経済部長。

そういう質問だったと思うんですけれども。食肉加工センターの建物がなぜそんなに立派なものじゃなければいけないのかということを一。

市長（菊地 豊君） 6,000万円の細部はあれですが、内訳の概要については、観光経済部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 場所については、前回といいますか、3月議会でも12月議会でも御説明したとおりでございます、選定の過程等をお話ししたところでございます。それから、今43万円というようなお話があったわけですが、建物といいますか、小屋、小屋っておかしいんですが、それが3,100万円くらいですか、四十二、三万円になります。それで、あと加工室におけますいろいろなシンクとか冷蔵庫、保冷库等々入れますと、その金額が2,700万円くらいになるかと思えます。これはまだ設計段階でございますので、これから入札して下回るようなことになるかと思えます。

それから、例といいますか、5月に、テレビのニュースで御存じかと思えますけれども、京都でございます。丹後のシカ肉加工センターが5月11日にオープンしたようでございます。これは、補助事業で設置したようでございますが、これが8,600万円。処理量は今計画している我々の施設の半分という形になっております。参考まででございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 地域力の学校の問題ですが、今、市長は湯ヶ島の区長たちからもいろいろな話を聞いていると、そういう答弁がありました。ただ、やはり私は、私もそうなんですが、また教育長もそうだと思うんですが、やはりどうしても点の声だと思うんですね。そこをそんなに端から、市長とてその件を聞いて歩いたんじゃないわけですよ。やはり、何かでこれを検討するのを、学校の位置だけを皆さんに諮るといって、もう合併はそれだけでありきなんですよ。そうじゃなくて、統合について、市の一つのたたき台を出すにしても、それについて皆さんどう考えますかというところを、そこまでバックした中で市民に話をおろしていかないと、もう場所だけあなた方が選んでくださいよということになると、もう完全に合併ありきなんですよ。そこを私は違うんじゃないですかという質問をしているわけですが、そのスタンスは変わらないわけですかね。ぜひ私としては、その今申しました市民のところへ、もう少し丁寧な形でおろしていただきたいと、そんなふう思うわけですが、そこをひとつ伺いしたいと思えます。

それから、観光経済の活性化の部分ですが、やはり今、自分自身も観光関係の人たちといろいろな話をする機会があるわけですが、彼らが真に求めているということは、中央道なり高規格道路が開通した暁に、やはりしっかりした目的地を持っていないと通過されてしまうんだと。そこへとお金を投資してもらいたい。それで、何年後にまた駅舎も変えたいねと、もう少しいいものにしたいねとか、そういうときのニーズが出たときにやってもらえればいいんだと。我々としたらそういう、今までも今回の議会の一般質問の中でも、市に眠っている財産がないかとか、何か有効な投資がないかというような、そういう議論もあったわけで

すが、やはり観光業者の皆さんというのは、そういうところへとまず投資をして、お客さんは駅を見るわけじゃない、そういうところを見に来るわけですからね。そこを観光業者の人は望んでいると私は見ているんですが、そのところを市長はどのように把握しているかお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の、これもちょっと私がお答えするのはどうかと思うんだけど、合併そのものについては、確かに長い時間をじっくりかけて長期的にやるべきだろうと私は思います。したがって、本当のことを言えば、やるべきことはもっと早くやっていたかったところもあります。

月ヶ瀬小学校は御承知のとおり天城中学校ができたときに、実は一回議論が始まっていて、その後ずっと長い間、議論がなされてきた。土肥南小学校と大東小学校は、もう本当は既に統合されていなければいけなかったわけでごさいます、そこで私が市長になったときに、そのようないわゆる振り返って今まで来なかった道をもう一回通るのではなくて、どうせそこまで、私のときに減っていなかったわけですから、それならば、思い切って伊豆市の中に仮に小学校がなかったとしたらどのような学校が一番いいのだろうかという論点を、視点を変えてやり始めたわけです。

そういった意味では、時間は確かに少ないのですが、そのねらうところは、先ほど教育長が話されたとおり、一番いい学校をつくってあげたいということでございますので、着実に進めてまいりたいと思っています。

次の観光についてですが、これはまさに議員御指摘のとおり、きのうも提示をさせていただきましても、修善寺の地域というのは、町のころから、これは伊豆市になってからどうもつくったようですが、これは当然駅舎だけでなく、駅前、温泉場、すべてスケッチも含めて入っておりますし、今月中にはまちづくり委員会の皆さんが私のところに、温泉場内の景観、条例ではありませんけれども、景観の申し合わせのような御提案を持ってきていただけるようです。

私はそのタイミング等、それから3年後に東駿河湾環状道路が中央道、修善寺道路と接続されるタイミングで、つまり平成24年度末までに、修善寺の温泉場であれば御幸橋のかけかえを終わっていたいし、あるいは地主さんとの話がつくのであれば、非常に狭い道路も改修したいと思っておりますし、できれば地元の皆さんに菊屋さんからお寺までの一方通行化もお願いをしたいということを考えているわけで、直近のタイミングでは、東駿河湾ができるのが一番近いタイミングですので、そのときに修善寺は何をしていなければならないか、天城湯ヶ島地区はどうあるべきか、土肥地区は3年後はどうあるべきか、次の天城北インターができるときまでにはどうなるべきかということを、タウンミーティングのたびに地域の皆さんにはお話を申し上げているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） それでは、教育長のほうにいじめの関係のほうで、時間もあれですからやらせていただきます。

先ほど発生している数字も示されたりということで、教育長もいじめは絶対に許せない行為だと、何としてもという強いお気持ち、覚悟は示していただいたわけですが、私はちょっと言葉が過ぎると言われるかもしれませんが、教育委員会の中であるとか、先生方の中でもある程度しょうがないねと、大きな被害になるような、加害になるようなことではしょうがないけれども、こういうのは避けられないものじゃないのというような、ちょっとそんな機運はないのかお伺いしたいと思います。

私は、けんかというのは、これはもう1対1で意見がぶつかれば、ここにいる皆さんだって育ってくる間に何回けんかというのはあると思います。それはもういじめとは全く違うから、それはもう勧めるわけじゃないけど、あってもしかるべき問題だと思います。

いじめは、先ほど教育長が申したとおり、犯罪ですよ。本当に弱い子、強い子が日常的にやると。それはだから親にとりましては、なかなか学校でのそういうものは目につかない。子供も隠したがるといったときに、だれがそれを早くに発見して対処してくれるかということとは、やはり教育現場であり、教育現場からの報告を受けた教育委員会、学校統合の中でもクラスがえをしてやることによって、そのいじめは解消するとか、そういったこともあったと思いますが、理由の中に。基本的にその根っこを超えてしまわない限りは、隣のクラスに行ったからといって、それが解決するなんてことは絶対僕はないと思いますが、そのあたりの所見も伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 具体的な話で少しお答えしますが、ことしの6月2日にある中学校であった事件のことでいえば、今、三須議員からあったやや甘い判断の事柄がありました。かなり強い姿勢で指導をしてきたところですが、1人の生徒に対して4人の子供がかなりしつこくいじめをしたという内容であります。これに対応することについては、先ほど来お話のあった学校現場の対応の甘さというのはあったなというふうに僕も反省をしたり、指導もしたところであります。

クラスがえがあれば絶対なくなるということではもちろんないわけでありまして。それはそのとおりだろうと思います。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） よく子供が先生に怒られると、教育委員会に訴えるぞというような、逆にそういうようなこともある。だから、先生が子供をせいせいと怒ることも、ましてや手を上げるなんてことは、教育的な意味で手を上げることもできないと。それが子供の教育にとって、いろいろマイナスの部分になっているなんていう話も聞くわけですが、どうしても

教育委員会は、先生にとっては煙たい存在というような位置づけに、僕は伝統的にそういう気がするわけですが、本来はそうじゃなくて、全く一体化した中で、やはり子供のために機能を果たしていくというのが一番の理想だと思うわけですが、どうしても先生方は教育委員会からにらまれたくないとか、そういうところがあるように伺うわけですが、もう少し教育委員会と先生が、本当に意思の疎通が図れた関係をつくっていただきたいと思うわけですが、その辺の御所見をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 私は学校の教職員に大変やさしくしているつもりであります。煙たいかどうかは、相手があることですから僕にはわかりませんが、教職員を守る立場、すべてを守るというわけじゃありませんが、彼らの権利を守っていく立場であることは重々承知をしているつもりです。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 私もそうですが、自分のことは人が割と指摘してくれないですね。適当な先生っぽいことは言ってくれても、本当におまえ、ここ直したほうがいいよということはなかなか言ってくれませんよ。僕はそれを教育長が、ちょっと自己満足されちゃったらしょうがないなという、今、私そんなふうに感じましたが、はっきり言って教育長さんは怖いんですよ、先生は。ですから、今回の学校統廃合においても、我々も議員として、じゃ教育現場に立っている皆さんたちがどんな考えをしているのかなというのも一つの参考にしたいわけですが、やはり、その辺が怖くて、いやすみませんね、コメントって、わーっと言ってしり込みをする先生たちも多いわけですよ。本当は我々がいろいろな判断をする中では、教育現場にいる皆さんたちもどういう判断をしているのか、それは我々の知識を増すためにもお伺いしたいと思うわけです。その辺は。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） おっしゃる意味はよくわかりますけれども、今度のこの2年来学校再編成問題について、学校教職員に圧力をかけたことは一回もありません。と同時に、賛成しろとも言った覚えはありません。煙たいからとか、教育長ににらまれるから、それほど今の教育長と学校の教職員はそんな関係にはなっておりませんので、御安心ください。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 大変安心しましたが、いじめの問題だけは、もう少し学校側と、この28人と、先ほどの小学生中学生の数が、いじめられている子にとっては大変な心の痛みを負っていると思いますので、早急に全力で解決していただきたいと、そんなことでこの質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで三須重治議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、明日16日午前9時30分から再開いたします。よって、この席より告知いたしますので、本日は大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時49分

開議 午前9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第44号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、1回目の質疑については議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑についてはいずれも自席にて起立の上、お願いすることといたします。

初めに6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）につきまして、質疑を行います。

ページでいきますと77ページ、この議案の説明が過日あったわけですが、説明が非常に不十分じゃないかなと思います。委員会で説明すればよいと、そうお考えかもしれませんが、ぜひ全議員の前で説明をお願いしたいと思います。

きのう、私の一般質問の中に、政策かどうかという話はしたんですが、お答えはなかったんですが、この7番、6款農林水産業費、2項林業費、右側に行きまして、森林文化発信事業500万円と、こういうのがありますけれども、これは市長がちょっと前から言っている、市長にとって重要な政策だと思うんです。ですからそういう政策は、市長みずからが議会で諮らなければならぬと思うんです。職員に補足説明なんて言って、言わせていいものじゃないと思いますから、市長のほうから御答弁をお願いいたします。

具体的に言いますと、13-40修善寺自然公園植栽業務委託料という、これはもみじなどを植えるという説明があったわけですが、大体どこら辺へ植えるのか、位置ですね、そ

れをお伺いいたします。

その次、13 - 43山の日の集い業務委託料30万円、この山の日というのは、私は確認して知らなかったわけですが、森の日というのは聞いたことがあるんです。でもこれは森林文化ですから、森の日としてもいいんじゃないかと思うんですが、これは森良雄さんがいらっしゃいますから、森の日にしてはぐあいが悪いということで山の日にしたかもしれませんが、この山の日というのはどういうもので、どういうことをやるのかお伺いいたします。

その下、13 - 44森の恵み首都圏オープン講座業務委託料154万円、これはどういうことをやるのか、御説明をお願いします。

次に、79ページ、7款商工費でございまして、右側に行きまして商工振興事業01 - 40産業経済アドバイザー報酬というのがありましたけれども、これは説明がちょっとよくわからなかったわけですが、アドバイザーを受けて、それをどういうふうにするのかということをお伺いします。

それからもう一つ、市長、非常勤の特別職に、このアドバイザーをすとかいうことをちょっと聞いたように思うんですが、そう言ったように思うんですが、こちら辺は要するにアドバイザーの身分というのですか、そこら辺はどうお考えになっているのかお伺いいたします。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に対して答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は、市役所の中の業務遂行のあり方として、市長は市の将来の方向を定め、決断し、実行を命ずることが責務であり、個々の事業は部長、課長が統括し、実施することがその責務だと考えておりますので、私は基本的な考え方を申し上げ、事業の内容については担当する部長から説明をさせます。

森林文化発信事業につきましては、平成24年度に行われる育樹祭を契機に、伊豆市の将来のあり方として、ひとつ望ましい姿であろうと私の考えている森林文化との接し方、あるいはそれを文化としてとらえ、より広く、単なるツアーとか林業ではなく、より広く文化として再定義し、包括的な事業を進めるという第一歩ということでございます。したがって、これが終わるわけではなくて、さらに来年度は育樹祭のイベントとしてこれを拡大し、24年度のイベントを契機に森林文化を再定義し、25年度以降、新たな伊豆市のまちづくりのあり方として形成をしていきたいと考えているところでございます。

個々の事業については、観光経済部長から説明をさせます。

次の商工振興事業ですが、これは私の発議でございますので、考え方について再度説明を

申し上げます。

一般質問でもございましたけれども、伊豆市の中には潜在的な魅力とか潜在的な可能性というのが多々ある、しかし、それが実行されていないではないか、まさに私はそのとおりだと思います。ただ私たちは、市長も含め、市の職員も含め、ビジネス経験というのがありません。また、市内の商工業者さんだけのビジネス企画能力であれば、従来とあまり変わらないものにしかならないのではないかという心配の側面もあるわけでございます。そこで、豊富なビジネス経験、幅広い人脈等お持ちの方をヘッドハントしたいということで、公募する財源としてつけさせていただいたものでございます。

制度設計は総務部長にゆだねましたけれども、席としては観光経済部長の横に置き、ただ市役所の仕事をするだけではなしに、先般申し上げましたとおり、市内の商工業者あるいは観光事業者の皆さん等と連携をとりながら、これを核として、近い将来には官民協同の姿による伊豆市総合研究所のような、一体化した事業プランをつくるような伊豆市唯一最大のシンクタンクに結びつけるための第一歩と考えているところでございます。

これは、総務部長に後ほど説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） まずは、77ページになります。森林文化発信事業でございます。

市長より御説明があったとおりでございますが、もう一つ、有限性のある森林の役割の保全、それから積極的に森とのかかわり合いを生むというような事業で、24年度秋、全国育樹祭が当地で開催されるわけでございますが、それまでに伊豆市の森林文化、森林を再発見して、伊豆市ならではの特色ある地域づくりと、地域住民、都市住民まで幅広い方々を対象に事業を展開したいというふうに考えております。

もう一つ、やっぱり大事なことは、今、伊豆半島の山々の自然でございますが、シカ、イノシシの食害と、こういって危機的状况にあるという現状であります。ススキと、マメ桜の植生だった皮小平の火口湖ですね、ススキ、マメ桜はもう壊滅状態になっております。唯一残っているのが、シカがほとんど食べないアセビが群生しているといったような状況でございます。達磨山から西天城高原につきましても、クマザサの新芽、サラサドウダン、マメ桜、ヤマボウシの木々など、被害が非常に目立っております。そんな中で、森林との触れ合いを通じて森林を体験し、緑を体験し、味わい、森林・自然を考えていく緑の植栽事業、それから育樹事業、啓発事業、それぞれの広報、事業を実施していくわけでございます。

まず、77ページの13 - 40修善寺自然公園植栽業務委託というものは、植栽事業として位置づけました。自然公園に隣接します、また虹の郷の裏側といいますか、西側になります、そこに今雑木林がございまして、それを少し雑木を整理いたしまして、植栽事業としてもみじ

公園の拡大を図っていきます。これは記念植樹というような形にもなろうかと思えます。市民の方々を動員しまして植栽する、または都市住民の記念樹の森みたいな形で2年間、3年間くらい面積的にはあろうかと思えます。継続して行っていきたいというふうに考えております。

それから、13 - 41天城山固有植物状況調査業務と、13 - 42天城山固有植物育苗業務というのがございます。これにつきましては自然を守るという中で、今御説明したとおり、危機的にある自然の、天城山特有のここのマメ桜、サラサドウダン、この穂木をとりまして、育樹、育成し、植栽していくというような事業でございます。これから育成してなかなか時間がかかるわけでございますが、今から始めないと大変なことになるというような現状でございますので、事業をします。

それから、13 - 43山の日の集い業務委託という形になりますが、これは収穫祭を通じて市民、また観光流入される方々にアピールしていこうというような事業でございます。

それから、13 - 44森の恵み首都圏オープン講座業務委託というのがございます。これにつきましては、今現在、話を進めておりますが、神奈川県平塚市、友好都市といえますか、休養の郷をしておりますこちらの中で、森の恵みを体験していただくという中で、森の食の体験、それからいろいろな森の機能、これらを発信していく、または交流の中で伊豆市のほうに来ていただくような企画、これらを実行していきます。それに伴います通行料、バス借上料、駐車場使用料というような形になります。最初の12 - 08の広告料につきましては、これらのことについてパンフレットの作成、または募集等々を広報していく事業となります。総額500万円というような形になりますが、今現在、地域づくり推進事業補助金というものが県のほうにありますので、そちらのほうとの協議を重ねております。

続きまして79ページになります。商工振興事業、総務部長のほうから御説明というような話を市長はしていましたが、細部につきましては私のほうから御説明申し上げます。

産業経済アドバイザー報酬と、320万円でございます。報酬は月35万円、こちらのほうというんですか、伊豆市のほうに在宅していただきまして、親密なる情報交換をしていただきたいということで、一応家賃を5万円、月40万円という形で、8月1日より考えております。月40万円というような形になろうかと思えます。費用弁償につきましては、関東、首都圏です、東海地域への企業面談等々の旅費を考えております。産業経済のアドバイザーという形で、ビジネス経験のある方々をヘッドハンティングするというようなお話と、まずキャリア重視で年齢のほうの制限を設けず、採用といえますか、お願いするというような形になろうかと思えます。期間的には24年3月31日までというような計画をしております。その時点で成果を確認しまして、継続の可否を検討する、判断をするということとしております。

業務の内容につきましては、多くは企業誘致策ということの助言、それから提言をいただきます。それから、進出企業に積極的に企業訪問をしていただきまして、考え方、それから現状等を把握しながら適地、適格地があれば御紹介するような活動をしていただくという形

になります。それから、もう一つ大切なことは、既存企業についてでございます。新商品、まあ既存企業といっても工業だけではございませんので、商業、工業、観光業、それから農業、漁業とこれらの方々、商品開発をしたり、顧客、販路の開発等々に姿を変えると、非常にこう着目される部分が多いものですから、これをビジネスとしてとらえながらアプローチしていくと。当然、商工会の皆様と親密な連携をとりながら、進めていくことが肝要かと思えます。

それからもう1点、市内にあります未利用地でございます。これらを企業の誘致を最大に図りながら、市民の雇用拡大を進めるといったような事業をやっていただくということになります。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

森林文化発信事業でございますけれども、要するに育樹祭の関係でやるというのが多いと伺ったんですけれども、山の日の集い業務委託料という支出の説明で、収穫祭に何かやるというようなお話があったんですけれども、山の日というのは、では、収穫祭の日を山の日と制定すると、こういうことでございますか、どうですか。お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 山の日の集いというふうな中で考えております。この日に山に関係するなべとか木工体験、それからツリークライミングなどの企画、イベントをやるということで、収穫祭の日を山の日として設定して、そこでイベントをやりたいというふうな計画でございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） わかりました。さっき森の日ということをやったんですけれども、森の日の場合は月一遍とか、週1回とか、そういうのはあるみたいなんですけれども、まあいいです。年1回ということですね。

それから、最後の質疑ですけれども、産業経済アドバイザーの報酬ということなんですけれども、私は部長から今説明を伺ったわけですが、月35万円で家賃が5万円と、それでまあ合計40万円ということなんだそうですけれども、前の説明では、1日2万円で、特別職の非常勤なんてことを私聞いたと思うんですけれども、月額に変わったということで、これはほかの一般の職員と同じように毎日いるのか、それとも週何回か来るのか、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 私の説明が、ちょっと申しわけございません、間違いでござ

ざいます。

伊豆市特別職職員で非常勤の者の報酬、費用弁償に関する条例の中で見ますので、1日当たり2万3,000円以内でございます。本計画は一応2万円といたしまして、時間的には20日間お願いしようということで月を計算して、今、私御説明してしまいました。申しわけございません。そういうことの中で来ていただける、また活動する日で精算をすることになるのかと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について質問させていただきます。西島議員と重複するところもありますが、さらなる説明をいただきたいと思いますので続けさせていただきます。

まず、73ページ歳入、県支出金16款2項8目大規模地震対策等総合支援事業補助金、900万円減額になっておりますが、その理由、またこれに関連する歳出はないのかどうかご説明いただきたい。

続いて歳出に移ります。2款2項1目、説明13-41軽自動車税システム改修委託料250万円、内容及び自分たちでできないのかどうか、御説明いただきたい。

続いて、6款2項2目森林文化発信事業500万円ですが、これは今、西島議員の説明もありませんが、内容をさらに詳しくお聞きしたい。内容的にお聞きしますと、育樹祭に関連した事業だと。そうしますと政策的な内容が、市長、何も無いんじゃないですか、これ。少なくとも森林文化を発信しようという名前でやっているわけですね。それでここで500万円を使うんだと。どういう政策的なあれがあるのか。例えば樹木を植える、植林をする、伊豆市は毎年10万本植林しましょうと、それを10年間続けよう、そういうのを政策的というんじゃないですか。ところが、これは単なる育樹祭のための、イベントのための予算だけじゃないんですか。もし、そういう政策的なお考えがあったんだしたら、じきじきに説明していただきたい。

さらに、説明12-08広告料70万円、どんな内容なのか、どんな広告をどこでやるのか伺いたい。

13-40修善寺自然公園植栽業務委託料150万円、どんな樹木を植えるのかということはお伺いしましたが、さらに先ほど言ったように、一体何年間で何本ぐらいを植えるのか。ただ単に育樹祭に備えて植えるだけなのか。逆に自然公園をちゃんと整備したいと思うんだしたら、毎年何千本、10年間かけて植えようとか、そういう計画はないのか、そういう政策はないんですか。

続いて13 - 41天城山固有植物状況調査業務委託料8万7,000円。金額からいったら、既にどこのだれがやるのか決まっているんじゃないかと思うんですが、どんな調査をどこのだれがやるのか、天城山といっても結構広いわけですから、我々のところからいったら万二郎、万三郎から達磨山まであるわけです。どの辺をどんなものを調べようとしているのか伺いたい。

13 - 42天城山固有植物育苗業務委託料、先ほどマメ桜とかサラサドウダンだということですが、やはりこれは育苗だから苗を育てるだけなんですか。これは特殊な業務ですね。そうなりますと、どこの業者なのかは既に決まっているんじゃないんですか。もっと詳しく伺いたい。

続いて13 - 43山の日の集い業務委託料30万円、大まかなことは西島議員の話でもわかったんですけども、ただ単に体験するのかな。どういう団体がこれやるのかわかっているんだったら伺いたい。

続いて、13 - 44森の恵み首都圏オープン講座業務委託料154万円。こんな名前からいったら、首都圏でオープン講座を開くというふうに理解してしまいますけれども、でもそうでもなさそう。もう少し詳しく、一体何をやろうとしているのか、その目的は何なのか伺いたい。

続いて、7款1項2目、説明01 - 40産業経済アドバイザー報酬320万円。これも西島議員への説明では、月40万円でアドバイザーを入れるということだったんですけども、話の内容からいったら職員にだってできるんじゃないですか、これ。企業誘致をすとか、何かそんなことをおっしゃっていたけれども。まだだれも人は決まっていらないんですか。これから募集をするんですか。年収四、五百万円のアドバイザーを募集して、どの程度の能力のある人が集まってくるか。まず私はその辺から市長の考えをお聞きしたいです。やはり、市長、部長と肩を並べた企画力のある人を募集しようとしたら、まあ少なくとも年収七、八百万円の人を募集しよう、できれば市長と同じぐらいの年収の人を募集しようと考えないと、効果を発揮できないんじゃないですか。もし、市長にそういう政策的なお考えがあるんだたらお伺いしたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、私が答えるべきところを申し上げますと、1つ森林文化のところは、これは先ほど申し上げましたけれども、すべてが育樹祭関連ではなくて、育樹祭というものを契機に伊豆市の森林文化というものを再提言したい。伊豆半島の中で森林といえば、やはり天城山系、達磨山系で、その大半を伊豆市は保有しているわけですから、これはその伊豆半島の中での比較優位性を考えたときに、伊豆市として大いに、今まで以上に活用

すべきであろうということで、とらえているわけです。3月議会でも申し上げましたけれども、この森林文化というものをどう再提言するかということは、9月の議会までに整理をして、9月議会で整理したものを御報告申し上げますと、3月議会で申し上げました。したがって、個別に事業化できるところだけ、このように個別の事業として予算化をさせていただきました。

それから、次の商工振興事業ですが、これは議員御指摘のところもわかります。そこで、おおむね8カ月程度ということで、予算400万円をつけさせていただき、そして来年は、23年度はこれを年額で計上させていただき、1年8カ月ほどそのようなものを実施をしてみて、真に費用対効果が上がるものなのか、伊豆市の産業は活性化するものなのか、ビジネス企画が実現するものかを見た上で、25年度以降を継続するかどうかを判断をしたいと思っています。

どのような人材が来るかということですが、伊豆市の状況を考えた場合、家賃相場とかいろいろなことは考えてみたわけですが、しかし、おおむね、いろいろな方と話をさせていただきました、東京にも出向いて。しかし、決してそんなに金額だけで行くものではないと。経験のある人で、地方に行ってその魅力を活性化するものであれば、志ある方は必ずいるので、まずはこれくらいの給与でやってみたらどうかというアドバイスを何人からいただきました、このように提示をさせていただいたわけです。まずはこれで実施をさせていただければと思います。詳細については、担当する観光経済部長から再度説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 初めに、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、73ページのところの県の支出金、大規模地震対策等総合支援事業補助金の900万円の減額についてでございます。この部分につきましては、天城中学校の技術科棟、こちらのほうの補助が国庫補助が3分の2に引き上がったというお話をさせていただきました。これに伴いまして、県が差額を補てんするような制度になっておりましたけれども、この差額分の補てんが見込めなくなったということで、900万円を減額するということになっております。

歳出のほうでいきますと、79ページのところ、天城中学校の技術科棟の耐震補強工事、このところに財源内訳といたしまして、16款2項8目1節900万円の減額ということで提示をさせていただいております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 山本 潔君登壇〕

市民環境部長（山本 潔君） それでは、私のほうから、2 - 2 - 1です。ページ数でいき

ますと76、77です。税務総務費の13節軽自動車税システム改修委託料について、もう少し詳しい説明をさせていただきます。

これにつきましては、ことし10月から申告書の内容が電子データ化されると。このために今、伊豆市で使っております軽自動車税の課税のシステムを改修する必要が生じたということです。具体的には、現在の軽自動車税のシステムに静岡滞納整理機構から、今度はDVDで軽自動車の申告データが送られてきますので、これをコンピューター上でもって取り込みまして、氏名ですとか生年月日、車両番号等を取り込んで、今の伊豆市の課税データ、あるいはあて名データと照合して、新規あるいは名義変更、廃車といったマスターの更新をする、そういった部分の追加を今のシステムにするということです。このソフトウェアはSBS情報システムのものを使用しております、ソースコードというのは公開されておらないものですから、このソフトウェアを持ってありますSBSに委託をして改造していただくということを考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、77ページにつきまして、12-08広告料につきましては、かなり森林の文化の中で天城の山が今どんな状態なのかという中で、緑の大切さを広聴するような電波広告等々を広告として挙げております。また、以下にあります業務の内容についてのパンフレットの作成を考えております。

それから、修善寺自然公園植栽業務でございますが、先ほど言いましたようにもみじを植えるという中で、本年度2,000平米、一応雑木林の林でございますので、市民と触れ合える、それから植栽ができるような中で整備をしていきます。ことしの植栽は、一応60本を予定しております。かなり面積がございますので、2年、3年という面積的な確保ができていますかと思えます。10年はちょっと無理なのかなというような気はいたしますが、継続して植栽をしていきたいと。

それから、固有植物の状況調査というようなことで、今シカにやられています、昔から天然にありますものの穂木を、どういうふうな穂木をとるかということを経営委託というんですか、状況調査をいたします。これにつきましては、実は天城山といっても、マメ桜についても5種類くらいあるそうございまして、県の農林試験場のほうで3年前から穂木をとって育成をしております、新聞にも載りましたから御存じでしょうけれども、天城中学校の生徒さんたちにやっていただきました。これは皮小平を中心に、皮小平のマメ桜でございます。それから、河津側といいますか河津に接したところの万三郎、それから西天城高原、それから達磨山、これらのマメ桜の種類が若干色が違うという中で、あまり動かさないほうがいいだろうということで、穂木をとったところにそのまま戻すといったような調査、これらを進めていきたい。マメ桜だけではございません、サラサドウダンは特にそうでございます

が、やっていきたいというふうに思います。

それから、固有植物育成業務委託ということで、穂木をとったところに、かなり全国に穂木をつくって苗を生産する業者があるそうございまして、これらに委託して、ある程度大きくしないと、また管理が大変というんですか、管理ができませんので、またシカ、イノシシ対策のものもどういうふうにしたらいいかということの研究しながら、大きな穂木をつくっていただきたいとふうに事業計画をしているところでございます。

それから、森の恵み首都圏オープン講座というようなものでございますが、今のところ森と関連した伊豆の贈り物と、食文化が中心になるうかと思いますが、いずれかの森の恵みをテーマとしたイベントのステージを考えております。それからパネルディスカッション、森のすばらしさをアピールしたいというような会場を確保しようと思っております。それから並行しまして、まるごと体験でございます。子供向けとか竹細工、木工芸、それからワサビ漬けづくり等々を開催したいと。それから、伊豆市のこれぞ日本一試食コーナーというような中で、森の恵みをアピールしていきたい。B級グルメにも通ずるような中で、伊豆市で食べられてるものが一番おいしいんだというようなアピールをしていきたいというように考えております。

それから、観光アドバイザー報酬でございますが、ちょっと同じ説明になって申しわけございませんが、報酬ということで、ビジネス経験等を持った方々でキャリア重視ということで、年齢の制限は設けません。そういう中で公募していきたいと思っております。まだ決定はしておりません。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質疑させていただきます。

森林文化発信事業500万円の内容ですが、まず市長、政策的に考えて、市長はとも次期も出てくる、さらにその永久政権を構築しようとしている模様ですけれども、この植林、9月に計画を出すというようなお話のようですけれども、せっかくここで、もう予算化が始まっているんです。穂木をとって育てていきたいというようなことを。これは単年度でやっていっても余り効果がないものだと思うんです。毎年継続してやるべきものだと思うんですけれども、ひとつ10年間ぐらいこういう事業を続けるつもりがあるのかどうなのか、市長からお伺いしたいです。

ちょっと議長、産業経済アドバイザーなんかは別の段階で質疑してよろしいですか。

議長（飯田宣夫君） 続けて質疑してください。

12番（森 良雄君） 続けて質疑するというのは難しいですね。

それから、次にいきます。森の恵み首都圏オープン講座業務委託料なんですけれども、これは平塚でやるんですか、伊豆市でやるんですか。それをお伺いしたいです。

続いて、産業経済アドバイザー報酬ですが、お話の内容からいきますと、企業誘致をどうもしたい、する。それでその中で、いろいろ市内の業者にもアドバイスをしようというお話でしたが、これは多分募集するのはお1人だと思っんです。お1人の方が企業誘致で、例えば全国を回るなんていうと、もうこれでききりになるはずで。そういうことがあるかしらないけれども、400人を超える職員がいるのに、例えば県だったら県の職員がやっているわけ。何で、伊豆市は特別にこうアドバイザーをつけなければならんんですか。職員でやろうなんていうことは考えなかったのかどうなのか、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の、10年やらないのということですが、多分とても10年では終わらないだろうと思っます。有害鳥獣の対策も10年では多分めどはつかないだろうと思っますし、皮小平や達磨山系のもう死にかけた植生を再生するのに、やはり多分10年ではなかなか終わらないだろうと、相当長い時間をかけて原旧に復すだけでももっと時間がかかるのではないかと、ただ、これは伊豆市の誇る財産でございますので、しっかりやっていきたいと思っております。

次のオープン講座ですが、これは幾つか実はことし事業化したいものがあったのですがけれども、首都圏の中に待ちの姿勢ではなくて、森の恵みであるシイタケ、これは特有林産の中でやっておりますから、まさに森林文化なんです、それから我々が豊かな恵みを受けているワサビの2大特産物に代表されるような森の恵みとしての、安全で安心でおいしい食材をこちらから出ていって、首都圏の若いお母様方に食していただき、できれば比較をしていただき、直接その若いお母さんとその子供さんに伊豆の食材、森の恵みである食材がいかによらしいものであるかをこちらから打って出るという試みでございます。ことしはしたがいまして、その効果を考えて、これまでおつき合いのある平塚市さんで一度目をやらしていただきたいということで、今調整しているところでございます。

3つ目の産業経済アドバイザーですが、これはこういう事業ですと森議員はいつもこれだけかとおっしゃるんですが、当然これだけではないのであって、これも繰り返しになりますけれども、県の企業局とも市の商工会とも観光協会とも提携しながらということでございまして、例えば、これまで企業誘致をお願いする場合に、県の企業局に相談に乗っていただく、あるいは市内に所在する銀行の支店長をお願いをする、いずれも報酬がないんです。一般的には企業誘致等成功すれば、例えば事業費の3%を報酬としてお渡しするとか、そういったことがないわけですから、ここはひとつ、そういったそのビジネス経験のある方に実際に担当をしていただき、そして1人ではございませんで、その方の人脈とかキャリアに基づくいろいろな経験、バックグラウンドを活用させていただけるような人材を募集をしたいと、こういうふうを考えているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 1つ、市長さんがお答えいただいたもので、続いて市長さんにお聞きしたいんですけども、具体的に何万本を10年間かけて植えたいなんて、そういうお考えはございませんか。

森の恵み首都圏オープン講座業務委託料、これはどうも平塚でやる。私は平塚に知り合いがいっぱいいるもんで、ぜひ私も参加させてください。

産業経済アドバイザー報酬、これは私はよくわからないんです。企業誘致が目的なのか、市内の業者のアドバイザーとしてここに置くのかどうなのか。市長さんは県の企業局とかとも相談しているというお話ですけども、企業誘致1つとっても、1人2人でできるような業務量じゃないと思うんですよ。そういうことをお考えになっておりますか。どのぐらいの業務量があるのかどうなのか。要するに張りついて全国、要するにターゲットを選ぶだけでも大変な業務量になると思うんです。どのぐらいの業務量があると思っているのか、企業誘致を1人で賄えるようなあれなのか、ターゲットは静岡県内だけなのか、首都圏なのか、全国を対象にして回るのか、これで3回目だね。これで終わりか。

そうすると、今企業誘致しようとする、目的を絞らないと企業誘致できませんよ。そういうことをお考えになっていきますか。ただどういう企業に来てもらいたいかということで、最初から絞っちゃうんですよ。伊豆市のためになるような企業はこういう企業だと。それを重点的に誘致していかないと、何でもかんでも誘致しようなんていったって、それはできない。対象が広すぎる。そういうことをお考えになっているかどうかお伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の何本かということは、これは市長は考えなくても、幾つかの事業の中で担当する課長に計画をさせたいと思います。

2つ目の観光経済アドバイザーですが、これも繰り返しになるんですが、彼にすべてをやらせるわけではなくて、現事業体制、例えば企業誘致は企画財政課から観光商工課に移したわけです。当然、その伊豆市の特産品を使う、例えば食材工場のようなものも視野に入れているわけですから、観光商工課だけではなくに農林水産課もタイアップする。したがって、観光経済部は総力を挙げてこのような企業誘致とか、市内の企業活性化に尽力をする。県とも当然相談をさせていく。その中で、我々ビジネス経験のない者が個別の企業と当たる、相談をする、あるいはそこからさらに派生した企業さんにお話をする等々、我々で今できないことを、過去できなかったことをやってくれる人材を、1人外からお招きをしたいということなんです。それによって、今までやってきた観光経済部の事業はすべてなくなるわけではなくて、プラスのところですので、そのところを理解いただけないのはどうにもわからないのですけれども、今まで伊豆市の中で達成できなかった、そして足りなかったところの人材を補わせていただくということでございます。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第44号 一般会計補正予算について質疑を行います。総括的なところで、柱を中心にしながら、確認をしながら質疑をしたいと思うんですが、今、大いに論議のあったところで既に明らかになったところは、通告を出していますけれども、最初の質疑の中で、これはいらぬということでお話していきたいと思います。

1つ目です。森林文化発信事業について今も質疑が行われましたが、私は、所信表明で市長が森林を文化として見詰め直す事業を起こすんだと言われましたが、その具体化の出発点なのかなというふうに理解しました。何ですが、今も詳細は質疑の答えの中で幾つかあったんですけれども、確認しながら。伊豆市を含めた伊豆半島の山々、部長も言われたようにシカ、イノシシの被害で非常に大変な状況になっているということは、重々共通認識だと思うんですけれども、この重要課題とは別の取り組みとして見ているのかどうか、ちょっとわからないもんですから、お尋ねしたい。

2つ目です、森林文化事業の。5つの委託事業名を色々詳細を説明なされていましたが、ちょっとわからないのは、その5つの委託事業の方向性がどうなのかなということが少しつかみづらかったもんですから、5つを全部ひっくるめながら、方向性をちょっと出していただきたいと思います。とりわけ、その中の1つですけれども、観光政策というのが、やっぱり伊豆市にとっての1つの重要な政策になると思うんですけれども、これもただ単に山は山だとか海でなくて、観光をやろうとすると、当然観光客の方々は伊豆の自然をやっぱり求めていらっしゃるということなものですから、そのことも私は大事なのかなと、観光政策の中の一環として見続けていくということも大事だと思うんですけれども、この課題との関連はあるのかどうかお願いします。

大きな2つ目、これも今、いろいろ聞きました。商工振興のための産業経済アドバイザーについて。今聞いていますと、非常に幅広い分野なのかなというふうに私は思いました。したがって、この件については2回目の質問で、今質問しますとルールに違反するものですから、2回目の質問で具体的に質問をさせていただきます。アドバイザーの身分は何に基づいて提案されたのかということも、部長がお話したその条例、規則がありますので、それに基づいてやられたということはわかりましたので、後ほど2回目のときに、もう少し具体的に質問したいと思います。

3点目、最後です。学校再編成事業について教育長にお尋ねします。中伊豆地区における小学校の再編成の計画は、これは共通認識ですね、皆さん、委員会で継続審査中であるということは、当然御存じだと思うんです。議会も教育委員会も共通項だと。にもかかわらず、ここがわからない。校舎の増築などに予算を提案しておるんです、今回は。継続審査中にもかかわらず提案したという、その根拠を示していただければと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 木村議員の1つ目の森林文化についてでございますけれども、これはまだ私のほうで成文化しておりませんので、ちょっとそこは皆様に対してわかりにくい部分があることは承知をしております。そこで、まだ実は作業の途中なんですけど、少し御説明をさせていただきたいんですけども、この森林文化再構築事業の目的は、伊豆市が誇る天城山系、達磨山系を良好に保全し、これに触れ、広く国内外にPRし、もって心地よいふるさとの源を築く、このような考え方でやりたいと考えています。そして、その目標として森林保全、触れ合い交流、食育、清流の回復、豊穡な海の確保というような5つぐらいの柱をつくります。これは今森林が、清流の、あるいは海の源、母親であるというのは相当国民に広く浸透しておりますので、したがって、次にありました山の日の集いは、ふるさと広場ですから、森林と下の狩野川の船原の清流と、反対側の土肥の豊かな海というところがパッケージで体験できたり体感できるという意味からも、非常に適地であろうと思ひ、今までとはちょっと違うイベントにしたいと考えているわけでございます。

その森林保全の中には、いわゆる保全、回復と一層の魅力化というのがありますから、その中で先ほど議員から御指摘があった鳥獣被害対策等、これは重要課題ではないのかということで、大変重視しているところでございます。そのような全体の考え方の体系は、繰り返しになりますけれども、9月までには整理をして提示できるようにしていきたいと思っております。

いずれにおきましても、この森林というのは、首都圏の3半島の中で房総、三浦、伊豆と比較をすると、1,000メートルを超える山系、狩野川のような50キロを超える清流ですね、これがあるのは伊豆半島だけであり、その伊豆半島の中で伊豆市が、天城山系と達磨山系の大半を所有しているわけですから、これは関東の中における比較優位性というのが一番高いと考えて、そして重要視しているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 中伊豆地区の小学校再編成の計画については、議員がおっしゃるとおり、委員会にて現在、継続審査中であることは十分承知しております。また、審議をいただいております議案の現状について重く受けとめており、決して議会軽視をして軽々に計画を進めているわけではございませんが、来年度の中伊豆小学校の開校を目指し、実現するための準備を考えますと、本議会に当該補正予算を計上し、御理解をいただくしかないと考えた結果であります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 森林文化事業についてお尋ねします。

1つ目、すごくわからないというか、文学的になるかもしれませんが、森林文化とは何でしょうね、森林文化とは。私は今、市長、若干述べられました、1つの点だけちょっと質問いたします。

心の問題というのは、極めてやっぱり自然にこう触れるという、人間の本来持っている特性があるのかなと。そうしますと、そこのところを、森林文化って何というところを大きな柱を掲げて、今、市長が言われた9月に、さらに柱をつくっていききたいということだというふうなお話を聞いたんですが、ちょっと感想めいたことを言いながら質疑しますけれども、今回補正が出ました。私は大きな柱を立てられていて、そのまず第一歩の芽出しとして今回の事業があるのかなという見方をしたんですよ。そうすると、とりあえず今出していて、なんか後にやるということになると、ちょっと順序が違っていたかなというような、私なりに気がするんですけども、9月議会で出すというから、またその点は注目し期待していきたいと思うんですけども。

部長が詳細の中で言われたこと、2つ目をお尋ねします。森の再発見が1つにあるんだと言われましたが、そこで自然公園との兼ね合いについて、もう少しどういう関係でこの自然公園が出てきたのかお尋ねします。もみじを植栽するということは、確かに修善寺の自然公園がもみじの紅葉のときに非常に大きな、やっぱり心をいやすということでは私も尊重しているんですけども、大事にしたいなと思っているんですけども、全体の森の再発見といったときに、その伊豆市が抱えている山をどう守っていくのかと、それから里山どうするかというところが、私は重点の1つかなと思うんです。これは見解の相違というよりも、何で森の再発見をするのに森をつくるんじゃなくて、今現在のあるものを、人工林ですよ、どちらかという。そうじゃなくて、本当に森の再発見をしようと思うならば、今荒れた山々の一部でもいいから、やっぱりその辺をもう一度見直していく、直して、そして見てもらう。これだけきれいになりましたよ、というところが大事なかなと思っている。ちょっとその森の再発見の具体的な、自然公園にもみじを植栽するということは、ちょっと私はこう認識が違うものですから、お尋ねしていきたいと思います。

それと3点目です。県のほうで植樹祭、平成24年ですか、に向かってのさまざまな取り組み、ずっと以前からやられているんですけども、富国有徳の森林づくりということで柱を設けていますね。ここは論議することじゃないですから、余りここはやらないんですけども、いろいろな静岡の森林を生かすということで、地球環境とか社会環境とかそれから自然環境という、こう3本大きな柱を立てながら、静岡市は静岡市なりの県としての大きな事業をやられていますが、それとの兼ね合いというのは、今回は考えての提案というか、とりあえず芽出し的なことを見たんですけども、お願いしたい。

それからアドバイザーの件についてですけれども、きのうも市長がちょっと総合計画の云々ということではなされておりました。私も伊豆市の第1次の総合計画にどんなことをやられているのかということで、また見直してきたんですけれども、この中にいわゆるそれをさらに具体化したのが2年前ですかね、ちょっと忘れましたが、所信表明の中で所得をふやすという中で、市長が観光の問題とか農業、林業、商工業ということを幾つか挙げています。それで最後のほうに、所得をふやすということで、その次に仕事をふやすんだよということで、道路網の整備との関係でいろいろと提案されておりましたけれども、それは、今お話しした総合計画の中の、もうちょっと具体化したことがこの所信表明で述べられたのかなというふうに私は見ました。そうしますと、今回のアドバイザーの件について言いますと、今わかったのは、どういう方向性でそのアドバイザーを頼むのかなとわかったのは、企業誘致の助言、提言、それから地元、ただ単にこう来てくれというだけじゃなくて、地元のさまざまな分野の商工業、観光関係についての事業起こしだということはわかったんです。

そうしますと、これはどういうふうに考えるのか。1人のアドバイザーを採用したいと、それも公募だということなんですけれども、今少し論議を聞いていてちょっと私もどうかなと思うのは、さまざまな分野ですよ、今呼ぶと。地元企業起こしだってさまざまな関連性があるんだけど、観光商工、中小のそういう企業起こし等々考えたときに、すごく分野が幅広い中で、アドバイザーとなるとどうしても多岐にわたる分野も持っている方もいらっしゃるでしょうけれども、どちらかというところ、ある程度専門分野のところを見ながらやっぱりやっていくということをやりますと、結局総花的なような形になる、今度はなると言っていますけれども、なる可能性があるのかなと思うんです。その辺のアドバイザーの位置づけ、たくさんの仕事をやってもらうことは大いに結構なんですけれども、その辺をどういうふうに考えているのか。

それから、公募していききたいということなんですけれども、公募の基準というものはもうやられているのかどうかお願いしたい。

それからもう1点、アドバイザーの関係について。部長がお話しなされておりましたように、いわゆる条例に基づいて一番下のところに、特別職に、その他非常勤の特別職の職員はということで項目を設けています。それで、ここで今回採用したいというのは、こういう位置づけをしていますね、条例で、特に高度の専門的な知識、経験等を必要とする職務にある職員として、市長が認めた者にあつては云々と書かれています。ここがすごく大事なところなものでね、これに基づいてやられている。そうすると、採用する基準にしても、公募する基準にしても、じゃ、この特に高度なところを、わかっていたらいいんです、まだやっていないんだから。今からということになるんですけれども、具体的にその中身を検討されているのかどうかお願いします。

それから、大きな3つ目の中伊豆、いわゆる具体的に言うと、新しくしたい学校に増築したいんだという提案です。議会軽視ではありませんと言っているんですけれども、厳しく言

いますけれども、やっぱり私は今の答弁を聞いていても、どうも議会軽視じゃないかなと思うんです。というのは、余り意見が述べられないから、こういうことです。今回提案しているその根拠は、教育委員会が来年4月には、中伊豆地区の小学校を1つにしたいんだ、そういう計画なんだから、それに間に合うように今回提案したんだということです。それはあくまでも教育委員会の考え方であって、議会は議会としての立場として同じ学校再編成を見ているわけですよ。権限も与え、お互いに分業体制でやられていると、その根拠が、繰り返しますけれども、教育委員会の考え方に基づいている提案ですよ。じゃ、議会はどういうふうに見ているのかということの大きなずれを私は感じたもんですから、もう一度そのような議会はまだ継続中だと。いいですよ、自分たちの計画するのはけしからんとは私は別に思わないけれども、そこがあるから提案するということ自体については、私はどうなのかなと思っているもんですから、もう一度答弁してください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今、市長部局のほうは私のほうから申し上げます。

最初の森林文化についてですが、これはあえて文化という言葉を使ったのは、結局今までですと林業とか観光とか個別の事業として森林をとらえてきた。そこをもう少し幅広く、といますのは、ちょっと昔の話になりますけれども、いろいろな国を見てきて、日本が先進国として他にまさるところ、誇るところはどこかという、これはよく実は議論になってきたんですが、生活文化なんです。町のつくり方とか歴史とか、日本ではなかなか特に都市計画では弱いところがあります。しかし、明らかに日本が他国よりまさっているのは、肩を寄り添うような町なかでお互いに助け合いながら生きていく生活文化。伊豆市の中の生活文化を考えたときに、我々の父母の世代から山と森に接してきたわけです。したがって、必ずしも利益は上がらないかもしれないけれども、この山とか清流を保存するというのは、そういった場面もあるんだろうと思います。そこは単に費用対効果がないからやらないということではなくて、それは文化という側面を重視して、幾つかの事業が当然あるわけですが、当然費用対効果を求めるわけですが、しかし、そのような文化資源として残すこともあるだろうということで、今回は森林文化ということをとらえているわけでございます。

そして、それが大もとにあって、本当は私が順番どおりにできればよかったんですが、ご承知のとおり計画をつくりながら、企画をつくりながら、事業を走るところが今必要な段階だと思っていますので、今回ちょっとパラレルにやっているのですが、修善寺の自然公園につきましては、その全体の森林保全とか植生の全体計画をつくっておりません。したがって、そこは本当は全体があったほうがいいのですが、ただ修善寺の自然公園につきましては、これはちょっとずっとディメンジョンが落ちて、今非常に虹の郷のもみじ林が好評で、秋に人が集まっているものですから、これはもう少し整備をして魅力をアップしたいと。これは非常に個別の事業ですので、本当はここに並べるとちょっと誤解されるかなということ

ろがあったんですが、しかしそれは、じゃ、自然公園の無料のほうですね、もみじ林も含めて、じゃそれは森林文化の範疇外かと、それを事業かということ考えたときに、これは大枠としてはこの中に入れて、しかし、個別の事業として先行的に、今非常にお客様の評判のいい、市民の皆さんにも喜ばれているもみじ林を拡大しようということで、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

それから、県との関連につきましては、県はもちろんいろいろな計画をつくられて、市としてもその中で可能な限り、県の全体構想の中で動くほうが当然いいのですけれども、ただ、例えば林業、木材のほうの林業ですと、県の全体構想よりも相当うちのほうはまだちょっと出おけているところがあったり、やはり伊豆市の現状と特性にかかわるところがございますので、あえて全体を合わせるというよりも、県が考える全体構想の中で、伊豆市は独自の事業を組み立てていけばいいのではないかとということで、詳細を関連づけているわけではございません。

次、観光経済アドバイザーについてですが、これは繰り返しになるかもしれませんが、これまで自分が2年強やってみて、伊豆市の職員が別にサボっているわけではありません。観光経済部もいろいろな日々のルーティーンの事業に追われながら、企業誘致策とか企業誘致のための優遇策とかいろいろ考えたり、県とも当然相談をしながらやっているわけですが、しかし、どう考えても、私及び職員ではやはり足りない機能があるんです。それは今伊豆市の中にあるいろいろな潜在的な資源をビジネス化する即戦力、これはないということで、総合計画のようなまちづくりというものは我々が自分で築き上げていけばいいと思うんですが、当然その中でも必要なアドバイスはいただきますけれども、市有地であるとか、市内の商工業者さんがおつくりになっている特産品であるとか、そういったものをより拡大したり、新たなビジネスをつくったり、あるいは今ある資源をビジネス化、使われていないものをビジネス化したり、そのような観点からビジネス経験のある方においでいただきたいということを期待しているわけです。

公募の基準は、もし御下問であれば後ほど担当する部長から説明をさせますが、したがって特に高度なところとは、例えばお医者さんであるとか、特別な手に職を持った高度な技術者とか、そういった意味での高度の技術者ではなくて、ビジネス経験の豊富な方、できれば、例えばメーカーとか電機とかそういった分野ではなくて、幅広い分野、マッチングのところに経験のある方ということを期待しているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 次、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 先ほど申し上げたとおりでありまして、教育委員会としては来年4月を考えております。ただ、実現されるかどうかについては別のことでありますが、もし議会の御承認をいただければ、この議会で承認いただくことで来年4月に間に合うというぐあいに考えましたので、今回提案をさせていただきます。

{ 「公募の基準というのは……すいませんあるかお伺いしたいんです

が」と言う人あり]

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 今まで説明したとおりの事柄に関しまして、これから作成して公募するといったような計画になっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 森の再生と自然公園、市長が言われるとおり、個別なんだけれどもけど大枠の中に入っているから間違いではない。間違いではないんだけれども個別の問題というふうに認識をさせていただきました。

また判断は、きょうは質疑ですから、自分の見解は後ほどまた述べさせていただきますけれども、アドバイザーの関係についてお尋ねします。

2回目の質疑のときに、市長の所信表明についてお話しを私しましたけれども、当然その大もとになるのは伊豆市総合計画の中に魅力と活力を創造するまちということで、観光農林、新産業、商工業ということが書いてある。さらにもうちょっと下したのがこの所信表明なんですけれども、これをやっぱりもとにしてアドバイザーをとということでしょうか。その辺の関係がちょっと、今市長が言われた、誰しものが全部が全部オールマイティーじゃないですから、当然業者の中でも、どうしたってここはほかから知識とか能力とか人材を持ってこなくてはならないということは、私はある意味ではわかりますけれども、市長がやっぱり中心になってそういう政策的課題をやられようとしているもんですから、それに乗っかっていきませんから、全く別の分野、違うよとなると、またそのアドバイザーの役割というのは大きく変化してくるんじゃないかなと思うもんですから、その辺の確認をお願いしたい。

それから、教育委員会にお尋ねします。見解は後でまた述べさせていただきますけれども、物事には順序が私はあると思っているんですけれども、その順序というのは、やっぱり今回提案されている今の中伊豆の再編成の、今の時点、今ここまで来ているよということから見たときに、今、学校の増築等々を含めた予算を今回提案してきているということについて、物事の順番というのはどう考えていますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

先に、市長。

市長（菊地 豊君） 今議員が御指摘のとおりで、総合計画は、かつてはあれをコンサルが扱って丸投げだとかいろいろあったんですが、装丁とかアンケート等はコンサルを使いますけれども、市の総力を挙げて、まちづくりの構想ですからつくっていく。そしてそれに基づいて実施計画、アクションプランをつくっていく、これは市長の責任で個々の事業化をしていく。その中で、これは5カ年計画ですから、中期にやるもの、即やりたいものがある中で、即あるものの中で市の職員とか私のノウハウでは足りないところを補ってもらうというような位置づけで考えておりますので、方向として、全体の考え方としては議員御指摘のとおり

で考えております。

議長（飯田宣夫君） 次、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 甘いと言えば甘い、そのとおりであります。承認されたらすぐに仕事にかかれるというように考えたということであります。

議長（飯田宣夫君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

平成22年度伊豆市一般会計について質疑いたします。

ページの79ページ、7款商工費、産業振興事業についてです。

この事業につきましては、もう既にきのう以来、たくさんの議論がありまして、私の質疑の内容もほとんど網羅されているんですけども、1点違った角度から質疑いたします。

アドバイスはあくまでもアドバイス、やっぱり主体はこの市にある。特に市の中でも、その主体は市長。役所でやるのではなくてやっぱり民間の底にあるというのが、この振興事業の原点だと思います。そういった意味から考えますと、先ほど来、具体的な企業誘致とかいろいろハウツーの部分は確かにあるんですけども、その核になるやっぱり自立するという心、ここの部分の育成をみずから育てるということが一番必要なと、あるいはそのみずから育てるところにアドバイスを受けるということが必要なと思います。その点についてまず第1点、質疑いたします。

それから、この産業振興については市長さんが最初の所信のときに、やっぱり企画力を高めたいんだと。そしていろいろなその組織の中に、各部長さんは基本的にはシンクタンクというか、むしろブレーンとしてその企画に携わっていただきたいというようなことを発言されたことを思っています。今、このアドバイスを受けることに対しても、もちろんその部長会議を中心として、恐らくかんかんがくがくの議論の中でのことがあったと思いますが、そこらの経緯について、第2番目の質疑をいたします。

それから、第3点ですけども、そもそもこの事業は民間のニーズによるものですかという先ほどの関連をしますけれども、これは商工業の振興については行政の責任領域、それから行政の関与の必要性、それから行政がかかわるときに受益と負担の公平性ということにおいて、民との協業のあり方について市長さんは基本的にはどう考えていますかと。危惧するところは、やはりある一部の業界なりに、県、市の職員なりを張りつけて、そこでもしそういう仕事に専念させるとすると、これは今言った利点でいかななものかと。法律的には問題も伴うんじゃないかということに危惧しますもんで、その点についてお伺いいたしたいと思えます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員、通告書に出されている内容と変更になっているか、質疑の

内容が変わっているわけですが、これは市長に意見を求めるということによろしいんですか。

じゃ、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

1番目と3番目は多分同じ流れの中での御質問だと思うのですが、2つ目の部長会議でどのような議論があったのかということですが、これはほぼ市長のトップダウンで、私が2年間市の行政運営をしてみて、明らかに自分に足りないところ、欠けているところという観点から必要性を感じたわけでございます。ただし、観光経済部長というのは行政上の手続事項がたくさんございますので、そのポストを公募するというのは適切ではない。ですから、観光経済部長を補う形でアドバイザーというものを制度設計を、制度を立ち上げる方向で考えさせていただいたわけです。

そして、伊豆市の中に活力があれば、恐らく市はそんなことをすべきではないのだろうと思います。独自にいろいろな起業があり、入れかわりがあり、若い人たちがどんどん出てきて、あるいは経験がある方々がその経験を生かしているいろいろな会社を起こすようなことが伊豆市内で起こっていれば、こんなことはやる必要はないわけですが、ただ残念ながら、ここ70年代、80年代の半ばごろから、伊豆市というのはどうしても主要産業が観光でしたから、中期低落傾向にあるわけです。他方、いつも議論される伊豆市はこんなに魅力があるのになぜ使わないんだと。これは特に首都圏から伊豆においでいただいた方々、この2年間で二、三十名になろうかと思いますが、どなたもそうおっしゃるわけです。ところが我々がそれを生かし切っていない。そこにはやはり、1人どうしてもビジネス化するノウハウがある人が必要だろうということで判断をさせていただいたわけです。ただしこれを私がつくって、後々まで永久にこのようなポストが必要かどうかについては、現在そこまで決める自信はない、判断基準はないということで、まずは2年間試行してみて、25年度以降継続するかどうかについては、その成果を見てみたいということをお願いをしているわけです。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 先ほどと繰り返しますが、やはり民間の活力、なぜ元気がないのか、なぜ伊豆市は市民は愛着心が薄いのか、郷土愛が薄いのか、そういうようなところも、この活力がないところの根源になる原因になっているような気がいたします。こういう点からは、この事業の計画がそういうところから始まるという意思をぜひ持たれて、進めていただきたいと思います。

私はこういうことは大いにやっていただきたい、基本的には。最終的には民の力をみんなで育てることが根源にあつていいと思いますので、ぜひ強力に進めていただきたいな

と思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） これで稲葉紀男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号及び議案第46号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第2、議案第45号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）及び日程第3、議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第46号について、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について質疑させていただきます。

この補正内容については説明がありましたけれども、理解できない面がございますので、よろしくをお願いします。

施設費、処理施設工事1,470万円の増額補正です。理由としては、工事面積を拡大したという理由が述べられております。原因としては腐食だということです。腐食の進行状況について、もう一度御説明いただきたい。

それから、これは元請が土屋建設ということですが、下請はどこがやっておるのでしょうか。増額補正について土屋建設の責任はないのかどうか。

それと、通告書には書いておりませんが、これは21年度からの継続の事業でございます。なぜここへ来て1,470万円の増額になってしまったのか、だれが設計をしたのか、だ

れが現場を見て21年度の予算を立てたのか、今になってやっと腐食がわかってきたのかどうなのか、最初からわかっていたのかどうなのか、詳しく御説明いただきたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、御説明させていただきます。

最初に、工事面積拡大の理由でございます。

処理槽のうち沈殿槽につきましては、まだ劣化が進んでいないということで、当初設計には盛り込みませんでした。繰り越しを行いまして、最終工程の接触曝気槽の工事に入る前に、接触曝気槽と沈殿槽の最終調査をいたしました。その結果、予想以上に沈殿槽の劣化が進んでいることが判明いたしました。この槽の防食塗装も、今回したほうが効率的であるという、そういう判断に基づきまして、面積を増加させることといたしました。

次に、原因でございますけれども、1つには、平成6年に供用開始いたしまして約15年経過し、経年の劣化、それから硫化水素による劣化が原因でございます。それから、劣化の進行状況でございますけれども、クラックが入っておりまして、これはまあ1ミリ程度、それから、表面のモルタルがあぶく状に打ち上がっております。特に、曝気槽におきましては最大9ミリ程度のクラックと、やはりモルタルの浮き上がりなどが相当多く見受けられました。

下請でございますけれども、仮設足場につきましては有限会社狩野開発、仮設浄化槽につきましてはアムズ株式会社、クレーンは塩崎重機工事株式会社、それから交通整理につきましては勢和警備保障株式会社、それから仮設配管は植田設備工業有限公司でございます。土屋建設の責任はどうかということでございますけれども、元請の土屋建設に対しまして責任というものはないと思います。1つには、工期がおくれたということに関しましては、これは発注時期が11月ということで遅かったことと、天候の不順によるものでございます。それから、当初の設計に盛り込まなかった部分が発生しました。これは、1つには詳細調査がちょっと行き届かなかった点があると思います。その関係で、防食工事の面積がふえてしまったということになります。

この工事は繰り越し工事でございますので、繰り越し工事の延長線にある工事ということになりまして、このあたりの詳細調査が行き届かなかったということにつきましては、私どもに責任があると深く反省しております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑、森議員。

12番（森 良雄君） 再質疑させていただきます。

まず、この工事、この1,470万円を含めて、21年度予算を含めて総額は幾らになるのか、お話をいただいておりますが、再度確認をさせていただきます。

それと、これだけの工事で、現場を多分今回の場合はコンサル等のあれが入っていなかったんだと思うんですけども、現場を見たのは、いわゆる当初設計したのはいわゆる建設部なんですか。それともだれかほかの業者に頼んだのかどうなのか、それを伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 全体工事費でございますけれども、当初といいますか繰り越し事業ということで繰り越させていただきました工事につきましては、5,491万5,000円、それから今回6月補正で予算をお願いしてございますのが、1,470万円、これを合計いたしますと6,961万5,000円という金額になりますけれども、22年度分につきましてはまだ決定しておりませんので、予算額ということでございます。

それから、当初の設計なんですけれども、これは土地改良連合会のほうへ調査等をお願いして、うちのほうの担当職員も立ち会いまして現場を把握しましたけれども、処理槽につきましては、し尿が相当まだたまっておる段階だったものですから、ちょっと深いところまでは判明できなかった。それから、汚泥槽でございますけれども、これにつきましてもそのあたりがちょっとつかめなかったというところは反省の材料でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） いつも思うんですけども、こういう後から少なくとも5,500万円に対して1,500万円ぐらいの増額補正、後からこれだけの結果がわかりましたので、補正をお願いしますということなんです。やはり、当初しっかり現場を確認する、そういう技術を僕は建設部長、持ってもらいたいんですよ。ぜひ一言でいいから、以後しっかり勉強しますと言っていたきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 質疑ですからね。

建設部長、いかがですか。

建設部長（小川正實君） 以後、しっかり勉強させていただきます。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号、議案第46号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第47号～議案第50号及び議案第52号の質疑、委員会付託、

議案第51号の質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第4、議案第47号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第9、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第51号、議案第52号について、初めに6番、西島信也君。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は初めに議案第51号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の一部改正について、これについて質疑を行います。

伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の一部改正という、一部改正が大分並んでいるわけですが、これは見た感じ、何か非常に奇異な感じ、おかしいような感じがするわけですが、これをこういうような一部改正を幾つも並べたというのは、それなりの理由があると思いますが、この最初のほうの一部を改正する、天城温泉会館条例の一部を改正する条例は、今年のちょうど今ごろですけれども、平成21年6月定例会に提案され、議会が議決したものであります。そのときの提案の理由としまして、この天城温泉会館に指定管理者制度を導入して、1年以内に指定管理者を決め、決めた暁には一部を改正する条例を施行すると、こういう条例の内容だったと思います。

それで、もう1年がたつわけですが、これは1年を1年6カ月、ですからあと6カ月延ばすと、こういう条例の一部改正、一部改正する条例の一部を改正するということなんですけれども、まず第1番目、まだ決まらないうと、一部改正すると6カ月延ばすということは、今までやってきたんでしょうけれども、指定管理者が決まらないうことです。何で決まらなかったのか、決まっていないのか、その状況を御説明していただきたいと思います。これが1点目。

それから2点目、前の説明ですと、2社が何か申し込んでいるというようなことを聞いているわけですが、その2社で決まる可能性はあるのかなのか。まああるから出したんでしょうけれども、どのような今、そういう状況になっているのかということをお伺いします。

3番目、決まって、この一部改正する条例が施行されればいいんですけれども、もし仮に決まらないうと、今の2社申し込んでいるんですか、半年たっても決まらないうといった場合には、この一部を改正する条例というのはどうするおつもりなのかをお伺いをいたします。

以上3点お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 議案第52号のほう。

〔「1つずつやったほうがいいんじゃない」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） いいですよ、これでありませので、議案第52号もやってください。

6番（西島信也君） それでは、引き続いて議案第52号の質疑を行います。

この議案第52号の伊豆市運動施設条例の一部改正ですけれども、要するに、中伊豆にあります八幡グラウンド、これを廃止するという条例でございます。これは、質疑の1つは、八幡グラウンドを廃止して、どのような計画を八幡グラウンドに対して持っているのかどうかということが1つ。

もう一つ、2つ目は、八幡グラウンドはなかなかいいグラウンドと思うんですけれども、あそこでやっていた少年野球が移ったということも聞いているわけですが、あそこで例えば、お年寄りのグラウンドゴルフとかゲートボール、あるいは近所の子供さんたちの利用も、申し込みがあるかどうかわかりませんが、そういう点で必要な、まるきり要らないという施設じゃないと思うんですけれども、そういうことはどう考えているのか。あそこの入り口を閉めてしまってみなを入らせないようにするのか、今までどおりあいてやれば、勝手に行きやるといことも考えられますけれども、ここは閉めてしまってもう入れないようにするのかとかがあります。それはどうなのか。

それからもう一つ。このグラウンド、もうグラウンドとは言わないのかもしれませんがけれども、ここのところを今度はどこで管理するのか。今までは教育委員会だと思っんですけれども、今度は総務部のほうで管理するのかどうか。お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、天城温泉会館のほうですが、これまで指定管理が決まらなかった経緯については、観光経済部長から答弁をさせます。

現在関心を寄せていただいている企業で決まるかどうかはわかりません。今、話を伺っているところです。決まらない場合ですけれども、これは6カ月でどうかということもございしますが、既に温泉事業を凍結して1年を超えております。これが2年、3年そのまま放置されますと、また住民の皆さんの元気も失われてまいりますし、長年使われなかった施設をまた新たに使うというのも大変難しゅうございますので、半年後に仮に決まらない場合は、その際には市で直営というか、またもとの温泉に戻すことはいたしませんけれども、市がやる場合には、市が直轄する場合、あるいはさらにどこか直接使っていただくところを探す、まあ幾つかの選択肢の中から半年後に決まらない場合には、新たな道を模索したいと考えております。

次に、八幡グラウンドですが、これは行政財産から普通財産にかえて活用を計画される企業に貸し出す形で考えております。このような市の保有している土地を企業誘致に使うのが

いいのか、地元のお年寄り、子供の福祉に使うのがいいのかというところは議論はあると思いますけれども、これまでの議会、あるいは行政改革委員会、その他の提言等を拝見しますと、魅力のある土地については積極的に活用しなさいということでございますので、その方向で行政としては考えてまいりたいと思います。

普通財産になりますので、管財課で管理をいたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） 議案の詳細説明のほうでも御説明しましたが、何で決まらなかったかという経緯を御説明しました。その中で、指定管理審査会を一度開いております。これは1社の応募という一番最初のときでございます。これには1,400点というポイントがございます。その中で各委員がございまして持ち点があるわけです。それをトータルした中で、800ポイント、800点以上でないと決定ができないという中で、その基準に達しなかったというような経緯が1点ほどございます。

それから、6月間延長するに当たりまして、今2件ほど申請意思がある方が訪ねて来られておりまして、現場説明もしてございます。御存じのとおり、平成21年6月19日議決をいただきましたが、平成22年6月23日に切れてしまいますので、6月間延長して申請のあるものを指定管理審査会を開催したいというような計画でございます。それから、それでも決まらなかった場合については廃止という形で上程することになります。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） 再質疑をさせていただきます。

最初に、天城温泉会館のほうですけれども、結局こうやって議会に条例案を出すということは、もう確たる成功するとかそういうことがなければ、出してだめだったら引っ込めますなんて、そういうのは私はいかがかなと思うんです。1回やって、1年でやってそういうふうに去年説明しておいて、それができないからまた半年。どうもそういうのは大体ちょっと議案の出し方で多いように思うんですけれども、そんなことはないというのか、市長に一遍お伺いいたします。

これはこれでいいですね。一問一答ですからいいですね。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 指定管理を可能にする条例をつくっていただかなければ、指定管理の公募ができないわけですので、やり方として1年がいいか半年がいいかという議論はあろうかと思いますが、やり方については指定管理を模索した以上は、これは手続としては正しいのではないかと判断しております。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 手続として正しいかもしれませんが、もっと慎重にやってもらいたいと私は思うんですけれども、少なくとも議会で議決していることですから、それをこころ変えてしまって、都合悪くなったから変えるなんて。いいですか、だから指定管理者に必ずするよという、そういう状況になったらこういうのを提案すればいいんですよ、なったら。そういうわけがわからないのに、まだ決まっていない、それなのに提案するということ自体、大体おかしいと思いますけれども、それでは、次へ行きます。

議案第52号 伊豆市運動施設条例。今の説明ですと、これを企業誘致に使いたいと、こういう市長の答弁がありましたね。あそこに企業誘致なんてことは、だって市長さん前におっしゃったじゃないですか、大体伊豆市というのは三島から20キロも何キロも離れているから、企業誘致には向かないと。伊豆市の中でも大分奥へ行ってますよね八幡は、修善寺駅なんかに来る場合。熊坂あたりならいいかもしれないですけれども、大分奥へ入った。大体その企業誘致であれするからということ、どうもあまり可能性があるとは思えないんですけれども、とにかくまあそれはそれとして、企業誘致を図るということなんでしょうけれども。

それから、さっき、1つまだ答弁でお答えがなかったのは、あそこは子供たちとかあるいはお年寄りがゲートボールで使うとか、そういうこともあるやに聞いていますけれども、あそこを閉めてしまうのかどうなのかということが、1つお答えいただいてありません。

それから、管財課が今度管理するよということなんですけれども、あそこは今、うんとこ草も取ってきれいになっているわけですけれども、ほっておけば半年もたたないうちに草ぼうぼうになってしまうと思うんです。今までだれがやっていたかということ、少年野球の人たちとか地元の人たちが、使う人たちがボランティアでやっていたと、そう私は聞いているんですけれども、じゃ、あの草刈りとか、あの近くにある住宅も多いですから、虫がいっぱい出るとかその他、草が生えただけありますから、そういう管理もしっかりやるのかどうか、2点お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 中伊豆地区の八幡が奥かというのは、これはどういうことかわかりませんが、修善寺と伊東を結ぶ要点にあって、中伊豆バイパスが無料化されてから交通量もふえ、どのようなその産業、あるいは住宅地がいいかはともかくとしても、伊豆市の中では非常に魅力のある場所の1つなんだろうと思っております。したがって、そこが競争力がないというのはいかがな御判断かと思えますけれども、ともあれ有効に活用してまいりたい。そして、当然その借地としてお貸しするわけですから、話が決まればそこは閉鎖をすることになります。それまでの間、どうするかについては、管財課のほうで慎重に、地元の皆さんの御要望を伺いながら検討してまいりたいと思えます。

当然、それまでの間は市が管理するわけですから、周辺の住宅の皆さんに不快感を及ぼさないように、適切に管理をしてまいりたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。いいですか。

これで西島議員の質疑を終わります。

次に、議案第51号について、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第51号 伊豆市天城温泉会館条例の一部を改正する条例の一部改正について、私も当初通告の内容は、西島議員と全く同じです。条例の一部を改正する条例の一部改正とはどういうことか、理由を伺いたい。見込みはあるのか。今の観光経済部長から、決まらなければ廃止するという言葉ですが、これは市長からお聞きしたい。市長に答えてもらいたいです。要するに、決まらなかったら廃止するというのは、条例をこれは廃止しますということなのか、天城温泉会館をもう見限るといふふうに考えるのか、どちらかお答えいただきたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

先ほど観光経済部長が申しあげました廃止というのは条例の廃止でございます。その際には幾つかの、その後、まあ仮にそうなった場合には幾つかの選択肢があるのですが、解体撤去するには莫大なお金がかかりますし、補助金の返還も必要になる。では、あれを今のままホールも含めてすべての事業を凍結するというのも選択肢としてはありますけれども、あの地域の全体の活性化を考えたときに、いかなものかということをお考えすると、最少経費で使っていく方策もあるのではないかと考えているところでございます。

ただ、市が直営、直轄に戻す場合には、かつてやっていたような温泉事業はあまりにもコストがかかりますので、そこは現時点では私は考えていないと、こういうことでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） ではこの件につきましては、まずこの条例の一部を改正する条例の一部改正とはというような、同じような文言が連続して出てくる。私はこれは議会も当局も緊張感がないんですよ。はっきり言って、甘たれている。この建物自体、私は再三言っているんだよ、これはもう死に体だよと。それで、これ地元の方は今度のあれでしょう、駐車場はさらに縮小されちゃうわけです。市長にお聞きしたいんですけども、駐車場を縮小して、さらにこれが生き延びる可能性があると思っっているんですか。お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 一部を改正する条例の一部改正、このような法律用語というのは、法律の形態としてあり得ることですので、それはまあそれとして御理解いただきたいのですが、駐車場は確かに、奥の駐車場の敷地の半分は地主さんに返還することになっております。そ

それを前提として、これからの運営というのを今、考えているところでございますので、まあ致命的なものではないというように現時点では判断をしています。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 市長は、致命的でないというふうなお考えのようですけれども、あそここの利点は駐車場が広いということなんです。だから、多数の車両が入ってきてもあそこで収容できる。それをやはり縮小するというのは、致命的なんです。それとさらに、地元の方がもう見限ってしまっているんじゃないですか。これはちょっと質問の趣旨と離れるから、もうやめましょう。質問の趣旨から離れているようだから、終わりにします。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第50号までと、議案第52号の5件については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、議案第51号 天城温泉会館条例の一部を改正する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第55号及び議案第56号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第10、議案第55号 市道路線の変更について及び日程第11、議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結についての2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号、議案第56号の2議案については、会議規則第37条第1項の規定により、さきに配付しております議案付託表のとおり、経済建設委員会に付託いたします。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月25日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、平成22年第1回定例会で総務教育委員会にて閉会中の継続審査となっておりますのであります。

審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須です。

ただいま議長から報告を求められました議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

第1回定例会にて継続審査となりました。その後、5月に教育委員会との勉強会、6月には中伊豆地区学校再編成準備委員会の傍聴や各地区説明会に参加させていただき、今回審査を行いました。

質疑の主なものとして、初めに、委員より、この再編に對しやむを得ないという意見を含め何%ぐらいの賛成があると見ているのかとの質疑に對し、はっきりした数字は持っておりませんが、70%は賛成と見込んでいます。したがって、事を急ぎ過ぎとの指摘もありましたが進めてまいりましたとの説明がありました。

続きまして、通学路の安全性についてどう考えているのかとの質疑に對しては、準備委員会でも通学路の点検をすることになっていきますし、安全確保に努めてまいりますとの説明がありました。

続きまして、委員より、日が短い時期の帰宅は暗くて不安である。特に姫之湯地区は帰宅用バスも地区内を通らないようだが、どのように考えているのかとの質疑に對しては、防犯灯

は所管と協議し設置していきます。八岳地区の帰宅用のバスですが、15時52分大見小学校発 筏場新田行きのバスは原保から貴僧坊を経由し筏場新田まで行き、八幡まで同じルートに戻ってくるのですが、筏場新田から戻ってくる際のルートを貴僧坊から姫之湯を経由し、戸倉野へ出るルートに変更しますとの説明がありました。

続きまして、委員より、各学校で独自に実施しているカリキュラムや活動、例えば八岳小の金管バンドや一輪車、大東小の野鳥観察や漢字検定は再編後はどうなるのかとの質疑に対し、現在は総合的な学習の部分で活動をしているのですが、今後はクラブ活動という形で子供たちの希望も聞きながら全体の中で考えていきますとの答弁がありました。

また、学校から2キロメートル歩かせるということはよいと思うが、バス停からは別ではないか。例えばバス停から自宅までの距離が1.5キロの低学年の子供が、7時10分のバスに乗るためには6時30分ごろ家を出なければならない。子供を送り出すために親は何時に起きるのか。自宅から1キロメートルでも1.5キロでも、親はバス停まで送らなければならない。この問題は複数の制度が必要だと思いがいかかとの質疑に対し、確かに1つの制度では無理だと思いますので、再検討させていただきたいとの答弁がありました。

以上、審査の後、反対と賛成の討論がありました。

先に反対討論ですが、多くの課題を今後へ持ち越している。短期間での再編では住民の意思は全く無視され、小規模のメリット、デメリットも十分調査研究されていない。これは本当に子供たちのため、あるいは親のためになるとはとても思えないとの理由で反対討論があり、続いて賛成討論ですが、継続審査中、中伊豆地区のすべての説明会に出席し感じたことは、再編に向けいろいろ課題はあるが、再編やむなしが大勢だと感じたので、今回は賛成すべきだと思うという賛成の討論がありました。

討論の後、採決の結果、付託されました議案第32号につきましては、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、総務教育委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時40分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第32号について質疑、討論を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

5番（松本 覺君） 5番、松本覺であります。

常任委員会についてただいま報告を受けましたけれども、4点、さらに関連質問として若干の質問をさせていただきます。

まず1点、3月議会に審議不足につき継続審議という形で3カ月間延びたわけですが、今回に至るまで常任委員会を何回開いたかの報告がありませんでしたので、質問をいたします。審議不足ですから何回か開いたかと、私は想定していますので。

2つ目、3月議会では審議不足で、今回は結論は出たようではありますが、その結論が出るまでの3月より現在に至るまで、どのように委員会としてはとらえて継続審議不足を今回の結論に至ったか、その変化があるはずですから、それを要約していただきたいと思います。

それから、地域住民の声を大切にという声が相当いろんな意見の中に出てきて、委員会の方々の意見にもありました。そして今の報告にも賛否両論をとったところ、片方の人は賛成がそれぐらいじゃ足りないから反対だと、大多数の人が賛成だから賛成だと、委員会の中でも分かれているわけですが、非常にその大事な点をどのような調査方法によって民意を掌握したのか。その方法と結論を委員会の中でまとめたのかどうか。そのことについて伺います。

まず3点、よろしくお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

三須委員長。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須です。

前回継続にした一番大きな理由は、やはり住民の声が果たしてどこにあるのかという、そこまで再編まで住民の声が気持ちに至っていないのではないかと、そういった理由が一番強かったわけです。そこで今回は住民のその心をやはり議会としてもつかもうということで、それまで全くそういう住民の声を聞くというのは委員会としてもありませんでした。そこで先ほど冒頭の報告の中で行いましたが、教育委員会との話し合いを持ちまして、今まで地元と教育委員会とどのように協議をして、どのようにここまで進捗しているのかということ伺いました。そこでその次には、中伊豆地区の再編準備委員会というのが中心になってこれを進めているわけですので、じゃ、それを委員会として傍聴しよう。そこで準備委員さんは、地域の代表者が構成している委員会ですので、その空気を委員会として傍聴に行ってきました。それから、そのほかには各地で3つの小学校区で地元の説明会がありました。それは任意でそれぞれの議員さんに行っていました。

そんな中で、やはり反対討論の中にもありましたが、問題として残されている、問題というか、来年の統合までにちゃんと地元の人たちに形として残してやらなきゃならないバスのダイヤの問題であるとか、先ほど報告で申しましたとおり、暗い夜道だよというような問題

がありますので、それは当局側が善処しますという回答ももらっております。そんな中で委員さんの中からも、準備委員会ですか、そのときの傍聴の中でも我々に対しても、我々には議決権がないんだと。やはりこういった地元のそういう空気を議員さんにちゃんと的確に把握をしてもらって、議員としての議会での意思決定をしてもらいたいというような話もありました。総じてやはり準備委員会の中で、再編に反対だという意見は一つもありませんでした。そんな中で、我々もそういう今申したような一部の積み残しの問題はありますが、それはこれから4月までに当局側にやっていただければいいんだと。まずここで再編は認めてくれよというのが地域の皆さん方の意見だというふうに認識をしたと思います、皆さんが。そこで委員会の中では、そんなものがベースになって可決というような過程になったと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

松本議員。

5番（松本 覺君） 3点に分けてお尋ねしましたが、第1問目の常任委員会が今度の6月議会までに何回開かれたかというのが抜けております。御答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

総務教育委員長（三須重治君） ですから、常任委員会は教育委員会との話し合い、それから傍聴に行くと、それが委員会としてやりました。その2回です。あと3つの説明会へ行くのはそれぞれの議員さんに自主的に行っていたと、こういうことです。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 常任委員会として審議を行う委員会は開かれなかったということではないですね。ただし、委員会として傍聴には行くと、こういう解釈でよろしい、そう受け取りましたが、違ったら教えてください。

関連しましてもう一点です。3カ月結論がおくれたわけですが、その会に、3月の議会のときにも発言がありましたけれども、このことによって県で決められている事務員の再編統合に関する事で、県費負担の事務職員の加配が認められていたように聞いておりますが、この3月議会で決められなかったということで、県の事務官の派遣の予算づけがなされていないように聞いております。現実には県からこないからしょうがない、事務が滞るので市の負担で賄っていると、こういう話を聞いておるわけですが、そのことは既に3月議会でわかっていたはずで、そのこともひっくるめて、今聞いている内容では、ならば3月の議会でも掌握できていたはず、できるはずなんです。今やっているミーティングは前提として細かい、新しい学校ができたら、こういうことをしましようということで地域の話し合いを行っている、私はそう聞いておりますが、結論としては再編するかしないかという問題で、今の地域の話し合いに行っても、いわゆる結論を導き出しましたよと、賛成になりましたよという理由にはならないと私は思います。総合的に委員長の見解を伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 三須委員長。

総務教育委員長（三須重治君） ただ、委員会で議論しないで傍聴だけで終わったのかというような質問が1点あったわけですが、それは委員会として一番最初に、教育委員会と今日までの進捗状況ということでいろいろ質疑応答がまず最初にあったと、そこからスタートしているということです。

それから、今でも一番課題というか、残っているのは、八岳小学校にやはりあると思います。八岳小学校の中はまだまだそれでも残っていながらも、雰囲気とすれば、我々も個人的にもいろいろそれぞれの議員さんも調べてくれていると思いますが、子供がここ今生まれている子供たちの数を勘定したときに、しょうがないねという声が、初めはやはり年寄りの皆さん方は残してくれなきゃ困るという声が非常に強かったんだと。しかし、子を持つ親が、やはりもうおじいさん、それじゃ困るよと。大きい学校にうちの子供をやりたいよというような声がだんだん日増しに強くなってきて、年寄りたちも若い者に巻かれてきたというか、若い者が年寄りを説得して、今はそっちの意見が多くなってきたというような、やはり八岳地域でも初めのころとは大分やっぱり地域住民の声というのが、気持ちというのが変わってきたと、そういうふうにも伺っています。

したがって、初めに我々が継続審査にしたということが間違っているとは思わない、思わないはあれです、それぞれの議員さんの判断の自由ですが、委員会が継続審査で持ってきたことが間違っていたとは、私自身は個人的には思いません。

それから、加配につきましてですが、それも3月議会にはやりましたが、やはりそこに職員をつけてもらえないという、それも一つの事務処理の問題ではあるのかもしれませんが、やはりそれは市の中のどうしても人が足りなければ、市の職員の中から事務処理を手伝ってもらおうような、そういったことをしてもらおうという、そういう方法もできるわけですから、加配を1人つける、つけないのと、統合をこれが慎重にやれというのは、比較の問題からしたらやはり統合は慎重にやるべきだという判断の中からこういう選択は、継続審査という選択がやられたものと、そのように理解をしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑を行います。

松本議員。

5番（松本 覺君） おっしゃる結論について何も私は言っていません。今言っている理由ならば3月議会でも当然把握していいことですし、その件については教育委員会の答弁にあったはずだから、継続審議の意味を聞いているわけですが、もうこれはこれ以上になると意見になりますから、それを私は聞いたんですけれども、明確な答えがないという形で私はとらえたいと思います。

それから、よくだ税金を使うな、使うなとよく言うんですけども、県費で賄えるものを市単でもやるということは、これは明らかに市の財政を圧迫する。概算でありますけれど

も、年間500万円ぐらいの金がかかるわけですから、4分の1は県で払ってくれるものを市で払うと。軽々に論じる話ではないというふうに思いますが、これは見解はいいですけども、そこのところを私は伺ったつもりでいます。その返事をいただきたかったんですが、もしあればですけども、答弁なければ結構です。

以上、終わります。

議長（飯田宣夫君） 三須委員長。

総務教育委員長（三須重治君） 今も説明しましたとおり、八岳に対してやはり3月の時点では非常に、まだそこへと、今のような住民の気持ちが大勢が行っていないというふうに委員会の中ではそういうふうに判断した人たちが多かったということで、ですから、今申したとおり、加配でかかる市の負担、それと住民の将来的に大きな地域の生活、子供たちのためにというその学校再編、そこを比較したときに、その金額と、そこを慎重にあと3カ月延ばすといったものを委員会としては比較をして、継続審査というものを選択したということで御理解をいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

初めに、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について反対討論をさせていただきます。

この条例は、中伊豆地区の3つの小学校、大東小学校、八岳小学校、大見小学校の3つを統合するものです。それを来年4月に統合するというものです。ただいまの質疑にもありましたように、そもそも小学校の統廃合というのはどのように行われているんですか。あらゆる問題をクリアして、そしていついつ統合しようというのが一般的な統合の手法ではありませんか。

私たち総務教育委員会は、昨年栃木県まで出かけて小学校の統廃合を見てまいりました。勉強してまいりました。10年以上の歳月をかけて、そして問題点をクリアして、そして統合しましょうと。多くの住民の合意を得た後の統合を進めているのです。残念ながら私たちのまちの統合は、はい、来年統合しましょうと。そして問題点はこれからクリアしていきましようということなのです。私はそこが一番の問題じゃないかと思うんです。住民の合意形成、多くの住民はお金がないからしょうがないや、あきらめているんじゃないですか。

先日、熊坂地区で説明会がありました。先生方の給料は県費で賄われているんだと。伊豆市の小学校は大小それぞれありますけれども、平均すると年間1,000万円程度の経費だということの説明しているんです。やろうと思えば幾らでも継続できるんですよ。

三須委員長もおっしゃっていましたが、統合に反対ではないと、多くの議員さんはそう思っている。しかし、問題はどやって統合を進めるかなんです。まず住民合意を経たから統合を進めようというのではありませんか。それが統合を進めてきた地区のやり方なんです。統合に失敗している地区もあります。なぜですか。先に統合しようというのを決めてしまうから失敗するんです。そもそも私たちのまちは統廃合とは言っていないんです。再編成だと言っているんです。この辺からおかしいんですよ。まるで旧日本陸軍が撤退することを転進と言ったように、言葉を変えて、現実には統廃合なのに再編成だと言っているんです。

継続審査とした3月議会との現状を見比べたとき、委員長は変化があったというようなことをおっしゃっておりますが、私は内容的に何ら変化はない、そういうふうに見ています。最大の問題点は通学の足の確保だと思います。確保しておりますか。朝はいいんですよ、同じ時間に皆集まるんですからね。小学校へ来るのはみんな同じ時間に学校に来られるからいいと思います。しかし、問題点は委員長のおっしゃったように、バスの時間のことは何も考慮されていないんです。なぜですか。帰りのバスに至っては、現行の路線とダイヤに合わせただけなんです。学校が終わる時間は4時限、5時限、6時限、3回くらいあるんです。バスに乗る子はバスの時間まで待っているよと、遊んでいるよと、それが今度のやり方ではありませんか。

総務教育委員会の皆さんは栃木県まで見にいきました。基本的にスクールバスの運行をしない限り、子供たちの足を確保することは無理なんです。それは教育委員会も重々承知しているはずだ。ましてや、この中伊豆地区の次は天城湯ヶ島地区が控えている。その後は修善寺地区が控えている。現行の路線とダイヤで子供を通学させようなどというのは到底不可能なんです。今でさえ、この中伊豆地区でさえ、子供たちに負担をかけさせるのがこの伊豆市立学校設置条例の一部改正ではありませんか。

市長、子供たちのこれからあなたが進めようとしている統廃合は、スクールバスを運行しないですとできると思いますか。子供たちに負担をかけないで登下校を実施できますか。もっとも再三言っている栃木県の統合では億単位の運行費用を町が負担しております。統廃合とはそれくらい費用がかかるものだということを我々議員は認識しなければいけないはずですよ。

先日、熊坂地区で説明会がありました。やはりそこで父兄から出た一番の心配事はこれと同じようなことだと思います。問題点を我々住民に提起してくれと、そしてそれをクリアしてくれと、それから統廃合を進めるのが筋ではないかということが言われたはずですよ。私はさらにもっと大きな問題がこの統廃合にはあると思うんです。メリットだデメリットだ、そういう論議が先行しているんですよ。熊坂地区での配付資料の中に、小規模校の現状からというのがあります。学校規模によるメリットとデメリットの一部を紹介します。人間関係の固定化やクラスがえ、グループがえができないということに教育上の大きな問題を認めることができますと書いてあるんです。そしてその中に、少人数学級のメリットのことだと思

ますけれども、メリットの一部として一人一人に直接的な指導を行いやすく、個に応じた学習指導が可能となる。児童生徒一人一人への目が行き届き、健康管理や安全管理を徹底しやすい。学校備品や学校施設が十分に活用できるため、余裕を持った学習展開ができる。PTA、保護者や地域からの協力が得やすく、交流が図られやすい。これが少人数学級のメリットと、これ教育委員会の資料です。これに対して父兄から出た言葉は、少人数学級のメリットとは、多人数学級のデメリットではないのか、こういう意見が出ました。一人一人に直接的な指導を行いやすく、個に応じた学習指導が可能となる。これらのことは私がふだん言っている教育とは何ぞやということと全く符合しているんです。私たちは多人数学級のメリットばかりを追求しようとしておりますが、教育論議は全く無視している。

いいですか、統合すれば今言ったような少人数学級のメリットが、教育の本質がデメリットとなるんですよ。中伊豆地区の議員の皆さん、皆さんの地区の小学校が1つに統合される。皆さん、議員の皆さん、これから統廃合がどういうふうに進むと思いますか。土肥地区の統合が完了しました。今度は中伊豆地区の番です。大東小学校のすぐれた漢字教育を見捨てますか。これが中伊豆小学校で受け継がれると思いますか。中伊豆小学校での教育方針は中伊豆小が決めるんです。八岳小学校の伝統を我々は見捨てますか。金管バンドの伝統が継続されると思いますか。金管バンドも一輪車も、八岳小学校だからできたものではありませんか。大東小学校や八岳小学校の伝統は、すぐれた教育環境の大東小学校だからできたのです。八岳小学校だからできたのです。私は新しくできる中伊豆小学校では、これらが継続されるとは思いません。それはどういう教育をするかは新しい小学校が決めるのです。これから天城湯ヶ島地区、修善寺地区の統合が進められようとしていますが、湯ヶ島小学校が統合に反対しているのは、皆さん御承知のはずです。

中伊豆地区の議員の皆さん、多くの議員の皆さん、大東小学校や八岳小学校のこのすぐれた教育環境をどのように評価していますか。私たちはこのすぐれた教育環境を見捨てることになるのです。中伊豆小学校でも大東小学校の漢字教育や八岳小学校の金管バンド、一輪車が行われると思いますか。それは希望でしかないんです。はっきり言わせてもらえば妄想でしかありません。なぜでしょう。PTAや保護者、地域の協力はこれから構築していかなければならないんです。それは古い体質ではなく、新しい小学校にふさわしい教育環境をつくらなければならないのです。新しい小学校の教育は古いものを引きずってはいけません。

もう一度言います。少人数学級のメリットは理想的な教育なのです。私がふだんよく言う教育とは何ぞや、皆さん一緒に考えましょう。少人数学級のメリットは多人数学級のデメリットになるんです。もう既に熊坂小学校の方はこれを見抜いているんです。

これからの統廃合は私はここで挫折すると思いますよ。この議会で可決されたとしても、次のステップである天城湯ヶ島地区では挫折するはずですよ。修善寺地区ではもっと混乱するはずですよ。今慌ててこれを実施する必要はないのです。子供たちの足を確保するにはスケー

ルバスの運行しかないはずで。

最後にもう一度言います。少人数学級のメリット。一人一人に直接的な指導を行いやすく、個に応じた学習指導が可能である。児童生徒一人一人への目が行き届き、健康管理や安全管理を徹底しやすい。学校備品や学校施設が十分に活用できるため余裕を持った学習指導ができる。PTAや地域からの協力が得やすく、交流が図られやすい。中伊豆地区での説明会で大東小学校でいじめがあったということをおっしゃった方がいらっしゃる。それも複数年にわたって行われていたと。大東小学校で見逃されたいじめが、多人数学級になって発見できると思いますか。いじめというのは見逃されやすい、発見しにくいものなんです。多人数学級になればますます見逃されることになると思います。

ある教育者がこんなことを言っていた。少人数学級の5年生、6年生の子供が物すごい気遣いをしていると。

何笑っているんだ。鍵山さん、正志さん。何笑っているの。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 森議員、討論中ですから、討論がもうそろそろ20分になりますから、討論をまとめてください。

12番（森 良雄君） 議長さん、時間の問題じゃないですよ、これ。

議長（飯田宣夫君） いや、時間の問題です。

12番（森 良雄君） 伊豆市の教育の本質を論じているんです。

議長（飯田宣夫君） いや、あなただけに時間を割いているのでは……。

12番（森 良雄君） いや、これは……

議長（飯田宣夫君） 時間を公平に使いたいと思いますので、討論をまとめてください。

12番（森 良雄君） ある教育者が、子供も父兄も物すごい気遣いをしていると。なぜですか。学校へ行くのに子供も父兄もそんなに気遣いをしなけりゃならない事態とは一体どんなものなんでしょうか。多分いじめがあったんじゃないんでしょうか。その教育者がどんなケアを考えたでしょうか。少人数学級でこれなんです。多人数学級になれば、ますます大人には見落とすような教育環境が出現すると思います。

私も統廃合には反対しません。20年後、30年後の伊豆市の小学校の生徒数を考えれば、当然統廃合へと進むでしょう。しかし、それにはあらゆる問題点をクリアして、子供に負担をかけないような環境をつくるべきです。スクールバスの運行をなくして登下校時の問題はクリアできません。市当局はその運行のための費用を当然負担しなければならないはずで。当然これから学童保育の問題も出てきます。どのようにこれをクリアしていくか。統廃合をする前に、市民や議会にこうしますよと提示すべきはずで。私はまだまだやるが残っていますよと言って、反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

8番、内田勝行議員。

〔 8 番 内田勝行君登壇 〕

8 番（内田勝行君） 8 番、内田勝行です。

私は短くやります。

議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。

この条例は3月議会に上程され、総務教育委員会に付託されましたが、継続審査となりました。主な理由は、バス通学や通学費補助、また通学における安心・安全等が具体化されていないなど不備が指摘され、地域や保護者の理解を得るには至っていないとのことでありました。6月7日、第7回中伊豆地区学校再編成準備委員会の傍聴に行ってきました。懸案である通学に関する課題についての具体案の実施内容が示されました。この具体案は中伊豆3地区説明会において内容が報告をされました。進捗状況について、バス路線・バス運行について、バス停幅及びバス待合所について、大見小学校施設整備改修について、通学費補助について、この5項目であります。私はおおむね保護者の理解をいただけるレベルに近づきつつあるのではないかと、このように感じております。これまでの当該部局及び学校再編成準備委員会の努力を評価いたします。

また、これまで子供たちが続けてきた活動を今後も継続してほしいとの要望があることに對し、教育長は総務教育委員会で、できるだけ残す方向で進めてまいりたいと、このような発言がありました。今後、開校までに3回の準備委員会の開催が予定されております。残された時間、開校に向け最善を尽くすと同時に、地域や保護者の理解をより深める努力をされ、喜びに満ちあふれた開校式につなげていただきたいと思います。その期待と希望を込めて賛成をいたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、反対討論を行います。

6 番、西島議員。

〔 6 番 西島信也君登壇 〕

6 番（西島信也君） 6 番、西島信也です。

私は、本議案に対しまして反対討論を行います。

この議案が継続審査となった主な理由は、子供の通学バスの増便問題がバス会社との間で解決していない。あるいはバス通学と徒歩通学の線引きが確定していない。また、通学費の関係が不透明だといった子供たちを安心・安全に学校へ通わせる方策がまだ固まっていないからだと私は理解しておりました。そして、5月、6月の総務教育委員会の傍聴や地元説明会にも数度参加して話を聞きましたが、バス問題については、3月の定例会の時点からほとんど進展していないのではないかと感じました。

したがって、今ここで早急に結論を出すのは非常に危険だと、そういうにおいがし、また、子供たち、親御さんのためにはならないんじゃないかという気がいたします。大体バス会社は民間ですので、商売でやっているわけです。損までしてバスを走らせる気はないと思います。今まで半年も1年もかけて教育委員会がバス会社と交渉してきてもうまくいかな

い。今年度じゅうにバス会社とうまく交渉がまとまればそれは結構ですが、まとまらなかったらどうするのか。スクールバスを運行するのか。スクールバスを運行すると一般の方がバスに乗るのは困るという話もあるようですけれども、その場合、一般の人についても、幾ら金がかかっても市で面倒を見ると、そのような考えは当局側にあるのかないのか。最高の教育環境を子供たちに提供するんだということで、あえて学校再編をしようとしているわけですが、市長はそれぐらいの覚悟は、覚悟というのは幾ら金がかかっても通学バス問題についてはやると、それぐらいの覚悟は市長は当然お持ちだと思いますが、そのこのところをはっきりさせない限り、中伊豆地区の学校再編には私は賛成するわけにはまいりません。

このように、児童の通学に関して何もかもあいまい、不明瞭のままでは、本議案に反対せざるを得ません。よって、反対討論とさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

議案第32号に対しまして、賛成の立場から賛成討論をいたします。

学校再編成においては、再編成のそもそもの意義、目的、これを各地区内で合意して共有するということが基本である、このことは言うまでもないと思います。しかしながら一方では、現実の具体的課題として、通学方法や通学費、また通学時の安全確保の問題、さらには今回の中伊豆地区においては、各学校の地域性や伝統に根差した特徴のある、例えば一輪車や野鳥巣箱づくり、その他総合学習の再編成後の扱いがどうなるのか、このことが非常に重要なことだと思います。言いかえるならば、今こういったハウ・ツー、手段の問題も再編の可否を決める大きな要素になると思います。この点について3月の委員会では、地元の声がどこにあるのかということを知りたかったんですが、具体的に何らそこらの資料の提示がございませんでした。我々委員会はその点を、より確かな具体的な地域の現状に合わせた方法にするということが必要であるという認識から、継続審議としました。

その後、地域の中伊豆地域学校再編成準備委員会でどのような活動をしているのかという資料の中で、その後の当局の中から、準備委員会だよりというものを提示していただきました。これは実は第1回目が昨年9月28日、それからことし5月28日まで6号発行してありました。さらには号外編として2編発行されています。そこを詳しく見せていただきました。その中では、やはり地域の皆さんは各部会、父兄部会、地域サポート部会、もう本当に真剣に議論されているということがうかがえました。さらに、その後我々委員会と教育委員会との協議、それから中伊豆地区再編準備委員会への傍聴、さらに準備委員会よりももっとボトムの本当の地域の底の声がどうであるのかということを知りたくて、各3学区の説明会に出席いたしました。その模様なんですけれども、地元の意向が残された問題点等を伺うことができました。中でスクールバスの件等、当局の当初の説明とのぶれに地元の不満やあるいは

総合学習に対して一部校長の考えに地元の地域とのぶれを感じました。

しかしながら、事ここに至ってはという表現であえてしますが、事ここに至っては、再編成そのものに対する反対意見は特にございませんでした。問題となります通学の問題に関しても、バス会社との間で具体的方法での時間割り、バスの増便等、具体的な方法での改善策が確認できました。また、総合学習に関しましても、教育長の前向きな発言を得ることができました。

今後は、関係住民やバス会社とも十分協議していかなければならない問題も多く残されていると思いますが、当局側の一方的な説明あるいは説得というような形での会議ではなく、地元との協議、合意を基本とすることを願ひまして、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、反対討論を行います。

20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 木村建一でございます。

議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

具体的なことに入る前に、土肥小学校が統合されました。再編成されました。そのところにおける教育研究の課題というか、成果等々も明らかにせずに行うということが本当に正しいのかなというふうに思いました。私は学校再編成のことについての枝葉の問題ではなくて、基本的なことについて討論を行います。立場が違う、考え方が違うからこそ、こういう論議がなせるんですけれども、私は事実と道理に基づいて論議する必要があると思っています。とりわけ教育問題というのは多数決によって決めるものではなくて、賛成する意見、反対する意見を十分にやはり酌み尽くして、それぞれの立場をそれぞれがわかり合うという状況までしていったこそ、本当の意味での教育というのはできるのではないかなと思います。

具体的な事柄に入ります。まず第1に、すばらしい学校ができるという展望を保護者や市民は抱いているのでしょうか。今の討論とか、それから委員長報告にありましたけれども、賛成ということじゃないです。やむなく賛成です。教育委員会は、統合するものではありません、新しい学校をつくるのですと繰り返し繰り返し保護者や市民に言ってきました。しかしながら、現実には再編成の学校のビジョンを示さずに、子供たちに今までよりもよりよい教育環境をとすることを繰り返すだけです。だから、大東小学校や八岳小学校の保護者からは、新しい学校になるんだというイメージを持ちたいと、逆にいえば持てないということです。また、大見小に転校するというような感じという感想が上がっているというアンケート結果を、前の地区説明会というか、懇談会のときに伺いました。何が再編成によってよりよい教育環境なのかかわからないまま事を進めていいのでしょうか。

一人一人の子供には一つの命があります。ほかにはかえることができない大切な命です。命に優劣なんかありません。伊豆市内のどの学校のどの先生も、1クラスの人数に違いがあっても1クラスの学校、2クラスの学校の違いがあっても、その違いのよさを前面に出しな

がら、一人一人の命が輝くような人になれるように先生たちは頑張っているのではありませんか。あなた方はデメリットに挙げている学校対抗や序列化による子供の優劣づけというのは、私は教育現場では見ておりません。もう一度中伊豆地区の3小学校の特徴を出し合うこと、その上で、一緒になればこんなにいい学校に生まれるということをはっきりと明らかにしなければ、本当に素晴らしい学校が新たに生まれるかもしれませんけれども、そのところまでまだ行き着かないのに、来年統合するという提案を私は賛成するわけにはいきません。

第2、子供たちの安心・安全にかかわることです。バスの問題が出ましたが、一人一人の命が輝くという意味では、検討しなければならない課題が残っております。バスの時間と路線についてバス会社と長期間にわたって教育委員会が折衝してきたという、その苦労、それから改善策も私は事実として見ております。しかしながら、沢口の小学1年生の子供たちは家に帰るバスの時刻が学校が終わる時間よりも30分早くなる日というのは、週5日のうち2日になるということです。これ事実であります。そのバスに間に合うように対策はとれるということなんですけれども、現在、大東小の子供たちはどうしているのでしょうか。1年生から6年生までがバスを待つ時間の間、1時間ちょっとあるらしいんですが、一緒になって遊んでおります。再編成になると、この1年生の子供たちは週2日間は遊べない、すぐに帰らなければなりません。

教育委員会は、授業が終わっても子供たちはすぐに帰るんじゃないですよということを繰り返し繰り返し述べられておりました。バスの時間がぴったりじゃなくてもいいんですよと、当然そうでしょう。しかしながら、教育委員会は該当する児童、たかがこの沢口の子供たちは6人、7人とは見ていないでしょうけれども、一人たりとも別扱いにさせないという立場で解決策を示すべきです。

さらには、送り迎えに保護者負担をかけないというのが市長の考えであります。この考えを教育委員会は具体化していますか。1年生はこの週の中で2日間、バスには乗れても、目的のバスではなくて途中下車です。当然御存じだと思います。今のままでは保護者に負担をかけることとなります。これどうしますか。枝葉の問題じゃなくて、一人一人の子供を大事にするという立場になれば、この保護者の気持ちに立つならば、きちっと解決策を示すべきではありませんか。

第3に、少し学校再編そのものに触れます。学校再編の必要性を客観的事実であるがごとく市民に宣伝した適正規模とは何を指しているのかということでもあります。教育委員会は、国が示している適正規模こそが子供にとってふさわしい学習環境と、市民に宣伝しました。学校教育法施行規則と義務教育諸学校施設費国庫負担法の本文やその施行令に、今言った適正規模ということがうたわれております。しかしながら、この法律または施行規則には、教育委員会が言う教育観点から見た望ましい学校規模については述べられておりません。私が言っているのはそうじゃないんだ。教育的観点から適正規模がうたわれているというならば、今からでも何も遅くはありません。法律や規則のどこに教育的観点と適正規模の関係が書か

れてあるのか、市民に明らかにしてほしいし、教育委員会はその責任があるということを強く指摘しておきます。そもそも論から再編成を考えるべきではありませんか。繰り返になりますが、再編成絶対反対という立場は私はとらないし、複数学級よりも単学級がよりよい教育環境だという立場でもありません。どちらもどんな内容で子供に接するかでよくも悪くもなるのではないのでしょうか。

最後に、名誉のために詳しくは触れませんが、あるところから、ことし4月に保護者に次のようなお知らせがありました。23年度から学区が中伊豆全域になります。これを知った保護者・市民はどう思うでしょうか。4月の時点の議会は、中伊豆地区の小学校を一つにするかどうかの話し合いを続行しているときです。責任を持たされている議会の意思は、まだこの時点では決まっておられません。あるところからのいろいろな思いはあるでしょうが、事実を伝えるという最低限のレベルは守るべきではないのでしょうか。極めて残念ですという感想を述べて、反対討論とします。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議席番号1番、鈴木初司です。

継続審査議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

私は前もって思うんでありますが、今回のは中伊豆地区の再編成でありまして、まだ始まっていない他地域の学校について論ずる場では私はないと思います。ただのパフォーマンスではないかと私は非常に感じました。それだからライブにしているのかなということに賛成をされたのかなというところの思いが強くなりまして、前もって私はこの場では討論すべき問題ではないと、前もって言わせていただきます。

皆さん御承知のとおり、議案第32号が継続審査となっただけは、子供たちが新小学校に通学するに当たって安心・安全が十分担保されていないとの判断と、各地域への説明が不十分ではないかとの疑義があったためと承知しております。私は本日まで調査、審査をしてまいりました。去年の9月24日より11回の再編成準備委員会、地域サポート部会、学校運営部会、保護者サポート部会などなど、相当の中で審議がされてきております。私も6月7日の第7回中伊豆地区小学校再編成準備委員会の傍聴をさせていただきました。6月9日八岳小学校、ここは45名程度来まして、父兄の方が20名、ほかの地域の方が20数名と伺いました。6月10日は大東小学校、6月14日中伊豆支所、地域住民の皆さんへの聞き取りもさせていただきました。

各地域の皆さんの小学校再編成計画の温度差は確かにありました。また、バス通学における不安、不満や通学路やバス停の安全など、心配の声もたくさん聞かせていただきました。また、各小学校地域に根差した特色ある教育の推進、ぜひ残してほしいとの多くも聞いてま

いりました。それは先ほどからいろいろ話に出ておりますけれども、八岳小学校の金管バンドや一輪車、大東小学校の野鳥観察会や漢字検定でありました。また、大見小学校の花壇大会でもあります。一緒になるに当たり、教育にかかわる教材の一部が異なるため、父兄に負担がかかるとの声も伺いました。

まず、最初の通学にかかわる問題に対しては、教育委員会がバス会社に対してバスの増発や時間の変更、また一部バス路線の変更等交渉し、承諾をもらえるところまできているとの答弁をいただきました。2つ、バス停の状況や通学路や防犯灯についても、行政が教育委員会と協力し、早急に調査把握し配慮するとのことでした。かつ小学校の特色ある教育に対してであります、先ほどから小さいから残るんだ、大きくなったらなくなるんだと、私は決してそうは思いません。小さい学校の特色を大きい学校に持ち込む、これも一つの地域性を生かしたわざではないかと思えます。教育長からは、これは残しますと、今の学校単位の中でなくて、クラブ活動等で残せるといってお話もきちっと聞いてございます。また、これは再編成するのであるから、教材に対しては当然私は行政が負担すべきものであって、小学校1年生に入学するときは当然これはPTA、父兄が買うのでございます。ただし、今回は一緒になって困るといふ教材に対しては、私はこれは行政のほうで負担すべきものではないかなとは考えます。私も当局にそれは強く求めてまいります。

中伊豆地区小学校再編成準備委員会の関係者や保護者、サポート部会、学校運営部会、地域サポート部会の方々には大変御苦労ではありますが、本当に一つになってよかったと言われる再編になるように期待しております。

私は、継続審査中いろいろ調査、勉強、また地域の聞き取り等をさせていただきまして、若干ここに至るまでに時間はかかりましたけれども、無駄ではなかったというふうに思っております。教育委員会、行政当局には、再編に向けさらなる努力、物心両面に対して実行するとのことでした。

以上のことから、よって、私は議案第32号 伊豆市立学校設置条例の一部改正については賛成いたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終結いたします。

鈴木議員、先ほど挙手がありましたけれども、何か。

1番（鈴木初司君） といいますのは、私はこれは論ずる場であって……

議長（飯田宣夫君） はい、わかりました。

1番（鈴木初司君） はい、すみません。それを言いたかったです。

議長（飯田宣夫君） これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

11時ちょうどを再開いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第2、議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題いたします。

本案については、今定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須です。

ただいま議長から報告を求められました議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）総務教育常任委員会所管科目について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、質疑の主なものを御報告いたします。

初めに、総務部の関係ですが、委員より、74ページ、学校教育施設等整備事業債に関連して、修善寺南小学校屋内運動場建設に市債は出せないのかとの質問に対し、市債の発行については基本額が決められており、その残額に対して充当するという決めがあります。単独で借りられないことはありませんが、地方債という借金ですので、それを膨らませることは避けたいということで、一般財源を充当するという考え方をしていますとの説明がありました。

続きまして、教育委員会の関係ですが、委員より、79ページ、大見小学校校舎増築工事について、中伊豆地区の学校再編準備委員会は昨年の秋から動き始めていて、新しい小学校のための工事箇所などの希望もとっていたのに、今回補正で対応する理由はとの質問に対し、当初は、将来子供が減っていくので校舎はそのまま、職員室等をプレハブで間に合わせるという計画でした。その後、先生たちとの話し合いや、将来、住宅や子供をふやしたいという地区であるのに、新しい学校としてプレハブが適切かどうかなどを検討した結果、軽量鉄骨での増築等をお願いすることになりました。3月までにもっと検討すべきだったと反省し

ておりますとの説明があり、また、現在所管する部署で設計・建設・管理までを担当していますが、必ずしも専門的とはいえません。今後、建設と管理は分ける方向で、市役所の機能を整理していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上、審査の後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第44号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）に係る福祉環境委員会所管科目について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものとしまして、補足説明はなく、委員より、77ページの軽自動車税システムになぜ県の滞納整理機構がかかわるのか。滞納整理機構の性格からすると業務が違うのではないかとの質疑には、静岡県で税の一元化の検討がなされた際に、滞納については滞納整理機構が設立されました。その後、その他にも一元化ができないかという検討の中で、軽自動車もできるのではないかということで、今回、広域連合の滞納整理機構が行うことになったものですとの答弁がありました。

また、税を納める市民にとって影響はないのか、銀行引き落としの方や請求書により納付する方も影響はないかとの質疑には、影響はありません。登録、廃止等の手続については、今までどおりで変更はなく、納税者からすると変更はありませんとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第44号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）経済建設委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、森林文化発信事業について観光経済部より補足説明を受けた後、質疑を行いました。

当議案の審査において、質疑の主なものとしまして、委員より、森林文化発信事業、森の恵み首都圏オープン講座業務委託料から、バス借上料の関係で平塚へ出向く説明がされているが、その参加時期、参加人員、またどのような方々が参加する予定かとの質疑に対しまして、平塚市でのイベントは10月に予定しており、その準備で6月22日に平塚市を訪ね、実施の日程などを決める予定になっています。どのような方に参加していただくかについて

は、平塚市への提案予定として、伊豆総合高校の郷土芸能部の生徒、また森の恵みのまると体験コーナーということで、ワサビづくり体験、食体験などができる方、それから当地のワサビ、シイタケなどのほか、伊豆市の特産品、間に合えば伊豆シカをPRできればいいなと。そのために必要な方々、その他伊豆市の特産物ということで、商工会などを通して募集していく形になるかと思えます。土肥のてんびん君とか伊豆市の新しい食文化も商工会、漁協、農協等を通して募集していきたい。最終的には誘客をもくろむということで、観光協会や旅館組合にもPRコーナーを設けていただくような編成を考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、商工振興事業、産業経済アドバイザー報酬について、よほど職員が頑張らないと成果が期待できないのではないかと思うがいかがか。アドバイスを受けた職員がそのアドバイスどおりにものをできるかどうかが課題であり、職員同士がいかに連携をとりアドバイザーの意見を聞けるか、その体制をいかにつくるかが大切な要素であると思うがいかがかとの質疑に対し、市役所の外でお願いするのではなく、観光経済部に座ってもらい、そこで企画をつくってもらい、そこからアドバイザーがどのような動きをするか、だれと接触するのか、どのようなやり方で企業誘致とか産業振興に結びつけていくのか、職員と一緒にやっていただくことにより、職員への教育的要素もお願いしたいと思っている。期待が大きいが、どこまで成果が上げられるかは必ずしも100%確信があるところではありませんが、現時点で企画力という面で、市役所全体に欠けている一つの大きな機能を充実するという考えでお願いする予算です。職員体制については10年先では困るので、二、三年以内に整えていきたいとの答弁がありました。

以上、審査経過を経まして、討論、採決の結果、付託された議案第44号につきましては、1人の賛成討論に続き、採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済建設委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山議員。

経済建設委員長（杉山羌央君） ただいまの私の委員長報告の中で、読み方とありますが、

意味が違うものを発言しましたので、訂正をお願いしたいと思います。

それは、土肥の名産品でありますとび天君というのをてんびん君とってしまいましたので、とび天君といはんぺんだそうですので、訂正をお願いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） それでは、ただいまから議案第44号について質疑、討論を行います。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第44号 一般会計補正予算案に対して反対討論を行います。

具体的な反対の中に入る前に、今回の提案の中に委員長報告にありました産業アドバイザーについてですが、外から 外からというのは変ですね。市職員以外からさまざまな知識を得て伊豆市を活性化したいと、その方法は公募だということが話されました。どういう基準に基づいて公募をされ、優秀な人材が来るのかなと思いますけれども、ぜひとも注目しておきたいなと思っています。

具体的な反対討論に入ります。1点だけです。中伊豆地区の小学校再編成事業を今の時点でなぜ提案してきたのでしょうか。補正予算を編成するという教育委員会のこの時期には、担当常任委員会の中伊豆地区の学校再編成は継続審議中だったはずですが。当然のこととして再編成を判断するという重大な責務を負っている議会の意思も決まっていないという状況でした。にもかかわらず、3小学校が1つになり、中伊豆小学校が新たに生まれるという予算を組んできました。6月の委員会で初めて条例可決という意思が表明され、そして先ほど、賛成多数でこの件も初めて議会の意思が表明されました。一般的には条例が提案されて議会の意思が表明されていないが、その条例が可決されるであろうという前提のもとで、同一議会でその条例に関連する予算が提案されていることはありましたし、今でもそのようなやり方を市当局は行っています。

この議案提案のやり方がおかしいというつもりは私はありません。しかしながら、今回は、それとは全く状況が違うという認識が教育委員会にはないのでしょうか。継続審査という事実を軽く見ての提案ですか。それとも教育委員会の方針に異議を唱える議員はいるが、多数決で認めてくれることは九分九厘間違いないから提案してしまえということでしょうか。そうであるならば、議員も議会も軽く見られたものです。私は賛成、反対は別にして、物事には順序があると思うんです。この予算内容は可決されてからではありませんか、条例がオーケーとなってからです。校舎の増築などを間に合わせるために、期限内に間に合わせるため

に提案しているとしたら、それこそ教育委員会の御都合主義、おごりであります。条例が可決されてその後、臨時会という方法もあり、そこでその時間的余裕というのは確保できると私は判断しておりますので、今回のこの小学校再編成事業にかかわる増築等の補正予算を認めるわけにはいきません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 続いて、反対討論を行います。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

残念ながら賛成討論の議員はいらっしゃらないのですか。今、木村議員から反対討論が行われました。教育関係、当然私も同意見です。いかに議会が甘く見られているか、どうせ賛成するんだから、もう予算をどんどん上程してしまえと、これが伊豆市の現状なんです。教育問題については木村議員と同意見ですから、反対討論から省きますが、やはり我々議会というのは問題意識を持ってしっかり議論していくべきだと思いますよ。反対討論もない、今回は2件ありますね。賛成討論もない。要は問題意識の問題だと思います。

さて、本題に入ります。いろいろこれから述べますけれども、基本的には費用対効果なんです。幾らお金をかけてもいいです、効果があるなら、成果が上がるなら。市長、これだけのお金を使うんです。成果を確保してください。この予算は1億6,100万円の増額です。総額143億3,700万円の一般会計予算なのです。多くの市民は、伊豆市はお金がない、お金がない、そう思っております。しかし、恐らく決算時には150億円ぐらいの決算を上程するでしょう。伊豆市にはたくさんのお金があるんです。問題は使い方ができていないということをこれから指摘していきたい。

行財政改革に関する報告書が出ました。全く生かされていないんじゃないですか。議員の皆さん、いかがですか。何のための補正予算なのか、多くの疑問があります。入札改革をうたっているながら、入札や予算の執行にも多くの疑問があります。

さて、6款1項8目農業水産業費では800万円の繰出金があります。農業集落排水事業特別会計へ800万円繰り出すものです。何のために繰り出すんですか。これはまた農業集落排水特別会計で論議したいと思います。

6款2項2目林業費では500万円の森林文化発信事業があります。そもそも市長の考える森林文化とはどのようなものですか。市長、予算化する前に市民に説明しないのですか。森林文化とは何なんですか。市民に理解できるような説明をしていただきたい。広告料は70万円、内容は恐らくパンフレットの作成でしょう。どのような効果があるのでしょうか。成果が上がるのでしょうか。修善寺自然公園植栽業務委託料150万円、何本の木を植えるんです

か。伊豆市では毎年何本木を植えるのか、市長、計画を立てていますか。目的がその場その場での植林ではないのですか。ただ、政策もなくお金を使うだけではありませんか。山の日の集い業務委託料30万円、山の日とは何ですか。恐らく多くの市民は理解できないでしょう。インターネットで山の日と調べますと、山岳関係の団体が山の日の制定を希望していると、そういうのしか出てこないです。山の日とは何ですか、市長。ハイキングの日ですか。ぜひ私も参加したいです。ハイキング大好きです。要は、言葉一つ使っても何が何だかさっぱりわからない。恐らく多くの市民は山の日とは何だと、天城山の登山でもやるのかなと理解するでしょう。

森の恵み首都圏オープン講座154万円、ただいま委員長報告で説明がありましたけれども、平塚市だと。何か宣伝に行くんだと思います。まず森の恵みとは何ですか。何の説明もないです。委員長報告に質疑を出したかったのですが、時間をとりたくないものでやめました。失礼な言い方かもしれませんが、私の質問に恐らく答えられないでしょう。この何と申しますか、テレビで放映されているところで、質問できませんなんて、答えて大変恥ずかしいと思いますけれども、そういうわけで質問はしませんでした。首都圏オープン講座、今の委員長報告では余りオープン講座については何だかわからない、説明もなかったように感じられます。首都圏といいながら対象は平塚市だと、この辺もよく理解できません。森の恵みを受けるための講座ならば、まず伊豆市民に向けて講座を開いてもらいたい、それが私の意見です。

7款1項2目商工振興費、商工振興事業で400万円。委員長報告で説明がありましたが、産業経済アドバイザー、このアドバイザーは何をするのですか。伊豆市の400人もいる職員ではできないのですか。市長や職員のアイデアは枯渇しましたか。市民への協力はどのように呼びかけましたか。委員長報告ではどうも企業誘致を考えているようですが、どういう年代の人がアドバイザーになるか。企業誘致はここ数年、大きく状況を変えている。企業誘致しても企業は来ない、これが現実ではありませんか。特に伊豆市はいろいろな問題を抱えております。誘致しても誘致する場所がない。これが伊豆市の実態ではありませんか。誘致を考える前にやることはないんですか。出ていこうとしている企業もあるんですよ。経済が回復すればあの会社は恐らく出ていってしまうでしょうね。市長、出ていく企業を防止する考えが必要です。ぜひあの会社の社長と会って、残るように説得してもらいたい。そもそも企業誘致、現在はピンポイントで誘致しないと来ないですよ。あの会社だったら来る可能性がある、そういう会社を攻めるんです、それが今の企業誘致の主力ではないかと思います。ぜひそういうことができる人をアドバイザーにしてください。

はっきり言いますが、この予算は金食い虫予算ですよ。お金を使うことしか考えていない。お金を使うことはだれにでもできるんですよ。問題は成果を出すことなんです。お金を使わないでもできることがあります。それを考えることが必要なんです。まちづくりは考えることから始まります。知恵を出すことから始まるんです。アイデアを出すことから始

まるんです。改革は、今ある力を利用することから始まるんです。他人からアイデアをもらってまちづくりは成功しません。伊豆市の未来は市長がアイデアを出し合い、市民がアイデアを出し合い知恵を出すことから始まるんです。力を出し合い行動を起こすことから始まります。伊豆市の未来は、市長以下職員がアイデアを出し合い、知恵を出し合い、力を出し合い、汗を流し、行動することから始まるんです。まさか既にアドバイザーが決まっているとは思いませんが、産業経済アドバイザー報酬320万円、費用弁償80万円、このアドバイザーが成果を上げるとは考えられません。無駄になるでしょう。伊豆市の未来を開くのは、活性化を図るのは市長以下の職員が生産性を高めることなんです。市長が先頭に立って知恵を出しなさい。知恵が出ないんなら汗を流しなさい。多くの現在生き残っている企業は、知恵を絞り出しているんです。汗を流しているんです。伊豆市も同じです。知恵を出さなくては伊豆市の未来はありません。アドバイザー頼みでは伊豆市の未来はないことを申したいと思います。

ぜひ成果を上げてくださるよう期待して、反対討論を終わります。

〔「発見通告書の提出時期をちょっと逸してしまいましたもので、賛成討論をいたしたいと思ひまして、よろしいでしょうか。いや、1件ずつやると思ったものですから」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 申しわけないですけれども、一応……

〔「わかりました」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 受け付けられないということで、御了承を願います。

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号 平成22年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号及び議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第3、議案第45号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）及び日程第4、議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）の2件を一括して議題といたします。

本案についても、本定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第45号について、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第45号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査の経過における質疑等の主なものとしまして、補足説明はなく、委員より、86、87ページの5款について、老人医療保健制度というのは3年前になくなったわけで、今は後期高齢者医療になり事務処理の関係上残ることはわかるが、実態は動いているわけではないので、98万円の老人保健医療費拠出金の内容について、もう一度説明をとの質疑には、これは平成20年度の精算に係るもので、22年度のものではありません。医療費分が118万4,155円、事務費分が3万6,247円の不足額でしたが、事務費については当初予算5万円から支出しました。医療費分については不足額が生じた場合は分割一括の選択ができます。伊豆市は分割で、初回の10万6,155円と2回目以降9万8,000円を加えたものからこの合計額が20万4,155円、その他1万円が計上されていたので、これを控除した19万4,155円を予備費から充用し、残り10回分98万円を今回補正させていただきましたとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第45号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第46号について、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から求められました議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

特に補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の質疑の主なものとしたしまして、委員より、工事の途中での追加もあるかと思うが、当初の設計でこういうところまで最初からしっかり見積もって入札することができないものかとの質疑に対し、当初の調査の段階で沈殿槽のほうは大丈夫だという判断を持っていましたが、工事の最終段階で調査したところ、今この段階で補修工事を実施することが効率的であるという判断が、この段階で発生した状況です。そのため、今の段階で補修工事を実施しないともっと経費がかさむということで、このたびの6月補正をお願いしたところでの答弁がありました。

次に、委員より、劣化と硫化水素は当初の段階で予想していなかったか、また、沈殿槽の腐食と構造体のクラックの修理をしなければならなくなったことはわかるが、その原因は何なのかとの質疑に対し、15年たち、経年劣化と沈殿槽に隣接する接触曝気槽で硫化水素が当然発生するので、そういうことの影響もあるかと考えます。またモルタルの浮き上がりとかがあったため、補修を実施するという判断に至ったものですとの答弁がありました。

以上の審査の経過を経まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第46号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、経済建設委員会委員長の報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時35分

再開 午前 11時36分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第45号、議案第46号について質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について質問をいたします。

補正前金額528万4,000円に対し増額1,470万円となった理由を伺いたい。この工事の総額は幾らになりますか。この農業集落排水事業特別会計で管理する施設は幾つありますか。このような補修工事は今回初めてなのですか。設計はだれがどのようにしましたか、伺いたい。
議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

杉山委員長。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） ただいまの森議員の質問にお答えいたします。

森議員のただいまの質問の中に、補正前金額528万4,000円というふうに質問が出ておりますけれども、予算の決定額は若干数字違いまして、総額ですと5,491万5,000円です。それで補正増額が1,470万円ということで、農業集落排水事業特別会計で管理する金額は、総額で6,961万5,000円というふうになります。

このような補正工事は今回が初めてかというふうな質問でしたですがけれども、それにつきましては、審議の中でそういう質疑は一切出ておりませんものでしたから、これにつきましてもし質問がございましたら、当局のほうへ改めて質問に行っていたきたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質疑をさせていただきます。

委員長さん、94ページに補正前の額というのは528万4,000円になっているんですよ。それで合計は1,998万4,000円になっている。何でこんな数字になるんですか、改めて説明していただきたいですね。工事の総額は、今説明がありましたけれども、5,491万5,000円だと。ということは、この工事はいつからどのように行われているのか、相当大きな工事ですね。どのような工事なんですか、説明していただきたい。

そもそもですよ、この委員長説明で硫化水素により亀裂が起こっていたということなんですけれども、これはつくってから15年、補修工事は前からやっているんでしょう、これ。この亀裂はどこで起こったんですか、金属部分ですか、コンクリート部分ですか、これで委員会で説明していないようですから、聞いていないようですから説明できないということなんですけれども、これはこの議会は市民が注目して見ている人だっているんですよ。私はよく言いますけれども、旧修善寺町は委員長権限でもって当局に説明させているんですよ、議会で。あなたの権限でできるんじゃないですか、もしわからないんだったら、やる気はありませんか。

以上、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

経済建設委員長（杉山羌央君） この加殿の工事ですけれども、この単体工事についての数字が528万4,000円という予算について補正ということになるというふうに伺っております。ですが、事業全体の当初の予算は5,491万5,000円だという説明を聞いております。

それから、委員長報告を委員長権限で行政当局に説明をさせられないのかというふうな御質問をいただいたわけなんですけれども、それにつきましては、次に議会運営委員会等で御審議をいただいて、それができるというふうなことであれば、そういう形もとれるかと思えますけれども、私の単独でもってそれをする権限は今のところ授かっていないというふうに解釈をしております。

ほかにあったように思いますけれども、今ここに委員会の議事録がすべてございますけれども、議事録の中に森議員の質問されるような詳細な質疑等はなされておられませんので、その辺が不明でありましたら、ぜひ当局の担当のところへ行って詳しく説明を聞いていただきたいと思えます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 議長、今委員長の説明で、総額5,491万5,000円の事業だと言っているんですよ。しかし、実態は何もここで説明できないんですよ。これでもいいですか。議

長がいいというんだっいたらいいですけども、私は納得できませんよ。市民も納得できませんよ。議会で説明すべきじゃないですか、私はそれを言いたい。

議長（飯田宣夫君） 森議員に、16日に本議案に対する質疑は全議員から受けられるようになっておりますので、その場でその質疑をしていただければ……

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） いや、この議案に対する質疑は本議会でちゃんと設けてあるわけです。それは森議員の身勝手なものの発想だと。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論がありますので反対討論から行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について反対させていただきます。

議員の皆さん、この予算案の中身を理解しておりますか。どういう工事が行われたんですか。なぜ亀裂が発生したんですか。どこに亀裂が発生したんですか。どうも委員長の説明では硫化水素が発生したと。なぜ硫化水素が発生したんですか。それも工事の最終段階になってやっとわかったと。全く無責任だと言わざるを得ません。本当に市長さん、管理できませんなんて市長さんが堂々と議会でおっしゃっておるんですから、担当職員も管理できませんなんて当然言ってくるでしょう。そもそも設計はだれがやったんですか。だれが調査をしているんですか。全く責任の所在がはっきりしない。いいですか、おかしいですか。

この議会で行財政改革を進めようという報告書まで出しておきながら、総額5,491万円の事業が、追加補正され、当然そのまま発注される。一体この事業費はだれが負担するんですか、市民が負担するんですよ。市長がもっと責任感を持って行政を運営してもらいたい。

反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終結します。

これより分割採決を行います。

初めに、議案第45号 平成22年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成22年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 賛成多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号～議案第50号及び議案第52号の委員長報告、質疑、
討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第5、議案第47号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第50号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでと、日程第9、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正についての5議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第47号、議案第48号、議案第49号及び議案第52号の4件について、総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須です。

ただいま議長から報告を求められました議案第47号から議案第49号と議案第52号の4議案について、主な審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第47号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正については、質疑、討論はなく採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員よりこの改正による休業部分は有給か無給かとの質疑があり、無給になりますとの説明がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、委員より、地域に働く場所を確保するという点からも、企業が利用したいという場合には、市は前向きに考えてほしいと思うがどうかとの質疑に対し、企業などが使う場合には周辺の方々の不安や心配が

出ないような条件をつけていきます。職場の確保など、地域に有利になるように配慮したいと思っておりますとの説明がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第50号について、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第50号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

質疑等の主なものとしまして、補足説明があった後、委員より、改正条文がわかりにくいので説明を求めたのに対して、33万円に改める部分は住民税の基礎控除の額で、地方税法第314条の2第2項に規定する金額となっていた規定で、既に33万円である内容を33万円の金額で規定するものです。第21条2の部分は、伊豆市では国民健康保険税で実施し、地方税法の適用を受けるわけですが、地方税法に新たに特例対象被保険者、いわゆる倒産や雇い止めなど非自発的理由による失業者に対しては、給与所得に係る部分の税率を100分の30にしますという内容ですとの答弁がありました。

また、4月から改正実施しなかった理由はなぜかとの質疑には、法律の施行は22年度からであり、伊豆市で実際に納税される方は来月からとなるので、今回の議会上程で間に合うと判断しましたとの答弁がありました。

また、申告の必要があるが、来月徴収では周知する時間がないように思えるがいかかとの質疑には、周知については既に広報いずに掲載し、現在20件の申請があります。またハローワークでも制度改正する内容の周知をしているとの連絡を受けているので、周知はされていると認識していますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第50号は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午前 11時 54分

再開 午前 11時 55分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山誠議員。

福祉環境委員長（杉山 誠君） すみません、ただいまの委員長報告で訂正をしたい部分があるのですが。

議長（飯田宣夫君） はい。

福祉環境委員長（杉山 誠君） 申し上げます。

採決の結果、挙手多数と申し上げましたけれども、記録の間違えで全会一致でございましたので、修正させていただきます。

議長（飯田宣夫君） ただいまから、議案第47号から議案第50号までと議案第52号の5件について質疑、討論を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論がありませんから賛成討論から行います。

8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例は八岳グラウンドと八幡グラウンドを拠点に活動してきた少年野球チームが少子化等の影響により団員の確保が難しくなり、存続が危ぶまれてきました。そのような状況の中、打開策として両チームが合併し、新たなチームを結成いたしました。それに伴い、拠点を白岩グラウンドに移したため、八幡グラウンドが使用目的のない土地になりました。その経緯により運動施設条例の一部を改正するものです。跡地の今後の利用方法については、市長は委員会で、地域の皆さんの理解を得ることが前提ですが、民間活用の方向で検討をしていくと、このような発言がありました。

今、市の財政は御承知のとおり不況による税収の落ち込みで厳しい状況が続いております。そのような中、企業誘致は雇用の創出や地域の活性化等に大きく貢献するものと期待できます。その結果、市有地の有効活用は自主財源の確保にもつながります。伊豆市の現状を考えたいとき、積極的に取り組むべきだと私は考えます。

以上のことから賛成をいたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議席番号1番、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正について賛成討論をさせていただきます。

ほとんど内田議員がお話してくれましたので、私が申し述べることはただ1点でござい

ます。あそこに新しい企業を呼ぶまでのしっかりした管理と、いろんなところが手を挙げてくれましたところにぜひきていただくよう、市としても行政としても一生懸命やっていただきたいのと、市長、前から言ってございました、働いているお母様方が子供を預けて幼稚園と、地域で働く場所が非常にないということを申し上げられているので、ぜひそういうところに呼んでいただいて、少しでも伊豆市の市民が働ける場をつくっていただけるよう、ぜひお願いしまして、賛成の討論にさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより分割採決を行います。

初めに、議案第47号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。

再開を13時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第10、議案第55号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案についても、今定例会初日に上程され、所管の経済建設委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第55号 市道路線の変更について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

特に補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の質疑の主なものといたしまして、委員より、バイパス用地となり移転となる方の内諾は得られているのかとの質疑に対し、内諾済みですとの答弁がありました。

なお、このほかには質疑はありませんでした。

以上、審査の経過を経まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第55号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済建設委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

大分討論をしましたので、簡潔にいきたいと思います。

議案第55号 市道路線の変更について反対討論をさせていただきます。

まず、136ページ、この図面だけでは全くわからん。今委員長報告の中に、このバイパスについてのというお話がありました。当然位置からすれば、ここにバイパスがかかるために何らかの拡幅の必要性が出たんだろうと思います。市長、あなたは伊豆市の道路は長過ぎて管理できないと言っている。広過ぎて管理できないと言っている。広くなるんですよ。これ管理できますか。私はそんな管理もできないような道路の拡幅について賛成はできません。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第55号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第11、議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

本案についても、今定例会初日に上程され、所管の経済建設委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当議案につきましては、特に補足説明並びに質疑はありませんでした。

討論、採決の結果、付託されました議案第56号につきましては、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済建設委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第56号についての質疑、討論を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結について質問させていただきます。

下水道事業団に発注する理由は何ですか。随意契約でなぜ結ぶんですか。工事の内容はどのようなものなのですか、伺います。

議長（飯田宣夫君） それでは、答弁願います。

杉山委員長。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 杉山です。

森議員の質問に対してお答えいたします。

先ほど言いましたように、議案第56号の審議につきましては、質疑はなくというふうに報告をさせていただきました。この議案は、上程されるときに提案理由の説明でしっかりと説明を聞いたために、皆さんは理解をしていたために質問がなかったと私は感じております。下水道事業団に対する発注理由、それから随意契約がどういうわけで行われたか、法律上のお話もすべて提案理由の説明の中で伺いましたので、質疑はありません。

それからもう一つ、つけ加えておきますけれども、午前中の私の報告に対して森議員は、私があたかも頭が悪い、いいとは思っておりませんけれども、悪くて答えられないような発

言をいたしましたのですけれども、ここに申し合わせ事項を皆さんに再度確認をしていただきたいと思います。

委員長報告に対する質疑の答弁者は、当該委員長のみに限られる。

なお、質疑は委員会の質疑、または調査の経過と結果に対する質疑であり、議案そのものに対する質疑は許されないというふうな申し合わせ事項になっておりますから、よく確認をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） そもそも、私の質問の趣旨はこの申し合わせ事項がおかしいんじゃないかということを知りたい。議会で答えられないんですよ。市民は知りようがないじゃないですか。委員長は当初説明が行われたというんだったら知っているんでしょう。教えてくださいよ、知っているんだったら、私の質問に。何で下水道事業……

議長（飯田宣夫君） 森議員、発言は慎重にしてください。

12番（森 良雄君） 慎重に検討した結果の発言ですよ。

なぜ日本下水道事業団に発注するのかです。国の指導でもあったんですか。そういうのを考えないからでしょう、なぜ随意契約なんですか。私たちは伊豆市行財政改革に関する方向性というのを出したばかりなんですよ。

議長（飯田宣夫君） だから、その件につきましても、午前中も申し上げたとおり……

12番（森 良雄君） あなたに聞いているんじゃないですよ。

議長（飯田宣夫君） 議長に対してそれは失礼じゃないの。

12番（森 良雄君） 失礼ではない。

議長（飯田宣夫君） ちょっと待って、あなたはね……

12番（森 良雄君） どこで、質問に答えられないんです。

議長（飯田宣夫君） 森議員……

12番（森 良雄君） これは市民が聞いているんだよ。

議長（飯田宣夫君） 議長の指示に従ってください。あなたは質疑の時間に質疑をしてください。

12番（森 良雄君） 質問しているんですよ、議長。

議長（飯田宣夫君） だから、それはもう……

12番（森 良雄君） あなたの見解にすぎないよ、それは。

大体、そもそもこんな事業は何年計画でやっているんですか。

議長（飯田宣夫君） だから、それはもう議案説明と16日の質疑の時に……

12番（森 良雄君） あなたに聞いているんじゃないよ。これから何年かかるんですか、この事業は。我々は何も知らないじゃないですか、知っている人いるの。

議長（飯田宣夫君） そのことを言ったら本議会で聞けばよかったじゃないですか、質疑の

時間はあった……

12番(森 良雄君) だから、質問しているんだよ。失礼なことを言うなよ。ちゃんと答えなさいよ、わかっているんだったら。

〔発言する人あり〕

議長(飯田宣夫君) 1番、鈴木議員。

1番(鈴木初司君) 休憩の動議をお願いいたします。

議長(飯田宣夫君) ただいま鈴木初司議員から休憩の動議が出ましたけれども、賛成する人の挙手を。

〔挙手多数〕

議長(飯田宣夫君) それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時21分

議長(飯田宣夫君) 休憩を解いて会議を開きます。

森議員に申し上げますが、本議会中、議長の指示には今後従っていただくよう、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

再質疑はありますか。

森議員、もう一度ありますか。なければ次に移ります。

12番、森議員。

12番(森 良雄君) この事業は既に3年目に入っているんです。これで終わりじゃないんです。まだまだ続くんです。しかし、その全容は私はわからない。いいですか、議員の皆さん、わかっていますか、これから何年続くのか、何をやっていくのか。

議長(飯田宣夫君) 森議員、委員長に対する質疑ですので……

12番(森 良雄君) だから質問しているんですよ。委員長、わかっていますか、お答え願いたい。

議長(飯田宣夫君) ただいまの森議員の質疑を却下します。

これで、通告による質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から入ります。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番(森 良雄君) 12番、森良雄です。

議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結について、反対討論をさせていただきます。

この事業は契約金額が4億8,800万円の伊豆市特定環境保全公共下水道土肥浄化センターの工事です。契約の相手方は日本下水道事業団です。契約方法は随意契約です。

私たちはこの会議が始まる時に、この議会が始まる時に、公共工事に関する契約について提言しているはずですが、そういう状況にありながら、この工事は随意契約に始まり、このままではこれからも随意契約が続くんです。議員の皆さん、この工事があと何年続くか理解しておりますか。恐らく理解している方はいないでしょう。まだ3年、4年続くはずですが、どういう工事がいつ行われて、いつ終わるのか、それすら私はわかりません。そして、初めはたしか6億円です。6億円を超えているんです。昨年も6億円を超えております。ことしは4億8,800万円と。これからも数億円単位の公共工事が日本下水道事業団を通じて随意契約で発注されていく。

なぜ事業団なんですか。なぜ随意契約なんですか。そもそも自分たちでやってみようという意識が職員の中にはない。事業団ができることが、なぜ400人も職員を抱えている我がまちができないのか。既に3年に及ぶ事業だ。どういう書類をつくっていいのかわからない。古い書類を見ればわかるはずだ。書類の作成方法がわからないなら、監督官庁の指導を受ければいい。それすらしようとも思わない。私たちは何もわからないまま、これから数億円単位の事業を毎年実施していかざるを得ないんです。

市長、あなたは自衛隊出身だ。ブラックボックスという言葉は御承知のほうですね。ブラックボックスなんかあっていいんですか。わからないことをそのままにしているからこういうことが永遠と随意契約で行われていくんです。私はどこかでこれを断ち切るべきだと思う。行政改革に関する報告書が出たばかりです。この随意契約は、内容も価格も事業団の言いなりのはずだ。私たちのまちの公共事業は品質、価格、業者の言いなり。到底このようなことを議員の皆さん、容認するんですか。私は容認はできない。

以上、終わる。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第12、議案第57号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、所管の総務教育委員会に審査を付託してあ

りますので、審査の経過と結果についての委員長の報告を求めます。

総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須です。

ただいま議長から報告を求められました議案第57号 建設工事請負契約の変更について、主な審査の経過と結果を御報告申し上げます。

冒頭、教育長から、このたびの修善寺南小学校体育館建設工事の追加工事の予算執行については不適切な点があったと思っています。おわびいたしますという、今後こういうことがないように十分気をつけていきたいと思っていますと、陳謝の言葉がありました。

それでは、質疑の主なものといたしまして、御報告いたします。

委員より、石垣工事や立ち木の処分は、予算が3億2,000万円あったから追加しようとした工事ではないのか。また、今は予算を余らせる努力が必要ではないかとの質問に対し、必要に応じて実施した工事であり、御指摘のようなことはありません。議会軽視ではなく、旧町時代からの慣習がここで行われてしまったという点で、深く反省していますとの答弁がありました。

続きまして、追加工事の予算設定はどのように決定したのかとの質問に対し、体育館本体を設計した業者が見積もりをして予算額としましたとの説明がありました。

以上、審査の後、討論がございました。

最初に反対討論ですが、2,000万円を超える追加工事、擁壁工事だけでも1,000万円を超えていると思う。これをいとも簡単に随意契約でということは納得できない。基礎工事にしても、掘ってみたら土質が悪かったから変更では、余りにもずさんであるとの反対討論がありました。

続いて賛成討論ですが、反対者の意見はもっともだが、基礎工事も設計変更しなければ安全性の面からやむを得ない。また、抜根・擁壁工事も敷地の条件を考慮したとき、工事の安全上をかんがみ、体育館工事者が行ったほうがよいと理解する。さらに、一番重要な点である工事のおくれは教育上影響が出る心配があるので、賛成するとの討論がありました。

討論の後、採決の結果、付託されました議案第57号につきましては、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第57号についての質疑、討論を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

5番、松本議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

5番（松本 覺君） 議員番号5番、松本覺であります。

通告にしたがって、質問をいたします。

本会議において提出がありました。本会議で委員会付託を動議されて委員会付託になったと思います。なぜそうなったかということは、私はこうとらえておりました。2つあります。1つは、工事完成間近になって変更提案とするということについては問題はないだろうか。つまり許しを得ないでもう既に工事が終わりかけているということは、やはりだれかの発言にもありましたが、議会軽視と言われてもやむを得ない要素があるのではないかと。したがって、そこをどうするかという点についての討議をしてもらいたいというのが、付託の1番目だったと私は解釈しています。したがって、付託に賛成をいたしました。

2番目は、その工事の適正あるいは必要性についてどうかということも、当局の質問、答弁等では不十分であると。したがって、もう少し詳細に現状等を調べて、必要なか必要でないのか、いいのか悪いのかというようなこともしっかり調べてもらいたい。そこで時間が必要であるから、手続上付託をしたわけであります。

したがって、私はもうすぐその場で現場へ行きまして、そうしたら校長が傘を持ってきて、何ですかと言うから、こういうわけだと説明を受けてきました。したがって、第2番目の工事の適正、必要性については、私はそう問題にしないから、ここでも問題にいたしません。問題は1番目であります。議会の承認を得ないで完成間際というのはいかにしても提案の仕方、時期がまずいと。そこについての審議が行われたのか、行われていないのかということ、もう少し丁寧に説明をしていただきたい。

それからもう一点、冒頭に教育長の陳謝、これからこういうことは繰り返さないという発言があったということは、私は大変意義があると思いますが、これは教育長がやるべき問題なのか。教育長が立案をして、決まったところを執行するのが教育委員会なのかもしれません。しかし、提案をしたのは市長でありますから、したがって、ここでの陳謝というか、二度とこういうことはやりませんと議会に対して陳謝をするのは、私は筋論として市長だろうと思います。しかし、ここでは言うことはできませんから、このタイミングでは。したがって、そういうことを踏まえて、次の機会にぜひそういう発言を市長に求めたいと思いますが、そこら辺のところを踏まえて委員長にお尋ねをいたします。

以上であります。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

三須委員長。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須です。

お答えいたします。

委員会の中でも、謝って済む問題ではなかろうということがやはり幾つも幾つも意見として出ました。しかし、先ほどお答えしたとおり、基礎工事の部分は安全性上やらなければならないだろうし、今松本議員さんも申したとおり、工事の部分はやらざるを得ないなど。裏の擁壁にしても、それで、この工事がおくれて9月の子供たちの2学期の授業に差しさわりが出たらというところが、やはり委員会の委員さんの中で一番考慮されたことかなということだと思います。そんなことでこれが可決に至ったと思っております。

それから、建設について先ほどの委員長報告の中で申しましたが、これは質問者に対する市長の答弁の中でありました。今それを報告しましたけれども、建設はやはり教育委員会に設計から計画というのは無理じゃないかと、そういう部署じゃないと。そこは建設部なりに専門的などころにやらせて、でき上がって、これから運営をしてくださいよということになったら引き渡していくのがいいのかなと。そんなことをこれから検討していきたいという市長の答弁がありました。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

松本議員。

5番（松本 覺君） 私の今の手続上の問題については、議員の一人として大変苦慮したところであります。やはり手違いは手違いだということで、あえて発言をしなければ議員としてはいけないのではないかと思ひまして、発言をさせていただきました。

それで、今の説明で市長のほうからもそういう発言があったということについては大変安堵をいたしました。今回教育長が答弁したということで、今回については私は賛成したいと思います。しかし、じゃ、教育長じゃなくて、今度は水道課のことは、水道課ではこういうことがあってもいいのかということになってしまいますので、やはり市長のほうからの提案事項についてはこういうことはないという意思表示は、私は次回に送っても結構ですので、ぜひしていただきたいというふうに思います。答えは結構です。質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで松本議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

20番、木村議員。

〔 20番 木村建一君登壇 〕

20番（木村建一君） 木村建一でございます。

議案第57号 工事請負契約の変更について、反対討論を行います。

議会の承認がなければ行政側はお金を勝手に使ってはならないという地方自治法を踏みにじる行為を教育委員会が行いました。もう既に追加工事をやってしまったし、教育長は不適切だったと陳謝しているのだからと、大きな心で妥協して契約金額の変更を認めるというわけには、私はいきません。人はだれしも過ちを犯すものです。私もその一人ですが、しかしながら、過ちを認めていい場合と認めてはならない場合があります。今回の契約変更のいきさつは、教育委員会が修善寺南小学校屋内運動施設の契約額の変更約2,000万円の追加提案をみずからが行い、その提案はいいですよとみずからが議決権を行使した、許可を出して工事をやってしまった。それについての承認を議会に求めたということであります。間違いのない。

これは仕方がないと許せる範囲のものでしょうか。議会は市の重要な事項についての意思決定を行います。議決事項には予算の決定や重要な契約の締結など、議会の持つさまざまな権限の中で議決権は最も重要な役割を持っております。議決する前にお金を使い、工事をやったことを認めるということは、議会の存在そのものを否定すること。議員は必要ありませんとみずからが市民に宣言していることにつながります。私は市民から負託された議員としての役割と責任を守りたいというふうに思っております。今回逆の場合どうなるのかなと思いますが、例えば教育委員会がどのように予算を決めていこうかというときに、これは別に教育委員会だけじゃなく、市当局もさまざまな分野があるんですけれども、議会側がすなわち議員がその予算案をつくっているところに顔を出して、この予算をもっとふやせとか、いやこの予算は減らせと言い始めて、予算提案までさせようとしたら、あなた方はどう思いますか。議員の権限ではありませんと拒否するでしょう。それと逆ですけれども、同じような権限の逸脱を、今回のことについて教育委員会はみずからの権限の枠を乗り越えてしまったということです。このことが私は妥協はできない、承認をすることはできないのです。

もう一つ指摘しておきたいと思えます。契約内容に認められない契約をしたのではないのでしょうか。老木を切り倒して除去した後ののり面という工事は、屋内運動場の工事とは別の工事じゃないのでしょうか。この工事をしないと屋内運動施設の建設に支障を来すという説明ではなくて、近くの住民から落ち葉がひどい、落ちてきてひどい、除去をしてほしいということから行ったという説明でありました。この契約変更の中に発電機もありましたけれども、もともと当初の、これは継続費ですけれども、当初のこの契約を行おうとしたときに、今言ったのり面の老木を倒してのり面をつくるのが、発電機というのは入っていなかったはずで、これは別の提案として工事等とやるのが、私は正しい道ではなかったかなと思えます。

主たる反対の理由は冒頭話したように、議会の存在意義を軽視したこと。もっと強く言えば無視したことにつながるということでありますから、私は議員としてそれを認めてしまっ

たのでは繰り返しになります。私自身がなくなってしまう。そんなことを許すわけにはいきません。

以上で反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

3番、稲葉議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

議案第57号 工事請負契約の変更についての賛成討論をいたします。

伊豆市立修善寺南小学校屋内運動場建築工事に関して、平成21年6月19日に中豆建設株式会社との間で締結された契約の金額変更についての議案であります。

変更前の金額は2億9,925万円、変更後の金額は3億1,998万8,000円で、追加工事に伴う2,074万8,000円の増加であります。工事の主なものは、1、本体工事として基礎工事の追加、2、屋内運動場と校舎を結ぶ渡り廊下の変更、3、災害時用自家発電、テレビ受信設備、4、西側民家に隣接する空き地の危険倒木の整備及びそれに続く急斜面の擁壁補強工事で、金額的には擁壁補強の1,550万円が主になります。

この議案は当初、委員会付託を省略し直ちに本会議で採決の予定でしたが、議会の承認を得る前に、仮契約のもと工事は既に着工されており、議会軽視とも受けとめられかねないやり方で進められておりました。そこでさらに詳しい内容と経過を確認するため、委員会付託とされた案件でございます。

我々委員会では、現地調査を含む現状の把握としまして、まず基礎工事と渡り廊下は内容的に見て、これは追加工事ではなく、当初の設計の段階で考えるべきものではなかったのか。それから、擁壁補強については、ついでに同じ業者に頼むような工事の内容ではなく、本来ならば正規の入札で行うべき事業と考えます。しかしながら、現地工事を始めてみて初めてわかった事情もあり、また、擁壁に関しては、工事中の不測の天候による急斜面の民家への災害の可能性を考えると、緊急かつやむを得ない対策であると理解しました。4の同一業者への発注については、工事箇所が体育館に隣接した狭い場所であり、他の業者への依頼は工事の安全性確保や利便性の点から見て不利になると判断します。

また、進め方に関しましても、教育長より決して議会軽視ではないことの反省を述べられました。今大切なことは、児童の教育上、同施設が地域の震災時の避難場所であることも考え、予定どおりにより確かな安全な施設を完成させることと考えます。このことに期待し、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第57号 工事請負契約の変更について、反対討論をさせていただきます。

基本的には、この提案は全くの議会軽視であると。軽視どころではありません、無視です。2,000万円を超える事業が既に終わりに近づいている。その中の一部は基礎工事だと。ただいまの議論の中で耐震性の施設が欲しい、安心・安全の施設が欲しいと言いながら、当初から外壁は考えていなかったんですか。しっかりした基礎をつくらうという考えはなかったんですか。私は設計段階でこの事業は考えられていたと思う。言うなれば確信犯だ。

市長、あなたは旧町からの慣習だというようなことをおっしゃっていた。平成16年につくられた、すなわち合併後につくられた土肥小学校の体育館では、この種の事業は随意契約で行われている。慣習ではありませんよ。あなたによって初めてここで行われたんだ。

この事業の増額は2,074万8,000円、工事の変更の主なものは擁壁工事です。基礎工事も入っていない。皆さん、この安心・安全を求める施設で地質調査が行われなかった。そんなことは信じられますか。調査中ですけれども、いまだに行われていないのではありませんか。たまたま発見された軟弱地盤だけは直された。見えないところにもっと軟弱地盤がある可能性だってあるんだ。大丈夫ですか、この施設は。市長、安心・安全が確保されていますか。地質調査は行われましたか。なぜ行わなかったのですか。

今、小学校、すなわち公共施設ほど耐震というのが問題になっているものはないんです。その施設の地質調査が行われなかった。外壁工事が当初予算から入っていなかった。信じられないんですよ。皆さん信じられますか。この事業の予算は幾らですか。3億2,493万5,000円、業者は中豆建設。市長、あなたはこの2,000万円の事業をやってしまおうと、中豆建設とは話し合っていないですか。否定してくださいよ。この事業の総額は3億1,999万8,000円です。議員の皆さん、皆さんはこの議会で何を発表したんですか。伊豆市行財政改革に関する報告書というのを発表しているんですよ。この中で、4ページに入札改革を行おうとしている。一部読めば、入札制度の適正化を求めているんです。伊豆市の土木建築関係の落札率はほとんどが95%以上の高値で推移している。全部読むと時間がかかりますからこれでやめまされども、この事業の予算額と総契約額が何%になると思います。3億2,493万5,000円を分母として総額3億1,999万8,000円を分子にすれば、実に98.5%なんですよ。これがこの事業の契約の総額だ。これが当初予算だったら当然問題になる。この議会では問題にならないかもしれないですけれども、私は問題にします。これがこの工事請負契約の実態なんです。私は当初から計画されたものであろうと推測する。確信があるんだよ。旧町時代の悪習だというのが、そんなことはない。ここに来て行われているんですから。このような疑わしい事業、到底承認するわけにはいかない。

反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

2番、梅原議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原泰嗣です。

議案第57号 工事請負契約の変更について、賛成討論をします。

この契約につきましては、平成21年6月議会の議案第55号にて議決され承認を得たものがあります。したがって、この内容を変更する場合は、変更工事を実施する前に変更内容について再度議会の承認を得る必要があったと考えます。しかしながら、当局の説明を伺いますと、変更された内容の多くは工事に伴う地元住民からの要望による外構工事で、工事のタイミングや工事費用等の面から一体的に工事を実施する優位性がうかがえます。

修善寺南小学校屋内運動場は非常に老朽化し、生徒の安全、また当学区の広域避難所としても一日も早い建てかえが望まれていました施設でもございます。多少手順に不備があったことは否めませんが、この点は反省していただき、当初の目的を達成できるようお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、反対討論を行います。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、本案に反対の立場から討論を行います。

議案書にはこう書いてあります。工事請負契約の変更について、平成21年6月21日に締結した平成21年度伊豆市立修善寺南小学校屋内運動場建築工事を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めると、こう書いてあります。そこで約2,000万円の契約金額の増額が提案されているわけであります。私はこの議案提出は議会を全くばかにしたものであると思います。まず、増額部分の工事の進捗状況ですが、基礎のコンクリートの増量及び樹木伐採とそれに伴う擁壁建設は既に完成済み、渡り廊下は現在建設中であります。もうほとんどすべての工事ができ上がっているか、または手をつけているという状況にあります。災害とか緊急、突発的な事件でもないのに、これでよく平気な顔をして議会に議決を求めると言えるかと、執行部の神経を疑うものであります。

この事業実施については、当局側の大きな間違いが2つあります。1つ目は、この契約は地方自治法第96条第1項、第5号に定められた議決事件であるにもかかわらず、議会が議決する前に工事はあらかじめ終わっているという点であります。地方公共団体の意思決定は議会の議決によってなされるわけでありますが、議決の前に執行部側が勝手に自分たちで決めて事業を進めていく。これは議会制民主主義を真っ向から否定するものであります。

2つ目は、当局は業者と変更契約を締結するはるか前から、当該部分の工事を発注業者が未定にもかかわらず、今やっている業者に命じ、実行させていたという点であります。地方自治法第232条の3に、よろしいですか、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為、これを支出負担行為といますが、この支出負担行為は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと、こう書いてあります。これは地方公共団体の

執行部側に向けた規定であり、支払いの義務を負う予算の執行の第一段階の行為を言うものであります。そもそも支出負担行為がなされていない中、それも高額な工事の請負の発注を行うということは、地方自治法違反は明白であります。また、市みずからが定めた条例や事務規程を全くみずから無視した行為であると言わざるを得ません。

このように法律で定められている議会の承認を行わないで、執行部側の独断により事業を進めていった点、それからもう一つ、精密に定められているはずの市の内部規程が全く機能せず、またそのチェックが何もなされていなかったという点は、甚だ遺憾であります。私は、市長以下幹部職員の猛省を促すとともに、これらの不適切な点の解明と再発防止の手だてが講じられるまで、この議案は凍結せざるを得ないと考えます。

以上、反対討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終結します。

これより議案第57号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長（飯田宣夫君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります資料のとおり、7月28日、伊豆市民文化ホールにおいて伊豆温泉所在5都市議会議員研修会並びに8月18日、静岡コンベンションアーツセンター、グランシップにおいて、平成22年度静岡県市町議会議員研修会の開催が行われます。これに全議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認め、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加

議長（飯田宣夫君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この4件を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認め、4件を日程に追加することに決定いたしました。

報告第10号の上程、説明、質疑

議長（飯田宣夫君） 追加日程第1、報告第10号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第10号 専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

今回報告申し上げるものは交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について報告するものでございますが、本定例会の初日に続いて追加ということで報告をさせていただくことになりました。

先般にも職員には強く注意喚起をする旨を申し上げておりますけれども、今回も極めて単純な不注意によるもので、管理者として、市長として大変遺憾に思い、反省しているところでございます。このような事故があったからということでなく、市全職員に定期的に継続的にその服務規程と服務規律について再度改めて強く注意をしておるところでございます。

詳細につきまして、総務部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、報告第10号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のほうは3ページをごらんいただきたいと思います。

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてということで専決処分をさせていただいた案件でございます。

この事故の発生日時でございますけれども、平成22年5月27日、午後4時52分ごろということで、場所につきましては伊豆市立橋保育園敷地内ということでございます。損害賠償の額につきましては4万2,150円、和解及び損害賠償の相手方につきましては、伊豆市下白岩在住の市民でございます。

事故の概要でございますが、家庭児童相談を担当しております職員が、こちらの保育園のほうに出向きまして相談業務を終了した後、庁舎に戻る際、駐車場で車両を後退させるときに、子供の迎えのために来園をしておりました保護者の駐車中の車両に気づかず、相手車両の左側前方と自車の右側後部が接触したという案件でございました。

市長のほうの答弁にもございましたように、職員につきましては所属の部課長より厳重な

注意をしたところでございます。

場所等の詳細につきましては4ページのほうをごらんいただきたいと思います、下の発生状況図、左側、この図は左側が市道側になるわけございまして、駐車場内での位置関係でございます。

以上で報告案件の補足説明は終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 質問いたします。

前回もこの一番初めに4案件ありまして、実は整備ができていなくて穴があいていたとか、そういうもので事故したのなら非常に回りながら注意をするということの内容はわかるんですが、これも4時52分という、もう仕事が終わるべきところで、それも園内と。もし子供に事故とかそういうことがあった場合には大変なことになるというふうに考えます。ちょっと明らかに職員が注意が散漫であるということをおっしゃるを得ないということで、あえて言わせていただきますけれども、これこそ、この件についても猛省と、子供の保育園で命ということに関係あることですから、その辺散漫ということでも済ませず、もう少ししっかりとした考えをしていただかないと、ちょっと余りにも多過ぎるのではないかなと。グラウンドとか、この間ありました消防自動車もそうであります。ちょっとした注意で何も起こさないで済む案件だと私は思いますけれども、その辺、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりでございまして、道路状況が悪いというような不可抗力のたぐいのものとは別に、明らかに、しかも真後ろにほかの車がありました、下がったらぶつかりましたというのは、ちょっと考えにくい。それから、公務ということに対してどういうふうに平素臨んでいるのか。あるいは公用車を使う場合に、周辺を注意喚起するというのは、私有車の場合でさえ当然やるべきところです。それから市役所内のもろもろの部屋とか施設とか機材とかの扱い等、やはり根本的に私以下、著しく問題があるだろうと思っております。これをきっかけとしてというのは、もう2年間ある意味言い続けてきているところでございますけれども、今月末に市役所の職員横断的による市役所内の勤務のあり方に関するチームをちょうど立ち上げたところございましたので、管理者から当然私が全責任を負っているわけですが、まず市の職員自身が、自分たちの職場というものに対してどうしていけるのかという事柄について全員に考えてもらうというようなことで、今まで以上に厳しく服務規律のあり方、公務につく際の姿勢について問うてまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） よかったということは一切ありません。こういうことは人身につながるということになったら大変なことでありますので、これからないというような形で職員にさらなる教育をしていただきたいと思います。

もう一回市長、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと口約束というのは政治家としていかなものかと思えますけれども、私はこのたぐいの交通事故が年度内にさらに発生するようなことがあれば、何らかの全体管理者としての責任はとりたいと思っています。やはり緊張感が欠けているところが多分にあり過ぎるところで、これは議員御指摘のところを重々踏まえてやってまいりたいと思います。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 私も再三言っているわけですが、事故を起こす前には必ずヒヤリハット、一つの重大事故の後ろには何百という事故直前の実態が発生していると。これも一つのヒヤリハットだと思うんです、物損事故ですけれども。この時間をごらんください。4時52分、5時ごろというのは子供たちが帰る時間でしょう。子供たちがいっぱいここにはいたんじゃないですか。

それと、民間では、事故が起こればすぐ事故対策委員会を開くとか安全委員会を開くとか、当事者も含めて対策を立てるんです。まず一つ、当然そういうことを市役所はやっていないんじゃないかと思うんです。これもバックだということですので、例えば駐車は必ず前向きでとめさせるとか、発進するときは前向きで発進できるようにしておくとか、安全対策というのはいろいろ考えられるんですよ。消防車の事故が多い。消防車がバックするときは必ず誘導員をつけるとか、何かこの件について安全対策をとりましたか。過去の事故について安全対策をとりましたか、伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 特別な状況あるいは特別な車両等に伴う事故であって、何らかの特別な対策をとる場合には事故対策委員会等々で検討することもあるかと思いますが、ここ数カ月、2年間のこのたぐいの事故を見ておりますと、明らかに職員の注意不十分。これは車両の運転には限定されずに、電話の対応の仕方とかその他、服務規律全体に係ることだろうと私は思っています。したがって、交通事故に限らないで服務規律のあり方、公務に対する心のあり方等を根本的に職員と話し合っていきたいというように思っています。これは余りに交通事故だからと、車に伴うからということではなくて、特に今回非常に単純なケ

ースでございますので、やはり職員の意識そのものに訴えることが問題の解決、根本的な対応策であろうと考えております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） どんな事故でも、やはり主な原因は不注意だと思うんです。しかし、その不注意をカバーできるような対策をふだん速やかに立てないと、事故はなくなりませんよ。事故というのは同じケースというのはまずほとんどないんですよ。その場その場で違ったケースが起きていく。だけれども、そういうものを一つ一つクリアしていかないとなくならないんです。だから民間では事故が起こればすぐ対策とるんです。関係者をすぐ集めて、私、土木会社にいましたけれども、もう事故が起きたらすぐ仕事をやめて関係者集まれと。それで徹底的な分析と対策を立てるんです。それをやらないとなくなりません。私はそう思います。一応それだけ言っておきます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第2、議案第58号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第58号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭への支給が行われることとなり、消防団員等の損害補償の基準を定める政令の改正にあわせ、条文を整理するものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第58号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のほうは5ページのほうになります。

伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての補足説明でございますが、今回の条例改正につきましては市長のほうからも御説明がございましたが、児童扶養手当法、こちらのほうの法律がこの6月2日に国のほうで改正をされました。8月1日より施行ということで急遽追加をさせていただいた案件でございます。消防団員などに支給される公務災害補償との受給調整を児童扶養手当のほうで制限を設けておりますが、その受給調整を定めている非常勤消防団員等に係る損害補償基準を定める政令、こちらのほうが一部改正をされたということで、この改正にあわせ条文の整理を行うというものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表のほうでございます。附則の第8条ということで、他の法律による給付との調整という部分でございます。その中の第7項、こちらのほうが児童扶養手当あるいは特別児童扶養手当等との受給調整ということでございます。この中の第1号でございますが、改正前が右側の改正前、「若しくは第4号」とあるところが、今回の改正で「、第5号若しくは第10号」という改正になります。第4号が抜けておりますのは、実は児童扶養手当法のほうの第5条が第4号に繰り上がったために、第4号を2つのものに分けるときに第5号という形になりました。それと第10号を追加するというので、この部分がいわゆる父子家庭に対する給付ということになります。今回の児童扶養手当法、そちらのほうの改正で新たに父子家庭、今まで母子家庭だけでございました手当の給付が父子家庭にも給付されるということになりましたので、その受給の調整を追加するというものでございます。

第2号のところでございますが、同じく「第3号」というものを「、第8号、第9号又は第13号」ということで、こちらのほうも第13号を追加するという内容になっております。

次の8ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうにこの条例の基準となっております非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正というものをつけさせていただきました。その改正内容のところでございますが、基準でございますので、条例とちょっと条番号が変わっておりますが、第3条7項と申しますのが、私どもの条例では第8条の第7項ということになっております。引用しております児童手当法の第4条第2項という部分の改正の内容が表の中に書かれております。改正前の引用号の欄でございますが、左から2つ目の欄でございますが、第4号というところに、父に支給される公的年金給付の加算対象となっているときという部分がございまして、これが右側で改正後、第5号と第10号という部分に分かれております。この第10号が先ほど申し上げましたように追加になった部分でございます。

同じくその下の引用号の第3号というところでは、こちらのほうが黒い点で3つほど規定してございます。こちらの各項目が右側の改正後のほうに行きまして、第3号、第8号、第9号にそれぞれ新たに分かれたということでございます。そして上の第10号と同様に、第13号のところには父子家庭に給付される分の追加があったということの条文の整理でございます。

こういったものに従いまして、今回私どもの条例の附則の部分の条文の整理を行ったとい

う改正でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） ちょっと2点ほどお聞きしたいんですけども、今回の改正は、今まで父だけだったんですけども、父と母という文言が入ったというふうに理解していいですね。これが1点。

それと、第3号、8号、9号、13号ですけども、今までは時間的な制限はなかったけれども、今度は6年間という制限がついたというふうに理解してよろしいですか。もし違っていろいろだったら説明していただきたいんですが。

わかりますか。6年という数字が全部入っているようなので。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（鈴木伸二君） まず、1点目でございます。先ほども申し上げましたように児童扶養手当法、そちらのほうの改正で新たに父子家庭に対する給付ができたということで、今回、父に支給される公的年金、それから母に支給される公的年金の給付ということで、新たに10号が追加になったということでございます。これは、加算対象となるということでございますので、母親が亡くなった場合に父親に加算されるということで父子家庭の対象が第10号ということで、これが新たに追加になったというものが1点でございます。

それから、6年という経過ということではございませんで、その下にございます父又は母の死亡に係るという部分と、父の死亡に係る部分、それから父又は母の死亡に係る労基法によるという部分、それがそれぞれ3号、8号、9号として改めて規定をし直したという扶養手当法の改正でございます。それでそれに加えて第13号で、先ほどの父子家庭の部分と同様の規定が追加になったというものでございます。

それで、6年と申しますのはまとめて書かれておりますので、それは変わりはありません。

12番（森 良雄君） わかりました。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認め、よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第58号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第3、発議第5号 子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成を求める決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から求められました発議第5号 子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成を求める決議について提案理由の説明を申し上げます。

女性特有のがんである子宮頸がんは年間約1万5,000人が発病し、約3,500人が死亡していると推計されています。また近年、若い女性の発病が急増しており、死亡率も高いことから、女性の健康と生活に深刻な影響を与えています。

このがんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルス感染がほぼ100%原因であることが解明されています。ウイルス自体はすべての女性の約8割が一生に一度は感染する可能性があります。多くの場合、感染しても体内から自然消滅するが、まれに子宮頸がんを発病します。このウイルスに有効なワクチンが昨年10月に我が国でも承認され、12月より発売されています。しかし、必要な3回の接種費用が5万円前後かかることから、接種をためらう人が多いのが現状であります。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど子宮頸がんを含む多くのワクチン接種が公費負担による定期接種となっているのに比べて、日本では承認までに長期間かかることや、ワクチンのほとんどが任意接種で高額な自己負担となるため接種率が低く、他の先進国に比べてワクチン行政が大きくおくれております。

さきの通常国会では、公明党から子宮頸がん予防ワクチンの特定年齢への一斉接種とともに

に、細胞診とHPV検査を併用する予防検診を全額国庫で補助するとして子宮頸がん予防法案が提出されましたが、審議入りしないまま国会が閉会され廃案となってしまいました。国会開会中に総理大臣が交代したにもかかわらず予算委員会を開かなかったことは、この20年来、一度もなかったことであります。審議入りさえしていれば、この法案に反対する政党は恐らくないであろうことから、子宮頸がん撲滅に向けて大きく前進できたはずであり、残念でなりません。

そのような中で、独自に公費助成を行う地方自治体が広がってきております。最近では三島市が10月より全額公費助成する方針を表明しました。子宮頸がんはワクチン接種と検診により、ほぼ100%予防できる唯一のがんであります。女性の健康と命、そして家族の生活を守るため、伊豆市議会として下記に示す事柄について、市当局に積極的な対応を求めていくことを提案するものであります。

1つ目に、子宮頸がん予防ワクチン接種費用に対する公費助成を行うこと。

2つ目として、乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券配布事業の来年度以降の継続と、検診受診率向上に積極的に努めること。

以上を提案させていただきます。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 質問いたします。

子宮頸がん、これは三島市では始まったということで、私もニュースを読んで承知しているわけですがけれども、いいことはいいに決まっているわけで、ただし内容的に三島市はたしか中学3年生、1年生から3年生だったかな、そこを中心にやりますよというところで費用が幾らか出てくるわけですがけれども、やはり発議の場合に、向こうが取り上げるにも全部とかここに集中的にやるんだとかという金額等がないとすると、すべてという話の解釈になるんですけれども、その辺はどのように理解をしたらよろしゅうございますか。

議長（飯田宣夫君） 杉山委員長。

7番（杉山 誠君） そのことについては、実はさきに要望書が提出されまして、それは、要望書については議員に配付をして周知を図るということであったんですけれども、委員会として子宮頸がん、最近予防できるがんということで話題になっておりますので、このことについて調査をしようということになりまして、市のほうに資料の提出を求めて調査をいたしました。その結果、ワクチンの有効な接種時期というものについては、要するに性交渉により感染するわけでありまして、その体験以前に接種をするのが有効であるということで、おおむね12歳ぐらいということで、小学校6年生から中学3年生ぐらいの間ということで、一応そういう調査というか、そういったことが言われております。それに基づきまして、市

のほうの提案としては、最初の接種は中学1年生から3年生までの3学年、その後、各中学に上がってきた段階で1学年ずつ接種をすればいいというような有効な方法が示されておりましたので、要するに1学年ずつ、初年度は3学年対象、次年度以降は1学年対象ということで、具体的なそういう調査をいたしました上でこの発議をしたわけでありますので、具体的には中学1年生から3年生の間というか、そういうことが委員会のほうで、ここに具体的な数字は示されておられませんけれども、一番有効な方法であるということが一般化されておりますので、あえて細かい提案はいたしませんでした。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

1番（鈴木初司君） 了解。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

5番、松本議員。

5番（松本 覺君） よくわからないけれども、助成をといるときにはやっぱりこれ決議、発議は議会が当局に向かってやっているわけですね。

議長（飯田宣夫君） これは委員会提案の議会発議。

5番（松本 覺君） それで、ここで決議をするわけですね。当局に向かってやるわけですね。そうするとかなり重いことなんで、非常に漠然としているわけだ、この文書を見ると。私にはちょっとよくわからない、裏が。例えば助成といたってどれぐらいの助成だとか、助成なら全額出してもらうのか、そこら辺もはっきりしていない。

それから、当市の積極的な対応を求めますと、どういうことを言っているのかというの。そのバックボーンを知っている、何かさっき公明党というような話も具体的に出ましたが、そこら辺を知っている人はわかるかもしれないが、我々はわからない。もうちょっと発議したらそこをきちっとわかるようにしてもらいたいわけですよ。とりあえず何か質問でいいんでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁を求めます。

杉山委員長。

7番（杉山 誠君） わかるようにということですがけれども、子宮頸がんの予防にワクチンが有効であるということは証明されております。これはワクチン接種によって7割程度その予防ができるという。その接種の対象年齢は、先ほど言いましたようにおおむね12歳前後が有効であるということも、こういう理論ができておりますので、その一番有効な手段を行政が積極的に取り組んでいただきたいということでありますので、提案する側からして、何歳の子供に具体的に何回の接種というのはもう確立している接種方法でありますので、ということであえて数字的なものは入れてありませんけれども、またわかんないのでしたらもう一度。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） そのこのところまではわかっているんですよ。だからこれ要請書だからもうちょっと、非常に積極的な対応ってどういうことを言っているのかとか。もう既にそういうことは研究されているからそれを実現してもらいたいとか、というような書き方じゃないと、積極的な対応って何だかわからない。該当年齢というようなこともわからない。そういうことを私は言っているんです。こちら公費助成って言っているのなら、どの程度の助成するのか、100%助成するのかというような、そういうことはある程度サゼスチョンするような書き方じゃないと、賛成したらいいのか反対したらいいのかということは、我々としては決断しかねると、こういう質問なんですよ。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 1つは公費助成がどういうことなのかということで、具体的な内容がわからないということなんですけれども、要するに、かかる費用を市で一部負担するか全額負担するかということは、執行部当局の財政状況にもよりますので、そのできる範囲内で伊豆市として最大限の努力をしてほしいということでありますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

5番（松本 覺君） 1だけはわかりました。上についてはそういうような補足的なことを言ってもらえれば助かります、私たちは。この積極的なという。下も同じことでしたら同じことでいいです。1の公費助成ということと同じことですよというなら理解できる。抽象的過ぎるから具体的に。求めているのはここだから。積極的な対応をしてくださいというのが求めていることなんです。公費助成をお願いしますというんだから、そのこのところをはっきりと、もう一度わかりやすく言ってくださいと、そういうことなんですよ。

議長（飯田宣夫君） 杉山委員長。

7番（杉山 誠君） 説明不足のようでありました。下の記にありますような1番目、2番目、このような内容であります。このようなことについて努力を積極的な対応を……。

要するに繰り返しになりますけれども、全額補助せよとかそういうことは、議会側としてなかなか決定というか求めることについて、ある程度の判断をしていただきたいと思いますということでありますので、行政側としてできる範囲のことでやっていただきたいと思いますということになります。最終的に私たちが全額補助せよとか半額補助せよということは、あえて提案の中には入れませんでした、ということでございます。

5番（松本 覺君） わかりました。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第5号 子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成を求める決議についてを採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、発議第5号は原案のとおり決議されました。

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第4、発議第6号 伊豆市議会改革検討委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、塩谷尚司議員。

〔14番 塩谷尚司君登壇〕

14番（塩谷尚司君） 14番、塩谷尚司です。

発議第6号 伊豆市議会改革検討委員会の設置につきまして提案理由を申し上げます。

地方分権時代に対応した議会機能の充実、議会運営の効率化等に向け、全国的に地方議会の改革活性化が検討されているところであり、我が伊豆市議会におきましても市民の代表として市民の声を聞き、一緒にまちづくりを進めることが大変重要であると考えているところであり、そのためには全議員が一丸となり、さまざまな角度から議会はどうあるべきか、また、市民の負託と信頼にこたえるためにどうしたらよいか等について、議会また議員みずからこれまで以上に改善・改革に取り組まなければならないものと考えます。

さきの議会全員協議会におきまして、この趣旨につきましては皆さんの御賛同をいただきましたが、本会議におきまして伊豆市議会改革検討委員会設置に関する決議を特別委員会の設置を提案させていただきましたので、改めて議員各位におかれましては御賛同をお願いいたしたく、次のとおり提案をいたします。

伊豆市議会改革検討委員会設置に関する決議。

次のとおり伊豆市議会改革検討委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 伊豆市議会改革検討委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 地域民主主義を実現するための伊豆市議会の議会改革等に関する調査研究を行う。

4 委員の定数 議員全員（20名）

5 調査期間 調査終了まで

以上、よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認め、よって、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行います。

発議第6号 伊豆市議会改革検討委員会設置に関する決議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、発議第6号については設置することに決定いたしました。

伊豆市議会改革検討委員会委員及び代表委員の選任について

議長（飯田宣夫君） 追加日程第5、伊豆市議会改革検討委員会委員及び代表委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時48分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま示しました議員を伊豆市議会改革検討委員会委員及び代表委員に選任することに

決定いたしました。

お諮りします。

ただいま選任しました代表委員 6 名の中から伊豆市議会改革検討委員会の正副委員長の互選を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 御異議なしと認めます。

それでは、代表委員は次の休憩中に正副委員長の互選を行い、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により報告を願います。

これより暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 2 時 5 8 分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に代表委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長より報告させます。

それでは、事務局長、お願いします。

〔議会議務局長 久保田義光君登壇〕

議会議務局長（久保田義光君） それでは、報告いたします。

伊豆市議会改革検討委員会委員長に木村建一議員、副委員長に古見梅子議員。

以上であります。

議長（飯田宣夫君） 以上、事務局長の報告のとおり決定いたしました。

閉会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第 2 回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には、長い間、慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2 時 5 9 分